

# 門真市地域防災計画

## 【資料編】

令和 8（2026）年 3 月



## <目次>

### 第1 防災組織・体制関係

資料1-1	門真市防災会議条例	1
資料1-2	門真市防災会議の構成	3
資料1-3	門真市災害対策本部条例	4
資料1-4	門真市災害対策本部事務分掌	5
資料1-5	災害時における各課の配備職員数一覧表	14
資料1-6	門真市災害警戒本部・災害対策本部の組織	15
資料1-7	初動対策部及び現地災害対策本部の組織	17
資料1-8	初動対策部の事務分掌	18

### 第2 自然条件・災害履歴関係

資料2-1	気象庁震度階級関連解説表	19
資料2-2	大阪における主要被害地震	24
資料2-3	門真市周辺地域の活断層の状況	25
資料2-4	主な災害の台風進路	27
資料2-5	雨の強さと降り方	28
資料2-6	風の強さと吹き方	29
資料2-7	過去の主な台風経路図	30
資料2-8	寝屋川流域での過去の浸水被害状況	31
資料2-9	各河川による浸水想定	32
資料2-10	南海トラフ地震の津波被害想定図	34
資料2-11	南海トラフ地震の液状化被害想定図	35
資料2-12	南海トラフ地震の地震火災被害想定図	36

### 第3 通信関係

資料3-1	気象予警報等の種類	37
資料3-2	関係機関の通信窓口	38
資料3-3	大阪府防災行政無線多重回線構成図	41
資料3-4	大阪地区非常通信経路計画（市町村系）	42
資料3-5	災害時の広報文例	43

## 第4 消防・水防関係

資料4-1	台風情報発表文例-----	50
資料4-2	守口市門真市消防組合における消防力の状況-----	51
資料4-3	消防水利の現況-----	54
資料4-4	防火管理者選任状況-----	55
資料4-5	守口市門真市消防組合の組織-----	56
資料4-6	門真市消防団の組織-----	57
資料4-7	消防組合保有資器材一覧表-----	58
資料4-8	消防相互応援協定一覧表-----	60
資料4-9	消防通信-----	61
資料4-10	公設防火水槽分布図-----	62
資料4-11	貯留施設及び増補幹線-----	63
資料4-12	門真市防災資機材貸与要綱-----	64

## 第5 注意施設関係

資料5-1	中高層建築物の現況-----	70
資料5-2	危険物施設数-----	70

## 第6 上下水道関係

資料6-1	排水ポンプ施設一覧表-----	71
資料6-2	給水用車両及びタンク等保有一覧表-----	73
資料6-3	上下水道事業用無線-----	73

## 第7 備蓄関係

資料7-1	備蓄物資一覧表-----	74
資料7-2	防疫用器具、器材、備蓄一覧表-----	75
資料7-3	備蓄倉庫位置図-----	76
資料7-4	大阪府災害救助用食料緊急引渡要領-----	77

## 第8 医療・清掃・遺体処理関係

資料8-1	要配慮者利用施設一覧表-----	93
資料8-2	し尿収集委託業者一覧表-----	107
資料8-3	一般ごみ等収集業務委託業者一覧表-----	107
資料8-4	公営葬儀業者一覧表-----	108
資料8-5	大阪府内災害拠点病院一覧表-----	109

## 第9 都市計画関係

資料9-1	都市計画公園一覧表	110
資料9-2	都市計画道路一覧表	111
資料9-3	都市計画公園・都市計画道路一覧図	112
資料9-4	防火・準防火地域指定状況図	113
資料9-5	地震時等に著しく危険な密集市街地	114

## 第10 交通関係

資料10-1	公用車一覧表	115
資料10-2	緊急交通路予定路線図	116
資料10-3	ヘリポート候補地一覧表	117

## 第11 避難関係

資料11-1	一時避難地一覧表	118
資料11-2	広域避難地一覧表	118
資料11-3	避難所一覧表	119
資料11-4	洪水時避難所一覧表	120
資料11-5	給食調理施設一覧表	121
資料11-6	広域避難の受入概要	122
資料11-7	一時滞在施設一覧	128

## 第12 災害応援関係

資料12-1	災害相互応援協定一覧表	129
資料12-2	協定書	133

## 第13 被害情報関係

資料13-1	災害救助法の対象項目と程度、 方法及び期間並びに実費弁償の額	201
--------	-----------------------------------	-----

## 第14 復旧・復興関係

資料14-1	門真市災害弔慰金の支給等に関する条例	208
資料14-2	門真市災害見舞金等支給条例	213
資料14-3	災害による被害者に対する門真市税の減免に関する条例	216
資料14-4	応急仮設住宅建設候補地	221

## 第 15 防災拠点関係

資料 15-1	防災機能を有する施設一覧表	222
---------	---------------	-----

### 様式集

様式 1	職員動員報告書	223
様式 2	非常無線通信用紙	224
様式 3	防疫活動完了報告書	225
様式 4	遺体対策票	226
様式 5	遺留品処理票	227
様式 6	遺体対策台帳	228
様式 7	火葬埋葬台帳	229
様式 8	(欠番)	
様式 9	緊急通行車両確認申出書、確認証明書及び標章	230
様式 10	避難所状況報告書	233
様式 11	避難者名簿	234
様式 12	避難者カード	235
様式 13	食料依頼伝票	236
様式 14	物資管理伝票	237
様式 15	物資受渡簿	238
様式 16	自衛隊の災害派遣及び撤収要請書	239
様式 17	公用令書	240
様式 18	応援等要請のための連絡事項	243
様式 19	参集途上被災状況報告書	244
様式 20	災害連絡票	245
様式 21	各種被害状況報告書	246
様式 22	相談対応票	247
様式 23	義援金・救援物資受付記録簿	248

## 【資料 1 - 1 門真市防災会議条例】

### 門真市防災会議条例

昭和40年3月29日

条例第1号

改正 昭和43年3月28日 条例第20号

平成12年3月28日 門真市条例第14号

平成25年3月28日 門真市条例第18号

平成26年6月23日 門真市条例第15号

(目的)

**第1条** この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき門真市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

**第2条** 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 門真市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務（会長及び委員）

**第3条** 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、30名以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
  - (1) 指定地方行政機関の職員
  - (2) 本市を警備区域とする陸上自衛隊の部隊又は機関の長
  - (3) 大阪府知事の部内の職員
  - (4) 大阪府警察の警察官
  - (5) 本市の職員
  - (6) 教育長
  - (7) 消防長及び消防団長
  - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
  - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
- 6 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は再任されることができる。

(専門委員)

**第4条** 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、大阪府の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、

関係指定地方公共機関の役員又は職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(議事等)

**第5条** この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

**附 則**

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

**附 則** (昭和43年3月28日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成12年3年29日門真市条例第14号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則** (平成25年3年28日門真市条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成26年6年23日門真市条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 【資料 1 - 2 門真市防災会議の構成】

会長及び委員

(令和 7 年 1 月現在)

	所属及び補職名	備 考
1	門真市長	会長
2	農林水産省近畿農政局大阪府拠点 地方参事官	指定地方行政機関の職員
3	国土交通省近畿地方整備局 淀川河川事務所長	
4	陸上自衛隊 第36普通科連隊第5中隊長	本市を警備区域とする陸上自衛隊の部隊又は機関の長
5	大阪府枚方土木事務所 参事（地域防災監）	大阪府知事の部内の職員
6	大阪府守口保健所 次長	
7	大阪府門真警察署長	大阪府警察の警察官
8	門真市副市長	門真市の職員
9	門真市教育委員会 教育長	教育長
10	守口市門真市消防組合 消防長	消防長及び消防団長
11	門真市消防団長	
12	日本郵便株式会社 門真郵便局長	指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
13	NTT西日本株式会社 関西支店 設備部長	
14	関西電力送配電株式会社 大阪支社 大阪北電力本部 守口配電営業所長	
15	淀川左岸水防事務組合 事務局長	
16	京阪電気鉄道株式会社 枚方エリア駅長	
17	京阪バス株式会社 門真支所長	
18	大阪ガスネットワーク株式会社 北東部事業部 総務チームマネージャー	
19	一般社団法人 門真市医師会長	
20	門真市薬剤師会長	
21	一般社団法人 門真市歯科医師会長	
22	門真市消防団 女性部長	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者

## 【資料 1－3 門真市災害対策本部条例】

### 門真市災害対策本部条例

昭和40年3月29日

条例第2号

改正 平成8年3月29日 門真市条例第2号

平成24年9月28日 門真市条例第25号

(目的)

**第1条** この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、門真市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

**第2条** 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）その他の職員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

**第3条** 本部長は、必要があると認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部員の中から本部長が指名する。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

**第4条** 現地災害対策本部に現地災害対策本部長、現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、本部員その他の職員の中から本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

**第5条** 前各条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

**附 則**

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

**附 則**（平成8年3月29日門真市条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成24年9月28日門真市条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

【資料 1 - 4 門真市災害対策本部事務分掌】

災害対策本部

組織名	構成	主な事務分掌
<b>災 害 対 策 本 部 会 議</b>	<p>(本部長) 市長</p> <p>(副本部長) 副市長</p> <p>(本部員) 教育長 統括理事 副教育長 各部局長 会計管理者</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害応急対策の基本方針に関する事</li> <li>2. 動員配備体制に関する事</li> <li>3. 各部班間の調整事項に関する事</li> <li>4. 避難指示及び警戒区域の設定に関する事</li> <li>5. 避難所の開設に関する事</li> <li>6. 自衛隊災害派遣要請に関する事</li> <li>7. 他の市町村への応援要請に関する事</li> <li>8. 国・府及び関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>9. 災害救助法適用要請に関する事</li> <li>10. 激甚災害の指定の要請に関する事</li> <li>11. ボランティアの受入れの可否に関する事</li> <li>12. その他災害応急対策の実施及び調整に関する事</li> </ol>

本部事務局

組織名	構成	主な事務分掌	
本部事務局	<p><b>(事務局長)</b> 総務部次長</p> <p><b>(統括責任者)</b> 秘書課長 魅力発信課長 ICT推進課長 人事課長 危機管理課長</p>	庶務係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本部会議室等必要居室の確保及び必要資機材の設置に関すること</li> <li>2. 本部会議の事務に関すること</li> <li>3. 災害応急対策実施状況の取りまとめ及び関係機関への被害状況の報告に関すること</li> <li>4. 府及び関係機関への応援要請及び受入れに関すること</li> <li>5. 本部長、副本部長の秘書に関すること</li> <li>6. 国、府関係者等の応接に関すること</li> </ol>
	<p><b>(局員)</b> 秘書課 魅力発信課 ICT推進課 人事課 危機管理課</p>		情報係
		連絡係	

※本部事務局員は、個々の業務と兼任とする。

**各部局**

Aグループ：本部長指示がなくても、緊急に活動に入る必要のある部課  
 Bグループ：情報収集によらなければ効果的な活動のできない部課  
 Cグループ：緊急性があるとしても、事態に照らし、半日から1日程度、任務によつてはそれ以上遅れても、それほど支障がないと思われる部課

部局名	班名 班長	部署名	主 な 事 務 分 掌	A	B	C
企画 財政部・ 企画 財政部長	広報班 魅力発信課長	秘書課 魅力発信課	1. 報道機関との連絡、調整に関する事 2. 災害の広報に関する事 3. 災害状況等の記録撮影に関する事 4. 部内の連絡調整に関する事	○	○ ○ ○	
	調達班 財政課長	企画課 財政課 ICT推進課	1. 総合的な復旧・復興計画の立案及び関係部署の調整に関する事 2. 市の災害復旧資金計画及び資金の調達に関する事 3. 災害対策諸物資の調達・検収及び契約に関する事 4. 本部の指示による各部局の応援に関する事	○	○	○ ○
総務部・ 総務部長	総務班 財産活用課長	総務課 財産活用課	1. 庁舎等応急修理に関する事 2. 車両の確保及び輸送に関する事 3. 当該部局に属する市有財産の被害状況調査に関する事 4. 市有財産の被害状況の把握に関する事 5. 部内の連絡調整に関する事	○ ○		○ ○
	人事班 人事課長	人事課	1. 職員の動員及び調整に関する事 2. 職員の給食救護及び災害給与に関する事 3. 職員の現況把握に関する事 4. 災害対策従事者への夜食等の配給に関する事 5. 他市及び他の機関からの応援職員に関する事	○	○ ○	○ ○
	調査班 課税課長	課税課 収納課	1. 災害による被害状況調査に関する事 2. 罹災証明書の交付に関する事	○		○

部局名	班名 班長	部署名	主 な 事 務 分 掌	A	B	C
市民文化部・市民文化部長	災害相談班 人権市民相談課長	地域政策課 市民課 人権市民相談課	1. 災害に関する苦情受付及び処理に関する事 2. 市民の災害相談に関する事 3. 被災者応急用品等の確保、あっせん並びに物価の安定監視に関する事 4. 施設利用者の安全確保及び施設の被害状況の調査に関する事 5. 部内の連絡調整に関する事 6. 本部の指示による各部局の応援に関する事		○  ○  ○  ○	○      ○
	商工農政班 産業振興課長	産業振興課	1. 商工業者の被害調査、復旧対策に関する事 2. 商工業者の罹災証明書の交付並びに復旧資金のあっせん事務に関する事 3. 耕地、かんがい用ため池の被害状況調査及び復旧対策に関する事 4. 農業者の被害調査及び復旧対策に関する事 5. 家畜伝染病の予防及び防疫に関する事 6. 畜産関係の被害調査並びに応急対策及び保健所の指導、連絡に関する事			○ ○  ○  ○ ○

部局名	班名 班長	部署名	主 な 事 務 分 掌	A	B	C
保健福祉部・保健福祉部長	福祉対策班 福祉事務所長	福祉政策課 保護課 障がい福祉課 高齢福祉課	1. 福祉施設入所者並びに利用者の安全確保に関すること 2. 要援護世帯の被災状況調査に関すること 3. 福祉施設の被災状況調査及び保安措置に関すること 4. 日本赤十字社大阪府支部、その他社会福祉団体との連絡並びに協力要請に関すること 5. ボランティアの受付、登録に関すること 6. 義援物品・救援物資の受入れに関すること 7. 災害援護資金、生活資金等の貸付けに関すること 8. 災害弔慰金等の支給に関すること 9. 遺体安置所の確保及び遺体の収容に関すること 10. 部内の連絡調整に関すること	○		
	保健医療対策班 健康増進課長	健康増進課 こども家庭センター（母子保健グループ）	1. 救護所の設置、運営に関すること 2. 医師会救護班の出動要請に関すること 3. 医師会救護班との連絡調整に関すること 4. 医薬品及び衛生資材の確保に関すること 5. 被災住民、避難住民の健康調査及び相談に関すること 6. 医療機関の被害調査及び傷病者の収容可能病院の把握に関すること 7. 防疫活動（調査、健康診断）に関すること		○	
		保健福祉センター 休日診療所	1. 施設利用者の安全確保及び施設の被害状況の調査に関すること	○		
	食料班 健康保険課長	健康保険課	1. 食料品、生活必需品等の確保及びあっせんに関すること 2. 災害時における主食販売業者の指揮監督に関すること 3. 災害応急用食料の調達及び配給に関すること 4. 被災者に対する炊き出しに関すること		○	○
こども部・こども部長	園児対策班 こども政策課長	こども政策課 こども家庭センター（家庭児童相談グループ） 保育幼稚園課 認定こども園	1. 施設利用者の安全確保及び施設の被害状況の調査に関すること 2. 被災園児の被災状況調査の取りまとめ及び報告に関すること 3. 被災園児に対する学用品の調達及び支給に関すること 4. 災害時における園児の応急給食に関すること 5. 被災者への炊き出し給食業務の協力に関すること 6. 園長との連絡、調整に関すること	○		○

<b>保健医療対策班</b> 健康増進課長	健康増進課 こども家庭センター（母子保健グループ）	1. 救護所の設置、運営に関する事 2. 医師会救護班の出動要請に関する事 3. 医師会救護班との連絡調整に関する事 4. 医薬品及び衛生資材の確保に関する事 5. 被災住民、避難住民の健康調査及び相談に関する事 6. 医療機関の被害調査及び傷病者の収容可能病院の把握に関する事 7. 防疫活動（調査、健康診断）に関する事	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
--------------------------	------------------------------	---	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------

部局名	班名 班長	部署名	主 な 事 務 分 掌	A	B	C
まちづくり部・まちづくり部長	庶務班 都市政策課長	都市政策課 地域整備課 庁舎エリア整備課	1. 被災者応急用建築資材の確保、あっせんに関する事 2. 住宅の災害復興対策の企画に関する事 3. 被災者の応急仮設住宅の建設用地の決定及び入居者の選定に関する事 4. 部内の連絡調整に関する事 5. 本部の指示による各部局の応援に関する事		○	○ ○
	建築班 建築指導課長	公共建築課 建築指導課	1. 公共建物、設備等の具体的被害調査及び応急復旧に関する事 2. 被災者の応急仮設住宅建設に関する事 3. 被災住宅の応急修理に関する事 4. 緊急時における民間等への協力依頼に関する事 5. 被災建築物の応急危険度判定に関する事 6. 被災家屋の解体及び除去に関する事	○		○ ○ ○ ○
	土木班 道路公園課長	道路公園課	1. 市内道路、橋りょうに係る被害状況調査及び応急対策に関する事 2. 市内道路上の障害物の除去及び道路構造物の管理に関する事 3. 公園の管理運用並びに被害状況調査及び応急処理に関する事 4. 災害時における交通規制及び関係機関との連絡調整に関する事 5. 市内の河川、水路、一般下水道施設、樋門、排水ポンプ等の管理運用並びに被害状況調査及び応急処理に関する事 6. 部の掌握する被害状況調査の取りまとめ、報告等部の事務に関する事 7. 緊急時における民間等への協力依頼に関する事	○	○ ○ ○	○ ○

部局名	班名 班長	部署名	主 な 事 務 分 掌	A	B	C
環境水道部・環境水道部長	清掃班 環境水道部 次長	環境政策課 クリーンセンター 業務課 クリーンセンター 施設課	1. 災害時における清掃計画に関すること 2. 被災地域のごみの応急処理に関すること 3. 施設利用者の安全確保及び施設の被害状況の調査に関すること 4. 緊急時における民間等への協力依頼に関すること 5. 死亡獣畜の収集及び処理に関すること 6. 防疫活動（消毒、害虫駆除等）に関すること 7. 放浪動物の保護収容等の対策に関すること 8. し尿くみ取りの応急処理に関すること 9. 仮設トイレの調達に関すること	○	○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	給水班 お客さまセン ター長	お客さまセンター	1. 水道施設の被害状況並びに応急、復旧状況の取りまとめ及び報告に関すること 2. 職員の動員、各班の連絡調整、各班の応援等に関すること	○	○	
	総務班 経営総務課長	経営総務課	3. 断水時における広報宣伝に関すること 4. 断水地区への臨時給水に関すること 5. 水道事業の災害復旧資金計画に関すること 6. 材料手配、連絡、部の庶務に関すること		○	○ ○ ○
	施設班 水道事業課長	水道事業課	1. 災害時における送配水の確保に関すること 2. 浄配水場施設、送配水管及び給水管の復旧並びに関係機関との連絡に関すること 3. 災害時における水道施設の巡視に関すること 4. 水道施設に係る被害調査及び応急対策に関すること 5. 水質調査並びに検査に関すること 6. 工事事業者の復旧班の応援に関すること 7. 緊急時における民間等への協力依頼に関すること	○ ○	○ ○ ○ ○	
	下水道班 公共下水道事業 課長	公共下水道事業課	1. 公共下水道施設の管理運用並びに被害状況調査及び応急処理に関すること 2. 部の掌握する被害状況調査の取りまとめ、報告等部の事務に関すること 3. 緊急時における民間等への協力依頼に関すること 4. 部内の連絡調整に関すること	○	○	○ ○
会計・会計管理者	経理班 会計課長	会計課	1. 災害対策の収入及び支出に関すること 2. 災害救助時の決算に関すること 3. 義援金の受領に関すること			○ ○ ○

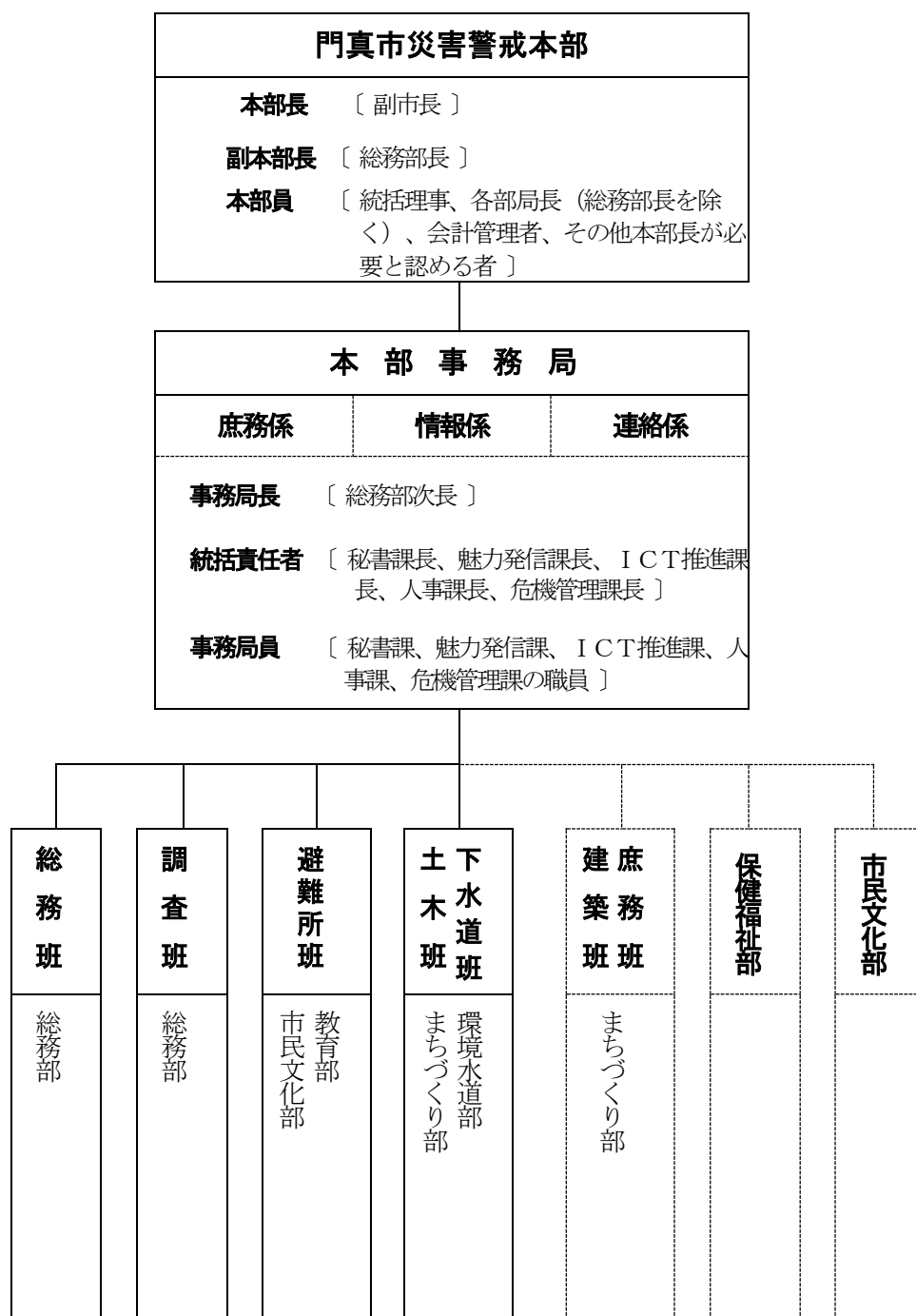
部局名	班名 班長	部署名	主 な 事 務 分 掌	A	B	C
教育部・教育部長 市民文化部・市民文化部長	教育班 教育総務課長	教育総務課 教育企画課	1. 教育施設の被害状況調査の取りまとめ及び報告に関すること 2. 被災児童、生徒に対する学用品の調達及び支給に関すること 3. 教育機能の復旧に関すること 4. 校長との連絡調整に関すること 5. 教育委員会内の連絡調整に関すること 6. 災害時における児童・生徒の応急給食に関すること 7. 被災者への炊き出し給食業務の協力に関すること			○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	避難所班 学校教育課長	生涯学習課 学校教育課 北島図書館	1. 避難所の設置、管理及び運営に関すること 2. 避難所ボランティア受入れに関すること 3. 避難者の誘導に関すること 4. 文化財の保安措置及び被害状況の調査に関すること 5. 施設利用者の安全確保措置及び被害状況の調査に関すること	○ ○ ○		○ ○ ○
選挙管理委員会事務局長・固定資産 評価審査委員会事務局長・公平委員 会事務局長・監査委員事務局長			1. 本部の指示による各部局の応援に関すること		○	
議会事務局長			1. 市議会との連絡・調整に関すること 2. 本部の指示による各部局の応援に関すること		○ ○	

【資料 1-5 災害時における各課の配備職員数一覧表】（令和 7 年 4 月現在）

部局	課	1号配備	2号配備	3号配備
企画財政部	秘書課	1	1	全員
	企画課	1	1	
	財政課			
	魅力発信課	1	2	
	I C T推進課	1	1	
総務部	総務課	1	1	全員
	人事課	2	2	
	財産活用課	1	2	
	危機管理課	全員	全員	
	課税課	1	2	
	収納課	1	1	
市民文化部	地域政策課	1	2	全員
	産業振興課	1	2	
	市民課			
	人権市民相談課	1	1	
	生涯学習課	1	1	
	北島図書館			
保健福祉部	福祉政策課	1	1	全員
	健康増進課	1	2	
	保護課			
	障がい福祉課	1	1	
	高齢福祉課	1	1	
	健康保険課			
子ども部	子ども政策課	3	3	全員
	子ども家庭センター			
	保育幼稚園課			
	認定子ども園			
まちづくり部	都市政策課	6	12	全員
	地域整備課			
	土木課			
	公共建築課			
	庁舎エリア整備課			
	建築指導課			
環境水道部	環境政策課	2	2	全員
	クリーンセンター業務課	1	1	
	クリーンセンター施設課	1	1	
	経営総務課			
	水道事業課			
	お客さまセンター			
	公共下水道事業課			
会計	会計課			全員
教育委員会事務局 教育部	教育総務課	1	1	全員
	教育企画課	1	1	
	学校教育課	1	1	
選挙管理委員会事務局・固定資産評価審査委員会事務局・監査委員事務局 局・公平委員会事務局				全員
議会事務局		1	1	全員
【備考】				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害の規模等に応じて各部局長は配備職員数を増減できる。</li> <li>・市長が判断する配備体制をとる場合がある。</li> <li>・環境水道部（経営総務課、水道事業課、お客さまセンター、公共下水道事業課）は独自の配備体制とする。</li> </ul>				

【資料 1－6 門真市災害警戒本部・災害対策本部の組織】

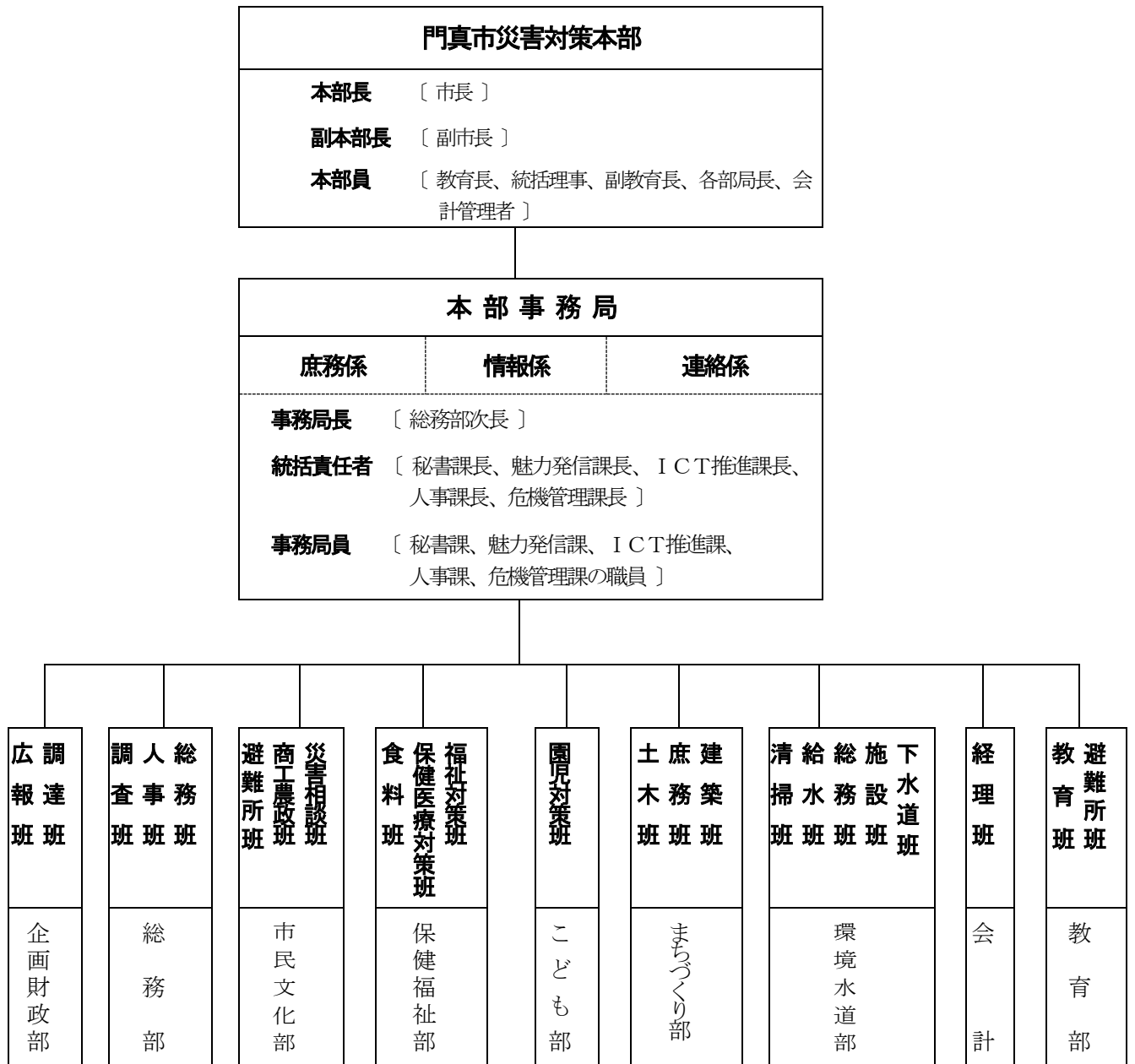
門真市災害警戒本部の組織



※市民文化部、保健福祉部及び庶務班、建築班は予備職員のため、市長または本部長が指示した場合、直ちに配備につくものとする。

※各班の体制は、各部長がそれぞれ指名する部の職員が酒配備につくものとする。

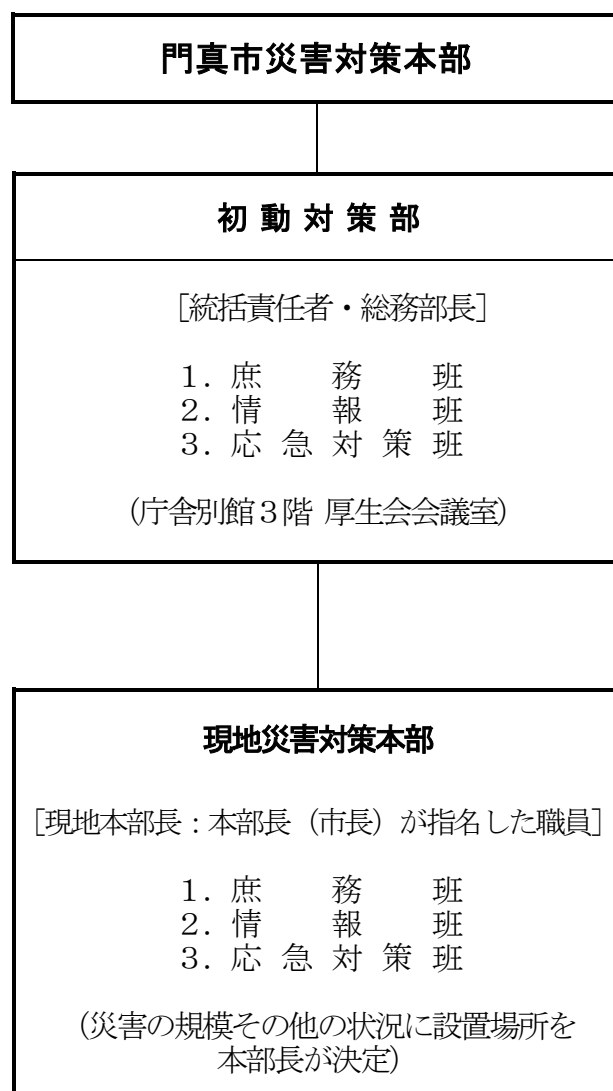
# 門真市災害対策本部の組織



※上記以外の部・局・課は、事務分掌に準ずる。

※各班の体制は、各部長がそれぞれ指名する部の職員が酒配備につくものとする。

【資料 1－7 初動対策部及び現地災害対策本部の組織】



※現地災害対策本部の組織、運営については、本部長（市長）の指示する内容とし、業務内容に応じて必要人員を確保し、弾力的に構成

【資料 1 - 8 初動対策部の事務分掌】

初動対策部の主な初動活動	
<b>庶務班</b>	<input type="checkbox"/> 初動体制の統括 <input type="checkbox"/> 初動対策部開設 <input type="checkbox"/> 通信手段の確保(電話・携帯電話・ファクシミリ・府防災情報システム等) <input type="checkbox"/> 災害対策本部の開設準備及び災害対策本部会議準備 <input type="checkbox"/> 本部長・副本部長・本部員の指示、伝達 <input type="checkbox"/> 本部会議用議案の作成(初動応急対策案) <input type="checkbox"/> 職員の参集状況の把握(庁内、現地対策部、避難所等) <input type="checkbox"/> 府への被害報告及び応援要請(自衛隊・赤十字等) <input type="checkbox"/> 職員の被害状況の把握(本人、家族の人身被害、家屋倒壊等) <input type="checkbox"/> 参集職員の食料・食堂・宿泊場所の確保
<b>情報班</b>	<p>&lt;情報収集係&gt;</p> <input type="checkbox"/> 参集職員(庁舎・現地対策部・避難所・各市施設等)から「参集途上被災状況報告書」を収集 <input type="checkbox"/> 警察・消防・住民・病院・鉄道・NTT・関西電力送配電・大阪ガス・その他防災関係機関・各種団体企業等から情報収集(電話・ファクシミリ等) <input type="checkbox"/> 報道関係機関(ラジオ・テレビ・新聞等)より情報収集 <input type="checkbox"/> 防災行政無線・電話・携帯電話・ファクシミリ等で収集した情報を「災害連絡票」に記入
<b>情報班</b>	<p>&lt;整理・連絡係&gt;</p> <input type="checkbox"/> 収集した情報を、地区別・被害内容別に整理 <input type="checkbox"/> データ集計・整理 <input type="checkbox"/> 図面上で整理 <input type="checkbox"/> 被害状況を庶務班へ連絡 (庶務班から大阪府・防災関係機関へ報告) <input type="checkbox"/> 被害状況を各班へ連絡 <input type="checkbox"/> 未確認地区の情報確認依頼
<b>情報班</b>	<p>&lt;広報係&gt;</p> <input type="checkbox"/> 市民窓口(情報収集・対応・広報等) <input type="checkbox"/> 報道機関への対応(ラジオ・テレビ・新聞等) ・プレス発表 ・広報等の協力要請(市から市民への広報)
<b>応急対策班</b>	<input type="checkbox"/> 庁舎の被害把握 <input type="checkbox"/> 庁内の通信機器の機能点検 <input type="checkbox"/> 災害活動用車両、駐車場の確保 <input type="checkbox"/> 災害用資機材の確保 (テント・乾電池・懐中電灯・スコップ・軍手・長靴・雨具・ビニールシート・ヘルメット等) <input type="checkbox"/> 救援物資の受入れ対応 <input type="checkbox"/> 自治体・企業等からの応援の受入れ <input type="checkbox"/> 二次災害関連調査(災害危険区域、河川等の調査) <input type="checkbox"/> 緊急道路網の確保 <input type="checkbox"/> 二次災害防止についての市民への呼びかけ

## 【資料 2 - 1 気象庁震度階級関連解説表】

(出典：気象庁資料、平成21年3月)

### 使用にあたっての留意事項

1. 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
2. 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
3. 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
4. この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
5. この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
6. この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

● 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などに、ひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁など大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注1）木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、おおむね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂（※1）や液状化（※2）が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある（※3）。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

## ● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある（※）。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある（※）。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が各事業者の判断によって行われる。 （安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

## ● 大規模構造物への影響

長周期地震動（※）による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

## 【資料２－２ 大阪における主要被害地震】

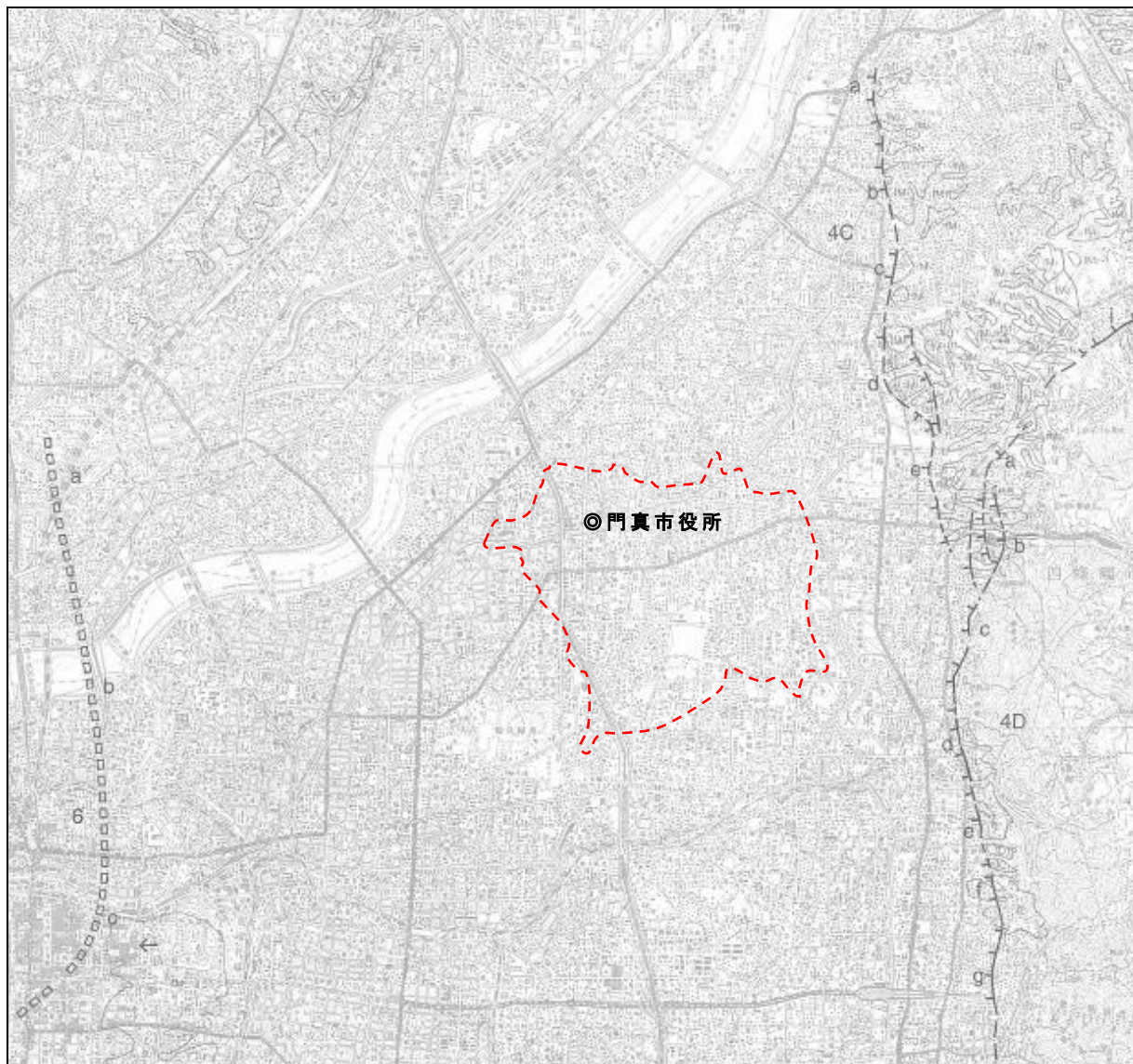
(出典：大阪府地域防災計画関連資料集、令和２年３月修正)

年 月 日	名称又は 震央の地名	マグニ チチュー ド	府域の 震度 (推定含む)	大阪市を 中心とした 震央距離 (k m)	府域の被害の概要
887年 8月26日	南海道沖	8. 6	—	190	津波による死者多数
1361年 8月3日	南海道沖	8. 4	—	190	四天王寺倒壊、 津波による死者数百名
1510年 9月21日	摂津河内	6. 7	—	20	河内葛井寺、その他21社 倒壊、人家の被害多数
1579年 2月25日	摂津	6. 2	—	5	四天王寺の鳥居崩壊
1596年 9月5日	京都及び畿内 (伏見地震)	7. 0	4	30	堺で死者600人、 大阪も人家被害多数
1662年 6月16日	滋賀県西部	7. 6	5	80	高槻城、岸和田城破損、 大阪で若干の死者
1707年 10月28日	宝永地震 (東南海道沖)	8. 4	6	180	大阪で死者約750人、 他に津波により死者多数、 船舶被害1300、落橋50
1854年 12月23日	安政東海地震	8. 4	5	220	大阪で倒壊200軒
1854年 12月24日	安政南海地震	8. 4	5～6	150	津波による死者多数、 船舶被害1,800、落橋10
1891年 10月28日	濃尾地震	8. 0	5	150	死者24人、負傷者94人、 全壊1,011、半壊708
1899年 3月7日	紀伊半島南東部	7. 0	4	70	大阪市内砲兵工廠、小学 校等損傷
1927年 3月7日	北丹後地震	7. 3	4	110	死者21人、負傷者126人、 全壊117、半壊127
1936年 2月21日	河内大和地震	6. 4	4～5	25	死者8人、負傷者52人、 全壊18、半壊89
1944年 12月7日	東南海地震	7. 9	4	130	大阪市内で死者6人、 負傷者120人、全壊122、 半壊(小破を含む)2,500
1946年 12月21日	南海道地震	8. 0	4	185	死者32人、負傷者46人、 全壊261、半壊217
1952年 7月18日	吉野地震	6. 8	4	30	死者2人、負傷者75人、 全壊9、半壊7
1995年 1月17日	兵庫県南部地震	7. 3	4	—	死者31人、 負傷者3,589人、 全壊895棟、 半壊7,232棟
2000年 10月6日	鳥取県西部地震	7. 3	—	—	負傷者4人
2004年 9月5日	紀伊半島南東沖	7. 4	—	—	負傷者10人
2011年 3月11日	東北地方太平洋 沖地震	9. 0	—	—	負傷者1人
2013年 4月13日	淡路島地震	6. 3	5	70	負傷者34人、全壊6棟 半壊66棟
2018年 6月18日	大阪府北部を震 源とする地震	6. 1	6弱	20	死者6人、負傷者369人、 全壊18棟、半壊512棟

## 【資料 2－3 門真市周辺地域の活断層の状況】

### 1. 活断層の分布

(出典：近畿の活断層、東京大学出版会)



番号	断層名	確実度	長さ
6	上町断層帯	I	8.8km
4 C	生駒断層帯・枚方断層	I	7 km
4 D	生駒断層帯・生駒断層	I	9.5 km

※確実度 I は確実な活断層

II は活断層であると推定されるもの

III は活断層の可能性のあるもの

## 2. 主要な活断層や海溝型地震の発生可能性

文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会では、主要な活断層や海溝型地震の発生可能性等の評価している。本市周辺に確認されている断層及び東南海、南海地震の評価は次のとおりである。

### (1) 活断層の長期評価

断層帯名	長期評価で予想した地震規模(マグニチュード)	地震発生確率			我が国の主な活断層における相対評価	平均活動間隔(上段)と最新活動時期(下段)
		30年以内	50年以内	100年以内		
生駒断層帯	7.0～7.5程度	ほぼ0%+～0.1%	ほぼ0%+～0.2%	ほぼ0%+～0.6%	我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する	3000年～6000年 1600年前～1000年
上町断層帯	7.5程度	2%～3%	3%～5%	6%～10%	我が国の主な活断層の中では高いグループに属する	8000年 28000年前～9000年前

注1) 発生確率等の基準日は2005年1月1日

2) 「ほぼ0%」は $10^{-3}$ %未満の確率値

3) 今後30年間で発生する確率の例

: 交通事故で死亡する確率 = 約0.2%

: 交通事故でケガをする確率 = 約20%

(参考) 1995年兵庫県南部地震発生直前における確率

断層帯名	発生した地震規模(マグニチュード)	地震発生確率	平均活動間隔
		30年以内	
野島断層	7.3	0.4%～8% (暫定値)	1800年～3000年 (暫定値)

### (2) 海溝型地震の長期評価の概要

項目	将来の地震発生確率
	南海トラフ地震(M8～9クラス)
今後10年以内の発生確率	ほぼ0～40%
今後30年以内の発生確率	60～90%程度以上
今後50年以内の発生確率	90%程度 もしくはそれ以上
地震後経過率	0.82

注1) 評価時点は2025年1月1日現在

2) 地震後経過率: 前回の地震発生以降、経過した時間の平均活動間隔に対する割合

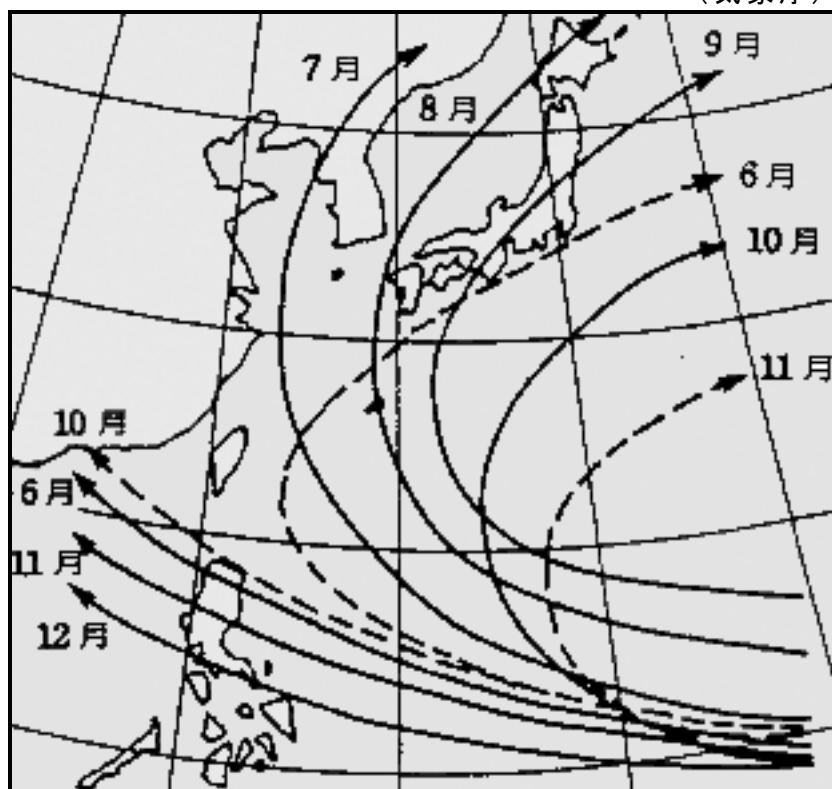
3) 今後30年間で発生する確率の例

: 交通事故で死亡する確率 = 約0.2%

: 交通事故でケガをする確率 = 約20%

【資料2-4 主な災害の台風進路】

(気象庁)



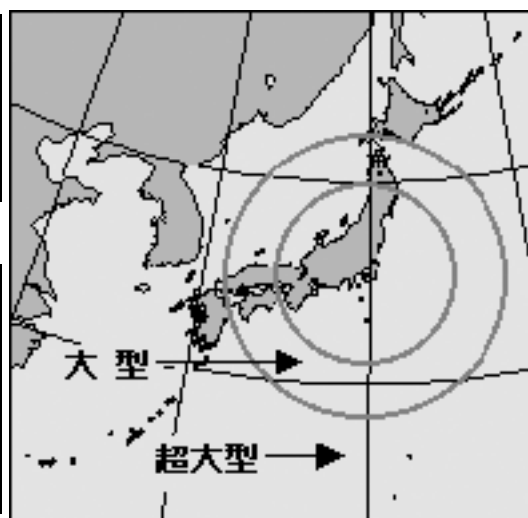
● 大きさの階級分け

階級	風速15m/s以上の半径
大型：(大きい)	500km以上～800km未満
超大型：(非常に大きい)	800km以上

● 強さの階級分け

階級	最大風速
強い	33m/s(64kt)以上～44m/s(85kt)未満
非常に強い	44m/s(85kt)以上～54m/s(105kt)未満
猛烈な	54m/s(105kt)以上

(注) kt：ノット



## 【資料2-5 雨の強さと降り方】

(出典：気象庁資料、平成29年9月一部改正)

1時間雨量 (mm)	予報用語	人の受ける イメージ	人への 影響	屋内 (木造住宅を想定)	屋外の 様子	車に乗っていて
10以上 ～20未満	やや 強い雨	ザーザーと 降る	地面からの 跳ね返りで 足元がぬれ る	雨の音で話し声が良い 聞き取れない	地面一面 に水たまりが できる	
20以上 ～30未満	強い雨	どしゃ降り	傘をさして いてもぬれ る	寝ている人の半数く らいが雨に気がつく		ワイパーを速く しても見づらい
30以上 ～50未満	激しい雨	バケツをひ っくり返した ように降る			道路が川 のように なる	高速走行時、車 輪と路面の間に 水膜が生じブレ ーキが効かなくな る(ハイドロ プレーニング現 象)
50以上 ～80未満	非常に 激しい雨	滝のように 降る(ゴーゴ ーと降り続 く)	傘は全く役 に立たなくな る		水しぶき であたり 一面が白 っぽくな り、視界 が悪くな る	車の運転は危険
80以上～	猛烈な雨	息苦しくな るような圧 迫感がある。 恐怖を感ず る				

(注1) 大雨によって災害が起こるおそれのあるときは大雨注意報や洪水注意報を、重大な災害が起こるおそれのあるときは大雨警報や洪水警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは大雨特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。

(注2) 数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測した・解析したときには記録的短時間大雨情報を発表します。この情報が発表されたときは、お住まいの地域で、土砂災害や浸水害、中小河川の洪水害の発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しています。なお、発表の基準は地域によって異なります。

## 【資料 2 - 6 風の強さと吹き方】

(出典：気象庁資料、平成29年9月一部改正)

風の強さ (予報用語)	平均風速 (m/s)	およその時速	速さの目安	人への影響	屋外・樹木の様子	走行中の車	建造物	およその瞬間風速 (m/s)
やや強い風	10以上 15未満	~50km	一般道路の自動車	風に向かって歩かなくなる。 傘がさせない。	樹木全体が揺れ始める。 電線が揺れ始める。	道路の吹流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける。	樋(とい)が揺れ始める。	- 20 -
強い風	15以上 20未満	~70km		高速道路の自動車	風に向かって歩けなくなり、転倒する人も出る。 高所での作業はきわめて危険。	電線が鳴り始める。 看板やトタン板が外れ始める。	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる。	
非常に強い風	20以上 25未満	~90km	特急電車	何かにつかまっていけないと立てられない。 飛来物によって負傷するおそれがある。	細い木の幹が折れたり、根の張っていない木が倒れ始める。 看板が落下・飛散する。 道路標識が傾く。	通常で運転するのが困難になる。	屋根瓦・屋根葺材が飛散するものがある。	- 30 -
	25以上 30未満	~110km					固定されていないプレハブ小屋が移動、転倒する。 ビニールハウスのフィルム(被覆材)が広範囲に破れる。	
猛烈な風	30以上 35未満	~125km		屋外での行動は極めて危険。			多くの樹木が倒れる。 電柱や街灯で倒れるものがある。 ブロック壁で倒壊するものがある。	
	35以上 40未満	~140km	外装材が広範囲にわたって飛散し、下地材が露出するものがある。	- 50 -				
	40以上	140km~	住家で倒壊するものがある。 鉄骨構造物で変形するものがある。		- 60 -			

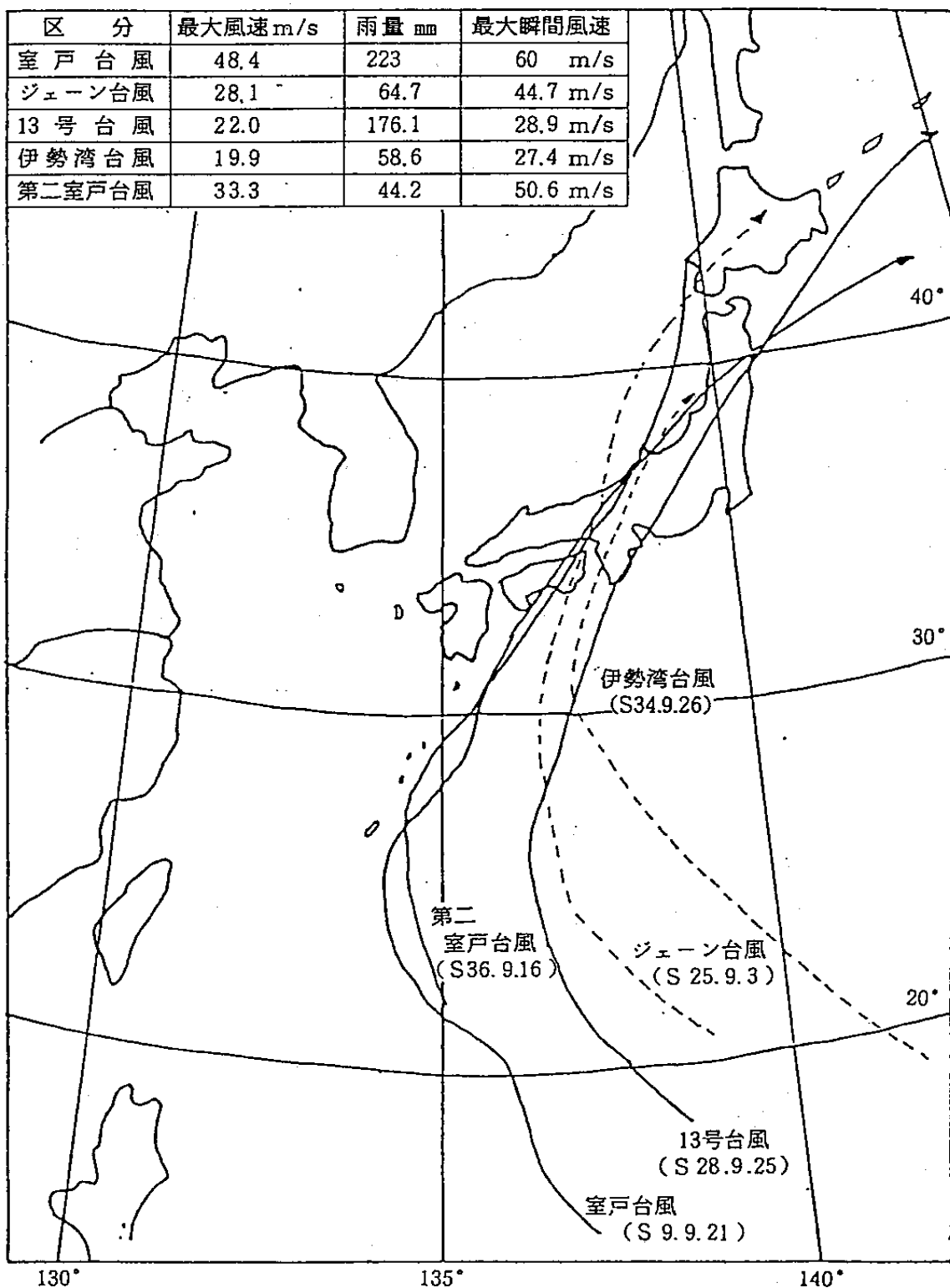
(注1) 強風によって災害が起こるおそれのある時は強風注意報を、暴風によって重大な災害が発生するおそれのあるときは暴風警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは暴風特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。

(注2) 平均風速は10分間の平均、瞬間風速は3秒間の平均です。風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の1.5倍程度になることが多いですが、大気の状態が不安定な場合等は3倍以上になることがあります。

(注3) この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

1. 風速は地形や周りの建物などに影響されますので、その場所での風速は近くにある観測所の値と大きく異なる場合があります。
2. 風速が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や風の吹き方によって被害が異なる場合があります。この表では、ある風速が観測された際に、通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
3. 人や物への影響は日本風工学会の「瞬間風速と人や街の様子との関係」を参考に作成しています。今後、表現など実状と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

【資料2-7 過去の主な台風経路図】



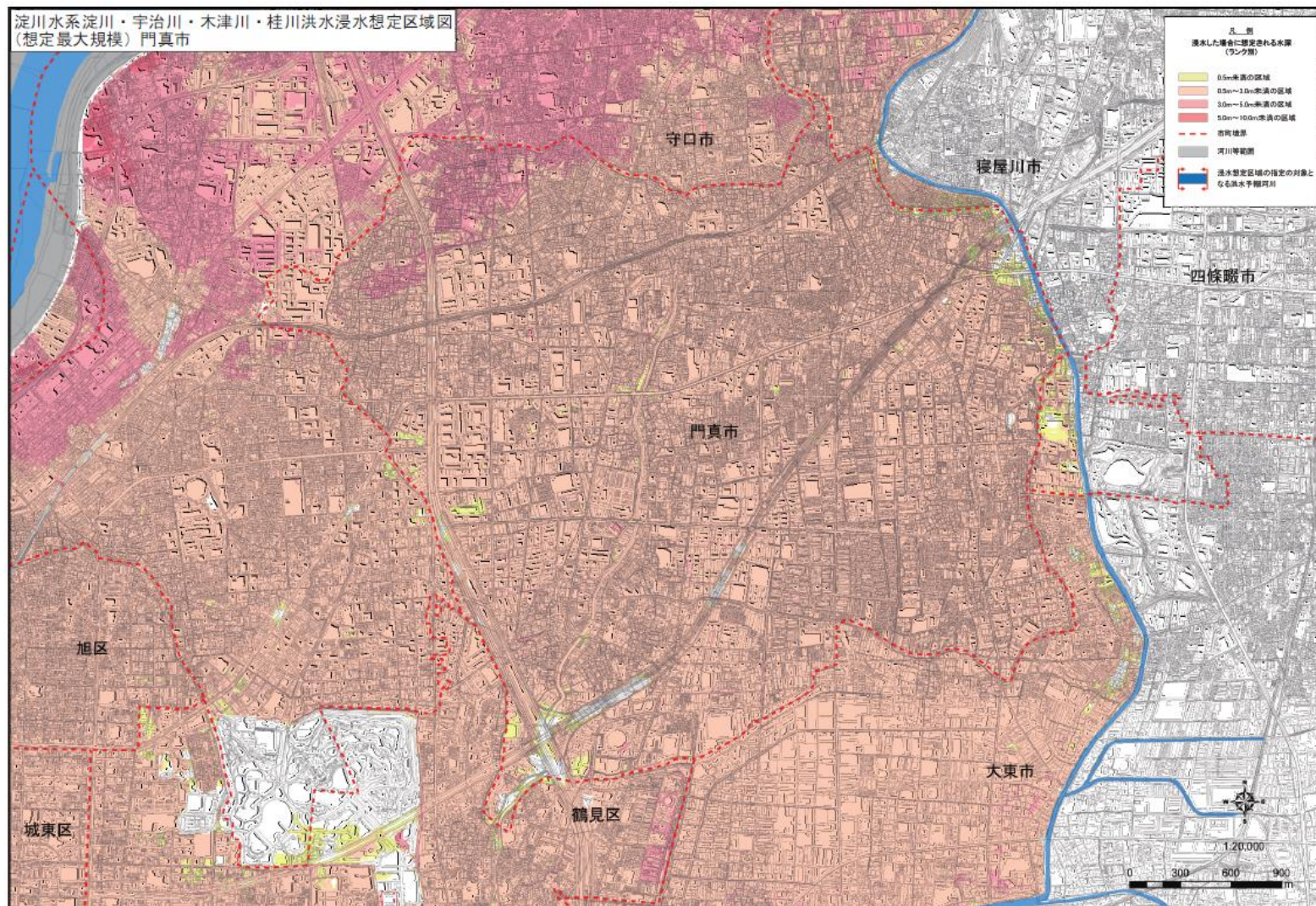
## 【資料 2 - 8 寝屋川流域での過去の浸水被害状況】

(出典：寝屋川流域水害対策計画、平成26年 8 月)

年 月 日	気象要因	流域最大降雨量		浸水被害		
		時間最大 (mm)	総雨量 (mm)	床上(戸)	床下(戸)	計(戸)
昭和 27 年7月 11 日	梅雨前線	25.6	214.0	2,636	43,416	46,052
昭和 28 年9月 25 日	台風 13 号	38.0	192.0	3,200	48,553	51,753
昭和 32 年6月 26 日	梅雨前線・台 風5号	62.9	326.1	—	—	—
昭和 42 年7月 8 日	梅雨前線	41.5	129.0	894	22,796	23,663
昭和 47 年7月 12 日～13 日	梅雨前線	20.0	237.5	6,138	37,273	43,411
昭和 47 年9月 15 日～16 日	台風 20 号	47.5	115.0	8,902	52,505	61,407
昭和 54 年6月 27 日～7月2 日	梅雨前線	25.0	268.5	1,044	12,043	13,087
昭和 54 年9月 30 日～10月1 日	台風 16 号	66.0	96.0	4,045	23,691	27,736
昭和 57 年8月 2 日～3 日	台風 10 号・ 低気圧	39.5	150.5	6,778	43,262	50,040
平成元年9月 2 日～3 日	秋雨前線	23.0	166.0	26	1,927	1,953
平成元年9月 14 日	秋雨前線	49.0	75.5	68	3,600	3,668
平成元年9月 19 日～20 日	台風 22 号	41.0	104.0	3	1,694	1,697
平成7年7月 2 日～6 日	梅雨前線	32.0	290.0	14	2,026	2,040
平成9年7月 9 日	梅雨前線	35.0	74.0	9	163	172
平成9年7月 13 日	梅雨前線	42.0	114.0	61	3,767	3,828
平成9年8月 5 日	低気圧	61.0	75.0	67	3,135	3,202
平成9年8月 7 日	前線	80.0	116.0	359	8,854	9,213
平成 11 年6月 26 日～27 日	梅雨前線	50.0	94.0	3	398	401
平成 11 年6月 29 日～30 日	梅雨前線	42.0	130.0	2	195	197
平成 11 年8月 10 日～11 日	熱帯低気圧	56.0	244.0	364	3,116	3,480
平成 11 年9月 17 日	局地的豪雨	88.0	106.0	85	3,872	3,957
平成 15 年5月 8 日	前線	47.0	80.0	15	611	626
平成 16 年5月 13 日	前線	41.0	89.0	22	310	332
平成 16 年 10 月 20 日	台風 23 号	42.0	134.0	15	490	505
平成 20 年8月 6 日	局地的豪雨	63.5	73.5	183	2,357	2,540
平成 23 年8月 27 日	局地的豪雨	77.5	88.0	65	1,486	1,551
平成 24 年8月 14 日	局地的豪雨	111.0	159.0	2,554	17,080	19,634

【資料 2-9 各河川による浸水想定】

(出典：国土交通省近畿地方整備局、平成 29 年 6 月)





## 【資料 2-10 南海トラフ地震の津波被害想定図】

(出典：南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会 第3回部会資料、平成25年8月)

### 大阪府津波浸水想定(全体図)

**[津波シミュレーション条件]**

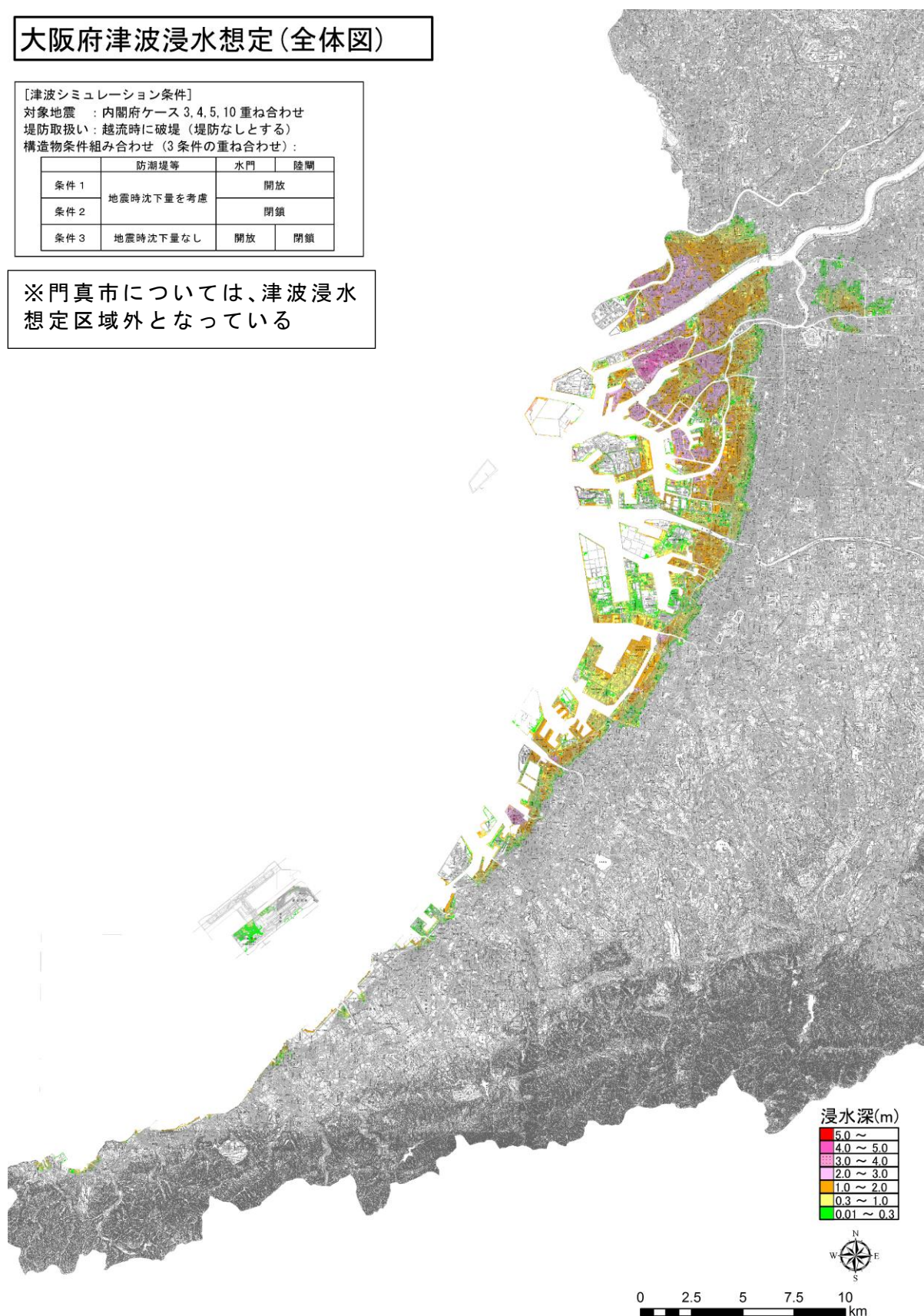
対象地震：内閣府ケース3, 4, 5, 10 重ね合わせ

堤防取扱い：越流時に破堤（堤防なしとする）

構造物条件組み合わせ（3条件の重ね合わせ）：

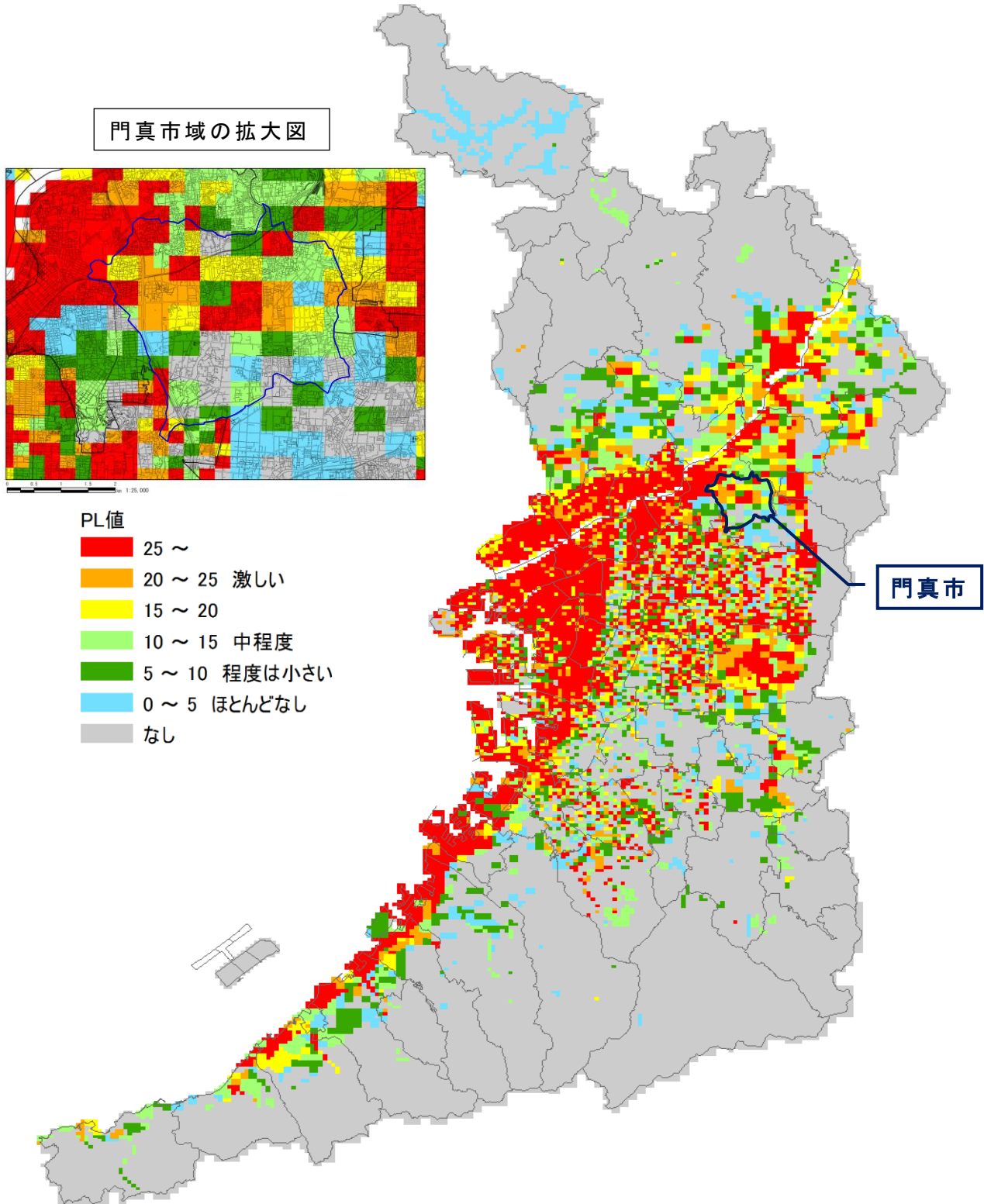
	防潮堤等	水門	陸閘
条件1	地震時沈下量を考慮	開放	
条件2		閉鎖	
条件3	地震時沈下量なし	開放	閉鎖

※門真市については、津波浸水想定区域外となっている



## 【資料 2-11 南海トラフ地震の液状化被害想定図】

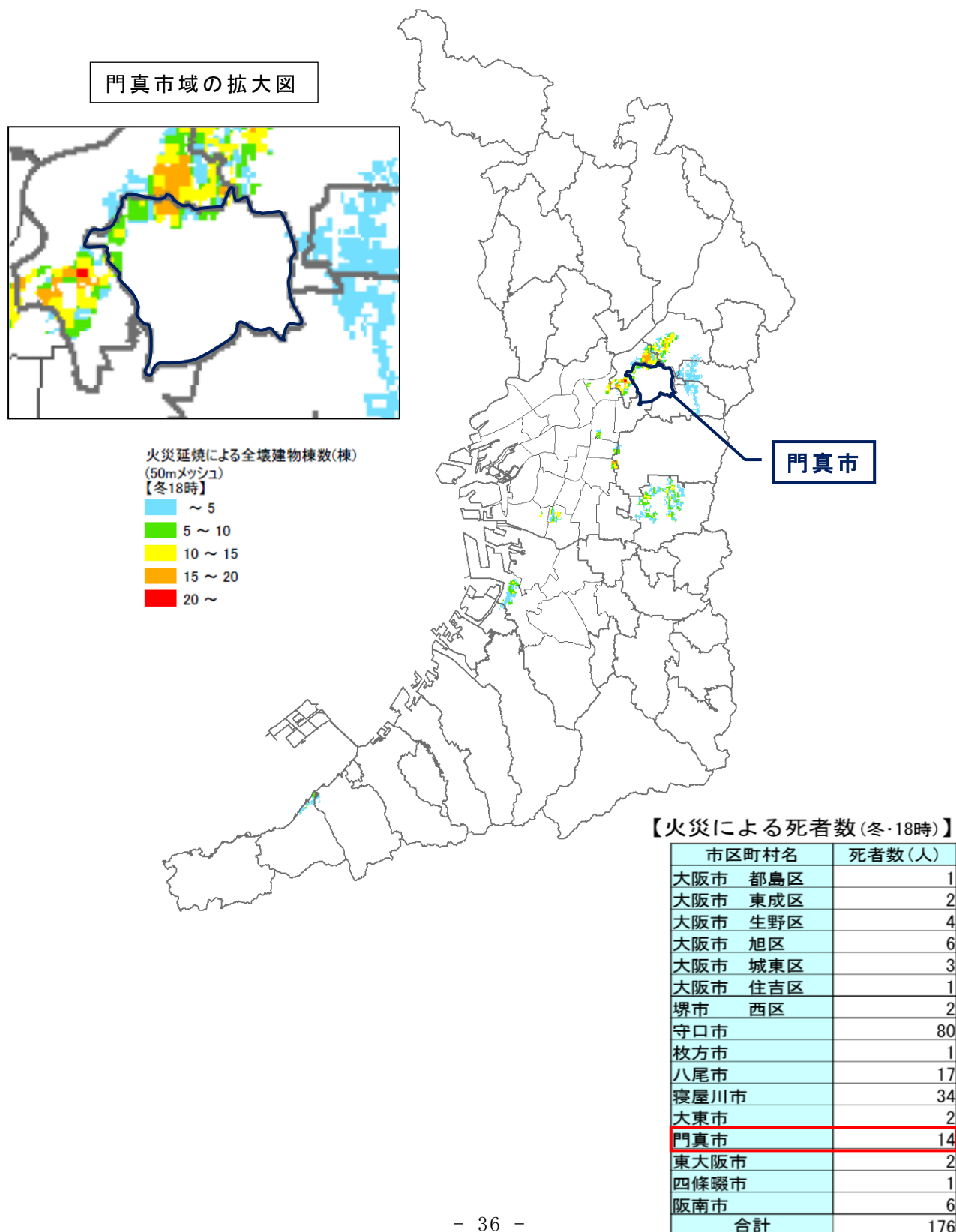
(出典：南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会 第3回部会資料、平成25年8月)



## 【資料 2-12 南海トラフ地震の地震火災被害想定図】

(出典：南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会 第4回部会資料、平成25年10月)

### 【火災による全焼棟数】



## 【資料3-1 気象予警報等の種類】

(出典：大阪管区気象台資料、令和7年5月29日現在)

門真市	府県予報区	大阪府			
	一次細分区域	大阪府			
	市町村等をまとめた地域	東部大阪			
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	18	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	—	
	洪水		流域雨量指数基準		
			複合基準※1	—	
			指定河川洪水予報による基準	淀川[枚方], 淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]	
	暴風	平均風速	20m/s		
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm		
	波浪	有義波高			
	高潮	潮位			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	12		
		土壌雨量指数基準	154		
	洪水		流域雨量指数基準		
			複合基準※1	—	
			指定河川洪水予報による基準	淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]	
	強風	平均風速	12m/s		
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm		
	波浪	有義波高			
	高潮	潮位			
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪				
	濃霧	視程	100m		
	乾燥	最小湿度40%で実効湿度60%			
	なだれ	①積雪の深さ20cm以上あり降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上またはかなりの降雨※2			
	低温	最低気温-5℃以下			
霜	晩霜期 最低気温4℃以下				
着氷					
着雪	24時間降雪の深さ：平地20cm以上 山地40cm以上 気温：-2℃~2℃				
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm		

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

※2 気温は大阪管区気象台の値。

## 【資料 3 - 2 関係機関の通信窓口】

(総務部危機管理課調べ、令和 7 年 4 月現在)

	名 称	所 在 地	電 話 (F A X)
本 部	災害対策本部 (初動対策部)	中町 1-1	06-6902-1231 (06-6902-4935) 危機管理課
市 施 設	南部市民センター	島頭 4-4-1	072-885-1141 (072-887-2073)
	保健福祉センター	御堂町14-1	06-6904-6400
	消費生活センター	末広町41-2 (そよら古川橋駅前3階 くらしの相談窓口)	06-6902-7249
	女性サポートステーション	末広町41-2 (そよら古川橋駅前3階 くらしの相談窓口)	06-6900-8550
	クリーンセンター	深田町19-5	06-6909-0048 業務課 06-6909-4392 施設課
	環境水道部泉町浄水場	泉町 7-23	06-6903-2123 水道事業課 06-6903-2121 お客さまセンター 06-6903-4492 公共下水道事業課
	教育センター	中町 1-19	06-6902-6912
	公民館	新橋町34-24	06-6908-9114
	歴史資料館	柳町11-1	06-6908-8840
	門真市民プラザ	北島546	072-887-6682
	市民文化会館 (ルミエールホール)	末広町29-1	06-6908-5300 (06-6908-5922)
	市民交流会館 (中塚荘)	月出町11-1	06-6907-8101 (06-6901-0551)
	旧第六中学校運動広場	中町 1-25	06-6909-3011
	旧北小学校運動場	泉町 4-12	06-6902-7195 生涯学習課
	北島図書館	北島546 (門真市民プラザ内)	072-887-6648 (072-887-6649)
こども発達支援センター	北島546 (門真市民プラザ内)	072-883-1680 (072-800-7300)	
総合体育館	中町11-70	06-6115-5166 (06-6905-8287)	

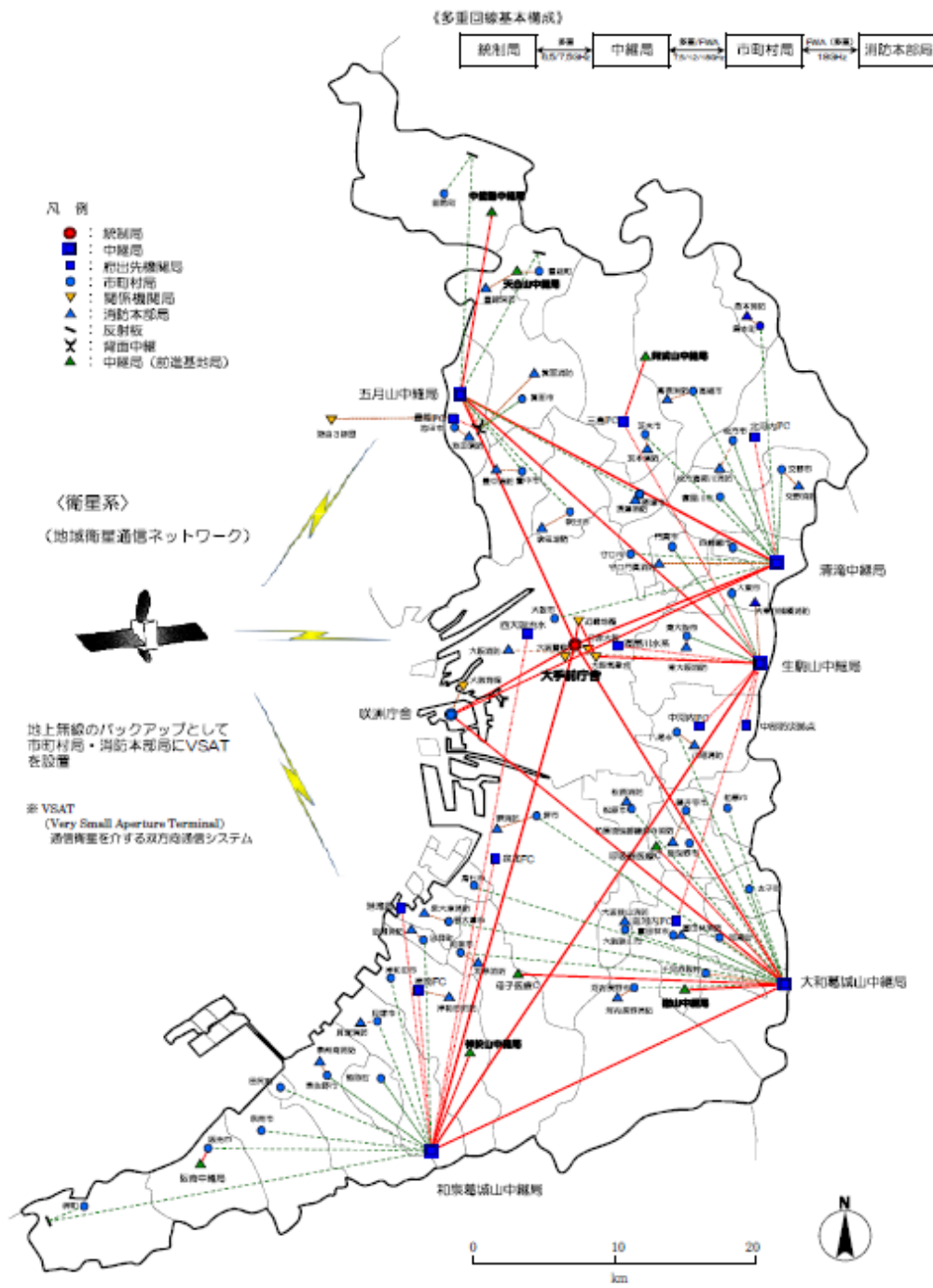
	名 称	所 在 地	電 話 (F A X)
消 防	守口市門真市消防組合 消防本部	殿島町7-1	06-6906-1122 (06-6906-3388)
	守口市門真市消防組合 門真消防署	殿島町7-1	06-6905-0119 (06-6900-3222)
	守口市門真市消防組合 門真消防署上野口出張所	上野口町8-10	072-883-0119
	守口市門真市消防組合 門真消防署南部出張所	千石西町10-16	072-885-0119
大 阪 府	大阪府危機管理室	大阪市中央区大手前2	06-6941-0351 (06-6944-6654) 直通06-6944-6478
	大阪府門真警察署	柳町13-14	06-6906-1234 (06-6902-4345)
	大阪府枚方土木事務所	枚方市岡東町19-1 ステーションヒル枚方オ フィスB6階	072-844-1331 (072-843-4623)
	大阪府寝屋川水系 改修工営所	大阪市城東区東中浜4- 6-35	06-6962-7664 (06-6969-6483)
	中部農と緑の総合事務所	八尾市庄内町2-1-36	072-994-1515 (072-991-8281)
	大阪府守口保健所	守口市京阪本通2-5-5	06-6993-3131 (06-6993-3136)
	東部流域下水道事務所	東大阪市川俣2-1-1	06-6784-3721 (06-6784-3720)
国 関 係	農林水産省近畿農政局 大阪府拠点	大阪市中央区大手前1- 5-44 大阪合同庁舎第1号 館6階	06-6943-9691 (06-6943-9699)
	国土交通省近畿運輸局	大阪市中央区大手前4- 1-76大阪合同庁舎第4号 館	06-6949-6404 (06-6949-6458)
	国土交通省近畿地方整備局 淀川河川事務所	枚方市新町2-2-10	072-843-2861
	国土交通省近畿地方整備局 大阪国道事務所	大阪市城東区今福西 2-12-35	06-6932-1421 (06-6932-1439)
	厚生労働省大阪労働局 門真公共職業安定所	殿島町6-4	06-6906-6831
	気象庁大阪管区气象台	大阪市中央区大手前4- 1-76 大阪合同庁舎第4号 館	06-6949-6303 (06-6941-1846)
	陸上自衛隊 第3師団第36普通科連隊	兵庫県伊丹市緑が丘7-1- 1	072-782-0001

	名 称	所 在 地	電 話 (F A X)
公 共 機 関 等	日本郵便株式会社 門真郵便局	一番町4-8	06-6909-1301 (06-6903-0982)
	N T T 西日本株式会社 関西支店	大阪市都島区東野田4-15-82	06-6490-1324 (06-6881-5044)
	関西電力送配電株式会社大 阪支社大阪北電力本部守口 配電営業所	守口市八雲東町1-9-15	0800-777-3081 (06-6906-3303)
	大阪ガスネットワーク株式 会社 北東部導管部	東大阪市稲葉2-3-17	0729-66-5354
	京阪電気鉄道株式会社 枚方市駅	枚方市岡東町19-14	072-841-3526
	大阪市高速電気軌道株式会 社	大阪市西区九条南1-12-62	06-6585-6106
	近鉄バス株式会社 稲田営業所	東大阪市稲田三島町1-12	06-6746-2565 (06-6746-2567)
	大阪モノレール株式会社	吹田市千里万博公園1-8	06-6319-9961 (06-6875-6302)
	京阪バス株式会社 門真営業所	千石東町17-20	072-887-2121 (072-882-0798)
	西日本高速道路株式会社 関西支社大阪高速道路事務 所	茨木市大字小坪井 527-12	06-6877-4855 (06-6877-9559)
	淀川左岸水防事務組合	枚方市三矢町6-11	072-841-2310 (072-841-0741)
医 療 関 係	保健福祉センター (休日診療所)	御堂町14-1	06-6903-3000
	門真市医師会	御堂町14-1 (保健福祉センター内)	06-6904-0175 (06-6905-9674)
	門真市歯科医師会	御堂町14-1 (保健福祉センター内)	06-6904-0670 (06-6904-4624)
	門真市薬剤師会	御堂町14-1 (保健福祉センター内)	06-6907-2770 (06-6907-2771)
	日本赤十字社大阪府支部	大阪市中央区大手前2-1-7	06-6943-0705 (06-6941-2038)
応 援 協 定 都 市	守口市 危機管理室	守口市京阪本通2-5-5	06-6992-1221 (06-6994-7494) 直通06-6992-1497
	枚方市 危機管理部 危機管理対策推進課	枚方市大垣内町2-1-20	072-841-1221 (072-841-3092) 直通072-841-1270
	寝屋川市 危機管理部防災課	寝屋川市本町1-1	072-824-1181 (072-825-2633) 直通072-825-2194
	大東市 危機管理室	大東市曙町4-6 大東市立市民会館401号	072-872-2181 (072-870-1555) 直通072-889-1511
	四條畷市 都市整備部危機管理課	四條畷市中野本町1-1	072-877-2121 (072-879-4343)
	交野市 危機管理室	交野市私部1-1-1	072-892-0121 (072-893-2636)

### 【資料 3 - 3 大阪府防災行政無線多重回線構成図】

(出典：大阪府地域防災計画関連資料集、令和6年6月修正)

大阪府防災行政無線 多重回線構成図



【資料3-4 大阪地区非常通信経路計画（市町村系）】

（総務部危機管理課調べ、令和6年2月現在）

発信 (市町村)	非常通信経路 (中継)	着信 (大阪府)
門真市 危機管理課	. . . : 使送区間 --- : 無線区間 ~ ~ ~ : 有線区間 1.3 km 隣 --- 門真警察署 --- 府警察本部 ~ ~ ~ (警備課) (通信司令室)	大阪府 危機管理室
	1.2 km 3.0 km --- 関西電力送配電 ~ ~ ~ 関西電力本店 . . . 守口配電営業所 (IT戦略室 (守口配電営業所契約運営) 情報通信センター)	
	0.4 km 1.5 km . . . 京阪門真市駅 (係員室) ~ ~ ~ 京阪電鉄本社 . . . --- 京阪守口市駅 (経営統括室総務担当)	
	1.5 km . . . 佐太水防屯所 --- 淀川左岸水防事務組合 (淀川左岸移動局)	
	消救 --- 消防本部 --- 大阪市消防局 --- (司令課) (指令情報センター)	
	1.5 km 消救 消救 . . . 門真消防署 --- 消防本部 --- 大阪市消防局 (消防課) (司令課) (指令情報 センター)	

## 【資料 3 - 5 災害時の広報文例】

(総務部危機管理課作成、令和 7 年 3 月現在)

番号	概要
1	地震発生時の放送（震度 5 弱程度以上の場合）
2	地震発生直後の注意事項（震度 5 弱以上の場合）
	2-1 地震発生直後から 30 分後位の場合
	2-2 地震発生 30 分後以降 2 時間以内の場合
	2-3 地震発生後 2 時間～ 6 時間以内の場合
2-4 地震発生後 6 時間以降の場合	
3	火災地区住民への避難指示等の伝達
4	水災地区住民への避難指示等の伝達
5	現地対策災害対策本部及び市民災害相談窓口の開設の周知のための広報
6	安心情報の伝達（認定こども園・学校・事業所等）

### 発生時の広報文例

[例文 1] 地震発生時の放送（震度 5 弱程度以上の場合）
<p>● こちらは、門真市役所です。ただいま、大きな地震がありました。 市民の皆さん、あわてて外に飛び出さないでください。 声をかけあって、まず火の始末をしましょう。 そして、テレビ・ラジオや市役所からの情報に注意し、落ち着いて行動してください。 くりかえしお知らせいたします。</p>

[例文 2] 地震発生直後の注意事項（震度 5 弱以上の場合）

2-1 地震発生直後から30分後位の場合（震度 5 弱以上の場合）

- こちらは、門真市役所です。ただいま大きな地震がありました。  
まず火の元を消してください。ガスの元栓をしめてください。  
電気器具のスイッチ、ブレーカーも切ってください。  
ふろ場に火の気はありませんか。  
電気がとだえた場合、照明には懐中電灯を使ってください。  
照明のスイッチをつけたり消したり繰り返すと、漏れているガスに引火する場合があります。  
マッチ、ライター、ろうそくはしばらく使わないでください。  
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。  
以上、門真市役所です。
- こちらは、門真市役所です。  
皆さん、落ち着いてまわりを見てください。地震で一番こわいのは火事です。  
消し忘れた火はありませんか。ガスの元栓は閉まっていますか。  
子どもさんは無事ですか。  
ガラスの破片などでケガしないよう、スリッパや靴をはいてください。  
屋内にいる人は、あわてて外に飛び出さないでください。  
もしガスのにおいがしたら、メーターの部分の元栓やガスボンベの元栓を閉めてください。そして全員家から外へ出てください。  
屋外にいる人は、まわりに何も無いところにとどまり、様子を見てください。  
壊れた建物やビル、高圧線から離れてください。  
ガラスや屋根瓦など落下物に気をつけてください。ブロック塀から離れてください。  
火事が起きていたら大声で近所に知らせ、小さいうちに消してください。  
重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないでください。  
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。  
以上、門真市役所です。
- こちらは、門真市役所です。  
車に乗っている方は、車を左側に寄せてください。  
エンジンを切って、とりあえず様子を見てください。  
道路中央は、消防車や救急車など緊急車両が通れるように、必ずあけておいてください。  
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。  
以上、門真市役所です。  
くりかえしお知らせいたします。・・・・・・・・・・・・・・・・

（3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること）

## 2-2 地震発生30分後以降2時間以内の場合（震度5弱以上の場合）

(注) 情報の空白時間帯をつくらないう、30分～1時間おきに、広報車等により放送すること。

(注) 項目が多いため、状況に応じ、情報が具体的な表現になるよう心がけるとともに、何回かに分けて必要な事項を取捨選択すること。

- こちらは、門真市役所です。さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。引き続き、地震活動に注意してください。

ガラスの破片などでケガをしないよう、スリッパや靴をはいてください。

市民の皆さん あわてて外に飛び出さないでください。

自宅にいる人はそのまま中にいてください。

建物のまわりは、ガラスや看板、壁が落ちてくる危険があります。

やむを得ず、外に出るときは、玄関のドアにメモを貼っておき、行き先がわかるようにしておいてください。

壊れた建物のそばや狭い路地を通るときは、屋根瓦などの落下物に注意して、ブロック塀から離れてなるべく道の中央を歩いてください。

垂れ下がった電線には絶対に触れないでください。

以上、門真市役所です。

- こちらは、門真市役所です。皆さん 落ち着いてまわりを見てください。地震で一番こわいのは火事です。消し忘れた火はありませんか。電話はかかりにくくなっています。緊急の電話をかけやすくするために、しばらく電話は使わないでください。また地震で受話器がはずれたままになっていませんか。もう一度確かめてください。ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。以上、門真市役所です。

- こちらは、門真市役所です。さきほどの地震は「震度 」と発表されました。引き続き、地震活動に注意してください。自宅にいる人はそのまま中にいてください。水道は使えますか。水はできるだけ確保してください。風呂桶やポリタンク、ビンなどに水をためておいてください。トイレの水は流さないでください。タンクの中の水は、飲み水や料理のための水に使うことができます。近所にお年寄りだけの家や大人が留守で子どもさんだけの家はありませんか。身の回りが落ち着いたら、声をかけてあげてください。出所のわからない情報（デマ）には一切耳をかさない、人に伝えないようお願いいたします。以上、門真市役所です。

- こちらは、門真市役所です。地域の自主防災組織や自治会の役員やリーダーの方々は、それぞれの役割に従って直ちに行動を開始してください。また、住民の皆さんも、自分たちの町を守るため、役員やリーダーの方々に協力してください。以上、門真市役所です。くりかえしお知らせいたします。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  
(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること)

2-3 地震発生後2時間～6時間以内の場合（震度5弱以上の場合）

（注）情報の空白時間帯をつくらないう、1～2時間おきに広報車等により放送すること。

（注）項目が多いため、状況に応じ、情報が具体的な表現になるよう心がけるとともに、何回かに分けて必要な事項を取捨選択すること。

● こちらは、門真市役所です。さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。地震活動がまだ続いています。引き続き、注意してください。家族全員にケガがないかどうか確かめてください。小さい子どもさんがいる家庭はできるだけ一緒にいて、元気づけてあげてください。ガラスの破片などでケガをしないよう、スリッパや靴をはかせてください。たとえ大丈夫そうに見えても小さい子どもたちは特に注意して見てあげる必要があります。

● こちらは、門真市役所です。さきほどの地震は「震度 」と発表されました。地震活動がまだ続いています。引き続き、注意してください。近所の人たちを確かめてください。もし助けを必要としていれば、手伝ってあげてください。お年寄りだけの家や大人が留守で子どもさんだけの家庭はありませんか。身の回りが落ち着いたら、声をかけてあげてください。ガスの元栓を閉めるようにしてあげてください。電気器具のスイッチ、避難時にはブレーカーも切ってあげてください。

● こちらは、門真市役所です。大阪地方の地震はおさまりました。門真市の震度は「震度 」と発表されました。地震活動がまだ続いています。次の事柄に関して、しばらくの間は注意してください。

- 電話は緊急時以外使わない。
- 水はむだにしない。
- むやみに見物に出かけない。
- 必要もないのに表に出ない。
- 照明スイッチをつけたり消したりしない。
- マッチ、ライター、ろうそくは使わない。
- タバコはしばらく、がまんしてください。

出所のわからない情報（デマ）には一切耳をかさない、人に伝えないようお願いいたします。ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。地域の自主防災組織や自治会の役員、リーダーの方々は、それぞれの役割に従って直ちに行動を開始してください。また、住民の皆さんも、自分たちの町を守るため、役員やリーダーの方々に協力してください。

以上、門真市役所です。  
くりかえしお知らせいたします。・・・・・・・・・・・・・・・・

（3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること）

2-4 地震発生後6時間以降の場合（震度5弱以上の場合）

(注) 情報の空白時間帯をつくらないう、2～3時間おきに広報車等により放送すること。

(注) 項目が多いため、状況に応じ、情報が具体的な表現になるよう心がけるとともに何回かに分けて必要な事項を取捨選択して放送することが望ましい。

- こちらは、門真市災害対策本部です。  
これまでにわかった被害の状況をお知らせします。  
亡くなった方及び重傷の方は 人です。  
そのうちわけは、 地区で 人、 地区で 人です。  
半壊、又全壊した家屋は 棟です。  
そのうちわけは、 地区で 棟、 地区で 棟です。  
詳しい情報は、避難場所や災害対策本部などの掲示板でお知らせします。  
出所のわからない情報（デマ）には一切耳をかさない、人に伝えないようお願いします。  
以上、門真市災害対策本部です。
  
  - こちらは、門真市災害対策本部です。  
現在市内の電気、ガス、水道はすべて供給を停止しています。  
しばらくの間自分たちだけで過ごせるよう、地域の人たちとともに準備してください。  
  
また、小さい子どもさんやお年寄りの方、からだの不自由な方がいたら、まず、一声かけて安心させることを心掛けてください。  
復旧には何日もかかることが予想されます。  
詳しい情報は、避難場所や災害対策本部などの掲示板でお知らせします。  
重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないでください。  
出所のわからない情報（デマ）には一切耳をかさない、人に伝えないようお願いします。  
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
  
  - こちらは、門真市災害対策本部です。  
地域の自主防災組織や自治会の役員、リーダーの方々は、それぞれの役割に従って直ちに行動を開始してください。  
また、住民の皆さんも、自分たちの町を守るため、役員やリーダーの方々に協力してください。  
以上、門真市災害対策本部です。  
くりかえしお知らせいたします。・・・・・・・・・・・・・・・・
- （3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること）

[例文 3] 火災地区住民への避難指示等の伝達

- 緊急放送。緊急放送。こちらは、門真市災害対策本部です。  
避難の用意をしてください。  
地区の火災は、地区へ燃え広がっています。  
(地区の火災は、地区へ燃え広がる危険があります。)  
飛び火に注意してください。  
お年寄りや子どもさんなど、安全な(避難場所)へ早めに避難させてください。  
くりかえしお知らせいたします。(・・・・・・)  
以上、門真市災害対策本部です。
- 緊急放送。緊急放送。こちらは、門真市災害対策本部です。  
避難指示等が出ました。  
現在地区の火災が、地区へ燃え広がっています。  
(地区の火災は、地区へ燃え広がる危険があります。)  
地区の住民の方は、直ちにへ(方面へ)避難してください。  
  
なお、現場に警察官や市職員・消防職員・消防団員などがいる場合には、その指示に従って落ち着いて避難してください。  
  
以上、門真市災害対策本部です。  
くりかえしお知らせいたします。・・・・・・  
(避難完了が確認されるまで繰り返すこと)

[例文 4] 水災地区住民への避難指示等の伝達

- 緊急放送。緊急放送。こちらは、門真市災害対策本部です。  
避難の用意をしてください。  
現在、町付近は、河川の増水のため危険な状態になりつつあります。  
お年寄りや子どもさんを安全な(小学校、中学校、高校など)へ早めに避難させてください。  
また、その他の人もいつでも避難できるように準備をしてください。  
火の元を消してください。  
避難する際の荷物は、背負うなり肩に掛けられる程度の最小限の非常用持出品にとどめ、両手は空けるようにしましょう。  
以上、門真市災害対策本部です。
- 緊急放送。緊急放送。こちらは、門真市災害対策本部です。  
避難指示等が出ました。  
地域一帯は、川の付近が決壊し、浸水しています。  
(地域一帯は、川の付近が決壊のおそれがあります。)  
地域の住民の方々は、直ちに避難してください。  
避難先は、(小学校、中学校、高校など)です。  
  
なお、現場に警察官や市職員・消防職員・消防団員などがいる場合には、その指示に従って落ち着いて避難してください。  
以上、門真市災害対策本部です。  
くりかえしお知らせいたします。・・・・・・  
(避難完了が確認されるまで繰り返すこと)

[例文 5] 現地対策災害対策本部及び市民災害相談窓口の開設の周知のための広報

- こちらは、門真市災害対策本部です。  
現地災害対策本部及び市民災害相談窓口の設置場所についてお知らせします。
    - 現地災害対策本部は、  
に設置しました。
    - 市民災害相談窓口は、庁舎  
に設置したほか、現地災害対策本部でも相談の受付を行います。どうぞご利用ください。
    - 現地災害対策本部では行方の分からなくなった家族や知人の捜索受付を行うほか、災害対策本部で把握している各種情報の提供を行っています。以上、門真市災害対策本部です。  
くりかえしお知らせいたします。・・・・・・・・・・・・・・・・
- (3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること)

[例文 6] 安心情報の伝達（認定子ども園・学校・事業所等）

- こちらは、門真市災害対策本部です。  
これまでにわかった安心情報をお知らせします。
    - 地区では、半壊以上の被害はありませんでした。
    - 市立の認定子ども園、小・中学校の児童・生徒及び職員については、現在、全員無事との報告が入っています。  
なお、園児や児童・生徒などは、全員、各学校で保護しております。
    - 学校、  
学校では数人のケガ人が出ておりますが、いずれも軽傷で、生命に別状はありません。児童・生徒は、全員、各学校で保護されております。
    - 園、  
学校の園児、児童は全員、無事に◇◇へ避難しています。
    - 小学校、  
中学校は、学校への延焼火災が心配されましたが、現在、火災は消えました。児童・生徒は、全員元気で校庭（  
）に待機しています。
    - 株式会社  
工場は、従業員全員の無事が確認されました。
    - ビルは大きな被害もなく従業員・来訪者とも全員の無事が確認されました。  
ビル自衛消防隊は、周辺地域において、自主的な応急復旧活動に協力してくれています。以上、門真市災害対策本部です。  
くりかえしお知らせいたします。・・・・・・・・・・・・・・・・
- (3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること)

## 【資料 4 - 1 台風情報発表文例】

(出典：大阪管区気象台資料、平成27年12月1日現在)

平成27年 台風第23号に関する情報 第34号

平成27年10月8日16時54分 気象庁予報部発表

### (見出し)

台風第23号から変わった発達中の低気圧の影響で、北海道地方では引き続き9日にかけて、高潮に厳重に警戒し、暴風、高波、大雨に警戒してください。東北地方では暴風や高波に、関東地方では高波に警戒してください。

### (本文)

#### [気圧配置など]

超大型の台風第23号は、8日12時に温帯低気圧に変わりました。台風から変わった発達中の低気圧は、8日15時には根室市の南東海上にあって北へ進んでいます。最大風速は30メートルで、北日本から東日本にかけての広い範囲で、風速15メートル以上の強い風が吹いています。

低気圧は、8日夜にかけて北海道地方に最も接近し、その後、9日は千島近海からオホーツク海に進む見込みです。

#### [防災事項]

##### <暴風・高波>

北日本では非常に強い風が吹いており、北日本と関東地方の海上は大しけとなっている所があります。

北海道地方では9日夕方にかけて、東北地方では9日朝にかけて、非常に強い風が吹くでしょう。海上は、東北地方、関東地方では9日明け方にかけて、北海道地方では9日昼過ぎにかけて、大しけが続くでしょう。

9日にかけて予想される最大風速（最大瞬間風速）は、

北海道地方 25メートル（35メートル）

東北地方 23メートル（35メートル）

9日にかけて予想される波の高さは、

北海道地方 8メートル

東北地方 7メートル

関東地方 6メートル

の見込みです。

暴風や高波に警戒してください。

##### <高潮>

台風から変わった低気圧の影響で、北海道地方では潮位がかなり高くなっている所があります。

9日にかけて潮位の高い状態が続く見込みです。

海岸や河口付近の低地では、高潮による浸水や冠水に厳重に警戒してください。

##### <大雨>

北海道地方では9日明け方にかけて、雷を伴った1時間に50から60ミリの非常に激しい雨の降る所があるでしょう。

9日18時までの24時間に予想される雨量は、北海道地方の多い所で、150ミリの見込みです。

低い土地の浸水、河川の増水やはん濫、土砂災害に警戒してください。

#### [補足事項]

地元気象台が発表する警報、注意報、気象情報に留意してください。

これで「台風第23号に関する情報（総合情報）」は終了しますが、今後「暴風と高波に関する全般気象情報」を9日5時頃に発表する予定です。

## 【資料４－２ 守口市門真市消防組合における消防力の状況】

(出典：消防年報・令和６年版、令和７年４月１日現在)

### １ 守口市門真市消防組合 署所の配置

署 所 別	所 在 地	構 造	敷地面積	建築面積	延 面 積
消 防 本 部	門真市殿島町７番１号	鉄 骨 造 ５ 階 建	㎡ 3,859.51	㎡ 532.03	㎡ 2,436.26
守 口 消 防 署	守口市京阪本通２丁目 13番9号	鉄 筋 コンクリート造 ６ 階 建	1500.00	842.21	2,602.08
三 郷 出 張 所	守口市松下町１番21号	鉄 骨 造 ２ 階 建	232.56	166.47	310.54
東 部 出 張 所	守口市金田町１丁目 37番19号	鉄 筋 コンクリート造 ４ 階 建	1,230.09	540.79	1,196.02
門 真 消 防 署	門真市殿島町７番１号	鉄 骨 鉄 筋 コンクリート造 ３階建(訓練塔８階)	3,859.51	937.96	2,603.85
		(旧通信指令室棟) 鉄骨造３階建		97.22	247.50
上 野 口 出 張 所	門真市上野口町８番10号	鉄 骨 造 ２ 階 建	152.72	99.70	199.16
南 部 出 張 所	門真市千石西町10番16号	鉄 筋 コンクリート造 ３ 階 建	1,200.00	650.14	1,542.05

## 2 職員定数・実数及び配置状況

(出典：消防年報・令和6年版、令和7年4月1日現在)

区 分	合 計	消 防 吏 員								そ の 他 の 職 員		
		消 正	防 監	消 防 監	消 防 司 令 長	消 防 司 令	消 防 司 令 補	消 防 士 長	消 防 副 士 長		消 防 士	
条例定数	385	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
実 数	347	1	5	17	22	92	113	19	77	1		
小 計	136	1	3	9	10	43	38	6	25	1		
消 防 本 部	消 防 長	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	
	次 長	2	—	2	—	—	—	—	—	—	—	
	総 務 課	18	—	—	2	3	7	4	1	—	1	
	総 務 課 付	19	—	—	—	1	—	—	—	18	—	
	予 防 課	8	—	1	1	1	2	3	—	—	—	
	警 備 課	日 勤	11	—	—	2	1	4	3	1	—	—
		交 替 勤 1	12	4	—	—	—	2	1	1	—	—
		交 替 勤 2		4	—	—	—	2	1	1	—	—
		交 替 勤 3		4	—	—	—	1	2	—	1	—
	司 令 課	日 勤	3	—	—	1	—	1	1	—	—	—
		交 替 勤 1	28	9	—	—	1	—	5	3	—	—
		交 替 勤 2		9	—	—	—	1	4	4	—	—
		交 替 勤 3		10	—	—	—	1	6	3	—	—
	救 助 課	日 勤	4	—	—	1	—	1	1	—	1	—
		交 替 勤 1	30	10	—	—	—	1	3	5	—	1
		交 替 勤 2		10	—	—	—	1	2	3	1	3
交 替 勤 3		10		—	—	1	—	3	4	1	1	
小 計	106	—	1	4	6	26	35	4	30	—		
守 口 消 防 署	本 署	日 勤	9	—	1	1	—	2	4	—	1	—
		交 替 勤 1	51	17	—	—	1	1	4	5	1	5
		交 替 勤 2		17	—	—	1	1	4	5	—	6
		交 替 勤 3		17	—	—	1	1	4	5	—	6
	三 郷	交 替 勤 1	13	5	—	—	—	—	1	2	—	2
		交 替 勤 2		4	—	—	—	—	1	2	—	1
		交 替 勤 3		4	—	—	—	—	1	1	1	1
	東 部	交 替 勤 1	33	11	—	—	—	1	3	4	—	3
		交 替 勤 2		11	—	—	—	1	4	2	2	2
		交 替 勤 3		11	—	—	—	1	2	5	—	3
小 計	105	—	1	4	6	23	40	9	22	—		
門 真 消 防 署	本 署	日 勤	10	—	1	1	—	4	2	2	—	—
		交 替 勤 1	47	16	—	—	1	1	3	6	—	5
		交 替 勤 2		16	—	—	1	1	2	5	1	6
		交 替 勤 3		15	—	—	1	1	3	6	—	4
	上 野 口	交 替 勤 1	13	4	—	—	—	—	1	2	—	1
		交 替 勤 2		5	—	—	—	—	2	2	—	1
		交 替 勤 3		4	—	—	—	—	1	1	—	2
	南 部	交 替 勤 1	35	12	—	—	—	1	2	5	3	1
		交 替 勤 2		12	—	—	—	1	3	7	—	1
		交 替 勤 3		11	—	—	—	1	2	4	3	1

### 3 消防車両等の配置状況

(出典：消防年報・令和6年版、令和7年4月1日現在)

区分	名称	呼出名称	登録番号	
消防本部	指令車		大阪342 た 119	
	査察広報車	もりかどさきつ 2	大阪800 せ 3629	
	多目的搬送車	もりかどたもくてきはんそう 3	大阪800 さ 8968	
	人員搬送車	もりかどじんいんはんそう 6	大阪800 せ 9061	
	指揮調査車	もりかどしきちょうさ 8	大阪800 せ 9089	
	救助工作車	もりかどきゅうじょ 1	大阪833 て 119	
	水難救助兼後方支援車	もりかどきゅうじょ 3	大阪800 ち 340	
	救急車	もりかどきゅうきゅう 6	大阪830 す 2905	
	救急車	もりかどきゅうきゅう 9	大阪830 さ 409	
	救急車	もりかどきゅうきゅう 10	大阪800 せ 9943	
	救急車	もりかどきゅうきゅう 11	大阪830 そ 3001	
	救急車	もりかどきゅうきゅう 12	大阪800 そ 1131	
	救急車	もりかどきゅうきゅう 13	大阪830 ね 108	
	事務連絡車		大阪480 な 9900	
ミニ消防車		大阪880 あ 5899		
守口消防署	本署	小型水槽付ポンプ車	もりかど ST11 大阪800 せ 8321	
		小型水槽付ポンプ車	もりかど ST12 大阪800 そ 6125	
		小型水槽付ポンプ車	もりかど ST13 大阪800 せ 2943	
		化学車	もりかどかがく 1 大阪831 ち 11	
		梯子車	もりかどはしご 1 大阪830 つ 14	
		救助工作車	もりかどきゅうじょ 2 大阪830 ぬ 911	
		指揮車	もりかどしき 15 大阪800 せ 4757	
		指揮広報車		大阪800 せ 7368
		救急車	もりかどきゅうきゅう 1 大阪830 と 501	
		査察広報車		大阪880 あ 1529
	三出張所	小型水槽付ポンプ車	もりかど ST21 大阪800 せ 7105	
		小型水槽付ポンプ車	もりかど ST22 大阪800 せ 3925	
		小型水槽付ポンプ車	もりかど ST31 大阪800 そ 7554	
	東出張所	小型水槽付ポンプ車	もりかど ST32 大阪800 せ 1632	
		救急車	もりかどきゅうきゅう 2 大阪830 に 602	
		救急車	もりかどきゅうきゅう 3 大阪830 つ 203	
	門真消防署	本署	小型水槽付ポンプ車	もりかど ST51 大阪800 せ 5161
			小型水槽付ポンプ車	もりかど ST52 大阪800 そ 6145
			指揮車	もりかどしき 55 大阪800 せ 4758
指揮広報車				大阪800 せ 4951
多目的搬送車			もりかどたもくてきはんそう 93 大阪800 さ 9172	
救急車			もりかどきゅうきゅう 5 大阪830 さ 309	
査察広報車				大阪880 あ 1530
上野口出張所			小型水槽付ポンプ車	もりかど ST61 大阪800 せ 8322
南出張所		小型水槽付ポンプ車	もりかど ST71 大阪800 せ 7106	
		小型水槽付ポンプ車	もりかど ST72 大阪800 せ 3926	
		化学車	もりかどかがく 2 大阪830 に 51	
		梯子車	もりかどはしご 2 大阪830 せ 74	
		救急車	もりかどきゅうきゅう 7 大阪830 た 507	
		救急車	もりかどきゅうきゅう 8 大阪830 と 608	

### 【資料４－３ 消防水利の現況】

(出典：消防年報・令和６年版、令和７年４月１日現在)

区 分			合 計	守 口 市	門 真 市	
公 設 消 火 栓	合 計		3,913	2,245	1,668	
	配 管	150mm 未満	水利基準適合	945	702	243
			水利基準不適合	62	37	25
	口 径	150 mm		1,426	864	562
		200 mm		944	412	532
		250 mm		179	82	97
		300 mm		246	94	152
		350 mm		53	14	39
		400 mm		37	23	14
		450 mm		—	—	—
		500 mm		18	14	4
		600 mm		3	3	—
公 設 防 火 水 槽		合 計		63	33	30
	貯 水 量	40 m <sup>3</sup> 以上 60 m <sup>3</sup> 未満	51	24	27	
		60 m <sup>3</sup> 以上100 m <sup>3</sup> 未満	2	2	—	
		100 m <sup>3</sup> 以上	10	7	3	
指 定 消 防 水 利	合 計		66	42	24	
	防 火 水 槽	貯 水 量	40 m <sup>3</sup> 以上 60 m <sup>3</sup> 未満	2	2	—
			60 m <sup>3</sup> 以上100 m <sup>3</sup> 未満	1	—	1
			100 m <sup>3</sup> 以上	2	—	2
	プ ー ル		43	22	21	
	私 設 消 火 栓		18	18	—	
そ の 他 の 水 利 等	合 計		420	231	189	
	防 火 水 槽	貯 水 量	40 m <sup>3</sup> 以上 60 m <sup>3</sup> 未満	149	69	80
			60 m <sup>3</sup> 以上100 m <sup>3</sup> 未満	21	16	5
			100 m <sup>3</sup> 以上	25	15	10
	プ ー ル		6	4	2	
	私 設 消 火 栓		146	100	46	
	河 川 ( 取 水 箇 所 )		1	—	1	
	池		1	—	1	
	あ ん し ん 給 水 栓		27	11	16	
大 阪 市 消 火 栓		16	16	—		

## 【資料４－４ 防火管理者選任状況】

(出典：消防年報・令和６年版、令和７年４月１日現在)

用途 (令別表)	区分	必要対象物			選任(届出) 対象物			消防計画 届出対象物			選任 (届出) 率(%)	
		総計			計	守口	門真	計	守口	門真		
		計	守口	門真	計	守口	門真	計	守口	門真		
		2,108	1,427	1,009	1,881	942	939	1,556	753	803	89.2	
1	イ	劇場・観覧場等	3	1	2	3	1	2	3	1	2	100.0
	ロ	公会堂・集会場	86	32	54	71	25	46	63	22	41	82.6
2	イ	キャバレー・カフェ等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ロ	遊技場・ダンスホール	12	6	6	12	6	6	12	6	6	100.0
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	イ	カラオケボックス等	3	1	2	3	1	2	3	1	2	100.0
	ロ	待合・料理店等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	イ	飲食	110	59	51	96	46	50	90	46	44	87.3
	ロ	百貨店・マーケット等	187	83	104	175	75	100	143	57	86	93.6
5	イ	旅館・ホテル・宿泊所等	11	3	8	11	3	8	11	3	8	100.0
	ロ	寄宿舎・下宿・共同住宅	419	243	176	350	188	162	271	140	131	83.5
6	イ(1)	特定診療科名を有する病院等	1	—	1	1	—	1	1	—	1	100.0
	イ(2)	特定診療科名を有する有床診療所等	3	—	3	3	—	3	3	—	3	100.0
	イ(3)	(1)以外の病院・(2)以外の有床診療所等	8	2	6	8	2	6	8	2	6	100.0
	イ(4)	無床診療所・無床助産所	19	9	10	19	9	10	19	9	10	100.0
	ロ(1)	老人短期入所施設・有料老人ホーム等	128	66	62	128	66	62	118	56	62	100.0
	ロ(2)	救護施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ロ(3)	乳児院	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ロ(4)	障害児入所施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ロ(5)	障害者支援施設・共同生活援助施設等	11	8	3	10	7	3	8	6	2	90.9
	ハ(1)	老人デイサービスセンター等	34	22	12	32	20	12	28	16	12	94.1
	ハ(2)	更生施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ハ(3)	助産施設・保育所・児童養護施設等	59	37	22	58	36	22	54	32	22	98.3
	ハ(4)	児童発達支援センター等	2	2	—	2	2	—	2	2	—	100.0
	ハ(5)	身体障害者福祉センター・障害者支援施設等	16	13	3	16	13	3	16	13	3	100.0
	ニ	幼稚園・特別支援学校	12	5	7	12	5	7	11	4	7	100.0
7	小学校・中学校・高等学校等	59	36	23	57	34	23	48	27	21	96.6	
8	図書館・博物館等	1	—	1	1	—	1	1	—	1	100.0	
9	イ	蒸気浴場・熱気浴場等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ロ	イ以外の公衆浴場	14	7	7	14	7	7	11	5	6	100.0
10	車両の停車場等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
11	神社・寺院・教会等	16	10	6	15	9	6	14	8	6	93.8	
12	イ	工場・作業場	60	21	39	57	19	38	42	12	30	95.0
	ロ	映画スタジオ等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
13	イ	自動車車庫・駐車場	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ロ	飛行機の格納庫等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14	倉庫	30	5	25	30	5	25	25	4	21	100.0	
15	前各項に該当しない事業場	126	64	62	113	55	58	91	39	52	89.7	
16	イ	特防を含む複合用途防火対象物	534	266	268	464	230	234	376	184	192	86.9
	ロ	イ以外の複合用途防火対象物	139	94	45	119	78	41	83	58	25	85.6
17	重要文化財等	1	—	1	1	—	1	1	—	1	100.0	

※  は特定防火対象物(特防)

※ 消防法第8条に該当する防火対象物数であるもの

## 【資料 4 - 5 守口市門真市消防組合の組織】

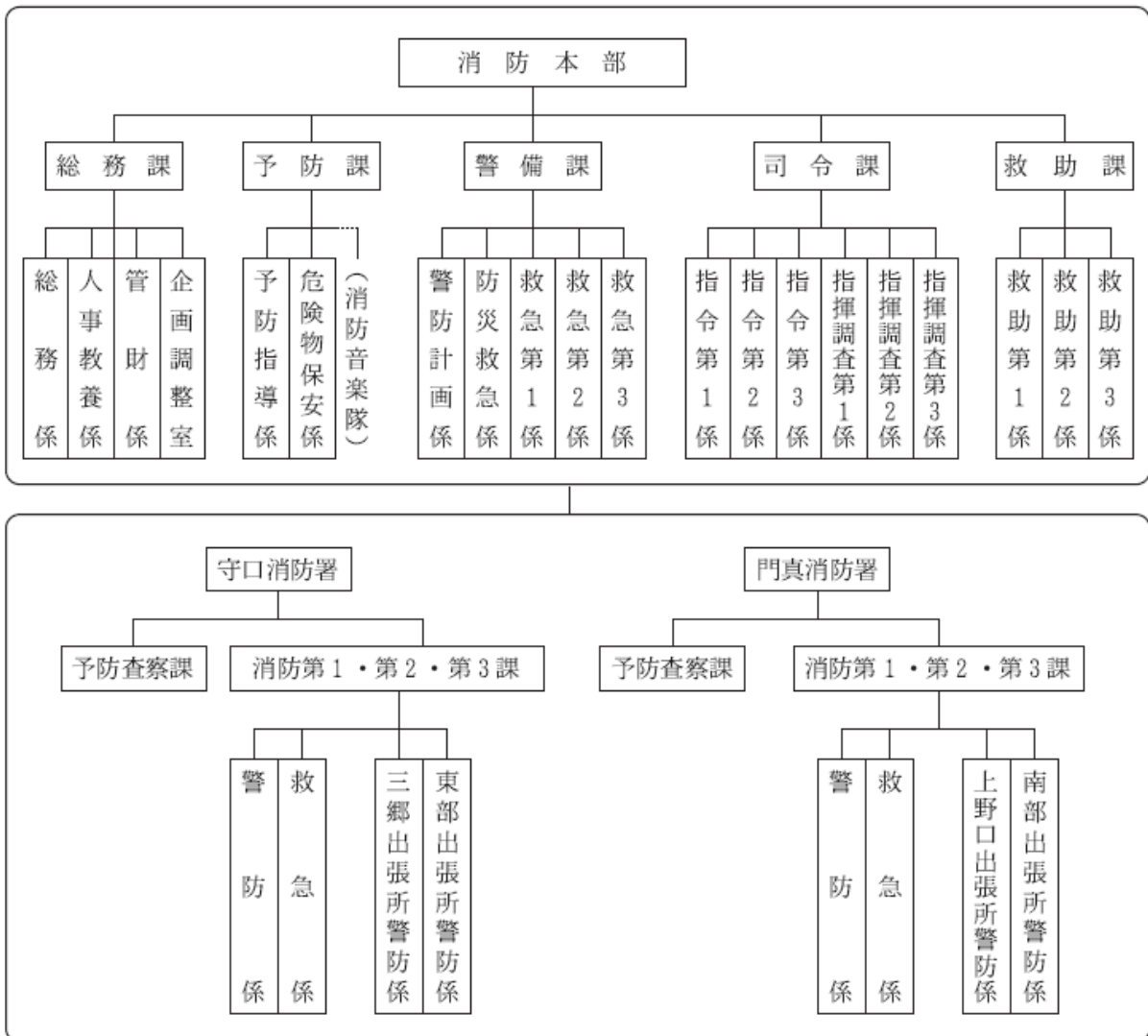
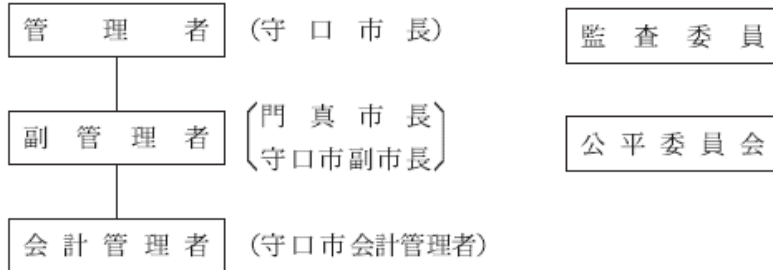
(出典：消防年報・令和6年版、令和7年4月1日現在)

消防組合議会

議員定数 15名(守口市8名、門真市7名)

執行機関

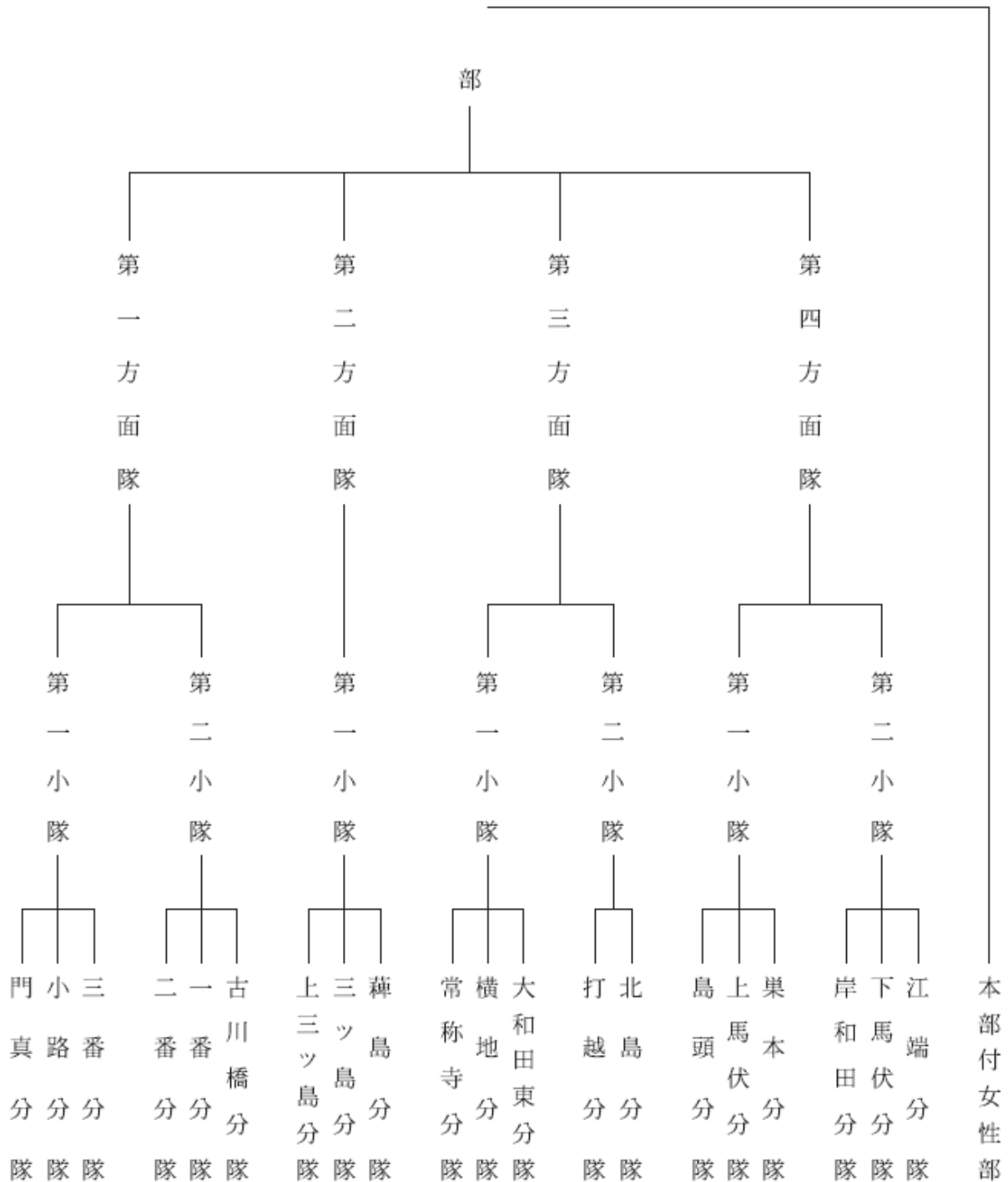
行政委員



【資料4-6 門真市消防団の組織】

(出典：消防年報・令和6年版、令和7年4月1日現在)

本



## 【資料４－７ 消防組合保有資器材一覧表】

(出典：消防年報・令和６年版、令和７年４月１日現在)

### １ 警防資器材保有状況

種別	品名	数量	種別	品名	数量
放水器具	ホース	975	測定用器具	可燃性ガス測定器	9
	ツイスターノズル	33		有毒ガス測定器	2
	クアドラフオグノズル	6		放射線測定器	7
	発泡器具	15		化学剤検知器	2
	ターレット(放水砲含む)	6		生物剤検知器	-
一般救助器具	三連梯子	17	隊員保護用器具	陽圧式化学防護服	9
	空気式救助マット	2		化学防護服(陽圧式除く)	15
	救命索発射銃	2		放射線粉塵用マスク	6
	サバイバースリング	2		放射線防護服(個人用線量計)	4(5)
	平担架・バスケット型担架	5		耐熱服	6
重量物排除用器具	油圧ジャッキ	2	水難救助用器具	潜水器具一式	6
	油圧スプレッター(大型含む)	4		救命胴衣	144
	可搬式ウインチ	4		救命ボート	4
	マンホール救助器具	2		船外機	2
	マット型空気ジャッキ	2		潜水用空気ボンベ	12
切断用器具	油圧切断機(大型含む)	2	高度救助用器具	熱画像直視装置	10
	エンジンカッター	17		画像探索機	3
	ガス溶断器	1		地中音響探知機	1
	チェーンソー	2		夜間用暗視装置	1
	鉄線カッター	2		地震警報器	1
	空気鋸(エアーソー)	4	他の救助用器具	緩降機	2
	空気切断機(エアーカッター)	2		ロープ登降機	12
	鉄筋切断用チェーンソー	1		救助用降下機	21
破壊用器具	万能斧	52	他の救助用器具	発電機	27
	ハンマー	3		投光器	21
	携帯用コンクリート破壊器具	5		携帯投光器(強力ライト等)	74
	削岩機	3		携帯無線機(署活系無線機)	32(118)
呼吸保護用具	空気呼吸器	93	その他	除染シャワー	2
	同ボンベ	279		消火薬剤泡(ℓ)	1,760
	防塵マスク	364			
	送排風機	2			

## 2 救急車資器材積載状況

種 別	品 名	数 量
観 察 用 資 器 材	血 圧 計	18
	血 中 酸 素 飽 和 度 測 定 器	9
	検 眼 ラ イ ト	18
	心 電 計	9
	体 温 計	27
	聴 診 器	27
	血 糖 値 測 定 器	9
呼 吸 ・ 循 環 管 理 用 資 器 材	気 道 確 保 用 資 器 材	198
	吸 引 器 一 式	18
	喉 頭 鏡	9
	酸 素 吸 入 器 一 式	18
	自 動 式 人 工 呼 吸 器 一 式	9
	自 動 体 外 式 除 細 動 器	9
	手 動 式 人 工 呼 吸 器 一 式	9
	マ ギ ー ル 鉗 子	27
	ビ デ オ 硬 性 挿 管 用 喉 頭 鏡	9
資 器 創 材 保 傷 用 等	固 定 用 資 器 材	90
	創 傷 保 護 用 資 器 材	225
資 器 保 材 温 ・ 搬 送 用	雨 お お い	18
	ス ク ー プ ス ト レ ッ チ ャ ー	9
	担 架	27
	バ ッ ク ボ ー ド	9
	保 温 毛 布	9
器 毒 止 感 材 用 染 消 防	感 染 防 止 用 資 器 材	72
	消 毒 用 資 器 材	27
資 器 通 材 信 用	無 線 装 置	12
	情 報 通 信 端 末	9
	携 帯 電 話	9
そ の 他 の 資 器 材	懐 中 電 灯	27
	救 急 バ ッ ク	9
	ト リ ア ー ジ タ ッ グ	900
	膿 盆	18
	は さ み	27
	ピ ン セ ッ ト	9
	分 娩 用 資 器 材	9
冷 却 用 資 器 材	18	

## 【資料４－８ 消防相互応援協定一覧表】

(出典：消防年報・令和６年版、令和７年４月１日現在)

### (1) 消防相互応援協定

大規模な火災、その他の災害等に対処し、消防力の効率的な運用を図るため、消防組織法の規定に基づき、次のように消防相互応援協定を締結している。

消防相互応援協定一覧表

協 定 名	締 結 年 月 日	協 定 市 町 村
大阪府北ブロック消防相互応援協定	昭和40年6月22日	吹田市・守口市・高槻市・枚方市・茨木市・寝屋川市・門真市・大東市・摂津市・四條畷市・交野市・島本町・枚方寝屋川消防組合
大阪市、守口市門真市消防組合消防相互応援協定	昭和40年12月1日 平成25年11月1日 再締結	大 阪 市
大阪市、守口市門真市消防組合航空消防応援協定	昭和45年10月1日 平成22年4月1日 再締結	大 阪 市
守口市門真市消防組合、東大阪市消防相互応援協定	昭和51年3月22日 平成22年3月20日 再締結	東 大 阪 市
大阪府下広域消防相互応援協定	昭和63年9月1日 平成27年9月1日 再締結	府下の消防本部を設置する市町
第二京阪道路（枚方東インターチェンジから第二京阪門真インターチェンジまで）消防相互応援協定	平成22年1月27日 平成26年4月1日 再締結	京田辺市・交野市・大東四條畷消防組合・枚方寝屋川消防組合

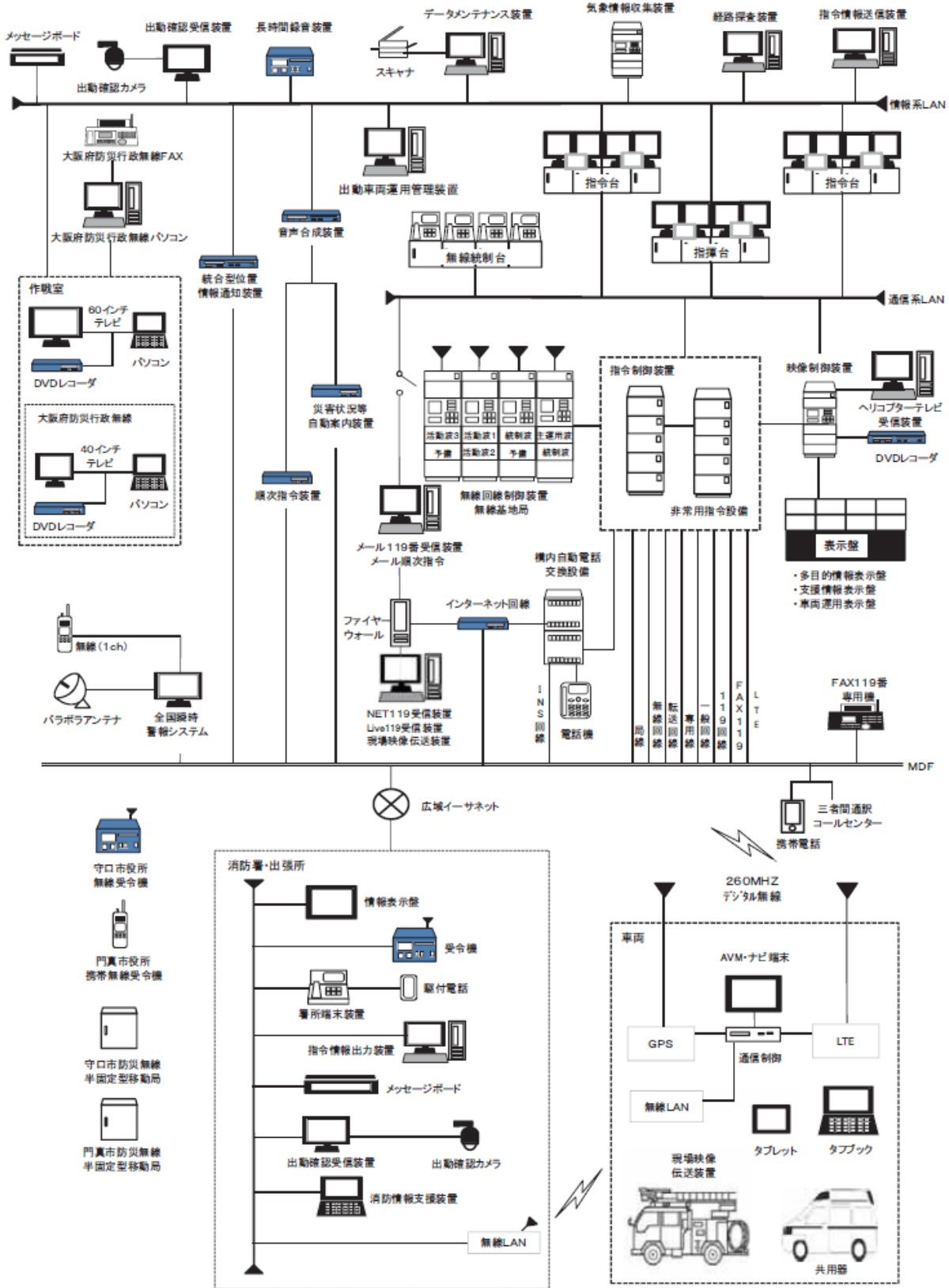
### (2) 市域境界線上に位置する消防対象物の取扱いに関する協定

市域境界線上に位置する消防対象物に対する消防法に基づく立入検査、消防用設備等の設置指導、防火管理並びに火災の原因及び損害額の調査等の事実上の事務処理の一元化を図り、住民の便宜等を考慮するとともに、消防行政の執行を適性かつ効率的に行うため、隣接する1市2消防組合（大阪市・大東四條畷消防組合・枚方寝屋川消防組合）と協定を締結している。

# 【資料 4 - 9 消防通信】

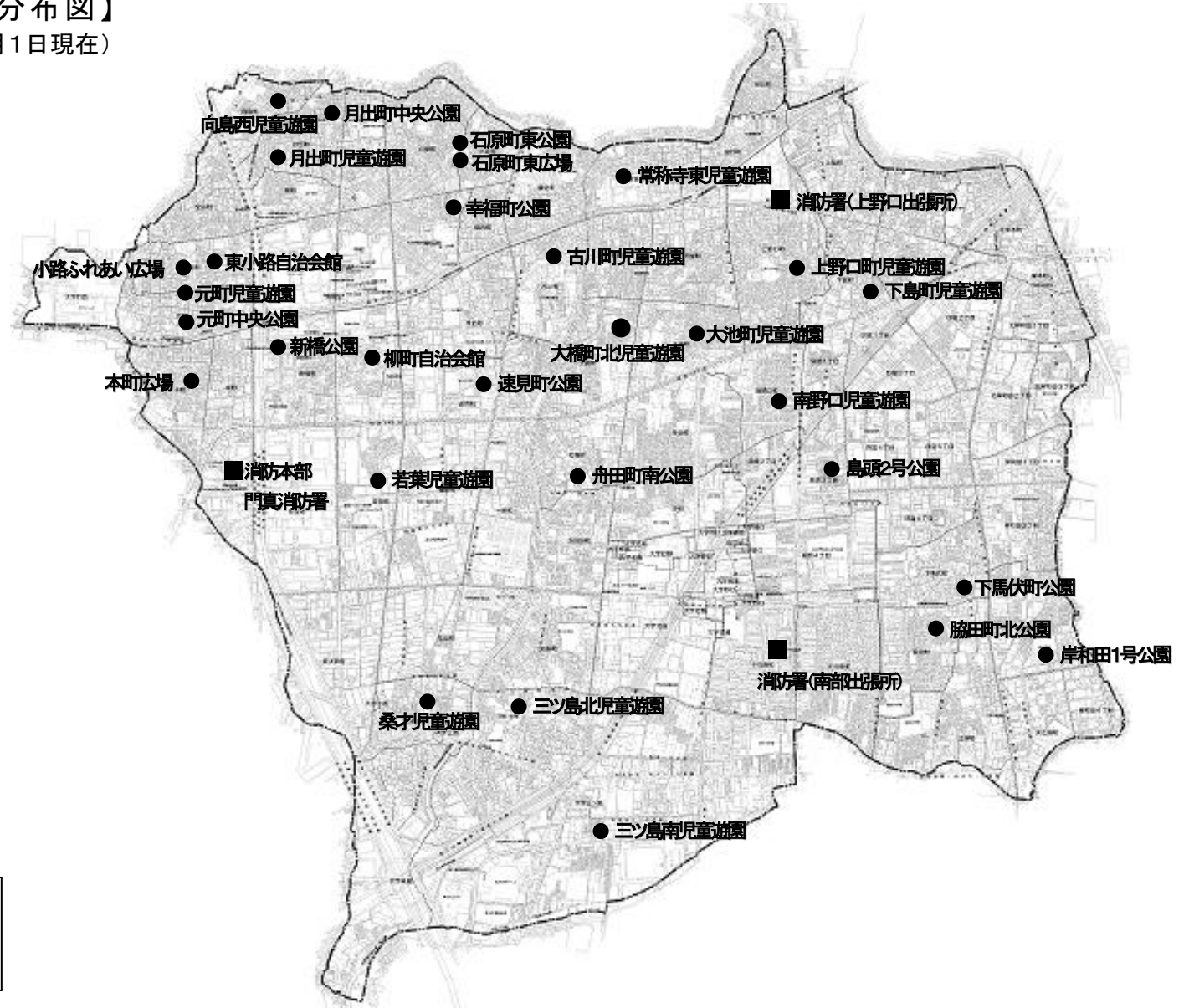
(出典：消防年報・令和6年版、令和7年4月1日現在)

## 通信系統図



【資料4-10 公設防火水槽分布図】

(総務部危機管理課調べ、令和7年3月1日現在)



< 凡例 >

- 防火水槽
- 消防本部・消防署・出張所

## 【資料4-11 貯留施設及び増補幹線】

(まちづくり部、環境水道部調べ、令和8年3月現在)

(1) 調整池 (地下に雨水を一時貯留するもの)

調整池名	貯留量 (m <sup>3</sup> )	上面施設	完成
三ツ島調整池	24,000	テニスコート	平成7年度
一番町調整池	15,000	運転免許試験場	平成13年度
門真南調整池	35,000	道路	平成22年度

(2) 北部地下河川 (第2京阪道路地下に巨大トンネルを築造するもの)

地下河川名	貯留量 (m <sup>3</sup> )	既設延長	既設完成
古川調整池 (鶴見立坑～古川取水立坑)	130,000	3.7km	平成14年10月
北島調整池 (古川取水立坑～北島立坑)			平成23年6月
門真調整池 (北島立坑～讃良立坑)	70,000	2.9km	平成27年6月

※ 全体計画延長：14.3km

(3) 増補幹線 (既存の流域下水道管の排水能力を補うもの)

下水道名	効果	完成
大東(二)増補幹線	増補幹線の整備により、雨水ポンプ場・下水道管の排水能力を超える雨水を途中で増補幹線に落とすため、浸水被害発生の可能性を低く抑えることができる。	平成17年11月
大東門真増補幹線		平成25年6月
門真寝屋川増補幹線		平成25年6月
中央(一)増補幹線(一)		平成30年2月
中央(一)増補幹線(二)		
大東(一)増補幹線		
門真守口増補幹線		令和6年6月 (一部区間の先行供用) (未供用区間は整備中)

## 【資料4-12 門真市防災資機材貸与要綱】

(目的)

**第1条** この要綱は、市内に結成された自主防災組織に対し、災害救助活動を行うために必要な災害救助用資機材（以下「防災資機材」という。）を貸与することにより、自主防災組織の育成並びに地域住民の自発的防災意識の高揚及び自主防災活動の促進を図ることを目的とする。

(意義)

**第2条** この要綱において「自主防災組織」とは、地震・風水害の災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において被害を防止し、若しくは軽減し、又は火災その他の災害を予防するため、地域住民の自発的な意思により自治会等を単位として結成した防災組織をいう。

(貸与の申請)

**第3条** 別表に定める防災資機材の貸与を受けようとする自主防災組織の代表者（以下「代表者」という。）は、門真市防災資機材貸与申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 自主防災組織の規約等
- (2) 自主防災組織の構成員及び役員の名簿
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(防災資機材の貸与)

**第4条** 市長は、第3条の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、門真市防災資機材貸与決定通知書（様式第2号）により、当該申請のあった代表者に通知するものとする。

2 代表者は、前項の規定により、貸与を決定された防災資機材を受領したときは、速やかに門真市防災資機材受領報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(貸与の期間等)

**第5条** 防災資機材の貸与は、1組織に対して1回とし、貸与の期間は、3年とする。ただし、当該自主防災組織が継続して貸与を申し出た場合には、市長が必要と認めるときは、3年ごとに延長することができる。

(貸与後の防災資機材の管理及び修理等)

**第6条** 防災資機材の貸与を受けた自主防災組織は、善良なる管理者の注意をもって当該防災資機材を管理し、修理等の必要が生じた場合は市長と協議しなければならない。

(貸与の取消し等)

**第7条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、防災資機材の貸与を取り消し、当該防災資機材を返還させることができる。

- (1) 自主防災組織として適当でないと認めるとき。
- (2) 自主防災組織を解散したとき。
- (3) 不正の手段により防災資機材の貸与を受けたとき。

- (4) 貸与された防災資機材をこの要綱の目的に反して使用したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(管理)

**第8条** 市長は、防災資機材貸与記録簿（様式第4号）を備え、常にその状況を明らかにするものとする。

(細目)

**第9条** この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

#### 別表（第3条関係）

防災資機材一覧表
グラスファイバーハンマー（3.5kg）、鋸（300mm）、バラシバール縦型（900mm）、つるはし、アルミボルトクリッパー（350mm）、パイプ柄スコップ、レスキューアックス、テコバール、掛矢、ジャッキ（パンタグラフ式1トン）、カマセ木2個（高強度）、収納箱（プラスチックダンボール製）（1,030mm×410mm×170mm）

様式第 1 号（第 3 条関係）

門真市防災資機材貸与申請書

年 月 日

門真市長（氏 名） 様

申請者 自主防災組織名  
住 所  
代 表 者 ⑩

防災機材の貸与を受けたいので、門真市防災資機材貸与要綱第 3 条の規定により、次のとおり申請します。

記

- 1 自主防災組織の世帯数
- 2 防災資機材の保管場所
- 3 添付書類等
  - (1) 自主防災組織の規約
  - (2) 自主防災組織の構成員名簿
  - (3) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第4条関係）

門真市防災資機材貸与決定通知書

年 月 日

自主防災組織名  
代表者 様

門真市長（氏 名）印

年 月 日申請のありました防災資機材の貸与について、次のとおり決定します。

記

貸与の期間	年 月 日～ 年 月 日
防災機材の管理場所	

※ 代表者及び管理場所が変更になった場合は、速やかに報告すること。

様式第3号（第4条関係）

門真市防災資機材受領報告書

年 月 日

門真市長（氏 名）様

自主防災組織名  
住 所  
代 表 者

印

次のとおり防災資機材を受領したので、門真市防災資機材貸与要綱第4条第2項の規定により報告します。

記

受 領 品 目	
防災資機材一式	
受領年月日	年 月 日
保管場所	

様式第4号（第8条関係）

防災資機材貸与記録簿

貸与 番号	自主防災組織名	貸与期間				備考
1		始 至	年 年	月 月	日 日	
2		始 至	年 年	月 月	日 日	
3		始 至	年 年	月 月	日 日	
4		始 至	年 年	月 月	日 日	
5		始 至	年 年	月 月	日 日	
6		始 至	年 年	月 月	日 日	
7		始 至	年 年	月 月	日 日	
8		始 至	年 年	月 月	日 日	
9		始 至	年 年	月 月	日 日	
10		始 至	年 年	月 月	日 日	

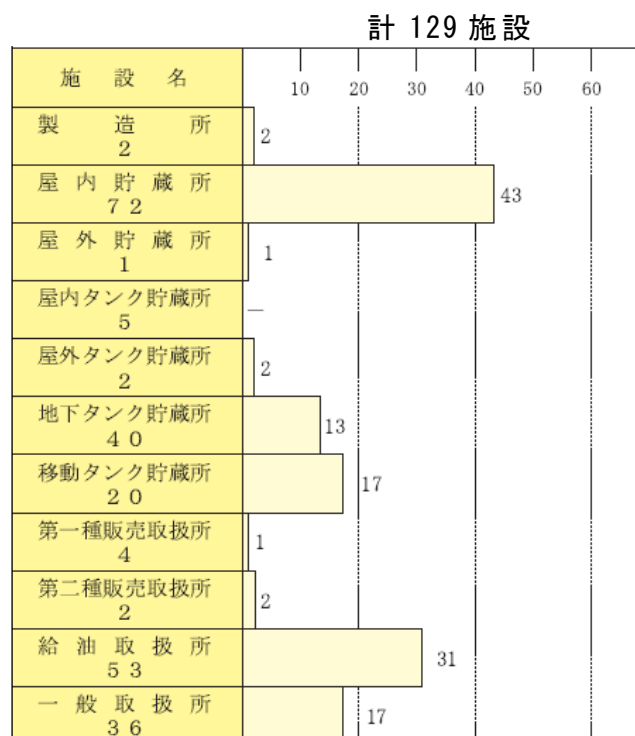
## 【資料5-1 中高層建築物の現況】

(消防年報・令和6年版、令和7年4月1日現在)

階	棟数
4階	547
5階	259
6階	80
7階	56
8階	42
9階	24
10階	20
11階	16
12階	2
13階	6
14階	12
15階	9
合計	1,073

## 【資料5-2 危険物施設数】

(消防年報・令和6年版、令和7年4月1日現在)



## 【資料6-1 排水ポンプ施設一覧表】

(まちづくり部調べ、令和8年3月現在)

	名 称	所 在 地	口径	水量	台数
1	小路第1号ポンプ場	小路町25-18	200	5.5	2
2	月出町ポンプ場	月出町14-21	150	3.0	2
3	浜町ポンプ場	浜町9-2	150	3.1	2
4	上島第1号ポンプ場	上島町47	100	2.0	1
5	上島第2号ポンプ場	上島町47	100	2.0	1
6	上島第3号ポンプ場	上島町23-31	50	／	1
			100	1.0	2
7	宮野町第4号ポンプ場	宮野町19-19	150	3.3	1
8	宮野町第5号ポンプ場	宮野町19-8	100	1.3	1
9	宮野町中央第7号ポンプ場	宮野町12-23	350	20.0	1
10	宮野町第8号ポンプ場	宮野町9-17	100	0.6	1
11	常称寺町第1号ポンプ場	常称寺町29-20	100	0.8	1
12	常称寺町第2号ポンプ場	常称寺町11-16	100	1.4	1
13	常称寺町第3号ポンプ場	常称寺町10-3	100	2.0	1
14	常称寺町第5号ポンプ場	常称寺町1-9	100	2.0	1
15	御堂町第3号ポンプ場	御堂町6-3	100	2.0	1
16	常盤町第1号ポンプ場	常盤町1-2	50	／	1
17	常盤町第3号ポンプ場	常盤町20-21	100	2.0	1
18	大橋町ポンプ場	大橋町13-19	150	4.5	1
			300	20.0	1
19	古川町第1号ポンプ場	古川町7-6	100	2.0	1
20	古川町第2号ポンプ場	古川町8-24	100	2.0	1
21	古川町第3号ポンプ場	古川町13-11	100	2.0	1
22	寿町第2号ポンプ場	寿町15-14	100	0.8	1
23	寿町第3号ポンプ場	寿町22-27	100	1.0	1
24	一番町第1号ポンプ場	一番町2-11	100	1.0	1
25	一番町第2号ポンプ場	一番町2-1	100	1.0	1
26	打越町第1号ポンプ場	打越町5-22	100	1.0	1
27	打越町第3号ポンプ場	打越町10-19	100	0.7	1

	名 称	所 在 地	口径	水量	台数
28	打越中央第4ポンプ場	打越町11-15	400	23.0	2
			400	20.0	2
			150	4.0	1
29	五月田町府住第1号ポンプ場	五月田町20-12	250	7.0	1
			150	3.0	1
30	五月田町第2号ポンプ場	五月田町22-10	150	4.0	1
31	五月田町第3号ポンプ場	五月田町26	150	3.5	1
			200	4.0	1
32	北島町第1号ポンプ場	北島町1-8	100	1.6	1
33	北島町第2号ポンプ場	北島町4-10	100	0.5	1
34	北島町北第3号ポンプ場	北島町9-7	150	2.0	1
35	北島町第4号ポンプ場	北島町9-7	100	0.6	1
36	北島町南第5号ポンプ場	北島町9-8	80	06	1
			150	4.0	1
37	北島町第6号ポンプ場	北島町10-9	100	2.0	1
38	北島小学校第8号ポンプ場	北島町27-1	150	/	2
39	東田町第1号ポンプ場	東田町21-2	100	1.6	1
40	東田町市住第2号ポンプ場	東田町26-1	250	7.0	1
41	三ツ島第1号ポンプ場	三ツ島1丁目1-5	100	0.8	1
42	三ツ島第2号ポンプ場	三ツ島1丁目3-20	100	0.6	1
43	三ツ島第3号ポンプ場	三ツ島2丁目1-5	150	4.0	1
44	三ツ島第4号ポンプ場	三ツ島2丁目19-22	100	1.0	1
45	三ツ島第5号ポンプ場	三ツ島2丁目23	100	1.0	1
46	桑才ポンプ場	桑才294-45	100	1.5	1
47	葎島第1号ポンプ場	ひえ島町484	100	1.0	1
48	葎島第2号ポンプ場	ひえ島町504	100	1.0	1
49	葎島第3号ポンプ場	ひえ島町508	100	1.0	1
50	葎島第5号ポンプ場	ひえ島町512-2	150	1.0	1
51	上八箇荘水路排水ポンプ場	北島町849-48	350	20.0	2
52	三ツ島北部線アンダーパスポンプ	三ツ島4丁目1	150	1.6	2

### 【資料 6 - 2 給水用車両及びタンク等保有一覧表】

(環境水道部調べ、令和 3 年 2 月現在)

	車 種	台数		種 類	数量
車 両	小型ダンプ	1 台	給 水 タ ン ク 等	給水タンク (1 t) (車載型)	2 基
				給水タンク (1 t) (自立型)	23 基
給水車 (2 t 積載可能)	1 台			ポリ容器 (20リットル)	198 個
				給水バルーン (2 t) (貯水型)	3 基

### 【資料 6 - 3 上下水道事業用無線】

携帯電話網 I P 無線

(環境水道部調べ、令和 7 年 2 月現在)

所管課		台数	無線仕様
環境水道部	経営総務課	2 台	docomo 3 G/LTE au 4 G/LTE
	水道事業課	6 台	
	お客さまセンター	3 台	
	公共下水道事業課	3 台	

## 【資料 7-1 備蓄物資一覧表】

(総務部危機管理課調べ、令和 8 年 4 月現在)

主な物資名	数量	主な備蓄場所
アルファ化米	64,500食	門真市民プラザ防災備蓄倉庫、水桜学園防災備蓄倉庫、門真はすはな中学校防災備蓄倉庫、N T T 門真ビル防災備蓄倉庫
缶入りパン	13,466食	門真市民プラザ防災備蓄倉庫、水桜学園防災備蓄倉庫、門真はすはな中学校防災備蓄倉庫、N T T 門真ビル防災備蓄倉庫
毛布	19,361枚	門真市民プラザ防災備蓄倉庫、水桜学園防災備蓄倉庫、門真はすはな中学校防災備蓄倉庫、北巢本四宮小学校内、沖小学校内、上野口小学校内、速見小学校内、第二中学校内、第七中学校内、N T T 門真ビル防災備蓄倉庫
断熱シート	9,361枚	門真市民プラザ防災備蓄倉庫、水桜学園防災備蓄倉庫、門真はすはな中学校防災備蓄倉庫、北巢本四宮小学校内、上野口小学校内、速見小学校内、第二中学校内、第七中学校内、N T T 門真ビル防災備蓄倉庫
防水シート	18,679枚	門真市民プラザ防災備蓄倉庫、水桜学園防災備蓄倉庫、門真はすはな中学校防災備蓄倉庫、北巢本四宮小学校内、上野口小学校内、速見小学校内、第二中学校内、第七中学校内、N T T 門真ビル防災備蓄倉庫
飲料水袋	22,200個	門真市民プラザ防災備蓄倉庫、N T T 門真ビル防災備蓄倉庫
簡易トイレ	565基	門真市民プラザ防災備蓄倉庫、水桜学園防災備蓄倉庫、N T T 門真ビル防災備蓄倉庫
粉ミルク	25,090 g	門真市保健福祉センター内
哺乳瓶	230本	門真市民プラザ防災備蓄倉庫
おむつ(子ども用、大人用)	6,111枚	門真市民プラザ防災備蓄倉庫、水桜学園防災備蓄倉庫、N T T 門真ビル防災備蓄倉庫
生理用品	26,916枚	門真市民プラザ防災備蓄倉庫、水桜学園防災備蓄倉庫、N T T 門真ビル防災備蓄倉庫
タオル	31,565枚	門真市民プラザ防災備蓄倉庫、水桜学園防災備蓄倉庫、門真はすはな中学校防災備蓄倉庫、N T T 門真ビル防災備蓄倉庫
便袋	77,520枚	門真市民プラザ防災備蓄倉庫、水桜学園防災備蓄倉庫、門真はすはな中学校防災備蓄倉庫、上野口小学校内、速見小学校内、第二中学校内、第七中学校内
トイレットペーパー	6,260個	門真市民プラザ防災備蓄倉庫、水桜学園防災備蓄倉庫、門真はすはな中学校防災備蓄倉庫、N T T 門真ビル防災備蓄倉庫
マスク	75,850枚	門真市民プラザ防災備蓄倉庫
食品用ラップ	1,998個	門真市民プラザ防災備蓄倉庫
段ボールベッド	230セット	門真市民プラザ防災備蓄倉庫
ペーパータオル	24,950個	門真市民プラザ防災備蓄倉庫

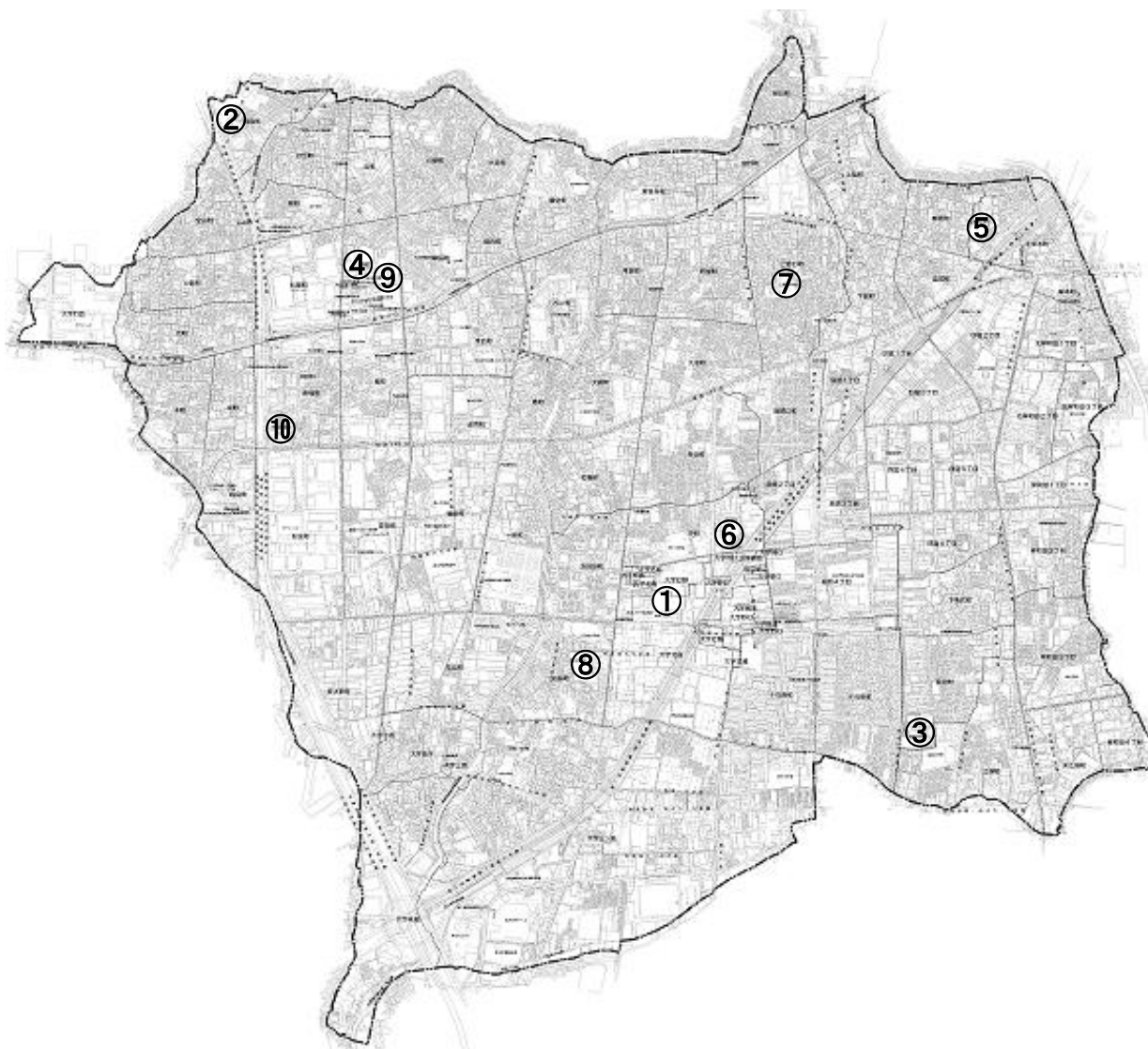
【資料 7-2 防疫用器具、器材、備蓄一覧表】

(環境水道部調べ、令和 7 年 3 月現在)

種 別	名 称	台 数
機動消毒用	動力噴霧機搭載車輛	1 台
手押消毒用	手押噴霧機 9リットル	3 台
	手押噴霧機 13リットル	4 台

【資料 7-3 備蓄倉庫位置図】

備蓄倉庫	①門真市民プラザ防災備蓄倉庫	北島546
	②NTT門真ビル防災備蓄倉庫	向島町2-24
	③水桜学園防災備蓄倉庫	脇田町4-1
	④門真はすはな中学校防災備蓄倉庫	中町2-1
	⑤北巢本四宮小学校内	北巢本町2-11
	⑥沖小学校内	沖町28-1
	⑦上野口小学校内	上野口町31-1
	⑧第七中学校内	北島町29-1
救援物資一時集積地	⑨市立総合体育館	中町11-70
	⑩市立公民館	新橋町34-24



## 【資料 7-4 大阪府災害救助用食料緊急引渡要領】

### 大阪府災害救助用食料緊急引渡要領

(趣旨)

第1 この要領は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）（以下「基本要領」という。）、「災害救助用米穀の保管及び供給等の協力に関する協定」（令和元年11月11日）（以下「精米基本協定」という。）及び「災害救助用漬物の保管に関する協定」（平成8年8月8日）（以下「漬物保管協定」という。）に基づき、災害救助法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）が発動された場合における政府所有の米穀、米穀販売事業者所有の精米及び大阪府所有の漬物（以下「災害救助用食料」という。）の緊急引渡について、必要な事項を定める。

(緊急引渡を行う場合)

第2 この要領に定める災害救助用食料の引渡しは、災害救助法又は国民保護法が発動された場合において、当該災害地を管轄する市町村長から被災者及び災害救助従事者に対する食料の緊急引渡しの要請があり、知事が救助食料の引渡しを決定した場合に実施する。

(引渡品目)

第3 緊急引渡しを行う品目は米穀（精米又は玄米）及び漬物とする。

(引渡数量)

第4 緊急引渡を行う数量は、次表のとおりとする。

区 分	品 目	
	米穀	漬物
被災者供給用	精米1人1食当たり200g 又は 玄米1人1食当たり220g	1人1食当たり 20g
災害救助 従事者供給用	精米1人1食当たり300g 又は 玄米1人1食当たり330g	1人1食当たり 20g

(引渡手続)

第5 災害救助用食料の緊急引渡しの手続きは、次のとおりとする。

1. 知事と市町村長の連絡ができる場合

(1) 米穀（精米又は玄米）

- ① 市町村長は知事に災害救助用食料の引渡要請を事前に行うとともに、災害救助用食料緊急引渡申請書（様式第1号）を提出する。

ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

- ② 知事は、市町村長の申請に基づき引渡数量を決定し、米穀販売事業者の倉庫の所在地と被災市町村との距離、倉庫の在庫数量等を勘案したうえで、米穀販売事業者がその引渡数量を十分に供給できる場合には③、十分に供給できない場合には併せて④の手続きを行うものとする。

③米穀販売事業者が十分に供給できる場合

ア 知事は、米穀販売事業者の中から精米の供給を行う業者（以下「供給業者」という。）を選定し、災害救助用食料（精米）供給要請書（様式第2号）により精米の供給要請を行う。

ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

この際に知事は、供給業者以外の米穀販売事業者に対しても、電話等により連絡を行い、いつでも対応できる体制を取るよう要請するものとする。

イ 知事の要請を受けた供給業者は、知事が指定する場所へ精米を輸送し、市町村長へ納品書と併せて引渡しを行う。この時、供給業者が輸送手段を確保できない場合は、知事がこれを斡旋するものとする。

ウ 市町村長は、精米の受領後、速やかに供給業者へ災害救助用食料（精米）受領書（様式第3号）を1部提出する。

エ 市町村長は、災害救助用食料（精米）受領報告書（様式第4号）に災害救助用食料（精米）受領書（様式第3号）及び納品書の原本を添えて、速やかに知事に1部提出し、納品書の写しについては市町村長において保管するものとする。

④米穀販売事業者が十分に供給できない場合

ア 知事は、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に対し、政府所有米穀の引渡しに関し電話等により連絡し、その後速やかに災害救助用米穀の引渡要請書（様式第5号）を提出する。

イ 農産局長は、アの要請を受け、政府所有米穀の販売等業務を実施する民間事業者（以下「受託事業者」という。）及び知事と連絡調整を行い、供給する災害救助用米穀及び引渡方法を決定する。

ウ 知事は、農産局長と政府所有主要米穀売買契約書（基本要領様式4-24）により契約を締結する。

エ 農産局長は、ウの売買契約の締結後、速やかに受託事業者に対し知事又は知事が指定した者（以下「指定引取人」という。）に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

オ 知事又は指定引取人は、災害救助用米穀の受領後、速やかに受託事業者が発行する引渡通知書（仮称）と引換えに災害救助用食料（米穀）受領書（様式第6号）を提出し、必要に応じて米穀販売事業者に対し災害救助用米穀のとう精を要請する。

カ 市町村長は、災害救助用米穀の受領後、速やかに知事又は指定引取人へ災害救助用食料（米穀）受領書（様式第6号）を1部提出する。

キ 指定引取人からの引渡しを受けた市町村長は、災害救助用食料（米穀）受領報告書（様式第7号）に災害救助用食料（米穀）受領書（様式第6号）及び納品書の原本を添えて、速やかに知事に1部提出し、納品書の写しについては市町村長において保管するものとする。

## （2）漬物

ア 市町村長は知事に災害救助用食料の引渡要請を事前に行うとともに、災害救助用食料緊急引渡申請書（様式第1号）を提出する。

ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により申請することができ。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

イ 知事は、市町村長の申請に基づき引渡数量を決定し、大阪府所有の漬物を保管している者（以下「漬物保管者」という。）に災害救助用食料（漬物）引渡指示書（様式第8号）により、漬物の引渡指示を行う。

ただし、指示書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により要請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

ウ 知事の指示を受けた漬物保管者は、知事が指定する場所に漬物を輸送し、市町村長へ納品書と併せて引き渡す。この時、漬物保管者が輸送手段を確保できない場合は、知事がこれを斡旋するものとする。

エ 市町村長は、漬物の受領後、速やかに漬物保管者へ災害救助用食料（漬物）受領書（様式第9号）を1部提出する。

オ 市町村長は、災害救助用食料（漬物）受領報告書（様式第10号）に災害救助用食料（漬物）受領書（様式第9号）及び納品書の原本を添えて、速やかに知事に1部提出し、納品書の写しについては市町村長において保管するものとする。

## 2. 交通、通信の途絶等のため知事と市町村長の連絡がつかない場合

### （1）米穀（玄米）

ア 市町村長は、農産局長に対し、引渡しを電話等で要請のうえ、連絡のつき次第、知事にその旨連絡することとする。

イ 知事は、アの連絡を受けた後、1の（1）の②以降により、災害救助用食料の引渡しの手続を行う。

### （2）漬物

ア 市町村長は、漬物保管者に対し、引渡しを電話等で要請のうえ、連絡のつき次第、知事にその旨連絡することとする。

イ 知事は、アの連絡を受けた後、1の（2）のイ以降により、災害救助用食料の引渡しの手続を行う。

(買受手続等)

第6 知事は、市町村長が第5の1の(1)の③及び2の(1)により災害救助用食料を受領したときは、精米基本協定第8条第1項の規定に基づき価格の決定を速やかに行うものとする。

(代金納付)

第7 知事は、第5の1の(1)の③及び2の(1)による災害救助用食料を受領した場合は、精米基本協定第8条に基づく請求があった日から起算して30日以内に供給業者に、第5の1の(1)の④による災害救助用食料を受領した場合は、基本要領様式4-24第3条の規定に基づき農産局長に、第5の1の(2)及び2の(2)による災害救助用食料を受領した場合は、漬物保管協定第3条第2項に基づく請求のあった日から起算して30日以内に漬物保管者に、それぞれ納付するものとする。

附 則

- 1 この要領は平成2年4月1日から施行する。
- 2 災害時における米穀及び乾パンの応急配給要領（昭和59年9月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は平成6年8月4日から施行する。

附 則

この要領は平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要領は平成18年10月2日から施行する。

附 則

この要領は平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要領は平成22年6月3日から施行する。

附 則

この要領は平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要領は平成23年12月1日から施行する。

附 則

この要領は平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要領は令和2年1月1日から施行する。

附 則

この要領は令和3年4月21日から施行する。

附 則

この要領は令和3年10月27日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

大阪府知事様

市町村長

災害救助用食料緊急引渡申請書

被災者及び災害救助従事者に対する炊き出し給食を実施する必要がありますので、大阪府災害救助用食料緊急引渡要領第5の1に基づき、下記のとおり、災害救助用食料の引渡しを受けたく申請します。

記

1. 災害件名

2. 災害状況

3. 給食期間 年 月 日から 年 月 日まで

4. 申請数量 米穀(精米) k g  
漬物 k g  
(内訳)  
別紙のとおり

(別紙)

(1) 米穀 (精米)

区 分	ア 対象人員	イ 1人当たり 食回数	ウ 給食延人数 (ア×イ)	エ 1人1食当た り給食数量	オ 計 (ウ×エ)	備 考
被災者用		食		0. 2 k g		(対象戸数)
災害救助 従事者用		食		0. 3 k g		(災害救助従事者内訳)
計						

※引渡希望場所

住 所  
名 称

(主要道路から現地へのわかりやすい地図を添付すること)

(2) 漬物

区 分	ア 対象人員	イ 1人当たり の食回数	ウ 給食延人数 (ア×イ)	エ 1人1食当た り給食数量	オ 計 (ウ×エ /1000g)	備 考
被災者用		食		2 0 g	k g	(対象戸数)
災害救助 従事者用		食		2 0 g	k g	(災害救助従事者内 訳)
計					k g	

※引渡希望場所

住 所  
名 称

(主要道路から現地へのわかりやすい地図を添付すること)

(様式第2号)

年 月 日

(米穀販売事業者) 様

大 阪 府 知 事

災害救助用食料（精米）供給要請書

被災者及び災害救助従事者に対する炊き出し給食を実施するため、災害救助用米穀の保管及び供給等の協力に関する協定第5条及び大阪府災害救助用食料緊急引渡要領第5の1の(1)に基づき、下記のとおり災害救助用食料の供給を実施していただきたく要請します。

記

1. 引渡市町村

2. 引渡場所

3. 引渡数量                      精米                      k g

(様式第3号)

年 月 日

(米穀販売事業者) 様

市 町 村 長

災害救助用食料（精米）受領書

大阪府災害救助用食料（精米）を下記のとおり受領しました。

記

1. 市町村引取責任者  
所属部課名  
職 名

2. 引取場所

3. 受領数量 精米 k g

(様式第4号)

年 月 日

大 阪 府 知 事 様

市 町 村 長

災害救助用食料（精米）受領報告書

大阪府災害救助用食料（精米）を下記のとおり受領しましたので、報告します。

記

1. 供給業者
2. 引渡場所
3. 引渡数量    精米                    k g
4. 添付書類    ・災害救助用食料（精米）受領書（写）  
                  ・納品書

(様式第5号)

第 年 月 日

農林水産省農産局長 様

大 阪 府 知 事

災害救助用米穀の引渡要請書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）第4章I第11の1に基づき、以下のとおり要請します。

引渡希望数量（kg）	引渡希望時期	引渡場所	引渡方法	備考

（注）備考欄に担当者氏名、連絡先等を記載する。

(様式第6号)

年 月 日

〔大阪府知事  
指定引取人  
受託事業体  
(いずれかを記入)〕様

〔大阪府知事  
市町村長  
指定引取人  
(いずれかを記入)〕

災害救助用食料（米穀）受領書

災害救助用食料（米穀）を下記のとおり受領しました。

記

1. (大阪府・市町村・指定引取人) 引取責任者  
所属部課名※  
職 名※

※指定引取人が受領する際は記入しない。

2. 引取場所

3. 受領数量  
精米 k g  
玄米 k g

(様式第7号)

年 月 日

大 阪 府 知 事 様

市 町 村 長

災害救助用食料（米穀）受領報告書

災害救助用食料（米穀）を下記のとおり受領しましたので、報告します。

記

1. 引渡業者

2. 引渡場所

3. 引渡数量      精米            k g  
                    玄米            k g

4. 添付書類      ・災害救助用食料（米穀）受領書（写）  
                    ・納品書

(様式第8号)

年 月 日

(漬物保管者) 様

大 阪 府 知 事

災害救助用食料（漬物）引渡指示書

被災者及び災害救助従事者の給食に供するため、災害救助用漬物の保管に関する協定第3条及び大阪府災害救助用食料緊急引渡要領第5の1の(2)に基づき、災害救助用食料の引渡しについて、下記のとおり指示します。

記

1. 引渡市町村

2. 引渡場所

3. 引渡数量 漬物 k g

(内訳)

醤油漬 k g

沢庵漬 k g

梅 干 k g

奈良漬 k g

(様式第9号)

年 月 日

(漬物保管者) 様

市 町 村 長

災害救助用食料(漬物)受領書

大阪府災害救助用食料(漬物)を下記のとおり受領しました。

記

1. 市町村引取責任者

所属部課名

職 名

氏 名

2. 引取場所

3. 引渡数量 漬物 k g

(内訳)

醤油漬 k g

沢庵漬 k g

梅 干 k g

奈良漬 k g

(様式第10号)

年 月 日

大 阪 府 知 事 様

市 町 村 長

災害救助用食料（漬物）受領報告書

大阪府災害救助用食料（漬物）を下記のとおり受領しましたので報告します。

記

1. 引渡業者

2. 引渡場所

3. 引渡数量 漬物 k g

(内訳)

醤油漬 k g

沢庵漬 k g

梅 干 k g

奈良漬 k g

4. 添付書類

- ・災害救助用食料（漬物）受領書（写）
- ・納品書

## 【資料 8 - 1 要配慮者利用施設一覧表】

(注) 「淀川」の欄：淀川の浸水想定区域内の施設は○

「寝屋川」の欄：寝屋川流域の浸水想定区域内の施設は○

### 1. 病院・診療所（有床に限る。）

(参考 大阪府医療機関情報システムHP)

医療機関名	所在地	診療科目	淀川	寝屋川
牧リハビリテーション病院	三ツ島3丁目6-34	リハビリテーション科	○	
萱島生野病院	上島町 22-11	内科 神経内科 脳神経外科 外科 心臓血管外科 整形外科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線科 救急科 麻酔科 消化器内科 循環器内科 人工透析内科 腎臓内科	○	○
飯藤産婦人科	末広町2-7	産婦人科 小児科 麻酔科	○	○
神谷産婦人科	本町 25-8	産婦人科 内科 小児科	○	○
正幸会病院	中町 11-54	内科 放射線科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科	○	○
蒼生病院	大字横地 596	内科 消化器内科 糖尿病内科 内分泌内科 循環器内科 神経内科 呼吸器内科 外科 消化器外科 腹部外科 乳腺外科 肛門外科 形成外科 整形外科 リウマチ科 眼科 皮膚科 泌尿器科 婦人科 麻酔科 放射線科 リハビリテーション科 歯科口腔外科	○	○
摂南総合病院	柳町1-10	内科 呼吸器科 消化器科 胃腸科 循環器科 小児科 外科 眼科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 放射線科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 麻酔科 脳神経外科 整形外科	○	○
いぶきクリニック	幸福町1-37	内科 泌尿器科 放射線科	○	○
金子産婦人科	大倉町6-14	産婦人科	○	○
長瀬診療所	三ツ島4丁目 21-35	消化器内科 外科 内科 整形外科 泌尿器科 皮膚科 リハビリテーション科	○	○
栗林クリニック	元町4-5	内科 産婦人科 リハビリテーション科	○	○
あいわ診療所	新橋町2-12	腎臓内科 内科 脳神経外科 皮膚科 泌尿器科 外科 放射線科	○	○

(大阪府医療機関情報システムHPを参考に一部加工)

## 2. 高齢者福祉施設

(保健福祉部調べ、令和8年3月現在)

施設名称	所在地	淀川	寝屋川
デイサービス結朝日町	朝日町 11-10	○	○
ミック健康の森門真	一番町 24-11 テンプルワン 1 階	○	○
リールデイサービス門真	江端町 13-13	○	○
リールホーム門真	江端町 13-13	○	○
グループホーム門真千寿園	大字野口 822	○	○
デイサービスセンター門真千寿園	大字野口 822	○	○
特別養護老人ホーム門真千寿園	大字野口 822	○	○
おもてなしハイジ	大倉町 15-1	○	○
フラップデイサービス沖町	沖町 17-7	○	○
リ・エール沖町	沖町 17-7	○	○
地域高齢者交流サロン	沖町 28-2	○	○
門真ショートステイそよ風	沖町 32-9	○	○
クルーヴくすのき・萱島	上島町 46-1	○	○
げんき smile	上野口町 9-9	○	○
デイ100おおわだ	上野口町 9-7 シャルル大和田駅前 1 階	○	○
高齢者ふれあいセンター	岸和田 3 丁目 44-11	○	○
すもーとハウス	北岸和田 1 丁目 2-23	○	○
ナーシングホーム智島	北島町 12-20	○	○
結まーる北島町	北島町 26-9	○	○
大谷整形外科クリニック	幸福町 20-3	○	○
ピュアライフ寿町	寿町 11-16	○	○
アイビス門真	五月田町 10-16	○	○
デイサービス笑楽門真	下馬伏町 9-34	○	○
リ・エール四宮	四宮 4 丁目 1-39	○	○
夢咲くLOVE門真	島頭 1 丁目 12-8	○	○
介護老人保健施設蒼の里	島頭 3 丁目 1-15	○	○
医療法人祥光会こう整形外科	島頭 3 丁目 3-5 クレール白鳩 1 階	○	○
メディケアゆう	島頭 4 丁目 10-16	○	○
シニアライフ門真	小路町 13-2	○	○
デイサービスはる。	小路町 2-1 コトブキマンション 101	○	○
なるなるデイサービス	常称寺町 26-1-1	○	○
MYYケアリング萱島	城垣町 20-18	○	○
アプリシェイト門真	新橋町 13-16	○	○
門真小規模多機能施設ラガール	新橋町 27-12	○	○
門真グループホームラガール	新橋町 27-12	○	○
うちだデイサービスセンター	末広町 1-16	○	○
おふくろデイサービス	巢本町 2-14	○	○
リハビリデイサービスかたぐるま	千石西町 4-20 第 3 やまだハイム 1 階	○	○
ケアハウスロータス	堂山町 25-25	○	○
Welfare 大和田駅前寿洛苑	野里町 11-6	○	○
デイサービスマルニ	浜町 23-1	○	○
ななゆめホーム門真浜町	浜町 4-31	○	○

施設名称	所在地	淀川	寝屋川
デイサービスぽぽ	ひえ島町 18-18	○	○
有料老人ホーム(住宅型)まちなかの善 花博通り	ひえ島町 28-4	○	○
リハビリ特化型デイサービスリ・ハート	東江端町 1-11	○	○
医療法人津樹会津本医院	舟田町 5-32	○	○
アシストリハビリデイサービス	三ツ島 1 丁目 3-4	○	○
青蓮荘	三ツ島 3 丁目 13-25	○	
デイルーム青蓮荘	三ツ島 3 丁目 13-25	○	
老人福祉センター	御堂町 12-5	○	○
医療法人博由会くさかクリニック	向島町 3-1	○	○
ケアホームちどり	柳田町 15-23	○	○
ケアホームちどりデイサービスセンター	柳田町 15-23	○	○
Welfare 門真	柳田町 20-20	○	○
フィオレ・シニアレジデンス門真	柳田町 4-28	○	
FMCグループホーム一番町	一番町 6-7	○	○
MUーリハビリセンター	沖町 18-8	○	○
デイサービス和楽	沖町 25-9	○	○
住宅型有料老人ホーム ヴァルール門真	沖町 32-3	○	○
Carevilla 門真	下馬伏町 10-4	○	○
ラフィン・ハーツ門真	下馬伏町 9-32 グレイス門真	○	○
SOMPOケア光の森デイサービス	岸和田 2 丁目 16-10	○	○
そんぼの家GH門真	岸和田 2 丁目 16-10	○	○
SOMPOケア門真ゆりデイサービス	岸和田 2 丁目 21-31	○	○
IKOI ナーシングホーム門真	岸和田 3 丁目 27-15	○	○
デイサービスみかんの家	岸和田 4 丁目 7-15	○	○
なるなるデイサービスなるビル	宮野町 2-3 なるビル 2 階	○	○
げんき屋デイサービス大和田	宮野町 3-12	○	○
デイサービスセンター・三養苑	桑才町 19-25	○	○
特別養護老人ホーム三養苑	桑才町 19-25	○	○
サンホーム桑才	桑才町 22-12	○	○
デイサービスりんく門真	五月田町 30-7	○	○
デイサービスみかんの家 五月田	五月田町 9-32	○	○
デイサービスさくらんぼ	向島町 3-1	○	○
リハビリデイサービスセンターみらい	幸福町 15-12	○	○
デイサービスハイジ幸福町	幸福町 20-2	○	○
ソラスト れんか門真	三ツ島 1 丁目 17-10	○	○
メディケアゆう門真	三ツ島 2 丁目 10-4	○	○
ハピネスさつきの里	三ツ島 2 丁目 2-28	○	○
有料老人ホーム ハピネスりんどうの里	三ツ島 2 丁目 2-38	○	○
フォーユー門真	三ツ島 2 丁目 8-15	○	○
牧リハビリテーション病院	三ツ島 3 丁目 6-34	○	○
レガート門真	四宮 3 丁目 2-5	○	○
デイサービスセンター四宮三養苑	四宮 5 丁目 4-22	○	○
特別養護老人ホーム四宮三養苑	四宮 5 丁目 4-22	○	○
短期入所生活介護四宮三養苑	四宮 5 丁目 4-22	○	○
デイサービス和生や	舟田町 45-22	○	○
みっきーリハビリセンター	舟田町 5-31 2 階	○	○

施設名称	所在地	淀川	寝屋川
あれぐらデイサービス	小路町 10-7	○	○
けいはん医療生活協同組合 みどりデイサービスセンター	上島町 38-8	○	○
ポラリスデイサービスセンター門真上島	上島町 5-22	○	○
デイサービスわが家	上野口町 16-2	○	○
ハーモニー門真	上野口町 59-16	○	○
けいはん医療生活協同組合 グループホームみどり	城垣町 2-33	○	○
けいはん医療生活協同組合デイサービスにじ	城垣町 2-33	○	○
けいはん医療生活協同組合 小規模多機能ホームはすね	城垣町 2-33	○	○
エイジフリー・ライフなみはや	常称寺町 10-1	○	○
パナソニックエイジフリーケアセンター なみはや・デイサービス	常称寺町 10-1	○	○
医療法人健康会デイサービスセンター 友遊大和田	常称寺町 29-18-101	○	○
デイサービスわが家の湯	常盤町 6-19	○	○
門真介護医療院	新橋町 33-12	○	○
通所介護事業所 オラ・コア	新橋町 3-3-313	○	○
ハーモニアスライフ門真	石原町 43-4	○	○
芭食サービスくつろぎ石原町	石原町 5-21	○	○
フォーユー門真なみはや	千石西町 6-1	○	○
デイ100	打越町 9-8	○	○
デイサービスセンターつくしの里	大橋町 12-8	○	○
特別養護老人ホームつくしの里	大橋町 12-8	○	○
デイサービス集	大橋町 6-10	○	○
デイサービスブドウ	島頭 4 丁目 11-11	○	○
ブドウショートステイ	島頭 4 丁目 11-11	○	○
南郷デイサービス門真	島頭 4 丁目 1-1 あおいビル 2 階	○	○
はいらいふ門真	島頭 4 丁目 26-1	○	○
コンフォート門真	島頭 4 丁目 8-1	○	○
デイセンターリハビリプラザ門真	島頭 4 丁目 8-1	○	○
ガーデンヒルズ門真	堂山町 24-5	○	○
地域密着型介護老人福祉施設はすゆめ	堂山町 25-15	○	○
ロータスショートステイはすゆめ	堂山町 25-15	○	○
ロータスデイサービスはすゆめ	堂山町 25-15	○	○
特別養護老人ホーム門真荘	堂山町 25-20	○	○
特別養護老人ホーム門真荘 短期入所生活介護事業所	堂山町 25-20	○	○
ここ和	堂山町 7-5	○	○
介護付有料老人ホームクオレ門真	南野口町 10-8	○	○
デイサービスめばえ	浜町 25-7	○	○
リハビリデイ ファミリア門真	北岸和田 1 丁目 1-22 メゾンジョイ 1 階	○	○
医療法人柏友会介護老人保健施設 門真老健ひかり	北岸和田 1 丁目 14-23	○	○
門真レジデンスひかりデイサービスセンター	北岸和田 1 丁目 14-23	○	○

施設名称	所在地	淀川	寝屋川
デイサービスセンター智島	北島町 12-20	○	○
サンハウス北島	北島町 2-16	○	○
個別リハビリデイサービスオンリー・湯	末広町 38-31 モナリサ 1階	○	○
デイサービス花の里	野里町 12-21	○	○
デイサービスセンター大和田ちどり	野里町 26-17	○	○
小規模多機能ホーム大和田ちどり	野里町 26-17	○	○
スーパーコート門真	柳町 11-27	○	○
樹楽 門真	柳町 12-22 KIRA 古川橋1階	○	○
フルール摂南	柳町 3-32	○	○
介護老人保健施設摂南の郷	柳町 3-33	○	○
ハイジ鈴の音	柳田町 10-12	○	○
PDハウス門真	柳田町 26-23	○	○
はるかの郷短期入所生活介護事業所	柳田町 27-21	○	○
はるかの郷通所介護事業所	柳田町 27-21	○	○
特別養護老人ホームはるかの郷	柳田町 27-21	○	○
ロイヤルガーデン	柳田町 27-22	○	○
プレタ門真五月田町	五月田町 33-5	○	○
はいらいふ門真2号館	島頭 4丁目 26-21	○	○
住宅型有料老人ホーム Mare 門真	石原町 7-1	○	○
住宅型有料老人ホームグレイス門真	下馬伏町 9-32	○	○

## 3. 障がい者福祉施設

(保健福祉部調べ、令和8年3月現在)

施設名称	所在地	淀川	寝屋川
ルージュ作業所	石原町14-20	○	○
用務員育成所	石原町3-17	○	○
アイ・i	泉町1-24	○	○
ほにいず	打越町3-3	○	○
門真市立 こども発達支援センター	大字北島546	○	○
かみしまホーム1	上島町18-1-103	○	○
かみしまホーム2	上島町18-1-207	○	○
グループホームジェイ・エス上島	上島町18-2-403	○	○
グループホームジェイ・エス上島2	上島町18-2-505	○	○
かみしまホーム3	上島町18-2-605	○	○
フォレスト門真	岸和田3丁目20-6	○	○
仲間の家たけのこ	岸和田3丁目38-18	○	○
はなまる	北岸和田1丁目7-7	○	○
しのみやホーム1	北岸和田2丁目8-3-406	○	○
しのみやホーム2	北岸和田2丁目8-3-505	○	○
しのみやホーム3	北岸和田2丁目8-3-506	○	○
ケアハウスそら門真	北岸和田3丁目6-22	○	○
ジェイ・エス ステージ	桑才新町24-1	○	○
門真ワークプレイス	下馬伏町9-28	○	○
ヒマワリホーム	幸福町21-5	○	○
ぴあ	幸福町28-15 クレアドール1階	○	○
ホーム・アリエス	栄町9-3	○	○
グループホームジェイ・エス四宮	四宮5丁目7-13 ロイヤルハイツ門真208	○	○
グループホームジェイ・エス四宮3	四宮5丁目7-13 ロイヤルハイツ門真210	○	○
グループホームジェイ・エス四宮2	四宮5丁目7-13 ロイヤルハイツ門真701	○	○
グループホームジェイ・エス四宮4	四宮5丁目7-13 ロイヤルハイツ門真710	○	○
かどまつ苑	城垣町1-27	○	○
サニーデイ	新橋町17-8ライズビル1階	○	○
ふろんていあ	新橋町17-8ライズビル2階南	○	○
放課後等デイサービスげんきハウス	新橋町13-15 サンリーフ21 1階	○	○
チャイルドハート門真駅前学館	新橋町15-1 リーフスタイル門真1階	○	○
チャイルドハート門真学館	新橋町16-5 グレイス辻本1階	○	○
self-A・レーヴ	新橋町6-12清萌ビル3-B	○	○
ライフケア 花風	末広町11-21	○	○
ハッピーテラス門真教室	末広町17-18 ポケットアベニュー1階	○	○
就労支援センター門真	末広町32-5 ポポロタカヒロ205	○	○

施設名称	所在地	淀川	寝屋川
大阪精神障害者就労支援 ネットワーク JSN門真	末広町40-3 アリーナ古川橋5階	○	○
ジェイ・エス・ステージジュニア	千石東町2-41-13・14・15 のうち1階部分	○	○
ジェイ・エス ステージB	千石東町2-5-7	○	○
YCCこども教育研究所きらきら	常盤町7-8-1-B	○	○
YCCもこもこ大和田教室	野里町8-25 東マンション1階	○	○
ファミリアキッズ門真	浜町6-19高栄マンション1階	○	○
ソシアひえ島	ひえ島町25-3	○	○
グレース工房	東田町12-1	○	○
タートル	舟田町20-20	○	○
マンボウのおうち	古川町12-111	○	○
NPO法人門真市手をつなぐ育成会 キッズ・レインボー	本町14-13	○	○
パンドミー10	三ツ島3丁目5-35	○	○
アースファーム	三ツ島5丁目1-12	○	○
障セ・ウィタン	三ツ島6丁目23-9	○	○
門真市障がい者福祉センター	御堂町14-1門真市 保健福祉センター2階	○	○
門真市障がい者福祉センター 放課後等デイサービスすてっぷ	御堂町14-1門真市 保健福祉センター2階	○	○
ケアホームジェイ・エス御堂	御堂町15-1-1-107	○	○
ケアホームジェイ・エス御堂2	御堂町15-1-1-303	○	○
地域活動支援センター あん	宮野町2-20東栄ビル3階	○	○
ホワイトハウス	宮野町6-6-10B	○	○
療育教室門真校	宮前町2-19	○	○
LITALICOジュニア大日教室	向島町3-35ベアーズB棟1階	○	○
放課後等デイサービスなかよしハウス	柳田町7-20 シェルマンド薩摩101	○	○
ジョブハウスくすの木	柳町1-18-103	○	○
放課後等デイサービス ウィズユー門真	柳町12-22 1階	○	○
こもれび	柳町16-8	○	○
就労継続支援B型事業所ソラール	脇田町12-3-2	○	○
サンライズ	一番町12-1	○	○
O K A E R I 門真	栄町27-9-101	○	○
アップルツリー	栄町29-12コンパクト オフィス栄町左2	○	○
児童発達支援・放課後等 デイサービスgrow up	下馬伏町10-14-101	○	○
ワーク支援センター光明	下馬伏町1-23 1階	○	○
第2ジェイ・エス ステージ	下馬伏町19-9	○	○
Dogs音頭 門真 レン棟	下馬伏町21-1	○	○
Dogs音頭 門真 ポーラ棟	下馬伏町21-30	○	○
就労継続支援B型施設 smile	岸和田3丁目45-20 1階	○	○
グループホーム	岸和田3丁目45-9-201	○	○
lien	宮前町9-3	○	○

施設名称	所在地	淀川	寝屋川
つぼみ（201）	宮野町6-6大和田 ノースマンション201	○	○
つぼみ（203）	宮野町6-6大和田 ノースマンション203	○	○
つぼみ（205）	宮野町6-6大和田 ノースマンション205	○	○
つぼみ（207）	宮野町6-6大和田 ノースマンション207	○	○
つぼみ（208）	宮野町6-6大和田 ノースマンション208	○	○
つぼみ（307）	宮野町6-6大和田 ノースマンション307	○	○
つぼみ（308）	宮野町6-6大和田 ノースマンション308	○	○
グループホームジェイ・エス くわざいA	桑才新町24-2 1階	○	○
ショートステイジェイ・エス くわざいA	桑才新町24-2 1階	○	○
グループホームジェイ・エス くわざいB	桑才新町24-2 2階	○	○
ショートステイジェイ・エス くわざいB	桑才新町24-2 2階	○	○
グループホームラテ門真	桑才町10-29	○	○
デイリハセンターさくらの木	五月田町11-5	○	○
マンボウと海がめ	幸福町20-14	○	○
わーくすあさがお	幸福町20-3 ヤマセイ幸福町ビル2階	○	○
ぷらすファーム	幸福町28-19-1	○	○
Dogs音頭 門真 チャロ棟	江端町23-11	○	○
グループホーム歩歩	三ツ島2丁目5-14	○	○
グループホーム二階堂	四宮1丁目2-17-304	○	○
グループホームジェイ・エス二階堂	四宮1丁目2-17 CASA SOLAR 205	○	○
グループホームジェイ・エス二階堂2	四宮1丁目2-17 CASA SOLAR 303	○	○
グループホームジェイ・エス二階堂3	四宮1丁目2-17 CASA SOLAR 401	○	○
グループホームジェイ・エス二階堂4	四宮1丁目2-17 CASA SOLAR 503	○	○
ラビングホーム門真四宮	四宮5丁目3-6	○	○
ラビングホーム門真城垣町	城垣町18-11	○	○
ラビングホーム門真北岸和田	北岸和田2-7-22	○	○
しののめ	寿町20-27 エーデルビューロ401	○	○
エムケア舟田	舟田町11-9	○	○
就労継続支援B型事業所 Meli	舟田町33-28	○	○
障がい者グループホーム おはようおかえり	小路町2-28-1	○	○

施設名称	所在地	淀川	寝屋川
スマイル	小路町5-18	○	○
グループホーム和み	上野口町15-3	○	○
ソシア上野口	上野口町20-17	○	○
グループホーム 和らぎ	城垣町11-3	○	○
リアル門真Ⅱ	城垣町24-22	○	○
リアル門真Ⅰ	城垣町24-23	○	○
あさがおねっと大和田	常称寺町27-20 プラシーボ1階	○	○
ＹＣＣもこもこ門真教室	常盤町12-5	○	○
スマイルキャンパス	常盤町7-12	○	○
はなまるホーム	新橋町17-11 6階	○	○
ハートフェルト・フローラル ・プロジェクト門真市	新橋町22-15 1階	○	○
一般社団法人 ワーク・サポート・センター	深田町1-6-101, 102	○	○
グループホームジェイ・エス いしはら	石原町13-7	○	○
ミラル	石原町29-15	○	○
就労継続支援Ｂ型施設すたーと	千石東町38-7	○	○
グローアップ	速見町5-5-102	○	○
和やか	打越町3-3-202, 303	○	○
リアル門真Ⅲ	大倉町4-10-103	○	○
ラヴィアンローズ門真事業所	大池町13-19	○	○
オリーブプラント	島頭1丁目6-25 1階	○	○
komomo	島頭3丁目22-7 1階	○	○
まちけん家	島頭4丁目10-17	○	○
ブドウショートステイ	島頭4丁目11-11	○	○
ウィズホーム門真	島頭4丁目1-6	○	○
大花ハウス	東田町9-12	○	○
つぼみ（咲）	北岸和田1丁目3-7-206	○	○
グループホームテラス	北岸和田1丁目13-11	○	○
K×Kハウス	北岸和田2丁目8-1-101	○	○
はなまる2	北岸和田2丁目8-1-402	○	○
グループホーム いなほ門真北岸和田	北岸和田3丁目4-8	○	○
グループホーム いなほ門真北巢本	北巢本34-4	○	○
ナーシングホーム智鳥	北島町12-20	○	○
メリーズホーム本町	本町40-4	○	○
グループホームゆらめき	本町42-11	○	○
こどもサポートルームsi-po	末広町10-6 1階	○	○
si-po kids 療育園	末広町10-4	○	○
ホーム・タウルス201	末広町32-18-201	○	○
ホーム・タウルス202	末広町32-18-202	○	○
ホーム・タウルス301	末広町32-18-301	○	○
ホーム・タウルス308	末広町32-18-308	○	○
就労支援センター門真	末広町32-5-205	○	○
みらぼ	末広町39-19-102	○	○
発達支援ルーム ゆあーず門真	末広町40-1 2階	○	○
かすみそう	末広町40-1古川橋MKビル4階	○	○

施設名称	所在地	淀川	寝屋川
bird	末広町8-13-402	○	○
Gling・Glo大和田	野里町27-19	○	○
ともいき野里ホーム	野里町28-15	○	○
ワークスペースおおわだ	野里町8-1 3階	○	○
児童発達支援umbrella	野里町9-9-301	○	○
さくら工房	柳町5-1-121	○	○
和音	月出町 20-3	○	○
ホーム・レオ	末広町 40-5 アドラブル古川橋 205 号	○	○
ありがとう門真	柳町 9-18 サンシャイン東 101 号室	○	○
tobira 門真	五月田町 10-14-305.308.407.516	○	○
ベルファミーユカドマ	常盤町 25-4	○	○
ベルファミーユ北岸和田	北岸和田 3 丁目 10-8	○	○
tobira 門真Ⅱ	三ツ島 6 丁目 14-11 101.111.115.212	○	○
tobira 門真Ⅲ	三ツ島 6 丁目 14-11 202.203.306.311	○	○
ユアスマイル門真	東田町 20-17	○	○
ワークスペースゆい	末広町 8-16	○	○
就労継続支援 B 型事業所 ソラール 東田町	東田町 16-21	○	○
ふるかわばし笑店	末広町 1-7 末広ビル 2F	○	○
笑実Link	新橋町 6-12 エクセレント・キヨメ 4 階	○	○
にゃんぱる(猫春)	上野口町 12-9 ジュネスシャトー1 階	○	○
ファイナル・ステップ	ひえ島町 24-1	○	○
こども遊育プレイス ぱれっと	寿町 21-1 ロイヤルマンション MADOKA1階	○	○
児童発達支援・放課後等デイサービス umbrella lab.	常盤町 24-8	○	○
児童発達支援・放課後等デイサービス grow up 大池教室	大池町 12-3	○	○
ままはぐ門真舟田事業所	舟田町 12-26 グリーンプラザ店舗 1 号室	○	○
放課後児童デイサービス バンビーノ バンビーナ 古川橋教室	末広町 19-4 ビーハイヴ 1 階	○	○
門真介護医療院	新橋町 33-12	○	○
デイサービス結 朝日町	朝日町 11-10	○	○
なるなるデイサービスなるビル	宮野町 2-3 2F	○	○
ショートステイ守ん家	北島町 2-2 カサアスール 201.406	○	○
Willow base	新橋町 17-8 ライズビル 4 階北	○	○

## 4. 放課後児童クラブ

(こども部調べ、令和8年4月現在)

名称	所在地	淀川	寝屋川
門真小学校放課後児童クラブ	柳町4-1	○	○
大和田小学校放課後児童クラブ	大橋町21-46	○	○
二島小学校放課後児童クラブ	三ツ島1丁目5-10	○	○
北巣本四宮小学校放課後児童クラブ	北巣本町2-11	○	○
古川橋小学校放課後児童クラブ	御堂町18-9	○	○
沖小学校放課後児童クラブ	沖町28-1	○	○
上野口小学校放課後児童クラブ	上野口町31-1	○	○
速見小学校放課後児童クラブ	速見町4-1	○	○
五月田小学校放課後児童クラブ	北島町27-1	○	○
東小学校放課後児童クラブ	岸和田3丁目42-1	○	○
門真みらい小学校放課後児童クラブ	浜町22-41	○	○
水桜学園放課後児童クラブ	脇田町4-1	○	○

## 5. 保育所等

(こども部調べ、令和8年4月現在)

名称	所在地	淀川	寝屋川
門真市立砂子みなみこども園	千石西町10-8	○	○
門真市立大和田こども園	大橋町5-21	○	○
認定こども園ふじ幼稚園	泉町3-20	○	○
いずみっこ保育園	泉町3-6	○	○
幼保連携型認定こども園 うちこしこども園	打越町3-3	○	○
ファースト保育園 (三ツ島保育園分園)	大池町22-24	○	○
麦の子共同保育園	沖町19-4	○	○
幼保連携型認定こども園 智鳥保育園	北島町14-28	○	○
北巣本保育園	北巣本町37-11	○	○
なごみ広場	栄町4-16	○	○
幼保連携型認定こども園 きたじまこども園	五月田町4-1	○	○
めぐみっこクラブ	四宮3丁目10-24 (門真めぐみ幼稚園内)	○	○
めぐみ保育園	四宮5丁目6-15	○	○
めぐみ白鳥こども園	四宮6丁目7-13	○	○
認定こども園 まことしょうじこども園	小路町7-34	○	○
ぬくもりのおうち保育 門真市駅前園	新橋町13-16 ハニーボックス門真2階E	○	○
幼保連携型認定こども園 すえひろこども園	末広町2-15	○	○
小規模保育園きずな	末広町5-7	○	○
はすのみ保育園	堂山町25-20	○	○
幼保連携型認定こども園 おおわだ保育園	野里町41-39	○	○
企業主導型保育園Baby leaf	野里町9-25 グランドハイツカワモト102号	○	○
おひさま保育園	古川町14-3	○	○
古川園	古川町7-3	○	○
門真保育園	本町19-5	○	○
まめっこくらぶ	三ツ島3丁目11-1	○	○
幼保連携型認定こども園 三ツ島保育園	三ツ島6丁目25-1	○	○
えがお保育園	宮野町3-21メリックⅢ2階	○	○
幼保連携型認定こども園 大阪愛徳幼稚園	元町5-16	○	○
ぬくもりのおうち保育 門真園	柳田町3-9コーポノーブル101	○	○
幼保連携型認定こども園 たちばな幼稚園	柳田町6-2	○	○
柳町園	柳町14-10	○	○
幼保連携型認定こども園 脇田こども学園	脇田町2-8	○	○

名称	所在地	淀川	寝屋川
リールキッズ門真保育園	岸和田3丁目36-10 サンピカA201C	○	○
スマイル保育園	宮野町3-21 メリック第三ビル3階・4階	○	○
まき保育園「みどり」	三ツ島3丁目6-34	○	○
プチキッズまことしょうじ保育園	小路町2-12クリエ門真102号	○	○
きらぼし保育園 大和田園	常盤町5-20	○	○
古川橋なの花保育園	速見町6-10 リーフスタイル古川橋1階	○	○
あすなる保育園（蒼生病院）	大字横地596 3階	○	○
たぬきの子保育園	末広町13-22 末広マンション	○	○
摂南総合病院内保育所	柳町1-10 3階	○	○
ユキインターナショナル プレスクール	宮野町3-2	○	○
門真市民プラザ内 なかよし広場	大字北島546	○	○
門真保健福祉センター内 地域子育て支援センター 「ひよこる〜む」	御堂町14-1	○	○

## 6. 幼稚園

(こども部調べ、令和8年3月現在)

名称	所在地	淀川	寝屋川
すずらん幼稚園	上島町17-32	○	○
門真めぐみ幼稚園	四宮3丁目10-24	○	○
さくら幼稚園	千石東町10-10	○	○
大阪ひがし幼稚園	三ツ島3丁目12-28	○	○

## 7. 小・中学校

(教育部調べ、令和8年4月現在)

名称	所在地	淀川	寝屋川
門真小学校	柳町4-1	○	○
大和田小学校	大橋町21-46	○	○
二島小学校	三ツ島1丁目5-10	○	○
北巣本四宮小学校	北巣本町2-11	○	○
古川橋小学校	御堂町18-9	○	○
沖小学校	沖町28-1	○	○
上野口小学校	上野口町31-1	○	○
速見小学校	速見町4-1	○	○
五月田小学校	北島町27-1	○	○
東小学校	岸和田3丁目42-1	○	○
門真みらい小学校	浜町22-41	○	○
第二中学校	沖町10-1	○	○
第三中学校	柳田町12-6	○	○
第五中学校	北岸和田3丁目12-1	○	○
第七中学校	北島町29-1	○	○
門真はずはな中学校	中町2-1	○	○
水桜学園	脇田町4-1	○	○

(注) 「淀川」の欄：淀川の浸水想定区域内の施設は○（国土交通省近畿地方整備局作成・公表の「淀川水系浸水想定区域図」（平成29年6月公表）による。）

「寝屋川」の欄：寝屋川流域の浸水想定区域内の施設は○（大阪府作成・公表の「洪水リスク表示図」（平成31年3月）による。）

**【資料 8－2 し尿収集委託業者一覧表】**

(環境水道部調べ、令和 3 年 2 月現在)

業 者 名	所 在 地	電 話
株式会社住栄興業	柳田町14-3	06-6905-1517

**【資料 8－3 一般ごみ等収集業務委託業者一覧表】**

(環境水道部調べ、令和 7 年 3 月現在)

業 者 名	所 在 地	電 話
株式会社双葉化学商会	守口市八島町 1-12	06-6115-5803
玉木運送株式会社	三ツ島 5 丁目30-29	072-883-7365
株式会社住栄興業	柳田町14-3	06-6905-1517
有限会社 脇田グループ	三ツ島 6 丁目17- 2	072-884-2336

## 【資料 8 - 4 公営葬儀業者一覧表】

飯盛霊園組合

(環境水道部調べ、令和 3 年 2 月現在)

構成市	所在地	電話番号
門真市、守口市、大東市、四條畷市	四條畷市大字下田原 448 番地	0743-78-1195 FAX 0743-78-1196

指定業者一覧表 (門真市内)

(飯盛霊園組合HP、令和 8 年 3 月時点)

業者名	所在地	電話番号
十萬葬儀社	中町10-16	06-6900-5116
(株) ティア 葬儀会館ティア門真	北巢本町19-31	0120-54-9401
(株) 明倫社	北岸和田 3 丁目 4 -13	0120-14-1059 072-884-4444
(有) 脇田グループ 脇田葬祭なごみ会館	三ツ島 6 丁目17- 2	0120-07-2074 072-884-2336
(株) 八光殿 ティア門真大東	岸和田 4 丁目 5 -12	0120-833-807
(株) 家族葬の フローラルホール 門真会館	島頭 4 丁目10-13	0120-0983-68
(株) 彩華 門真ホール	北巢本町31-21	0120-799-792 06-6115-9970
(株) 華の誠	大橋町3-2-202	072-647-9531

## 【資料 8 - 5 大阪府内災害拠点病院一覧表】

### 災害拠点病院(基幹災害拠点病院)

名 称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	総病床数
地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪府立急性期・総合医療センター	558-8558	大阪市住吉区万代東3-1-56	06-6692-1201	06-6606-7000	865

### 災害拠点病院(地域災害拠点病院)

名 称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	総病床数
大阪市立総合医療センター	534-0021	大阪市都島区都島本通2丁目13番22号	06-6929-1221	06-6929-2041	1063
独立行政法人国立病院機構大阪医療センター	540-0006	大阪市中央区法円坂2-1-14	06-6942-1331	06-6943-6467	686
大阪赤十字病院	543-8555	大阪市天王寺区筆ヶ崎町5-30	06-6774-5111	06-6774-5131	964
大阪公立大学医学部附属病院	545-8586	大阪市阿倍野区旭町1-5-7	06-6645-2121	06-6646-6215	972
社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会千里病院	565-0862	吹田市津雲台1丁目1番6号	06-6871-0121	06-6871-0130	343
大阪大学医学部附属病院	565-0871	吹田市山田丘2-15	06-6879-5111	06-6879-5019	1086
大阪医科薬科大学病院	569-8686	高槻市大学町2番7号	072-683-1221	072-682-3822	832
関西医科大学附属	573-1191	枚方市新町2丁目3番1号	072-804-0101	072-804-0131	751
学校法人関西医科大学関西医科大学総合医療センター	570-8507	守口市文園町10-15	06-6992-1001	06-6992-4846	477
市立東大阪医療センター	578-8588	東大阪市西岩田3丁目4番5号	06-6781-5101	06-6781-2194	547
学校法人近畿大学病院	589-8511	大阪狭山市大野東377-2	072-366-0221	072-366-0206	929
堺市立総合医療センター	593-8304	堺市西区家原寺町1-1-1	072-272-1199	072-272-9911	487
りんくう総合医療センター(大阪府泉州救命救急センター)	598-8577	泉佐野市りんくう往来北2-23	072-469-3111	072-469-7929	388
医療法人警和会 大阪警察病院	543-0035	大阪市天王寺区北山町10-31	06-6771-6051	06-6775-2838	580
多根総合病院	550-0025	大阪市西区九条南1-12-21	06-6581-1071	06-6581-2520	304
医療法人徳洲会岸和田徳洲会病院	596-8522	岸和田市加守町4丁目27-1	072-445-9915	072-4459791	341

## 【資料 9 - 1 都市計画公園一覧表】

(まちづくり部調べ、令和 8 年 3 月現在)

公園番号	公園名称	所在地	開設年	整備面積 (㎡)
P-001	茨田公園	堂山町12	昭和 49年	1,668.90
P-002	新橋公園	新橋町5	昭和 49年	1,191.18
P-005	東打越公園	打越町12	昭和 50年	2,700.44
P-006	幸福町公園	幸福町28	昭和 50年	2,654.12
P-007	柳町公園	柳町13	昭和 53年	3,066.03
P-008	北打越公園	打越町30	昭和 53年	8,478.67
P-009	下三ツ島公園	三ツ島 2 丁目11	昭和 53年	2,633.70
P-010	若葉公園	深田町 1	昭和 58年	1,735.79
P-011	下馬伏南公園	脇田町15	昭和 59年	2,208.80
P-012	四宮公園	四宮 4 丁目 4	昭和 62年	12,848.55
P-013	弁天池公園	岸和田 1 丁目 8	平成 4 年	34,777.78

## 【資料 9 - 2 都市計画道路一覧表】

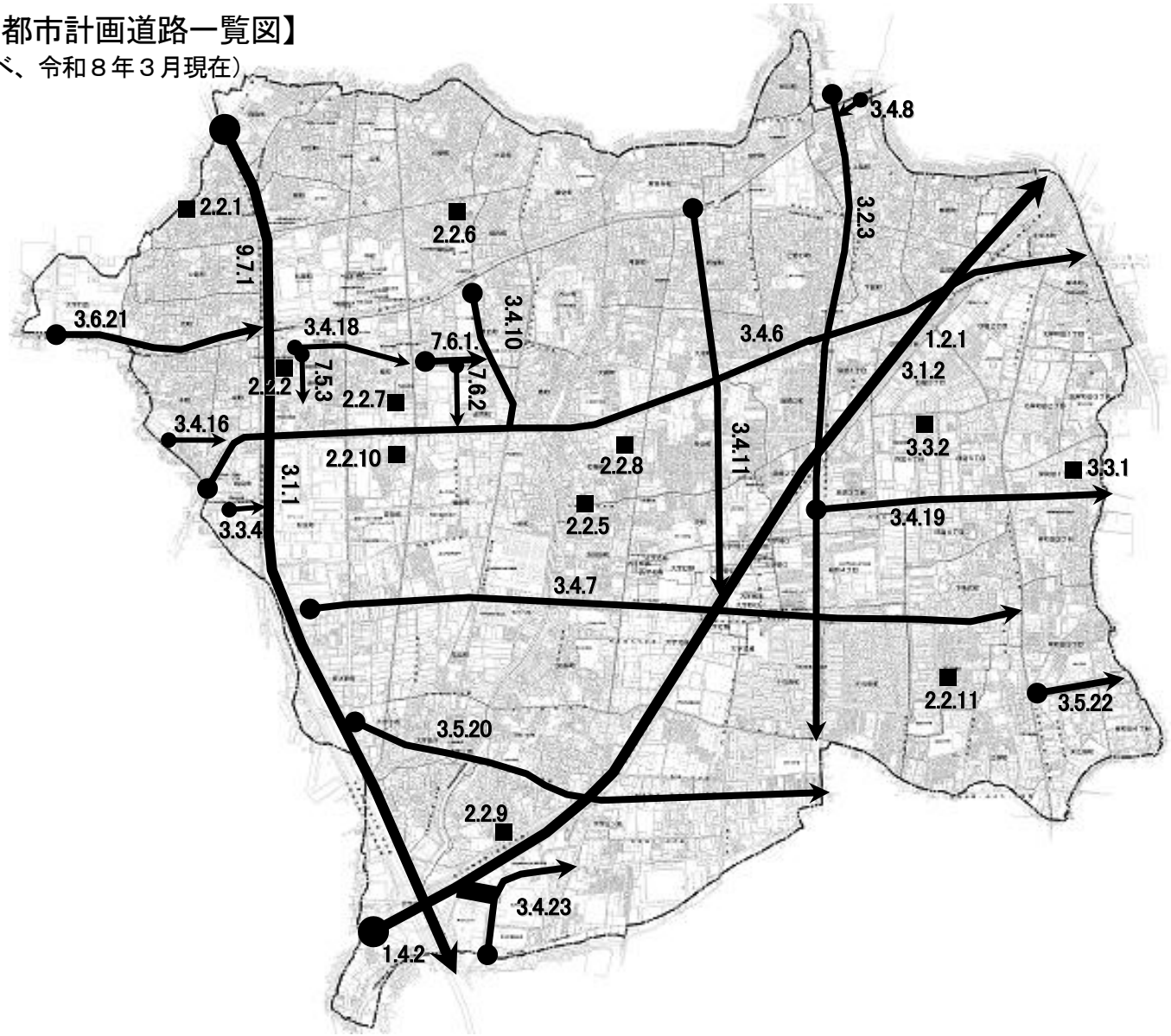
【23路線】

(まちづくり部調べ、令和 8 年 3 月現在)

番号	道路名称	延長 (m)	幅員 (m)	整備済 (m)
1. 2. 223-1	大阪枚方京都線	3,920	30	3,920
3. 1. 223-1	大阪中央環状線	3,760	60	3,760
3. 1. 223-2	大阪枚方京都線	4,490	72	4,490
3. 2. 223-3	寝屋川大東線	2,800	32	770
3. 3. 223-4	菊水門真線	260	25	260
3. 4. 223-6	大阪四日市線	4,000	18	4,000
3. 4. 223-7	桑才下馬伏線	3,130	18	80
3. 4. 223-8	萱島線	110	18	0
3. 4. 223-10	古川橋駅桑才線	590	20	590
3. 4. 223-11	大和田駅三ツ島線	1,600	18	850
3. 4. 223-16	三郷大和田線	270	16	270
3. 4. 223-18	新橋柳線	<u>540</u>	16	<u>540</u>
3. 4. 223-19	島頭岸和田線	1,190	16	1,190
3. 4. 223-23	門真南駅前線	660	18	660
3. 5. 223-20	桑才深野線	2,080	14	0
3. 5. 223-22	岸和田南線	450	12	450
3. 6. 223-21	旧大阪四日市線	1,030	8	1,030
7. 5. 223-3	新橋線	220	14	220
7. 6. 223-1	末広線	270	10	270
7. 6. 223-2	速見線	400	9	400
9. 7. 223-1	大阪モノレール専用道	<u>5,080</u>	8	1,320
1. 4. 223-2	大阪門真線	580	18	0

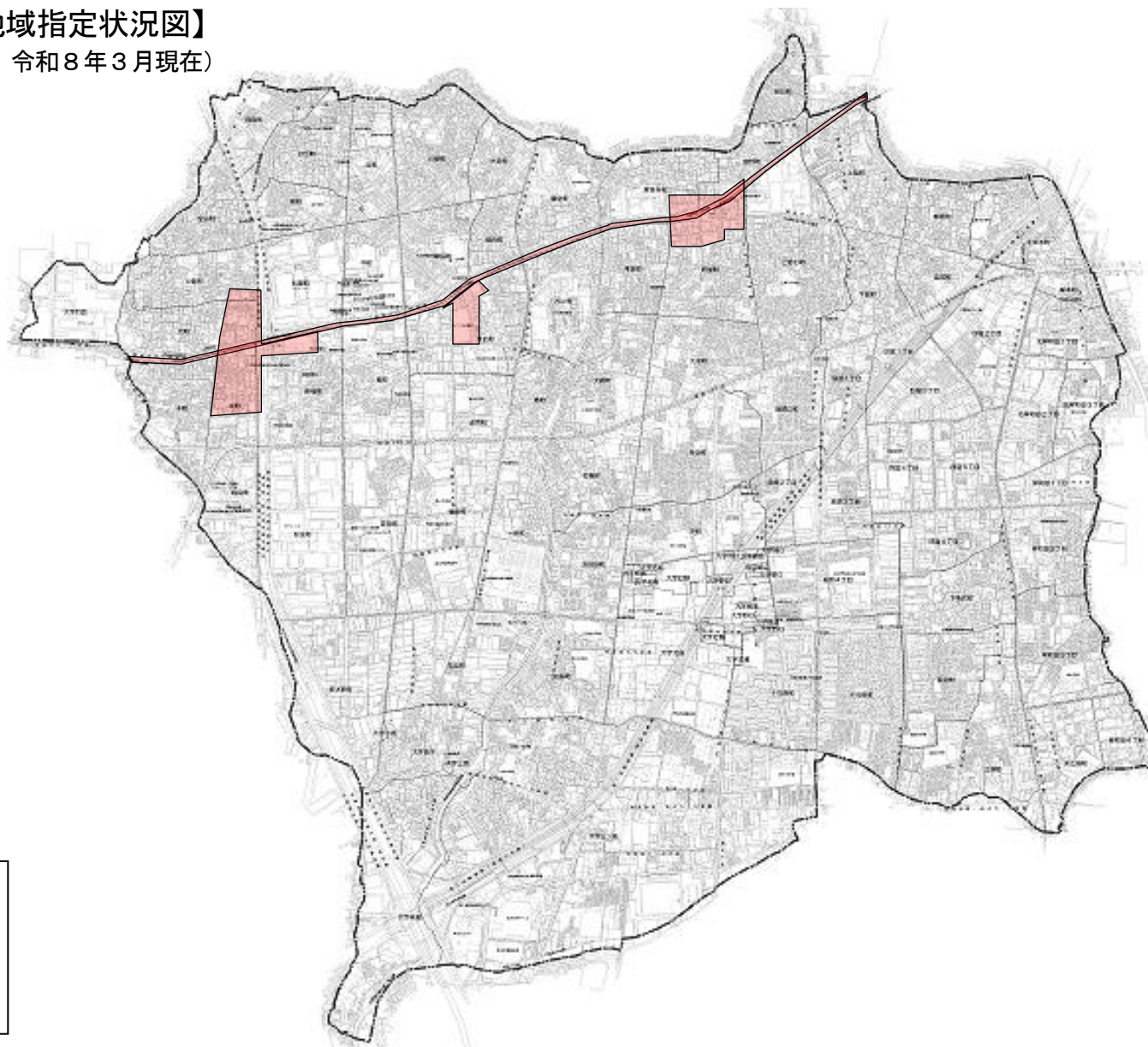
【資料9-3 都市計画公園・都市計画道路一覧図】

(まちづくり部調べ、令和8年3月現在)

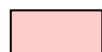


【資料9-4 防火・準防火地域指定状況図】

(まちづくり部調べ、令和8年3月現在)



<凡例>



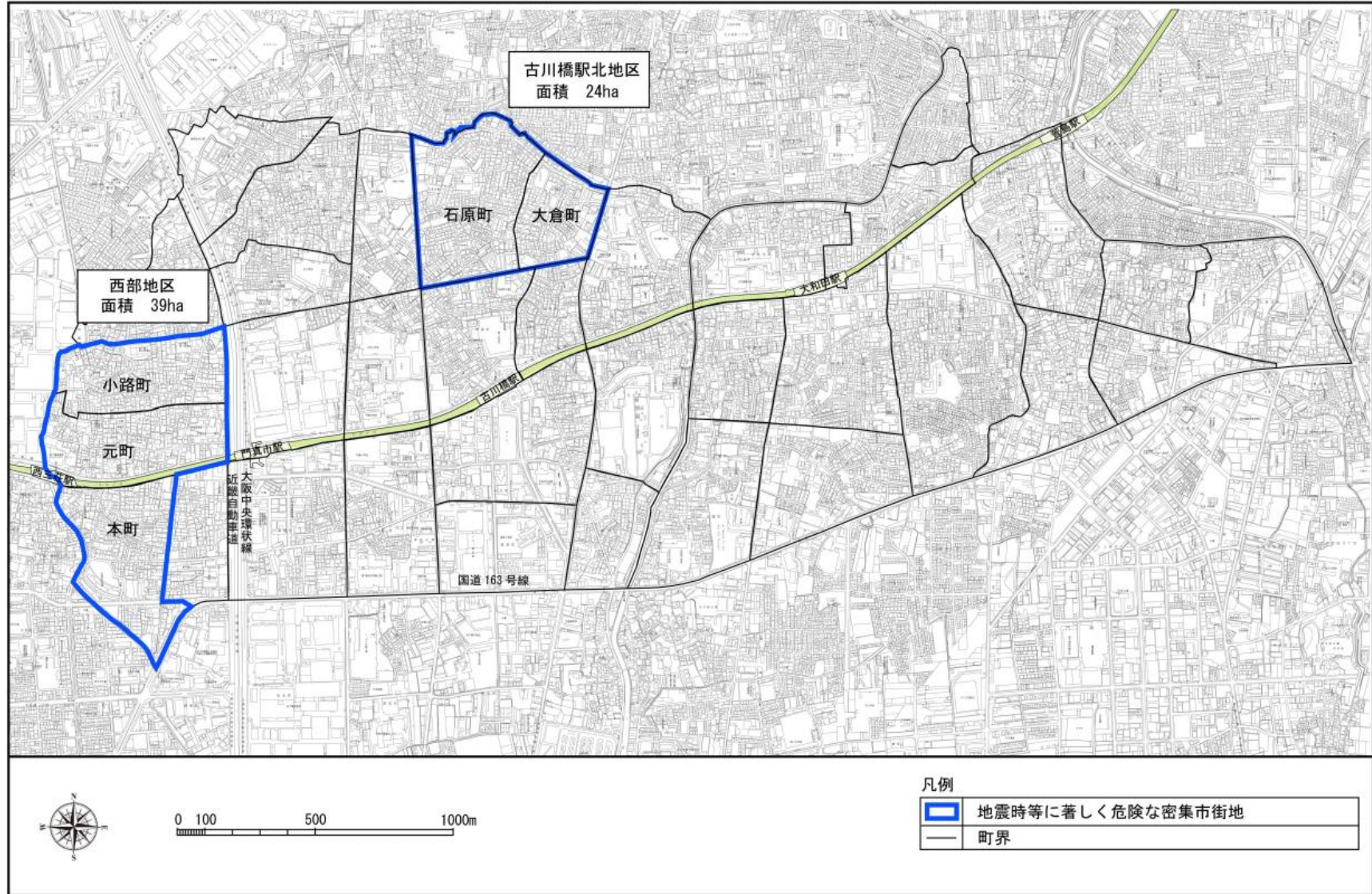
防火地域

※防火地域以外は準防火地域

# 【資料9-5 地震時等に著しく危険な密集市街地】

(まちづくり部調べ、令和7年2月現在)

門真市北部地区地震時等に著しく危険な密集市街地 (計 63ha)



【資料10－1 公用車一覧表】

(総務部調べ、令和8年3月現在)

用途	台数	備考
普通乗用	3	
普通貨物	3	
普通特殊	13	ごみ収集車、糞尿車、車いす移動車
軽乗用	2	
軽貨物	29	
軽特殊	4	
小型乗用	1	
小型貨物	10	
小型特殊	3	フォークリフト、パワーショベル
消防	21	小型動力ポンプ付積載車、ポンプ自動車、指令車
大型特殊	8	フォークリフト、バックホー等



【資料10-3 ヘリポート候補地一覧表】

(総務部危機管理課調べ、令和3年2月現在)

No.	ヘリポート候補地	使用用途			時間帯
		災害時用臨時ヘリポート (救助・救急等災害に関する事案)	ドクターヘリ (傷病人搬送)	自衛隊ヘリポート (物資搬送)	
1	二島小学校	○	○		日の出から 日没(原則)まで
2	東小学校	○	○		
3	第三中学校	○	○		
4	第五中学校	○	○	○	
5	古川橋小学校		○		
6	門真市民プラザ	○	○	○	

### 【資料11-1 一時避難地一覧表】

(総務部危機管理課調べ、令和8年3月現在)

施設名	所在地	施設名	所在地
茨田公園	堂山町12	大橋町公園	大橋町10
新橋公園	新橋町5	三ツ島公園緑地	三ツ島6丁目18
中町公園	中町1	三ツ島公園	三ツ島6丁目22
石原町公園	石原町21	東江端町3号公園	東江端町8
東打越公園	打越町12	岸和田1号公園	岸和田3丁目22
幸福町公園	幸福町28	四宮1号公園	四宮2丁目9
柳町公園	柳町13	四宮3号公園	四宮6丁目9
北打越公園	打越町30	元町中央公園	元町14
下三ツ島公園	三ツ島2丁目11	門真南公園	三ツ島3丁目3
若葉公園	深田町1	門真南緑地	三ツ島3丁目9
下馬伏南公園	脇田町15	東江端町2号公園	東江端町4
四宮公園	四宮4丁目4	浜町児童遊園	浜町3
浜町公園	浜町14	月出町中央公園	月出町6
速見町公園	速見町10	さくら広場 ※2	大字門真1006
サン・ジョゼ広場	末広町43	コノミヤ門真千石東店駐車場 ※2	千石東町31番1号
岸和田北部遊水公園	岸和田2丁目19	本町市住児童遊園及び本町市 営住宅内広場	本町35
末広町北公園	末広町38	大阪国際大学守口キャンパス ※2	守口市藤田町 6丁目21-57
一番柳田町北2号緑地公園	柳田町4	北島東町公園	北島東町4番
一番柳田町北1号公園	一番町10	大和田駅前広場	野里町6番
浜町みらい公園	浜町22番		

※1 1,000㎡以上の公園等から抽出 ※2 防災協定により、大規模災害時に利用可能

### 【資料11-2 広域避難地一覧表】

(総務部危機管理課調べ、令和7年3月現在)

施設名	所在地	面積及び収容予定人員
弁天池公園	岸和田1丁目8	3.47ヘクタール 内有効避難面積1.7ヘクタール (収容予定人員8,500人)

【資料 11-3 避難所一覧表】（総務部危機管理課調べ、令和 8 年 4 月現在）

No.	避難所	所在地	電話（FAX）
1	門真小学校	柳町 4-1	06-6909-2000（06-6909-1175）
2	大和田小学校	大橋町 21-46	072-881-0049（072-882-4551）
3	二島小学校	三ツ島 1 丁目 5-10	072-883-0016（072-883-0015）
4	北巢本四宮小学校	北巢本町 2-11	072-882-7427（072-882-7428）
5	古川橋小学校	御堂町 18-9	06-6901-4444（06-6901-4447）
6	沖小学校	沖町 28-1	072-882-6165（072-882-6166）
7	上野口小学校	上野口町 31-1	072-882-0882（072-882-0894）
8	速見小学校	速見町 4-1	06-6909-6500（06-6909-6547）
9	五月田小学校	北島町 27-1	072-884-3061（072-884-3062）
10	東小学校	岸和田 3 丁目 42-1	072-884-4511（072-884-4712）
11	門真みらい小学校	浜町 22-41	06-6902-2890（06-6902-2894）
12	第二中学校	沖町 10-1	072-881-5021（072-881-5022）
13	第三中学校	柳田町 12-6	06-6908-9314（06-6908-9326）
14	第五中学校	北岸和田 3 丁目 12-1	072-883-4848（072-883-4849）
15	第七中学校	北島町 29-1	072-885-2301（072-885-3401）
16	門真はすはな中学校	中町 2-1	06-6901-5243（06-6901-0203）
17	水桜学園	脇田町 4-1	072-883-1621（072-883-1622）
18	門真なみはや高等学校	島頭 4 丁目 9-1	072-881-2331（072-881-8274）
19	門真西高等学校	柳田町 29-1	06-6909-0318（06-6909-0798）
20	門真市民プラザ	北島 546	—
21	生涯学習新施設 （旧 砂子小学校） （予定：令和 10 年～）	三ツ島 6 丁目 2-1	—

【資料 11-4 洪水時避難所一覧表】（総務部危機管理課調べ、令和 8 年 4 月現在）

No.	名称	住所	階数	想定最大浸水深 (m)	洪水時利用可能階数	利用可能階数	収容可能床面積 (㎡)
1	門真小学校	柳町 4-1	4階	1.0~2.0	2階以上	3階分	3,920
2	大和田小学校	大橋町 21-46	3階	1.0~2.0	2階以上	2階分	1,515
3	二島小学校	三ツ島 1丁目 5-10	4階	1.0~2.0	2階以上	3階分	3,882
4	北巢本四宮小学校	北巢本町 2-11	4階	1.0~2.0	2階以上	3階分	3,140
5	古川橋小学校	御堂町 18-9	4階	1.0~2.0	2階以上	3階分	3,362
6	沖小学校	沖町 28-1	4階	1.0~2.0	2階以上	3階分	3,264
7	上野口小学校	上野口町 31-1	4階	1.0~2.0	2階以上	3階分	3,544
8	速見小学校	速見町 4-1	4階	1.0~2.0	2階以上	3階分	3,604
9	五月田小学校	北島町 27-1	4階	1.0~2.0	2階以上	3階分	3,143
10	東小学校	岸和田 3丁目 42-1	4階	1.0~2.0	2階以上	3階分	2,881
11	門真みらい小学校	浜町 22-41	4階	2.0~5.0	3階以上	2階分	2,949
12	第二中学校	沖町 10-1	3階	1.0~2.0	2階以上	2階分	3,941
13	第三中学校	柳町 12-6	4階	1.0~2.0	2階以上	3階分	4,394
14	第五中学校	北岸和田 3丁目 12-1	4階	0.5~1.0	2階以上	3階分	4,049
15	第七中学校	北島町 29-1	4階	1.0~2.0	2階以上	3階分	4,157
16	門真はなび中学校	中町 2-1	4階	1.0~2.0	2階以上	3階分	7,529
17	水桜学園	脇田町 4-1	4階	0.5~3.0	2階以上	3階分	
18	門真みなみ高等学校	島頭 4丁目 9-1	4階	1.0~2.0	2階以上	3階分	2,748
19	門真西高等学校	柳町 29-2	4階	1.0~2.0	2階以上	3階分	2,034
20	門真市民プラザ	北島 546	4階	1.0~2.0	2階以上	3階分	3,450
21	本町市営住宅 ※2 (1期~3期)	本町 35-1 本町 35-2	7階	1.0~2.0	2階以上	6階分	1,742
22	門真千石西町住宅 ※2 (1号棟~8号棟)	千石西町 12-1 千石西町 12-2 千石西町 12-3 千石西町 12-4 千石西町 11-5 千石西町 11-6 千石西町 11-7 千石西町 11-8	14階 14階 10階 9階 8階 14階 10階 10階	0.5~3.0	2階以上	73階分	14,387
23	生涯学習新施設 (旧 砂子小学校) (予定: 令和 10 年~)	三ツ島 6丁目 2-1	4階	0.5~3.0	2階以上	3階分	

※校舎・施設等の全床面積から1階分の収容可能床面積を算出し、そこから洪水時利用可能階数を乗じて収容可能床面積を推計。

また、大規模改修中の学校があるため、現在の状況と一致しない部分がある。

※2 洪水時避難ビルに指定し、「水害が発生したときや、その発生のおそれがある場合に限って、廊下や階段などの開放されたスペースに避難することが可能」

## 【資料 11－5 給食調理施設一覧表】

(教育委員会事務局調べ、令和 8 年 4 月現在)

No.	避難所	燃料の種類			回転釜		備考
		都市ガス	プロパン	オール電化	釜数	食数	
1	門真小学校	○			6	1,200	
2	大和田小学校	○			5	1,000	
3	二島小学校		○		6	1,200	
4	北巢本四宮小学校	○			6	1,200	
5	古川橋小学校	○			5	1,000	
6	沖小学校	○			6	1,200	
7	上野口小学校	○			6	1,200	
8	速見小学校	○			6	1,200	
9	五月田小学校		○		6	1,200	
10	東小学校	○			6	1,200	
11	門真みらい小学校	○			7	1,400	
12	第二中学校	○			6	1,200	
13	第三中学校	○			6	1,200	
14	第五中学校	○			6	1,200	
15	第七中学校	○			6	1,200	
16	門真はすはな中学校			○	5	1,000	
17	水桜学園	○					

(1釜：精米量 20 k g    1食：100 g)

## 【資料 11－6 広域避難の受入概要】

(参考：大阪府地域防災計画〔原子力災害対策〕、令和4年12月)

### 1 関西圏における広域避難の受入れ

福井県嶺南地域に立地する原子力施設において万一事故等が発生し、広域避難が必要となった場合、関西圏域全体で被災住民の受入れを行う。大阪府は関西広域連合で定めたカウンターパートとして、滋賀県からの広域避難の受入れを行うこととし、広域避難が円滑に行われるよう受入体制を整備する。

#### (1) 前提となる被害想定

##### 1) 対象とする原子力施設

前提とする原子力災害の想定は、福井県嶺南地域に立地する次の原子力施設での事故災害とする。

<福井県嶺南地域に立地する原子力施設>

事業者名	施設名	所在地	設備番号	炉型
関西電力株式会社	美浜発電所	福井県美浜町丹生	1号	加圧水型軽水炉 (PWR)
			2号	同上
			3号	同上
	高浜発電所	福井県高浜町田ノ浦	1号	加圧水型軽水炉 (PWR)
			2号	同上
			3号	同上
			4号	同上
	大飯発電所	福井県おおい町大島	1号	加圧水型軽水炉 (PWR)
			2号	同上
			3号	同上
			4号	同上
	日本原子力発電株式会社	敦賀発電所	福井県敦賀市明神町	1号
2号				加圧水型軽水炉 (PWR)
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	高速増殖炉もんじゅ	福井県敦賀市白木	—	高速増殖炉 (FBR)
	新型転換炉原型炉ふげん	福井県敦賀市明神町	—	新型転換炉 (ATR)

#### 2) 災害の想定

原子力災害については、どの施設で事故が発生するか、どの程度の放射性物質が環境中に放出されるか、放出された放射性物質が事故時の気象条件や地形の影響でどの範囲に拡散するか等、様々な場合が考えられるため、事前の想定が困難である。このため、原子力災害対策指針では、1の原子力施設から概ね5km圏をPAZ（予防的防護措置を準備する区域）、概ね30km圏をUPZ（緊急防護措置を準備する区域）と定め、事前の対策を講じておくこととしている。

#### (2) 避難対象地域

##### 1) 避難対象地域とその人口

関西圏域全体で被災住民の受入体制を整備するに当たり、関西広域連合ではカウンターパート方式により支援することとし、カウンターパートを設定している。

大阪府は、カウンターパートである滋賀県が、滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）でUPZと定める長浜市及び高島市（以下「関係周辺市」という。）の住民の広域避難を受け入れるものとし、受入体制を整備する。

なお、事故災害時には国の避難指示において避難区域が定められ、府は関係周辺市内の当該区域住民の広域避難を受け入れる。

〈関西圏における避難対象地域とその人口〉

府県名	市町名	避難対象人口 (概数)	カウンターパート設定
福井県 (5市町)	敦賀市	64,548人	兵庫県、奈良県
	小浜市	28,814人	
	高浜町	10,132人	
	おおい町	8,143人	
	若狭町	14,338人	
	計	125,975人	
滋賀県 (2市)	長浜市	24,436人	大阪府・和歌山県 (必要に応じ、三重県、奈良県に協力を求める。)
	高島市	27,354人	
	計	51,790人	
京都府 (7市町)	福知山市	426人	兵庫県・徳島県 (必要に応じ、鳥取県に協力を求める。)
	舞鶴市	79,743人	
	綾部市	7,717人	
	宮津市	17,185人	
	南丹市	3,351人	
	京丹波町	2,740人	
	伊根町	1,370人	
	計	112,532人	
3府県(14市町)計		290,297人	

## 2 門真市における広域避難の受入れ

### (1) 滋賀県からの要請

滋賀県は、緊急時に県内での避難が困難と判断した場合には、災害の状況や緊急時モニタリング結果等について総合的に判断し、関西方面に避難する必要があると判断した場合、大阪府に対して避難の受入れを要請する。

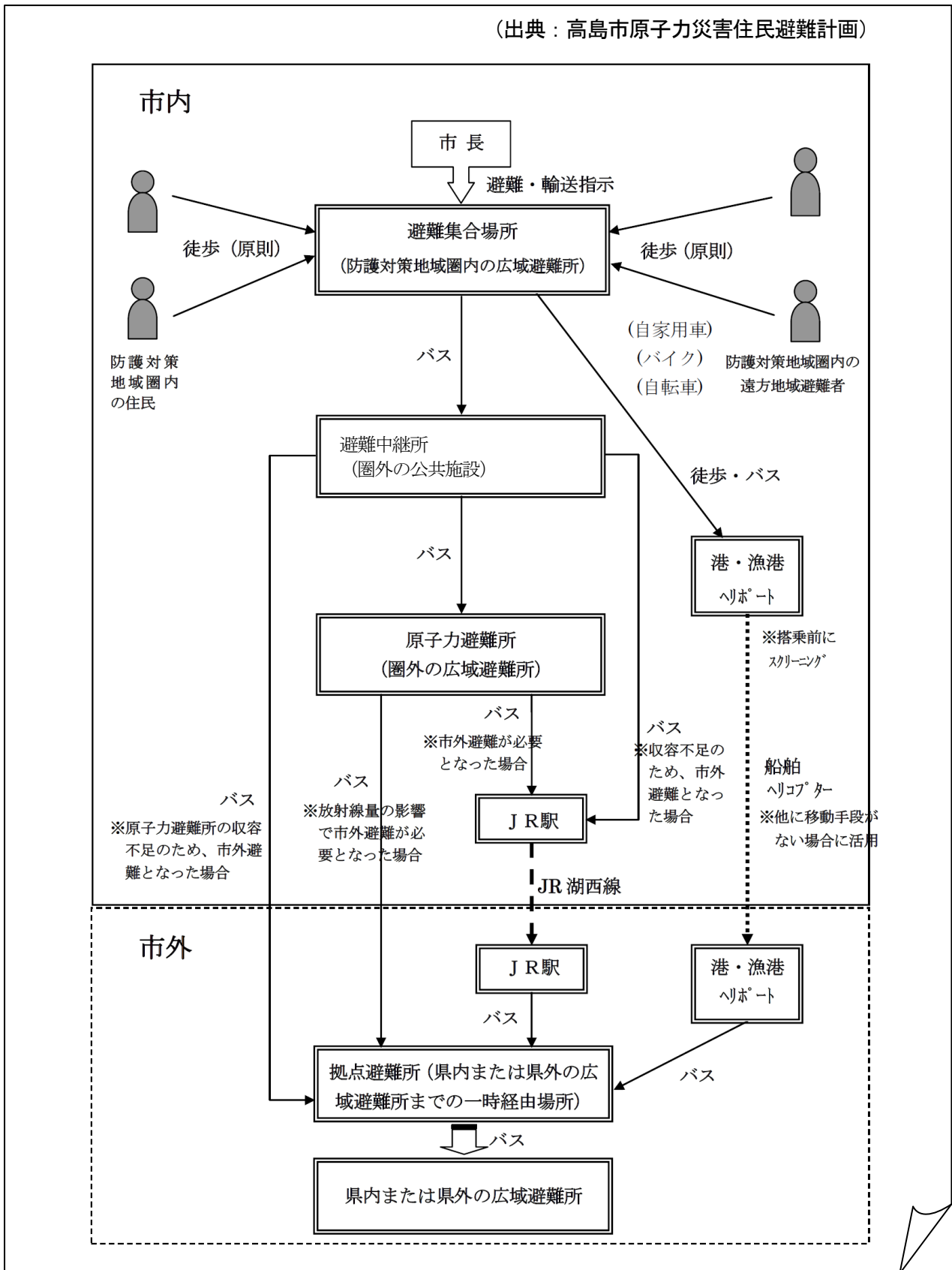
### (2) 門真市の受入れ

滋賀県から広域避難の受入れの要請があったときは、次のとおり受け入れる。

〈避難元《滋賀県》・避難先《門真市》マッチング割当〉

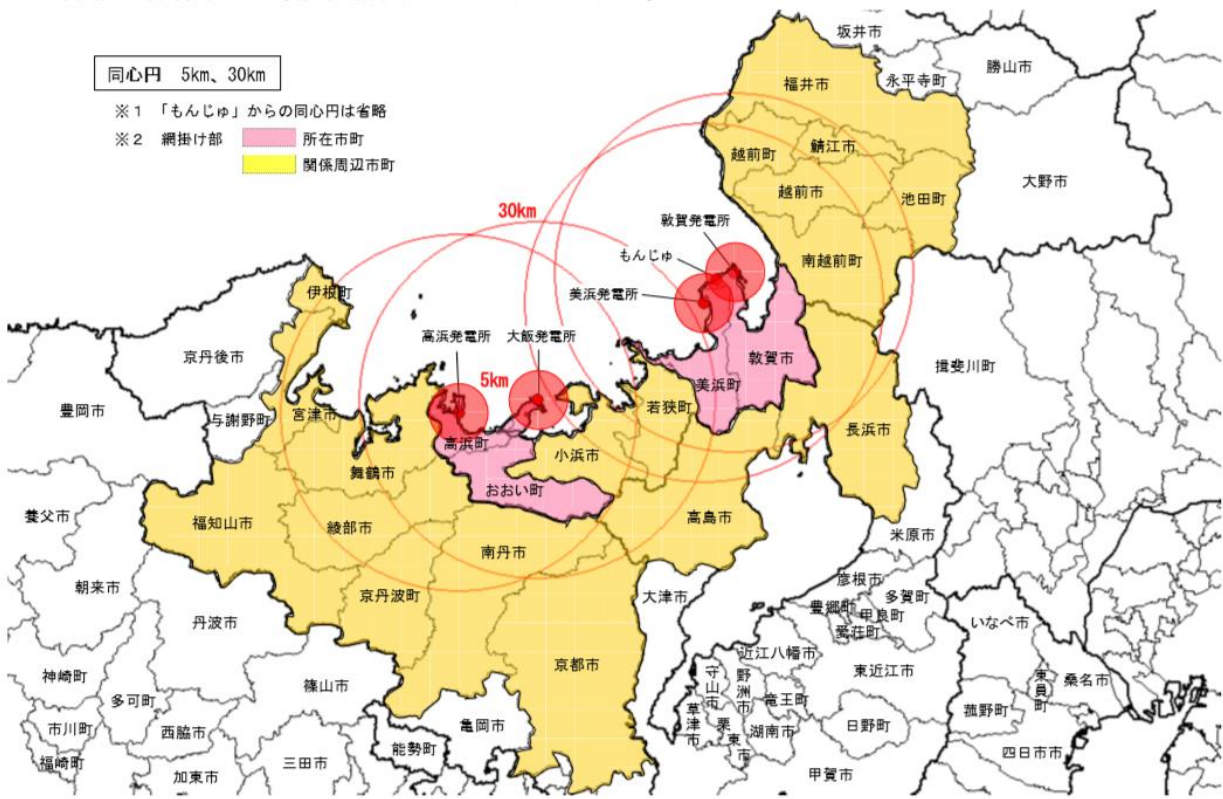
滋賀県 避難元市	マッチング割当	避難先	
	避難元地域(自治会区)	地域	市町村
高島市	旧今津町 藺生区,梅原区,下弘部区,梅原団地自治会,大床区	北河内	門真市

### 3 広域避難の流れ



#### 4 原子力発電所（近畿圏内）の位置図について

（出典：関西防災・減災プラン〔原子力災害対策編〕、平成 25 年 6 月）



## 5 関西広域連合における原子力災害対応の概要について

(出典：関西防災・減災プラン〔原子力災害対策編〕、平成31年3月)

### ○災害への備え

- ・情報の収集・連絡体制等の整備
- ・災害応急体制の整備
- ・モニタリング体制の整備
- ・原子力災害医療体制の整備
- ・安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備
- ・飲食物の出荷制限、摂取制限
- ・水道水の摂取制限
- ・住民等への的確な情報伝達体制の整備
- ・自助・共助の取組の推進
- ・住民等に対する知識の普及啓発
- ・防災訓練への参加等

### ○災害への対応

#### 【初期対応段階】

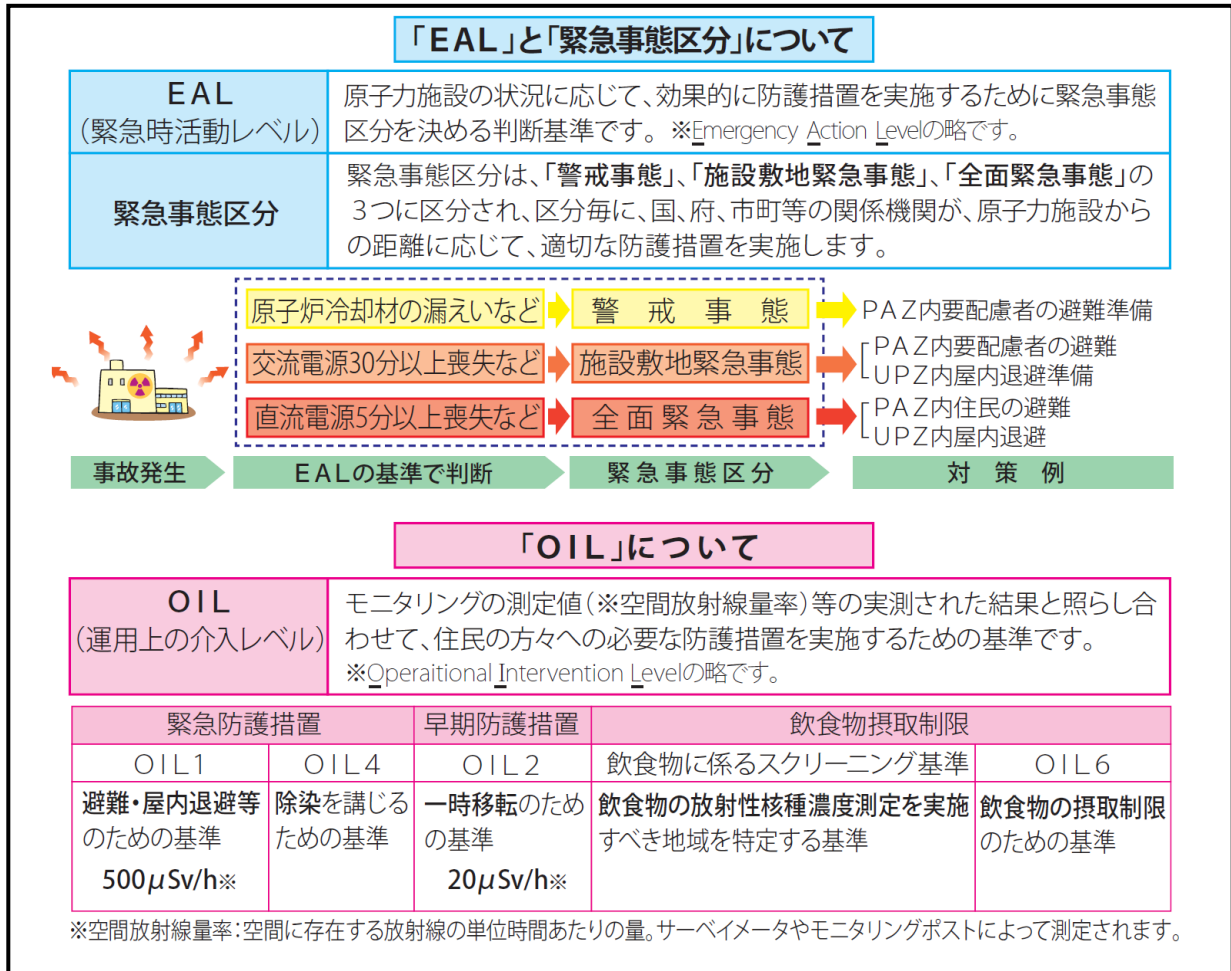
- ・活動体制の確立
- ・屋内退避、避難収容等の防護活動
- ・広域避難の調整
- ・飲食物の出荷制限、摂取制限
- ・水質汚染対策
- ・原子力災害医療
- ・住民等への的確な情報伝達

**【復旧段階】**

- ・モニタリング情報の共有・発信（継続）
- ・被災者の生活支援
- ・風評被害等の影響の軽減
- ・放射性物質による環境汚染への対応
- ・原子力損害賠償

## ■ 「EAL」、「緊急事態区分」、「OIL」について

(出典：京都府原子力防災のしおり、平成26年3月)



## 【資料11-7 一時滞在施設一覧表】

(総務部危機管理課調べ、令和8年4月)

施設名	所在地	電話番号
ルミエールホール (市民文化会館)	末広町29-1	06-6908-5300
市立文化創造図書館 KADOMADO (予定：令和8年5月～)	幸福町11-50	

## 【資料 12-1 災害相互応援協定一覧表】

(令和8年3月現在、締結順)

応援協定名	締結年月日	協定先
災害相互応援協定	平成8年3月28日	枚方市、寝屋川市、守口市、大東市、交野市、四條畷市
門真市地域防災無線局の設置運用に関する協定	平成13年3月15日	大阪ガス(株)北東部事業本部保安指令センター
門真市地域防災無線局の設置運用に関する協定	平成13年3月15日	守口市門真市消防組合
門真市地域防災無線局の設置運用に関する協定	平成13年3月15日	京阪バス(株)門真支所
門真市地域防災無線局の設置運用に関する協定	平成13年3月15日	京阪電気鉄道(株)守口管区駅
門真市地域防災無線局の設置運用に関する協定	平成13年3月15日	関西電力送配電(株)守口配電営業所
門真市地域防災無線局の設置運用に関する協定	平成13年3月15日	(社)門真市医師会
門真市地域防災無線局の設置運用に関する協定	平成13年3月15日	門真警察署
門真市地域防災無線局の設置運用に関する協定	平成13年3月15日	NTT西日本(株)関西支店
災害時における相互協力に関する協定	平成13年4月1日	門真市内郵便局
一般廃棄物処理(ごみ処理)に係る相互応援協定書	平成20年3月3日	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、東大阪市、四條畷市、交野市、東大阪市清掃施設組合、四條畷市交野市清掃施設組合、北河内4市リサイクル施設組合
災害用備蓄物資保管場所の使用に関する協定	平成24年12月1日	NTT西日本(株)関西支店
災害時の緊急放送における協定	平成25年7月17日	(株)ジェイコムウエスト 委託先:(株)ジュピターテレコム 関西メディアセンター
災害時における施設の一時使用に関する協定	平成25年11月1日	パナソニック(株)
災害時等の応援に関する申し合わせ(TEC-FORCE)	平成27年2月6日	国土交通省近畿地方整備局
災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定	平成27年4月1日	(株)双葉化学商会

応援協定名	締結年月日	協定先
災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定	平成27年4月1日	辰巳環境開発(株)
災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定	平成27年4月1日	(株)住栄興業
災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定	平成27年6月23日	社会福祉法人イースト・ロード福祉会
災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定	平成27年6月23日	社会福祉法人三養福祉会
災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定	平成27年6月23日	社会福祉法人晋栄福祉会
災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定	平成27年6月23日	社会福祉法人スリーヴィレッジ
災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定	平成27年6月23日	社会福祉法人諭心会
災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定	平成27年6月23日	社会福祉法人ロータス福祉会
災害時における物資供給等の協力に関する協定	平成27年8月18日	王子コンテナ(株)大阪工場
災害時等におけるLPガス等の供給協力に関する協定	平成27年12月7日	一般社団法人大阪府LPガス協会北東支部
災害時における物資の自動車輸送に関する協定	平成28年8月22日	一般社団法人大阪府トラック協会東北支部
災害時における生活物資の供給協力及び施設の一時使用に関する協定	平成28年10月7日	株式会社コノミヤ
災害時における応急復旧作業に関する協定	平成28年12月19日	門真市建設業協同組合
災害時における生活物資の供給等の協力に関する協定	平成29年1月12日	株式会社アカカベ
災害時における施設の一時使用に関する協定	平成29年6月1日	学校法人大阪国際大学
災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定	平成31年3月28日	社会福祉法人門真共生福祉会
災害に係る情報発信等に関する協定	令和元年7月1日	ヤフー株式会社
災害対応力強化に関する協力・連携に関する協定	令和元年9月30日	大阪ガス株式会社
災害時における宿泊施設避難所の開設及び運営に関する協定	令和2年9月11日	株式会社門真パブリックホテル

応援協定名	締結年月日	協定先
災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定	令和3年3月16日	西尾レントオール株式会社
災害廃棄物等の処理に関する基本協定	令和3年3月22日	株式会社ダイカン
災害廃棄物等の処理に関する基本協定	令和3年3月25日	大栄環境株式会社
災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定	令和3年3月25日	社会福祉法人治栄会
災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定	令和4年3月23日	日立建機日本株式会社 関西支社 近畿中央支店 大阪東営業所
災害時における無人航空機による協力に関する協定	令和4年7月11日	飯尾電設株式会社
災害時等における燃料供給等に関する協定	令和4年12月22日	門真親油会
災害時における支援協力に関する協定	令和5年1月17日	三井不動産株式会社
災害時における行政告知放送の再送信に関する協定	令和5年2月10日	株式会社ジェイコムウエスト北河内局
災害時における生活物資の供給等に関する協定	令和5年5月18日	パナソニックホールディングス株式会社
災害時における被災者相談業務の実施に関する協定	令和5年7月3日	大阪司法書士会
災害時における物資調達に関する協定	令和5年8月23日	コストコホールセールジャパン株式会社
災害時等における相互応援協定	令和5年11月28日	兵庫県香美町
災害時におけるキャンピングカーの提供に関する協定書	令和5年12月21日	有限会社 CAR SHOP ASSIST
災害時における生活物資の供給等に関する協定	令和6年8月21日	スギホールディングス株式会社
災害時における生活物資の供給等に関する協定	令和6年9月30日	イオンリテール株式会社近畿カンパニー
災害時における要配慮者等の避難行動支援及び避難スペースの提供に関する協定	令和7年4月25日	公益社団法人シルバー人材センター
門真市災害医療センターにおける医療救護活動等に関する協定	令和7年11月10日	社会医療法人弘道会 萱島生野病院
災害時における物資の供給に関する協定	令和8年1月29日	コーナン商事株式会社

応援協定名	締結年月日	協定先
災害時における避難スペースの提供に関する協定	令和8年2月2日	社会医療法人弘道会 門真介護医療院

【応急給水関連】(環境水道部)

(令和7年3月現在、締結順)

応援協定名	締結年月日	協定先
災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定	平成9年7月10日	関西地方支部、大阪府支部、京都府支部、兵庫県支部、奈良県支部、滋賀県支部、和歌山県支部
守口市と門真市の相互応援給水に関する協定	平成13年3月31日	守口市(水道事業管理者)
寝屋川市と門真市との相互応援給水に関する協定	平成13年6月27日	寝屋川市(水道事業管理者)
大東市と門真市との相互応援給水に関する協定	平成14年6月28日	大東市(水道事業管理者)
寝屋川市と門真市との相互応援給水に関する協定	平成16年1月7日	寝屋川市(水道事業管理者)
大東市と門真市との相互応援給水に関する協定	平成18年10月5日	大東市(水道事業管理者)
相互応援給水に関する協定	平成18年12月21日	守口市(水道事業管理者職務代理者水道局長)
東部水道協議会 水道災害時相互応援に関する協定	平成22年1月21日	東大阪市、枚方市、八尾市、寝屋川市、守口市、大東市、交野市、四條畷市(各水道事業管理者)
大阪市と門真市の相互応援給水に関する協定	平成23年12月1日	大阪市(水道局長)
災害時における復旧支援協力に関する協定	令和6年4月5日	公益社団法人日本下水道管路管理業協会
大阪府域の水道災害における情報共有及び支援に関する協定	令和6年4月26日	大阪広域水道企業団、府下各市町村(水道事業管理者等)

## 【資料 12-2 協定書】 1 災害相互応援協定（北河内地域 7 市）

### 災害相互応援協定

北河内地域の 7 市における広域的な災害相互応援について、下記のとおり協定する。

#### 災害相互応援協定書

#### 記

（広域的協定）

第 1 条 相互応援協定締結市（以下「締結市」という。）間における災害時の広域的な応援については、この協定の定めるところによる。

（応援要請等）

第 2 条 締結市長は、応援の要請があったときは、業務に重大な支障がない限り、その要請地域に対して、相互に応援するものとする。

2 応援要請がない場合においても、初動体制が整備されるまでの間、応援側の締結市が連携し、災害状況を把握のうえ、独自の判断で必要な応援体制等を編成することができる。

（人的支援）

第 3 条 前条第 1 項の応援要請は、受援側の市長（又は災害対策本部長等）が、災害の状況、出勤を求めらる人員並びに職種、派遣員配置場所等を明示し、応援側の市長に対して行うものとする。

（物的応援）

第 4 条 災害援助及び防ぎよのため、救護物資及び機械器具、科学消火器具等を必要とする場合において、締結市長は、救護物資及び機械器具の種別・数・搬送種別・容量等の供給について、相互に応援の要請をすることができる。

2 前項の応援要請があったときは、応援側において、当該必要物資等を要請地で搬送するものとする。

3 応援要請がない場合においても、応援側において、当該必要物資等を把握のうえ、被災地で搬送するものとする。

(指揮)

第5条 応援要請に基づく応援隊の指揮は、次に掲げる方法によるものとする。

- 1) 受援地の市長（又は災害対策本部長等）が指揮すること。
- 2) 指揮は、応援隊の長に対して行うこと。

2 応援要請がない場合においても、初動体制が整備されるまでの間、応援側の責任において指揮することができる。

(経費分担)

第6条 災害援助及び防災のため、応援に要した経費の分担については、次の区分によるものとする。

機械器具破損の修理、自動車等の燃料、職員の出勤手当及び被服等についての経費（応援が長時間にわたる場合を除く。）は、応援側の負担とする。

2 第1項以外の経費分担については、そのつど双方協議のうえ、決定するものとする。

(協定なき事項)

第7条 この協定に規定していない事項又は従業を生じた事項については、締結市双方協議のうえ、決定するものとする。

上記協定締結の証として本協定書7通を作成し、締結市長記名押印のうえ、おのおの1通を保管する。

平成8年3月25日

守口市長 喜多 洋三 印

枚方市長 中 司 宏 印

寝屋川市長 高 橋 茂 印

大東市長 近 藤 松 次 印

門真市長 東 潤 潤 印

四條畷市長 森 本 稔 印

交野市長 北 田 輝 雄 印

## 2 地域防災無線局の設置運用

No.	協定締結者		締結日
	甲	乙	
1	門真市	大阪ガス株式会社 北東部事業本部保安司令センター	平成13年3月15日
2	門真市	守口市門真市消防組合	平成13年3月15日
3	門真市	京阪バス株式会社門真支所	平成13年3月15日
4	門真市	京阪電気鉄道株式会社 守口管区駅	平成13年3月15日
5	門真市	関西電力送配電株式会社守口配電営業所	平成13年3月15日
6	門真市	社団法人 門真市医師会	平成13年3月15日
7	門真市	門真警察署	平成13年3月15日
8	門真市	NTT西日本株式会社関西支店	平成13年3月15日

ひな形

門真市地域防災無線局の設置運用に関する協定書

門真市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、甲が乙の施設に設置する門真市地域防災無線局（以下「無線局」という。）の設置及び管理運用について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

**第1条** この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、災害の未然防止、被害の拡大防止及び復旧対策等に必要なる通信手段を確保するため、乙の施設に設置する無線局の設置及び管理運用について必要なる事項を定めるものとする。

（無線局の設置）

**第2条** 甲は、乙の施設に無線局を設置する。

2 無線局の設置に要する経費については、すべて甲の負担とする。

3 乙は、無線局の設置に必要な施設について、甲に無償で使用させるものとする。（所有権）

**第3条** 無線局の機器の所有権は、甲に帰属する。

（無線局の使用）

**第4条** 甲は、無線局を乙に無償で使用させるものとする。

（管理）

**第5条** 乙は、無線局を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 乙は、無線局の管理者を選任し、甲に届け出るものとする。

（運用）

**第6条** 乙は、無線局の運用に当たっては、電波法（昭和25年法律第131号）及び甲が別に定める要綱を遵守しなければならない。

（無線局運用証明書）

**第7条** 甲は、乙に無線局運用証明書を交付する。

（管理経費の負担区分）

**第8条** 無線局の機器の維持管理に要する経費は、すべて甲の負担とする。

2 前項の規定にかかわらず、無線局に必要な電気料金については、乙の負担とす

る。

（設置場所の変更等）

**第9条** 乙は、建物施設等の移転、改築、廃止等により無線局の設置場所の変更又は撤収の事態が生じたときは、あらかじめ甲に協議するものとする。

（有効期間）

**第10条** この協定の有効期間は、協定締結日から平成14年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了2月前までに甲又は乙から意思表示のないときは、協定期間を更に1年間延長するものとし、その後もこの例による。

（疑義の決定）

**第11条** この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して決定する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成13年3月15日

甲

乙

### 3 災害時における対応（門真市内郵便局）

災害時における相互協力に関する協定

門真市長 東 潤（以下「甲」という。）と門真市内郵便局代表者門真郵便局長 園賀 三朗（以下「乙」という。）は、門真市内での災害時における対応に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

**第1条** この協定は、門真市内での災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）の発生時における対応を甲乙相互の協力により円滑に進めるため、必要な事項を定めることを目的とする。

（相互協力の内容）

**第2条** この協定による相互協力（以下「相互協力」という。）の内容は、次に定めるとおりとする。

- (1) 被災者の避難先及び被災状況に関する情報の提供
- (2) 高齢者、障害者等の災害弱者への対応
- (3) 所管施設及び用地の提供
- (4) 災害情報に係る広報
- (5) 災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に係る災害特別事務の取扱
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

（異議手続）

**第3条** 甲又は乙は、相互協力を必要とするときは、協力要請書（別記様式）により相手方に要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により協力を要請し、その後、速やかに協力要請書を提出するものとする。

（相互協力の実施）

**第4条** 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、特別な事情があると思われられる場合を除き、当該要請に応じるものとする。

（経費の負担）

**第5条** 相互協力を要した費用は、法令その他の別段の定めがあるものを除くほか、当該相互協力を要請した者の負担とする。

- 2 前項の負担額は、甲乙協議して定めるものとする。

（連絡体制の整備）

**第6条** 甲及び乙は、災害時における連絡体制を整備するため、必要な協議を行うものとする。

（防災訓練への参加）

**第7条** 甲が防災に関する各種訓練を行う場合にあつては、乙は必要に応じて当該訓練に乙の職員を参加させるものとする。

（情報交換）

**第8条** 甲及び乙は、相互協力が円滑に行われるよう、相互の防災計画の状況等について情報交換を行うものとする。

（連絡責任者）

**第9条** この協定に関する連絡責任者は、甲においては門真市総務部副部長、乙においては門真郵便局総務課長とする。

（協議等の決定）

**第10条** この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記者押印のうえ、各自1通を保有する。

平成13年4月1日

甲 大阪府門真市長 東 潤

乙 門真市内郵便局

代表者 門真郵便局長 園賀 三朗

## 協力要請書

年 月 日	送受信時刻	送信(要請者)	受信(要請先)
	時 分		
実 況  要 求 事 項  協力の内容			
告知日時分		月	日 時 分
協力の期間		年 月 日～ 年 月 日	
協力の目的			
使用場所			
その他参考事項			

「災害時における相互協力に関する協定」の利用解説

1. 協定中の「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条、第1号に掲げる「災害」であり、次のとおりである。

- 災害対策基本法 第2条第1号  
この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該各号に定めるところによる。  
1 災害  
暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事等若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに関する法令で定める原因により生ずる被害をいう。

2. 協定中第2条第5号に掲げる「災害特別義務の取扱い」とは、次のとおりである。

- (1) 救助用郵便物の料金免除  
相互間の救助を行う地方公共団体等において救助用郵便物(現金及び物品)の料金の免除。  
(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除  
被災者が差し出す送付郵便物(送付郵便又は電子郵便とするものを含む)の料金の免除。  
(3) 被災者若しくは送付郵便物の郵便料金の免除  
地方公共団体、日本赤十字社、共同募金等の郵便口座に郵便金を送る場合の郵便料金の免除。  
(4) 被災者への郵便はがきなどの無償交付  
被災者一人につき郵便はがき5枚、郵便貯蓄1枚以内の無償交付。  
(5) 印刷、証券、印章等を紛失された被災者の郵便貯蓄等の非常取扱  
印刷、証券、印章等を紛失された被災者本人と確認できれば郵便貯蓄は20万円まで、郵便貯蓄・郵便貯蓄等は10万円まで支払いをしない非常取扱。  
(6) 貿易振興の保険料払込金の電子期間の延伸、保険金の非常即時払等の非常取扱  
貿易振興の保険金や貸付金の、本人と確認できた場合の即時払いの非常取扱のほか、通常3ヶ月の保険料払込電子期間の一定期間延長。

## 4 一般廃棄物処理（ごみ処理）（東大阪ブロック各市等）

### 一般廃棄物処理（ごみ処理）に係る相互支援協定

大阪府ごみ処理広域化計画に基づく東大阪ブロック各市等は、一般廃棄物処理（ごみ処理）に限る。以下同じ。）に支援をきたす緊急事態の発生等に備え、一般廃棄物処理に係る総合的な相互支援の実施について、以下のとおり協定を締結する。

### 一般廃棄物処理（ごみ処理）に係る相互支援協定書

#### （目的）

**第1条** この協定は、次に掲げる市及び一部事務組合（以下「協定市等」という。）の一般廃棄物処理における総合的な相互支援を図るとともに、災害時等におけるより広域な支援体制を確保することにより、協定市等の一般廃棄物処理行政の円滑な遂行を図ることを目的とする。

#### ＜協定市等＞

守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、東大阪市、四條畷市、交野市、東大阪都市清掃施設組合、四條畷市交野市清掃施設組合、北河内4市リサイクル施設組合

#### （相互支援の内容）

**第2条** 本協定により、協定市等が相互支援を実施する場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 協定市等における焼却施設、資源化施設、保管施設等の一般廃棄物処理施設（以下「施設」という。）が、故障、事故等による緊急事態に陥り、他の協定市等の施設の支援を必要とするとき、
  - (2) 環境問題等の発生で一時的な処理不能の事態に陥り、他の協定市等の施設の支援を必要とするとき、
  - (3) 地震、台風等の災害時などにおいて大量発生した一般廃棄物の一時保管、処理又は運搬業務のために、他の協定市等の支援を必要とするとき、
  - (4) 前各号のほか、急激なごみの増加や著しい施設の処理能力低下等、一般廃棄物処理を困難とする特別な事情があると認められたとき、
- 2 前項の規定により、支援を受けた協定市等は、支援を受けた先の協定市等に対し、支援を受けた内容に相当する負担を行う趣旨を負うものとし、その負担は、処理経費、処理量その他の適切な方法により当事者間で協議の上定めらるものとする。

#### （協定市等の努力義務）

**第3条** 協定市等は、相互支援の趣旨を踏まえ、次に掲げる事項を常に留意し、

一般廃棄物処理業務を執行するものとする。

(1) 分別収集の徹底を図り、十分なごみ資源の管理を進めるとともに、ごみの発生抑制や再資源化、有効利用等を積極的に行い、ごみ減量化に努めること。

(2) 一般廃棄物処理基本計画等に基づき、施設整備を行い、適正な一般廃棄物処理を行うように努めること。

(3) 施設の適正な維持管理を計画的に行い、常に良好な状態で稼働できるように努めること。

(支援の要請及び受け入れ)

**第4条** 第2条第1項各号に掲げる事象が生じたときは、支援を必要とする協定市等は、支援を受ける処理業務に係る一般廃棄物の処理量や運搬距離、施設を勘案して、受託可能な協定市等に対し、支援を要請することができるものとする。

2 支援の要請を受けた協定市等は、自らの処理能力等を勘案し、支援の内容及びその実施を判断するものとする。

3 協定市等において、第2条第1項第4号に該当する事象が発生し、緊急かつ広域な支援が必要と認められるときは、ごみ処理広域七東大阪ブロック会議の会長市（会長市が支援を要する場合は、副会長市）は支援を要する協定市等の依頼に基づき、その他の協定市等による支援の調整を行うことができるものとする。

4 前項の規定によっても処理し難い大規模な災害等により、東大阪ブロック全体あるいは更に広範囲な支援調整を必要とするときは、支援を必要とする協定市等は、大阪府に対し支援調整を依頼するものとする。

(支援の方式)

**第5条** 協定市等は、相互支援の実施に基づいて借費に基づいて行うものとする。

2 この協定による支援の要請及び受け入れに関する細目事項については、その程度、支援を要請する協定市等が支援の要請を受ける協定市等に対し、依頼文書により提出するものとする。

(情報の交換)

**第6条** この協定の円滑な運用を期するために、協定市等は一般廃棄物処理に係る相互の緊密な連携と情報交換を積極的に行うものとする。

(疑義の決定等)

**第7条** この協定に定めのない事項及びこの協定に關し生じた疑義は、協定市等が協議して決定するものとする。

(適用)

**第8条** この協定の有効期限は、平成20年4月1日から2年間とする。ただし、期間満了前6ヶ月までに、いずれの協定市等からも改訂等の申し出がない場合は、更に2年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定締結の証として、本書11通を作成し、各協定市等記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成20年 3月 3日

守口市長 西口 勇

枚方市長 竹内 脩

寝屋川市長 馬場 好弘

大東市長 岡本 日出士

門真市長 園部 一成

東大阪市長	野田 義和
四條郡市長	田中 夏木
交野市長	中田 仁公
東大阪都市清掃施設組合管理者	野田 雅和
四條郡市交野市清掃施設組合管理者	田中 夏木
北河内4市リサイクル施設組合管理者	馬場 好弘

## 6 備蓄倉庫（NTT西日本株式会社）

### 災害用備蓄物資保管場所の使用に関する協定書

門真市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社大阪東支店（以下「乙」という。）は、災害用備蓄物資の保管場所について、次のとおり協定を締結する。

（前掲）

第1条 この協定は、甲が保有する災害用備蓄物資（以下「備蓄品」という。）を、乙の保有する施設の一部（以下「保管場所」という。）に保管するため、甲と乙とが備蓄品使用貸借契約についての必要な事項を定めるものとする。

（保管場所の範囲）

第2条 甲が使用することのできる保管場所その他の必要事項は、別途覚書により取り交わすこととする。

（災害用備蓄物資）

第3条 備蓄品とは食料品、毛布等の災害発生時に急的に市民へ供給する物資をいう。

（使用の条件）

第4条 甲は、保管場所を無償で使用できるものとする。

2 甲は、保管場所の使用についての指示に従うものとする。

3 甲は、保管場所の使用に伴い、保管場所内の改装等が必要な場合は、事前に乙に書面にて連絡し、承諾を得た後、甲の負担のもと工事を行うものとする。

4 甲は、保管場所の使用を必要としなくなった場合は、甲乙協議のうえ、甲の負担のもと原状回復するものとする。

5 乙は、甲に対し使用の解除を行う場合は、6ヶ月前までに書面で通知するものとする。なお、この場合の原状回復については、前項の規定を適用する。

6 甲は、その責に帰すべき事由により、乙に損害を与えた場合は、その損害を補償するものとする。

7 乙は、その責に帰すべき重大な過失により、甲に損害を与えた場合は、その損害を補償するものとする。

8 甲は、保管場所及びその関係場所において、諸設備・設備等の故障並びに故障等を発見した場合は、速やかに乙に通知するものとする。

9 保管場所の清掃については、甲が実施するものとする。また、生じた塵芥等の処理についても、甲が実施するものとする。

10 甲が本協定に違反した場合、乙は当該保管場所の使用を中止させることができるものとする。なお、この場合の原状回復については、本条第4項の規定を適用する。

（効力）

第5条 本協定の効力は、平成24年12月1日から平成25年11月30日までとする。ただし、協定期間が満了するまでの間に、甲乙いずれからも何ら申し出がない場合は効力満了の日から起算して1年間本協定を更新することとし、以降同様とする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は、協定に定める事項に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成24年12月1日

（甲）門真市中町1番1号

門真市長 園部 一成

（乙）大阪市天王寺区清水谷町2-37

西日本電信電話株式会社大阪東支店

支店長 田中 守

## 7 災害時等の緊急放送（株式会社ジェイコムウエスト）

### 災害時等の緊急放送における協定

門真市（以下「甲」という。）と株式会社ジェイコムウエスト（以下「乙」という。）は、災害時等の緊急放送について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

**第1条** 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第37条及び大規模相対策対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第20条の規定により、地震及び風水害などの自然災害、また、その他の緊急事態発生時に市民に対して緊急情報の伝達が必要がある場合において、甲が乙に緊急放送を要請するときの手續きを定めるものとする。

（緊急放送要請の手續き）

**第2条** 甲が緊急放送を要請しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面にてこの委託事業者である株式会社ジェイコムウエスト（以下「丙」という。）に要請するものとする。

- 1: 緊急放送要請の理由
  - 2: 依頼する放送の内容
  - 3: 希望する放送の日時
  - 4: その他必要な事項
- 2 要請時の連絡先は丙が指定する放送拠点とし、別紙のとおり定めるものとする。

3 要請時の連絡先に変更が生じた場合、丙は直ちに甲に申し出るものとする。

4 連絡はファックスやメールを用いて行うが、このような手段では間に合わないと判断される場合は、電話にて要請することができるものとする。この場合、事後速やかに甲は丙に書面を提出するものとする。

（緊急放送の集積）

**第3条** 丙は甲から要請を受けた事項に関して形式、内容及び時刻をそのつど決定して放送するものとする。

（情報の活用）

**第4条** 甲がインターネットや広報紙等で発信した情報及び第2条で丙に要請した情報について、緊急性の如何に関わらず乙及び丙は自ら運営する放送やインターネット等を適して発信できるものとする。

（緊急の発生について）

**第5条** 本協定の記載事項に関して緊急が生じた場合は甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

（協定の期間）

**第6条** 本協定は締結の日をもって開始し、期間を1年間とする。なお、期間満了の3ヶ月前までに甲、乙及び丙のいずれからも甲し出がなければ、更に1年間延長されるものとし、以後はこの例によるものとする。

本協定の証として本書を3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年7月17日

（甲）門真市中町1番1号  
門真市長 國部 一成

（乙）大阪市中央区谷町2丁目3番12号マルチ谷町ビル6階  
株式会社ジェイコムウエスト  
代表取締役社長 中井 芳紀

（丙）大阪市中央区城見1丁目2番27号タリスタルタワー5階  
株式会社ジュビターテレコム 関西メディアセンター  
センター長 山下 幸之

0000

■ 会社概要

<名称>

株式会社ジュビターテレコム 関西メディアセンター OHP事務局

<住所>

〒541-8205 大阪府大阪市中央区城見1-3-27

<電話番号>

06-2571-3006 (平日9:30-18:00)

■ 緊急時連絡先 (2015年3月1日現在)

メールアドレス(緊急時専用)

ML\_EOC\_besca\_japan@nifty.jp

ファックス番号 (原則24時間365日)

03-6447-5584

電話番号 (原則24時間365日)

03-6789-6777 (レスキュー・デスク)

■ 所在地(窓口)

<名称>

株式会社ジュビターテレコム 関西メディアセンター 大阪事務局

<住所>

大阪府大阪市東長田区5丁目3番9号 三宮ビル

<電話番号>

06-4756-5500 (平日9:30-18:00)

## 8 災害時における施設の一時使用（パナソニック株式会社）

### 災害時における施設の一時使用に関する協定書

本協定は、円真市域（以下「市域」という）において大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、円真市（以下「甲」という。）とパナソニック株式会社（以下「乙」という。）は、甲から乙に対する要請に基づき支障協力について、次のとおり協定を締結する。

#### （趣旨）

第1条 この協定は、市域における大規模災害発生時において、第3条に示す乙の所有する施設の一部を市の一時的な避難地として使用する場合の必要な事項を定めるものとする。

#### （対象とする災害）

第2条 この協定の対象とする大規模災害とは、市域において多数の火災、緊急救助事故が発生する次の各号に掲げるものとする。

- ① 大規模地震災害
- ② 前号に準じる大規模な災害及び政府より嚴重災害に指定された災害
- ③ その他、広域にわたる火災等により大規模な一時避難が必要なる場合（一時避難地指定）

第3条 甲は、次に掲げる施設を一時避難地として指定するものとする。

名称 パナソニック株式会社 さくら広場

位置 円真市大字円真400番地

#### （協力要請）

第4条 甲は、大規模災害が発生した場合において、乙に対し、前条に掲げる施設を一時避難地として使用することを別途甲乙間で定める方法により要請することができる。

2 乙は、前項に掲げる要請を受けたときは、当該大規模災害により施設の安全面に問題が生じた場合を除き、施設を一時避難地として使用させることを承諾するものとする。

3 乙は、前項の規定に関わらず、乙の判断で施設を一時避難地として開放することができる。この場合にあつては、乙は一時避難地を開設した旨を甲に報告するものとする。

4 甲は、この自衛消防活動及び事業運営を阻害しない範囲について使用するように自ら活動し、かつ避難者を誘導するものとする。

#### （使用期間）

第5条 前条第2項に掲げる施設を一時避難地として使用する期間は、甲が乙に対して要請を行ったときから概ね1日以内の間とする。

2 前項の規定に関わらず、施設の使用期間を延長しようとするときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

#### （運賃）

第6条 甲は、当該避難施設を使用する場合には、連やかに甲の職員を当該避難施設へ派遣し、施設及びその内部の安全確保に努めた上で、前条の期間終了までに甲の設置する避難場所等、施設外に誘導するものとする。

2 甲は、前項の誘導を行い、避難者全員の施設外への移動を確認した後、乙に対し第4条第1項の要請を解除し、乙は一時避難地を閉鎖するものとする。

#### （訓練等）

第7条 甲及び乙は、この協定の効果的な運用を図るため、相互及び合同訓練等の実施に努めるものとする。

#### （費用の負担）

第8条 この協定に基づき使用する当該施設の使用料は無料とする。

2 乙が当該避難地を甲及び避難者に使用させたことにより発生した損害に係る費用については、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては甲が負担するものとする。

#### （変更及び廃止）

第9条 乙は、当該避難施設の名前若しくは位置を変更し、又は避難施設としての機能を廃止するときは、1箇月以上前にその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定により当該避難施設の変更又は廃止の通知を受けたときは、その旨を可及的速やかに市民周知しなければならない。

#### （協議）

第10条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲及び乙は、必要に

応じ協議を行うものとする。

(有効期間)

**第11条** この協定の有効期間は、協定を締結した日から効力を発するものとする。

2 甲又は乙は1箇月以上前に文書による通知を行うことにより、この協定を終了させることができるものとする。

(雑則)

**第12条** この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に定める。この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年11月1日

甲 大阪府門真市中町1番1号  
門真市長 園部 一成

乙 大阪府門真市大字門真1006番地  
パナソニック株式会社  
常務取締役 中 川 能 亨

## 9 TEC-FORCE協定（国土交通省近畿地方整備局）

災害時等の応援に関する申し合わせ

国土交通省近畿地方整備局長（以下「甲」という。）と門真市長（以下「乙」という。）は、災害時等において、甲が乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申し合わせを行う。

（目的）

**第1条** この申し合わせは、乙が代表する地方公共団体の区域において、災害が発生または、災害が発生する恐れがある場合に、被害の拡大と二次被害防止に資するため、甲が被災直後等の緊急的な対応（以下、「応援」という。）を実施することにより、国民の安全、安心を確保し、民生の安定を保持することを目的とする。

（応援の実施時期）

**第2条** 甲が応援を行う時期は、次のとおりとする。  
① 門真市内で重大な災害が発生または、発生する恐れがある場合  
② 門真市災害対策本部が設置された場合  
③ その他甲または乙が必要とする場合

（応援の内容）

**第3条** 災害時等の応援は、次の各号に掲げる内容とする。  
① 情報の収集・提供（リエゾン【情報連絡員】含む。）  
② 近畿地方整備局等職員の手配（緊急災害対策派遣隊含む。）  
③ 災害に係る専門家の派遣  
④ 甲が保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け  
⑤ 甲が保有する通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣  
⑥ 通行規制等の措置  
⑦ その他必要な事項

（リエゾンの派遣）

**第4条** 第2条の号のいずれかにか該当し、この要請があった場合は甲が必要と判断した場合に、甲は、この災害対策本部等にリエゾンを派遣する。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に關して事前に調整を図るものとする。

（リエゾンの受け入れ）

**第5条** 乙は、甲から派遣されるリエゾンの活動場所として災害対策本部等に場所等確保するものとする。

（緊急災害対策派遣隊の派遣）

**第6条** 第2条の号のいずれかにか該当し、この要請があった場合は甲が必要と判断した場合は、甲は、乙が代表する地方公共団体の区域に緊急災害対策派遣隊を派遣する。

なお、甲及び乙の相互連絡は、甲から派遣されるリエゾンを通じて行うものとする。

「災害時等の応援に関する申し合わせ」

(緊急災害対策派遣隊の受け入れ)  
第7条 乙は、甲から派遣される緊急災害対策派遣隊の活動において必要となる資料(図面等)について、提供の協力をするものとする。

(緊急災害対策派遣隊の報告)  
第8条 甲は、派遣した緊急災害対策派遣隊からの調査結果等の報告があった場合は、速やかに乙にその内容を提供するものとする。

(平時の協力)  
第9条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する図面等の資料の整備に協力するものとする。

(その他)  
第10条 この申し合わせに定めのない事項、協議に関しては、その都度甲及び乙が協議するものとする。

平成27年2月6日

甲 近畿地方整備局長 森 昌 文

乙 門 真 市長 岡 部 一 成

## 10 災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬

No.	協定締結者		締結日
	甲	乙	
1	門真市	有限会社脇田グループ	令和5年1月19日
2	門真市	株式会社 双葉化学商会	令和5年2月28日
3	門真市	玉木運送株式会社	令和6年2月1日
4	門真市	株式会社 住栄興業	令和6年3月22日

災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定書

門真市と〇〇〇〇（以下「委託契約業者」という。）は、「門真市地域防災計画」で扱う災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、家庭系一般廃棄物の収集運搬業務（以下「協定業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

**第1条** この協定は、災害発生時における家庭系一般廃棄物の円滑な収集運搬を遂行するため、門真市と委託契約業者間における協定業務に関する基本的事項を定め、もって災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力の要請）

**第2条** 門真市は、市内において災害が発生した場合は、委託契約業者に対し、門真市地域防災計画に基づく業務の実施について協力を要請するものとする。

（定義）

**第3条** この協定において「家庭系一般廃棄物」とは、一般世帯及び避難所から排出される一般廃棄物のうち、し尿等を除くものをいい、災害により倒壊及び、消失した建築物等構造物の解体撤去に伴って発生するものを除くものとする。

（協力要請の手続き）

**第4条** 門真市は、第2条の規定により委託契約業者に協力を要請しようとするときは、次に掲げる事項を書面（様式第1号）により委託契約業者に通知するものとする。

- ㊦ 要請の内容
- ㊧ 家庭系一般廃棄物の収集・運搬の場所
- ㊨ 家庭系一般廃棄物の搬入先

14 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項の規定に関わらず、門真市は、緊急を要する場合には口頭により協力を要請することができる。この場合において、門真市は、緊急を要する事情が止んだときは、速やかに要請した内容を記載した書面を委託契約業者に交付しなければならない。

3 第1項の場合において、門真市は、委託契約業者の円滑な協力が得られるよう、委託契約業者に対し被災及び復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

（協定業務の実施）

**第5条** 委託契約業者は、門真市から前条の規定による要請があったときは、必要な人員、車両を調達し、門真市に報告するとともに、門真市の指示に従い、当該業務を実施するものとする。

2 前項の場合において、委託契約業者は次に掲げる事項を遵守するものとする。

- 1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- 2) 家庭系一般廃棄物以外の異物の混入防止に努めること。
- 3) 門真市又は第三者に損害を及ぼすことのないよう特段の注意を払うこと。

（実施の報告）

**第6条** 委託契約業者は、前条第1項の規定による業務が完了したときは、次に掲げる事項を書面（様式第2号）により門真市に報告するものとする。

1) 協定業務に従事した人員、車両及び時間

2) 協定業務における搬入先ごとの量

3) 協定業務に従事した期間

4) その他必要な事項

（事故の報告）

**第7条** 委託契約業者は、協定業務に従事した者が死亡、負傷、疾病又は障害の状態となった場合は速やかに門真市対し事故報告書（様式第3号）に

より報告するものとする。

(災害補償)

**第8条** 前条の規定により、協定業務に従事した者が、そのため死亡、負傷、疾病、又は障害の状態となったときのその者又は、その者の遺族に対する災害補償については、委託契約業者の加入する労働者災害保障保険法（昭和22年法律第50号）の補償給付によるものとする。

(費用の負担)

**第9条** 当該年度に締結している一般廃棄物収集運搬業務委託契約（以下「契約」という。）に基づく、人員、収集時間、車両台数を越えない範囲での協定業務の実施については無償とする。ただし、協定業務の遂行に関し、大幅な収集量の増や特殊機材等の調達等契約の範囲外で要した費用の負担については、門真市、委託契約業者協議の上決定するものとする。

(相互の連絡)

**第10条** 門真市及び委託契約業者は、協定業務の円滑な実施のため、それぞれの組織内に担当部署又は担当者を定め、互いにその連絡先を通知するものとする。連絡先に変更があった時も、また同様とする。

(有効期間)

**第11条** 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、門真市又は委託契約業者が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(定めのない事項等の処理)

**第12条** この協定に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、門真市委託契約業者記名押印の上各自1通を保有する。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、門真市、委託契約業者記名押印の上各自1通を保有する。

年 月 日

門真市

委託契約業者

## 11 災害発生時における福祉避難所の開設及び運営

No.	協定締結者		締結日
	甲	乙	
1	門真市	社会福祉法人 イースト・ロード福祉会	平成 27 年 6 月 3 日
2	門真市	社会福祉法人 三養福祉会	平成 27 年 6 月 3 日
3	門真市	社会福祉法人 晋栄福祉会	平成 27 年 6 月 3 日
4	門真市	社会福祉法人 スリーヴィレッジ	平成 27 年 6 月 3 日
5	門真市	社会福祉法人 諭心会	平成 27 年 6 月 3 日
6	門真市	社会福祉法人 ロータス福祉会	平成 27 年 6 月 3 日
7	門真市	社会福祉法人 門真共生福祉会	平成 31 年 3 月 28 日
8	門真市	社会福祉法人 治栄会	令和 3 年 4 月 1 日

災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書

門真市（以下「甲」という。）と社会福祉法人〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、災害救助法の適用となる大規模な災害発生時に門真市地域防災計画に基づく避難所（一時的な避難所）が開設された場合において、甲の責任で福祉避難所（二次的な避難所）の開設及び運営するにあたり、次のとおり協定を締結する。

（目的）

**第1条** この協定は、避難所での生活において特別の配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を乙の運営する福祉施設内に避難させることにより、要配慮者が日常生活に支障なく避難所生活を送ることができ、目的とする。

（管理運営）

**第2条** 乙は、福祉避難所の管理運営にあつては、次に掲げる業務を履行するものとする。

- ① 要配慮者への相談等に応じる相談員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者の日常生活上の支援
- ② 要配慮者の状況の急変等に対応できる体制の確保
- ③ 福祉避難所の管理運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求（領収書を添付すること。）

（管理運営の期間）

**第3条** 乙が開設する福祉避難所の管理運営の期間は、災害発生時に門真市地域防災計画に基づく避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（費用の支払い）

**第4条** 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に係る経費について、災害救助法等関連法令等の定めによることにより、所要の実費を負担するものとする。

2 その他必要な経費の負担については、甲、乙協議して定めるものとする。  
（開設の要請及び受諾）

**第5条** 甲は、福祉避難所の開設が必要と判断したときは、乙に対して福祉避難所の開設を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請があったときは、事態の重要性を考慮のうえ、乙の運営している施設等の状況に応じて、可能な範囲で受諾できるように努めるものとする。

（要配慮者の受入れ手続き）

**第6条** 甲は、乙に対して、次に掲げる事項を記載した書面でもって要配慮者の受入れ手続きを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- ① 要配慮者の住所、氏名、生年月日、年齢、性別、心身の状況等
- ② 要配慮者の身元引受人又は親族の住所、氏名及び連絡先等
- ③ 受入れ要請期間
- ④ その他、避難所生活を過ごすうえでの注意事項等

2 甲は、当該要配慮者を介助する者（家族又は支援者等、以下「介助者」という。）がいる場合は、必要に応じてその者を要配慮者とともに受入れ手続きを行い、乙はその者を受け入れるものとする。

（要配慮者の移転、移送）

**第7条** 福祉避難所への移転、移送は、原則として介助者が行うものとする。

乙は、可能な範囲において要配慮者の移転、移送について協力するものとする。

（指定する施設）

**第8条** 乙が運営する施設のうち、福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。また、対象施設に変更等が生じた場合又は新たに対象となる施設の追加を要する場合は、速やかに甲に報告し、別途協議の上、必要により別表を変更するものとする。  
（物資の調達）

**第9条** 甲は、第5条において福祉避難所の開設を要請し、乙が受託したときは、甲は所有する備蓄物資及び調達した物資を乙に支給するものとする。

(個人情報の保護)

**第10条** 甲、乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者又は介助者の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

**第11条** 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

**第12条** 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、次に掲げる記録を事業実施後5年間保管しなければならない。

- ① 要配慮者の氏名、滞在期間等
- ② 要配慮者に提供した食事や物資の数量、価格等
- ③ その他乙が直接支払を行ったものに要した費用

(協定の解除)

**第13条** 甲又は乙は、この協定を解除しようとするときは、3箇月前に文書で相手方へ通知しなければならない。

2 甲は、乙がこの協定に基づく目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

3 乙は、この協定に基づく目標を達成することができない状況となった際は、甲に協定解除の申し出をし、甲の承諾を得ることとする。

(協定締結期間)

**第14条** この協定の締結期間は協定締結後1年間とする。ただし、期間満了の2箇月前までに甲、乙いずれかから書面により更新しない旨の申し立て

がない限り、毎年自動更新されるものとする。

(協定の変更)

**第15条** 甲又は乙は、この協定を変更しようとするときは、甲又は乙の申出により、甲、乙協議して行うものとする。

(協議)

**第16条** この協定に定める事項及びその他業務上必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

年 月 日

(甲) 所在地

名 称

代表者職氏名

(乙) 所在地

名 称

代表者職氏名

別表（第8条関係）

福祉避難所指定施設

法人名	
代表者名	
施設名称	
所在地	
施設種別	
受入れ対象	
施設名称	
所在地	
施設種別	
受入れ対象	
施設名称	
所在地	
施設種別	
受入れ対象	

年 月 日

様

門真市長

要配慮者の受入れ要請について

災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書第6条の規定により、下記のとおり要配慮者の受入れを要請します。

記

要配慮者	
住所 ふりがな 氏名	
生年月日	年 月 日 生（ 歳）
心身の 状況等	
要配慮者の介助者（身元引受人又は親族）	
住所 氏名	連絡先
続柄・関係	
要請する期間	
その他注意事項	

## 12 災害発生時における段ボール製品の調達 (王子コンテナ株式会社大阪工場)

災害時における物資供給等の協力に関する協定

四萬市（以下「甲」という。）と王子コンテナ株式会社大阪工場（以下「乙」という。）とは、災害発生時における段ボール製品の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、四萬市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における経済的被害等に必要な物資の調達に関し、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（協力義務）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とする時は、乙に対して協力を要請することができる。

第3条 前項の規定による要請は、書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請し、後日趣やかに文書を出すものとする。

（物資の品目）

第3条 甲が乙に物資調達の協力要請する物資は、次に掲げるものの内、乙が保有又は調達できるものとする。なお、品目については、甲乙協議の上、必要に応じて適宜見直しものとする。

(1) 段ボールシート及び段ボールケース等の段ボール製品

(2) その他乙が取扱う製品

（提供の要請等）

第4条 乙は、第2条の規定による要請を受けた時は、特別な理由がない限り、その要請に基づく物資の提供を速やかに実施するとともに、その状況を甲に連絡するものとする。

第5条 乙は、自身の被災等で前2条の規定による要請に応じることが困難な場合は、その旨及び今後の見直しを甲に連絡するものとする。

（物資の引渡し）

第5条 乙は、甲の協定する場所に物資を搬送し納品するものとする。その際に、甲が協定する者をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

（経費の負担）

第5条 物資の提供に係る費用及び甲の要請に基づいて乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

第6条 前項に掲げる経費の費用は、災害時の直近の価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

第7条 乙が要した費用の支払い方法等は、甲乙協議によるものとし、甲はその支払いに責任を負うものとする。

（連絡窓口）

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならぬ。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

（協定の解除）

第8条 甲又は乙は、この協定を解除しようとするときは、3箇月前に文書で相手方に通知しなければならない。

第9条 甲は、乙がこの協定に基づく目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

第10条 甲は、この協定を解除の申出をし、甲の承諾を得ることとする。

（協定締結期間）

第9条 この協定の締結期間は協定締結後1年間とする。ただし、期間満了の2箇月前までに甲乙いずれかから書面により更新しない旨の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

（協定の変更）

第10条 甲又は乙は、この協定を変更しようとするときは、甲又は乙の申出により、甲乙協議の上、定めるものとする。

（協議）

**第11条** この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、  
甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各  
1通を保有するものとする。

平成27年8月18日

(甲) 所在地 門真市中町1番1号  
名称 門真市  
代表者職氏名 門真市長 園部 一成

(乙) 所在地 門真市三ツ島5丁目18番5号  
名称 王子コンテナナー株式会社大阪工場  
代表者職氏名 工場長 前川 丈一郎

## 13 災害時等におけるL Pガス等の供給協力（（一）大阪府L Pガス協会）

災害時等におけるL Pガス等の供給協力に関する協定書

門真市（以下「甲」という。）と一般社団法人大阪府L Pガス協会北東支部（以下「乙」という。）とは、甲の行政区域内で大規模な地震、風水害その他の原因による災害が発生し、又は災害発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に被災者の支援の円滑化を図るため、必要となるL Pガス（燃焼器を使用するために必要な設備を含む、以下「L Pガス等」という。）の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

**第1条** この協定は、災害時等に甲と乙が相互に協力し、被災者等に対して行うL Pガス等の保安確保及び供給に関する協力事項を定めることにより、被災者等への支援活動を円滑に行うことを目的とする。

（協力義務）

**第2条** 本協定による甲が乙に対して協力を要請する業務は、L Pガス等の供給及び供給に係る設備工事、甲が必要と認める物資で乙が対応可能なもの、その他L Pガス等の保安確保及び供給のために特に必要な業務とする。

（協力要請）

**第3条** 甲は、災害時等において、必要があると認めるときは、乙に対して前条に掲げる業務について協力を要請することができる。

**2** 前項の要請は、原則として災害時等L Pガス等供給要請書（様式第1）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請することとし、その後、速やかに災害時等L Pガス等供給要請書を提出するものとする。

（協力実施）

**第4条** 乙は、前条による甲の協力要請を受けたときは、やむを得ない事由がある場合を除き、権力当該要請に協力するものとする。

**3** L Pガス等の搬送は、原則として乙が行うものとし、L Pガス等の受渡場所は、甲が指定するものとし、甲は当該受渡場所へ職員を派遣し、要請したL Pガス等の引き渡し確認の上、これを受け取るものとする。

（安全点検等）

**第5条** 乙は、L Pガス等を供給するときは、L Pガス使用器具の安全点検をして供給するものとする。

（費用負担）

**第6条** 本協定業務の実施に要した費用は、甲が負担するものとし、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

（使用料の支払）

**第7条** 甲は、前条の規定により乙から費用の請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

（連絡責任者等）

**第8条** 甲乙両者は、この協定の円滑な実施を図るため、連絡責任者を定め、本協定締結後速やかに文書により相手方に報告通知するものとする。また、災害時等は、連絡調整員が必要な場合は速やかに定めるものとする。

**2** 前項の規定により報告した事項に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

**3** 甲と乙は、本協定の運用に支障を来さぬよう、連絡方法について常に点検し、改善に努めるものとする。

（協議）

**第9条** この協定の実施に関し必要な細部手続及びこの協定に定めのない事項は、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を発するものとし、甲又は乙のいずれかが文書をもって協定の終了の通知を相手方に行わない限り、その効力が継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記者押印の上、各1通を保有するものとする。

平成27年12月7日

(甲) 所在地 門真市中町1番1号  
名 称 門真市  
代表者職氏名 門真市長 關部 一成

(乙) 所在地 大東市中区内三丁目2番18号  
名 称 一般社団法人 大阪府L.P.ガス協会  
北東支部  
代表者職氏名 支部長 早川 慎信

様式第1 (第3条関係)

年 月 日

一般社団法人大阪府L.P.ガス協会  
北東支部長 様

門真市長 御

災害時等L.P.ガス等供給要請書

災害発生時におけるL.P.ガス等の供給に関する協定書前3条の規定により、下記のとおりL.P.ガス等の供給協力を要請します。

記

電話等要請日時	
要請内容	
受渡場所	
要請期間	
電話等要請市町村	部署及び担当者名
電話等応答者名	当支部及び親会社名及び担当者名
その他	

## 14 災害時における物資の自動車輸送（一）大阪府トラック協会東北支部

災害時における物資の自動車輸送に関する協定書

門真市（以下「甲」という。）と一般社団法人大阪府トラック協会東北支部（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の迅速かつ円滑な自動車輸送に関し、次のとおり協定する。

（目的）

**第1条** この協定は、門真市の区域に係る災害が発生し、もしくは発生のおそれがある場合又は他の市町村の区域に係る災害が発生し、緊急の要請を受け応援を行う場合（以下「災害時」という。）において、甲及び乙が緊密な協力のもとに食料、生活必需品、医薬品、防災資機材等の物資（以下「物資」という。）の緊急輸送体制を確保することにより、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

（協力要請）

**第2条** 甲は、災害時において物資を輸送するため乙の協力を必要とするときは、乙に対し物資の輸送を要請することができる。この場合において、乙は正当な理由がない限り、要請を拒んではならない。

（災害時の情報提供）

**第3条** 甲及び乙は、物資の輸送を円滑に行うため、その保有する災害に関する情報を相互に提供するものとする。

（職員の同乗）

**第4条** 甲は、必要があると認めるときは、乙の輸送車両に甲の職員を同乗させることができるものとし、乙は、必要があると認めるときは、甲に対し、乙の輸送車両に甲の職員の同乗を要請することができるものとする。

（報告）

**第5条** 乙は、物資の輸送業務を終了したときは、速やかに甲に報告するものとする。

（費用の負担）

**第6条** 物資の輸送のために要する費用は、甲が負担する。

**2** 前項の費用の範囲及び算定は、甲乙協議の上決定するものとする。ただし、費用の算定については、災害発生時の直前における通常の価格を基準に行うものとする。

（連絡調整）

**第7条** 甲及び乙は、災害時における物資の円滑な輸送を行うため、次に掲げる事項について連絡調整を行うものとする。

- (1) 物資の集積場所、輸送拠点、輸送すべき場所等輸送場所に関する事項
- (2) 物資の輸送に従事できる人員及び使用できる車両に関する事項

（応援体制等の整備）

**第8条** 乙は、災害時における円滑な物資の輸送が行われるように、関係団体との緊密な連絡により、広域の応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

（疑義の決定）

**第9条** この協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

**第10条** この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲、乙いずれからも申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

（補則）

**第11条** この協定に定めるもののほか、実施に必要な事項は、甲及び乙は協議のうえ実施細目により定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成28年8月22日

甲 門真市中町1番1号

門真市長 宮本 一孝

乙 大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号

大阪府トラック総会会館2F

一般社団法人大阪府トラック協会 東北支部

支部長 尾崎 唯彦

## 15 災害時における生活物資の供給許力及び施設の一時使用（株式会社コノミヤ）

災害時における生活物資の供給協力及び  
施設の一時使用に関する協定書

門真市（以下「甲」という。）と株式会社コノミヤ（以下「乙」という。）  
は、災害時における生活物資の供給協力及び施設の一時使用に関し、次のと  
おり協定する。

（趣旨）

**第1条** この協定は、門真市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第  
223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある  
場合（以下「災害時」という。）に、甲及び乙が相互に協力し、被災者に  
迅速かつ円滑に生活物資を供給できるよう必要な事項、及び乙の所有する  
施設を近隣住民の一時的な避難地として使用する場合の必要な事項を定め  
るものとする。

（生活物資等の協力の要請）

**第2条** 甲は、災害時における応急措置のため、物資を調達する必要がある  
と認めるときは、乙に対し物資の供給を物資発注書（株式会社第1）により要  
請することができる。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要  
請し、後日速やかに通知するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請があったときは、物資の供給及び輸送に対  
して可能な限り協力するものとする。

（物資の種類）

**第3条** 前条に規定する物資の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料品
- (2) 日用品
- (3) その他甲が必要とし、乙が供給可能な物資

（物資の輸送）

**第4条** 物資の輸送は、乙又は乙の指定する者が甲の指定する場所まで輸送  
するものとする。ただし、乙又は乙の指定する者による輸送が困難な場合  
は、甲又は甲の指定する者が運搬を行うものとする。

2 乙は、物資を引き渡す際に、納品書等を甲に提出し、甲は、納品書等に  
基づき数量等の確認を行うものとする。

（一時避難地の指定）

**第5条** 甲は、次に掲げる敷地を一時避難地として指定するものとする。

名称 コノミヤ門真千石東店 駐車場  
位置 門真市千石東町31番1号

（一時避難地使用の協力の要請）

**第6条** 甲は、災害時において前条に掲げる敷地を使用する必要があると認  
めるときは、乙に対し敷地の一時使用を要請することができる。

2 乙は、前項に掲げる要請があったときは、安全面に問題が生じた場合を  
除き、可能な限り協力するものとする。

3 乙は、甲の要請の有無に関わらず、乙の判断で当該敷地を一時避難地と  
して開放することができる。その場合にあっては、乙は一時避難地を開設  
した旨を甲に報告するものとする。

（使用期間）

**第7条** 前条第2項に掲げる敷地を一時避難地として使用する期間は、甲が  
乙に対して要請を行ったときから概ね3日以内の間とする。

2 前項の規定に関わらず、使用期間を延長しようとするときは、甲乙協議  
のうえ、決定するものとする。

（一時避難地の運営）

**第8条** 甲は、乙の自衛消防活動及び事業活動を阻害しない範囲において、  
避難者を誘導するものとする。

2 乙は、当該敷地内の安全確保に努めたいうで、業務に支障のない範囲で  
使用期間終了までに、甲の設置する避難場所等に誘導するものとする。

3 甲は、避難者全員の敷地外への移動を確認した後、乙に対し第6条第1  
項の要請を解除し、乙は一時避難地を閉鎖するものとする。

（訓練等）

**第9条** 甲及び乙は、この協定の効果的な運用を図るため、相互及び合同訓  
練等の実施に努めるものとする。

（費用の負担）

平成28年10月7日

**第10条** 甲は、乙が甲に供給した物資及び輸送に要する費用は、災害発生直前の価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとし、その費用については甲の負担とする。

2 一時避難地として使用する当該敷地の使用料は、無料とする。

3 乙が当該敷地を甲及び避難者に使用させたことにより発生した損害に係る費用については、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては甲が負担するものとする。

(代金の支払)

**第11条** 甲は、物資の納入を受けて乙から請求書等を受理した場合には、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を支払うものとする。

(一時避難地の変更及び廃止)

**第12条** 乙は、当該敷地の名称若しくは位置を変更し、又は一時避難地としての機能を廃止するときは、3箇月以上前にその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定により当該敷地の変更又は廃止の通知を受けたときは、その旨を可及的速やかに市民周知しなければならない。

(連絡窓口)

**第13条** 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知するものとする。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

(有効期間)

**第14条** この協定は、協定締結の日からその効力を発するものとし、甲又は乙のいずれかが文書をもって協定の終了の通知を相手方にしない限り、その効力が継続するものとする。

(協議事項)

**第15条** この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

(甲) 所在地 門真市中町1番1号  
名称 門真市  
代表者職氏名 門真市長 宮本 一孝

(乙) 所在地 大阪市鶴見区今津南一丁目5番32号  
名称 コノミヤ  
代表者職氏名 代表取締役社長 芋網 陸史

様式第1（第2条関係）

年 月 日

株式会社 コノミヤ  
様

門真市長 ㊟

災害時における生活物資の供給協力に関する物資発注書

災害時における生活物資の供給協力及び施設の一時使用に関する協定書  
第2条の規定により、下記のとおり生活物資の供給を要請します。

記

納品希望日時	
納品場所	
物資品目 及び数量	
その他	

要請担当者及び連絡先（ ）

## 16 災害時における応急復旧作業（門真市建設業協同組合）

災害時における応急復旧作業に関する協定書

門真市（以下「甲」という。）と門真市建設業協同組合（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、応急復旧作業に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

**第1条** この協定は、門真市域において、災害時に甲と乙が相互に協力して、迅速かつ適切な応急復旧作業を図ることを目的とする。

（甲の責務）

**第2条** 甲は、甲が設置する災害対策本部及び道路管理者等の連絡体制をあらかじめ乙に報告するものとする。なお、変更が生じた場合には、速やかに乙に報告するものとする。

（乙の責務）

**第3条** 乙は、本協定締結後、本協定の趣旨を乙の所属する組合員に周知するものとする。

2 乙は、組合員及び初動時の連絡先並びに建設資機材等の車種及び台数をあらかじめ甲に報告するものとする。なお、変更が生じた場合には、速やかに甲に報告するものとする。

（協力要請）

**第4条** 甲は、災害の発生により緊急に応急復旧作業を行う必要があると認める場合は、乙に対して協力を要請することができる。

2 甲は、乙に対して、次に掲げる事項を記載した書面をもって要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 被災状況及び協力を要請する理由
- (2) 応急復旧作業に必要とする建設資機材等の車種、台数及び人員
- (3) 応急復旧作業に必要とする日時、期間及び場所

(4) 現場責任者の氏名

(5) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

3 乙は、甲から協力要請があったときは、特別な事由がある場合を除き、甲の指示に従い速やかに必要な人員、車両、資機材等を確保し、作業に従事するものとする。

（協定の業務内容）

**第5条** この協定の対象とする業務内容は、次に掲げるものとする。

(1) 災害時における建築物その他の工作物等の崩壊、倒壊及び損壊等に伴う緊急的な人命救助のための障害物の除去作業

(2) 災害時における建築物その他の工作物等の崩壊、倒壊及び損壊等に伴う広域緊急交道路及び地域緊急交道路を優先した道路交通確保のための障害物の除去作業

(3) その他甲が依頼する応急復旧作業

（報告）

**第6条** 乙は、業務に従事したときは、次の事項について、速やかに文書により甲に報告しなければならない。

(1) 作業の実施内容、場所及び期間

(2) 業務に従事した人員の出勤状況、作業に要した車両、資機材の受払簿及び輸送帳簿等

(3) 諸費用等の内訳明細書

(4) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

（協定業務の契約）

**第7条** 甲の要請に基づき乙が従事した作業に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、第6条の報告の提出があったときは、速やかにその内容を精査するものとする。

3 費用の算出方法については、災害発生当時における通常の実費等を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

(災害補償)

**第8条** 作業に従事した者が、当該作業により負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、原則として従事者が属する組合員において行うものとする。

(情報提供等)

**第9条** 乙及び組合員は、諸作業中に知りえた災害等による被害情報を積極的に甲及び道路管理者に提供するとともに、必要に応じて技術的助言に協力するものとする。

(協定の変更・解除)

**第10条** 甲又は乙は、この協定を変更又は解除しようとするときは、甲又は乙の申出により、甲、乙協議して行うものとする。

(協定締結期間)

**第11条** この協定の締結期間は協定締結後1年間とする。ただし、期間満了の2箇月前までに甲、乙いずれかから書面により更新しない旨の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(協議)

**第12条** この協定に定める事項及びその他業務上必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成28年12月19日

(甲) 所在地名	門真市中町1番1号 門真市
代表者職氏名	門真市長 宮本 一孝
(乙) 所在地名	門真市舟田町34番13号(事務局) 門真市建設業協同組合
代表者職氏名	理事長 今岡 認

## 17 災害時における生活物資の供給等の協力（株式会社アカカベ）

災害時における生活物資の供給等の協力に関する協定書

門真市（以下「甲」という。）と株式会社アカカベ（以下「乙」という。）は、災害時における生活物資の供給等の協力に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

**第1条** この協定は、門真市域で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲及び乙が相互に協力し、被災者に迅速かつ円滑に生活物資を供給及び輸送できるよう必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

**第2条** 甲は、災害時における応急措置のため、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し物資の供給を物資発注書（様式第1）により要請することができる。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、後日速やかに通知するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請があったときは、物資の供給及び輸送に対して可能な限り協力するものとする。

（物資の供給等）

**第3条** 物資の供給等については、甲及び乙が協議の上、物資の品目、数量、及び納品場所等を定めるものとする。

（物資の輸送）

**第4条** 物資の輸送は、乙又は乙の指定する者が甲の指定する場所まで輸送するものとする。

2 乙は、物資を引き渡す際に、納品書等を甲に提出し、甲は、納品書等に基づき数量等の確認を行うものとする。

（費用の負担）

**第5条** 物資の供給に要する費用は、甲が負担し、物資の運搬に要する費用は、乙が負担するものとする。

2 物資の価格は、災害発生直前の価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（代金の支払）

**第6条** 甲は、物資の納入を受けて乙から請求書等を受理した場合には、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を支払うものとする。

（連絡窓口）

**第7条** この協定の円滑な運用に資するため、甲及び乙は連絡窓口を定め、相手方に通知するものとする。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

（情報交換）

**第8条** この協定の運用が円滑に行われるよう、適宜甲及び乙が相互に情報交換するとともに、必要に応じ資料の提供を行うものとする。

（協定期間）

**第9条** この協定は、協定締結の日からその効力を発するものとし、甲又は乙がいずれかが文書をもって協定の終了の通知を相手方に行わない限り、その効力が継続するものとする。

（協議事項）

**第10条** この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年1月12日

（甲）所在地 門真市中町1番1号  
名称 門真市

代表者職氏名 門真市長 宮本 一孝

（乙）所在地 大東市明美の里町1番71号  
名称 株式会社 アカカベ

代表者職氏名 代表取締役社長 皆川 友範

様式第1（第2条関係）

年 月 日

株式会社 アカカベ

様

門真市長

印

災害時における生活物資の供給等の協力に関する物資発注書

災害時における生活物資の供給等の協力に関する協定書第2条の規定により、  
下記のとおり生活物資の供給等を要請します。

記

納品希望日時	
納品場所	
物資品目 及び数量	
その他	

要請担当者及び連絡先（ ）

## 18 災害時における施設の一時使用（学校法人大阪国際学園）

災害時における施設の一時使用に関する協定書

門真市（以下「甲」という。）と学校法人大阪国際学園（以下「乙」という。）は、災害時における施設の一時使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

**第1条** この協定は、門真市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、乙の所有する施設の一部を乙の設置する学校の運営に支障のない範囲で、甲の一時的な避難地として使用する場合は必要な事項を定めるものとする。

（一時避難地の指定）

**第2条** 甲は、次に掲げる施設を一時避難地として指定するものとする。

名称	学校法人大阪国際学園
位置	大阪国際大学守口キャンパス 奥田メモリアルホール 守口市藤田町6丁目21番57号

但し、被災の状況等により、学内の他の場所に変更することがある。

（一時避難地として使用できる施設の周知）

**第3条** 甲及び乙は、前条に掲げる施設を一時避難地として使用することを甲の地域住民に周知するため、必要な措置を講ずるものとする。

（一時避難地使用の協力の要請）

**第4条** 甲は、災害時において第2条に掲げる施設を使用する必要があると認めるときは、乙に対し施設の一時使用を要請することができる。

2 乙は、前項に掲げる要請があったときは、施設の安全面に問題が生じた場合を除き、可能な限り協力するものとする。

3 乙は、甲の要請の有無に関わらず、乙の判断で当該施設を一時避難地として開放することができる。その場合にあつては、乙は一時避難地を開設した旨を甲に報告するものとする。

（使用期間）

**第5条** 第2条に掲げる施設を一時避難地として使用する期間は、甲が乙に

対して要請を行ったときから概ね3日以内の間とする。  
2 前項の規定に関わらず、使用期間を延長しようとするときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（一時避難地の管理運営）

**第6条** 甲は、乙の自衛消防活動及び事業活動を阻害しない範囲において、甲の避難者を誘導するものとし、甲の責任において一時避難地の管理運営を行う。

2 乙は、当該施設内の安全確保に努めたるうえで、乙の運営に支障のない範囲で、甲の一時避難地の管理運営に協力するものとする。

3 甲は、甲の避難者全員の施設外への移動を確認した後、乙に対し第4条第1項の要請を解除し、乙は一時避難地を閉鎖するものとする。  
（費用の負担）

**第7条** 一時避難地として使用する当該施設の使用料は、無料とする。

2 甲は、乙に対し、一時避難地の管理運営に係る経費について、災害救助法等関係法令等の定めによることにより、所要の実費を負担するものとする。  
（事故等の責任）

**第8条** 乙が当該施設を甲及び甲の避難者に使用させたことにより発生した損害に係る費用については、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては甲が負担するものとする。  
（必要な情報の提供）

**第9条** 乙は、次の各号に掲げるいずれかにか該当する場合は、遅滞なくその旨を甲に報告するものとする。

(1) 第2条に掲げる施設に係る工事等で、当該施設が一時的に使用できなくなる場合

(2) 名称若しくは位置の変更

(3) その他一時避難地として使用させることができなくなった場合

2 甲は、前号の規定により通知を受けたときは、その旨を可及的速やかに市民周知しなければならない。

（個人情報保護）

**第10条** 甲及び乙は、一時避難地の管理運営に当たり業務上知り得た避難者

の固有の情報を漏らしてはいけない。

(連絡窓口)

**第11条** 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知するものとする。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

(平時からの取組)

**第12条** 甲及び乙は、災害時に備え、連絡を密にするなど、平時から相互協力体制を整備するものとする。

2 甲及び乙は、この協定の効果的な運用を図るため、乙の事業の運営に支障のない範囲で相互及び合同訓練等の実施に努めるものとする。

(有効期間)

**第13条** この協定は、協定締結の日からその効力を発するものとし、甲又は乙のいずれかが文書をもって協定の終了の通知を相手方にしない限り、その効力が継続するものとする。

(協議事項)

**第14条** この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年6月1日

(甲) 所在地 門真市中町1番1号  
名称 門真市  
代表者職氏名 門真市長 宮本 一孝

(乙) 所在地 守口市藤田町6丁目21番57号  
名称 学校法人大阪国際学園  
代表者職氏名 理事長 奥田 吾朗

## 19 災害時における宿泊避難所の開設及び運営（株式会社門真パブリックホテル）

災害時における宿泊施設避難所の開設及び運営に関する協定書

門真市（以下「甲」という。）と株式会社門真パブリックホテル（以下「乙」という。）は地震・風水害等、大規模災害が発生（以下「災害等」という。）した場合、甲の責任で宿泊施設避難所の開設及び運営するにあたり、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害等が発生した場合、高齢者、障がい者等、特段の配慮が必要な者（以下「要配慮者等」という。）及びその者を介護、介助する者の避難所を、甲が速やかに開設するため、乙が甲に対する協力に關し、必要な事項を定めるものとする

2 この協定で「要配慮者等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 高齢者（65歳以上の者をいう。）のうち、介護保険法（平成9年法律第123号）第19条に規定する要介護認定又は要支援認定を受けており、避難所生活において特に配慮が必要な者
- (2) 障がい者（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）のうち避難所生活において特に配慮が必要な者
- (3) 難病患者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条に該当する者）のうち避難所生活において特に配慮が必要な者
- (4) 妊産婦及び乳幼児で、避難生活において 特に配慮が必要な者
- (5) 前各号に掲げる者のうち、甲が介護、介助の配慮が特に必要と認める者の家族又は介護、介助者

（開設の要請及び受諾）

第2条 甲は、災害等発生時において、要配慮者等の宿泊施設避難所開設について、乙に対し協力を要請することができる。

2 甲の要請方法は、乙に対し次に掲げる事項を記載し、協力要請書（様式第1号）の書面をもって受入れ手続きを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はメール等により要請し、事後速やかに要請書を送付するものとする。

- (1) 要請を行った者の部署・職・氏名

(2) 要請理由

(3) 必要部屋数

(4) 要配慮者等の受入れ数

(5) 要配慮者等名簿（住所、氏名、生年月日、年齢、性別、心身の状況及び連絡先）

(6) その他必要な事項

3 甲は、当該要配慮者等を介護、介助する者がいる場合は、必要に応じてその者を要配慮者等とともに受入れ手続きを行い、乙はその者を受け入れられるものとする。ただし、介護、介助する者がいない場合は、甲乙協議を実施し、受入れの可否について決定するものとする。

4 乙は、前項の規定により要請があったときは、事態の重要性を考慮の上乙の運営している施設の状況に応じて、可能な範囲で受諾できるような努めるものとする。

（要請する業務の範囲）

第3条 前条の規定による要請に基づき、乙が協力する業務の範囲は、概ね次に掲げるものとする。ただし、これにより難い場合は、甲乙協議の上別途定めるものとする。

- (1) 宿泊場所の提供
- (2) 前号の業務を実施するにあたっての宿泊室の確保
- (3) その他必要とする事項

2 避難者に対する健康状態のモニタリング、体調管理、及び発熱や咳の症状が出た者への対応等は、甲が当該宿泊施設避難所へ市職員等を派遣し、対応するものとする。ただし、これにより難い場合は甲乙協議の上別途定めるものとする。

（受諾報告）

第4条 乙は、甲から第2条の規定による要請事項を受諾した場合は、甲に対し次に掲げる事項を記載し、要請受諾報告書（様式第2号）により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、又はメール等により報告し、事後速やかに報告書を提出するものとする。

- (1) 提供部屋数
- (2) 要配慮者等の受入れ数
- (3) 入浴の提供内容
- (4) その他必要な事項

くは継承させ又はその権利を担保に供してはならない。

(連絡調整体制の整備)

第12条 甲及び乙は、災害等発生時において、円滑な協力体制が図られるよう平常から受入に関する連絡調整体制の構築に努めるものとする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義や変更が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(協定の有効期間)

第14条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、期限を1年とする。

上記協定書を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年9月11日

(甲) 所在地 門真市中町1番1号  
門真市  
代表者職氏名 宮本 一孝

(乙) 所在地 門真市新橋町2番8号  
株式会社門真パブリックホテル  
代表取締役社長 松川 壽夫

(受入れ期間)

第5条 宿泊施設避難所への受入れ期間は、原則として第2条に基づく開設から7日以内とする。また、要配慮者等の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙に対して宿泊施設避難所利用延長申請書(様式第3号)により、期間の延長を申請するものとする。ただし、これにより難しい場合は甲乙協議の上別途定めるものとする。

(備蓄物資の支給)

第6条 甲は、第2条において宿泊施設避難所の開設を要請し、乙が受諾したときは、甲が所有する備蓄物資を乙に支給する。

(受入実績の報告)

第7条 乙は、受入れが完了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した受入実績報告書(様式第4号)を甲に提出するものとする。

- (1) 要配慮者等の住所、氏名、生年月日、年齢、性別、部屋番号
- (2) 宿泊期間
- (3) 宿泊延長期間
- (4) その他、特記事項

(経費)

第8条 第3条の規定により乙が要した経費は、全て甲が負担するものとする。ただし、必要な経費が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(経費の支払い)

第9条 甲は、前条の規定により乙から経費の支払請求があった場合は、請求書を收受した日からおおよそ30日以内に支払うものとする。

(個人情報の保護)

第10条 甲及び乙は、宿泊施設避難所の管理運営にあたり業務上知り得た要配慮者等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第11条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若し

## 20 災害時におけるレンタル資機材の提供（西尾レントオール株式会社）

### 災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書

門真市（以下「甲」という。）と西尾レントオール株式会社（以下「乙」という。）とは、地震・風水害等（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲の要請に基づき乙が取り扱うレンタル資機材の提供（以下「資機材提供」という。）について、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、甲の区域内で災害が発生した場合において、市民の生命、身体及び財産の安定並びに生活を確保するため、甲が乙の協力を得て迅速に災害応急対策を実施することができるよう、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的に資機材提供の実施に関し、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

#### （対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害（以下「対象災害」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第1項の規定により本市災害対策本部が設置された災害
- (2) 前号に掲げるもののほか、同号に規定する災害と同程度の緊急性を有する災害であつて、人命及び住家等に被害を及ぼし又は市民の日常生活に著しい支障を及ぼすおそれがあるものとして、甲において、乙による資機材提供の実施が必要であると認められるもの

#### （資機材提供の内容）

第3条 この協定に基づく資機材提供の内容は、次のとおりとする。

- (1) 乙が取り扱う資機材のレンタルに関すること
- (2) 前号の資機材の運搬、設置及び撤去に関すること
- (3) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

#### （資機材提供の要請）

第4条 甲は、対象災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、資機材提供が実施される必要があると認めるときは、乙に対し、資機材提供要請書（別記様式第1号）により、資機材提供の実施の要請を行うものとする。

ただし、当該要請書により要請する時間がないときは、口頭で次に掲げる事項を通知することにより当該要請を行うことができる。その際には、後日当該要請の内容に基づき資機材提供要請書（別記様式第1号）を作成し、甲は乙に提供するものとする。

- (1) 災害が発生した日時
- (2) 災害の状況及び資機材提供を必要とする理由
- (3) 必要とする資機材の名称及び数量
- (4) 資機材を必要とする場所
- (5) 必要とする活動内容の概要
- (6) 前各号に掲げるもののほか、資機材提供に必要な事項

#### （費用の負担）

第5条 資機材提供の実施に要した次の各号に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 資機材のレンタル料
- (2) 資機材の運搬、設置及び撤去に要した費用
- (3) 前2号に掲げるもののほか、資機材提供の実施に要した費用

2 前項の費用の算定については、災害発生時の価格を基準とし、その他必要な事項は甲、乙協議の上定めるものとする。

#### （報告）

第6条 乙は、資機材提供を実施したときは、遅滞なく資機材提供報告書（別記様式第2号）を甲に提出するものとする。

- (1) 災害の名称
- (2) 提供した資機材及びその数量
- (3) 資機材提供の場所
- (4) 従事した従業員数
- (5) 資機材提供の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、資機材提供に関する事項

#### （防災訓練等への参加）

第7条 乙は、甲の要請に基づき、甲が指定する防災訓練等に参加することができる。

#### （連絡体制）

第8条 甲及び乙は、あらかじめ資機材提供に係る連絡担当者を定め、相互

に連絡体制を確認するものとし、当該担当者に変更が生じたときは、相手方に対して速やかにその旨を連絡するものとする。

(協定の効力)

第9条 この協定の効力は、この協定の締結の日から生じるものとし、甲又は乙が書面をもってこの協定の終了を相手方に通知しない限り、継続するものとする。

(規定外事項)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲、乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上、各自その1通を保有する。

令和3年 月 日

(甲) 所在地 門真市中町1番1号  
名称 門真市役所  
代表者職氏名 宮本 一孝

(乙) 所在地 大阪市中央区南船場  
2丁目5番8号  
名称 長堀コミュニケーションビル4階  
西尾レントオール株式会社  
代表者職氏名 取締役関西支店長 橋本 宏治

## 21 災害時におけるレンタル資機材の提供（日立建機日本株式会社 関西支社 近畿中央支店 大阪東営業所）

### 災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書

門真市（以下「甲」という。）と日立建機日本株式会社 関西支社 近畿中央支店 大阪東営業所（以下「乙」という。）とは、地震・風水害等（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲の要請に基づき乙が取り扱うレンタル資機材の提供（以下「資機材提供」という。）について、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、甲の区域内で災害が発生した場合において、市民の生命、身体及び財産の安定並びに生活を確保するため、甲が乙の協力を得て迅速に災害応急対策を実施することができるよう、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的に資機材提供の実施に関し、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

#### （対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害（以下「対象災害」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第1項の規定により本市災害対策本部が設置された災害
- (2) 前号に掲げるもののほか、同号に規定する災害と同程度の緊急性を有する災害であって、人命及び住家等に被害を及ぼし又は市民の日常生活に著しい支障を及ぼすおそれがあるものとして、甲において、乙による資機材提供の実施が必要であると認められるもの

#### （資機材提供の内容）

第3条 この協定に基づく資機材提供の内容は、次のとおりとする。

- (1) 乙が取り扱う資機材のレンタルに関すること
- (2) 前号の資機材の乙による運搬、設置及び撤去に関すること
- (3) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

#### （資機材提供の要請）

第4条 甲は、対象災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、資機材提供が実施される必要があると認めるときは、乙に対し、資機材提供要請書（別記様式第1号）により、資機材提供の実施の要請を行うものとする。

ただし、緊急を要する場合には電話またはメール等により次に掲げる事項を通知することにより要請し、後日速やかに資機材提供要請書（別記様式第1号）を提供するものとする。

- (1) 災害が発生した日時
- (2) 災害の状況及び資機材提供を必要とする理由
- (3) 必要とする資機材の名称及び数量

#### (4) 資機材提供場所

(5) 必要とする活動内容の概要

- (6) 前各号に掲げるもののほか、資機材提供に必要な事項
- 2 乙は前項の資機材提供要請に基づき、資機材提供を実施する。なお、資機材の積み込み・搬入・荷降ろしについて、乙が行うものとする。

#### （費用の負担）

第5条 資機材提供の実施に要した次の各号に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 資機材のレンタル料
- (2) 資機材の運搬、荷降ろし、設置及び撤去に要した費用
- (3) 前2号に掲げるもののほか、資機材提供の実施に要した費用
- 2 前項の費用の算定については、災害発生時の価格を基準とし、その他必要な事項は甲、乙協議の上定めるものとする。

#### （報告）

第6条 乙は、資機材提供を実施したときは、遅滞なく資機材提供報告書（別記様式第2号）を甲に提出するものとする。

- (1) 提供した資機材及びその数量
- (2) 資機材提供場所
- (3) 資機材提供期間
- (4) 前各号に掲げるもののほか、資機材提供に関する事項

#### （防災訓練等への参加）

第7条 乙は、甲の要請に基づき、甲が指定する防災訓練等に参加することができる。

#### （連絡体制）

第8条 甲及び乙は、あらかじめ資機材提供に係る連絡担当者を含め、相互に連絡体制を確立するものとし、当該担当者に変更が生じたときは、相手方に対して速やかにその旨を連絡するものとする。

#### （履行義務の免除）

第9条 乙が被災した場合、甲乙協議の上、被害の程度に応じて履行義務の一部又は全部を免除することができるものとする。

#### （反社会的勢力の排除）

第10条 反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。

2 甲又は乙が、個人であると団体であるとを問わず、次の各号のいずれかに該当する場合は、その者を反社会的勢力であるとみなす。

- (1) 甲若しくは乙、又はこれらの代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が

6 第4項の契約の解除により相手方に原状回復請求権が生じる場合には、解除を行った者は、相手方に対し利益を与えない範囲で原状回復の義務を負う。解除された者が、解除を行った者に原状回復を請求するにあたっては、当該請求には利益が含まれていないことを、合理的に証明しなければならぬ。

7 甲及び乙は、第4項各号に該当したことにより、相手方から同項及び前2項の措置を受けても、一切の異議を述べないことを確約する。

8 甲及び乙は、自己又は履行補助者が、契約の履行に関連して、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合には、これを拒否し、又は履行補助者を拒否させるとともに、すみやかに当該事実を相手方に報告し、相手方による検査機関への通報に必要な協力を行わなければならない。

#### (贈賄等防止)

第11条 甲及び乙（法人格の有無を問わず、実質的に支配する組織及び個人を含む。以下同じ。）は、業務を獲得若しくは保持し、不当な利益を確保し、又は公務に影響を与える目的で、公務員（国の内外を問わず、政府又は地方公共団体の公務に従事する者、公的機関に従事する者、公的な企業に従事する者、国際機関の公務に従事する者、政党、政党组织員、公務員の候補者、及びその他権限の委任を受けてこれらの事務に従事する者をいう。以下同じ。）に対して、金銭その他の利益の申し出、供与、約束又はその承認を行わない。

2 甲及び乙は、第三者を通じて、業務を獲得若しくは保持し、不当な利益を確保し、又は公務に影響を与える目的で、対価が公務員に申し出、供与、又は約束されることを知りながら、当該第三者に対して、金銭その他の利益の申し出、供与、約束又はその承認を行わない。

3 甲及び乙は、相手方が支払った対価について、各国及び各地域の贈収賄防止法を含む法令に違反する目的で使用しない。

4 甲及び乙は、各国及び各地域の贈収賄防止法を含む法令に違反する行為を行わない。

5 甲又は乙が前4項のいずれかに反した場合には、相手方は何らの催告を要しないで、契約の全部又は一部を解除することができる。

6 甲又は乙が前項の規定により契約の全部又は一部を解除した場合には、相手方に損害が生じても、解除を行った者はこれを賠償することを一切要せず、また、当該解除により解除を行った者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとする。

#### (協定の効力)

第12条 この協定の効力は、この協定の締結の日から生じるものとし、甲又は乙が書面をもってこの協定の終了を相手方に通知しない限り、継続するものとする。

#### (規定外事項)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲、乙協議の上決定するものとする。

反社会的勢力に該当する場合、又は該当していた場合。

(2) 甲若しくは乙、又はこれらの代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が自己又は第三者の利益を図る目的をもってするなど反社会的勢力を不当に利用した場合。

(3) 甲若しくは乙、又はこれらの代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が反社会的勢力へ資金や便宜（株式、新株予約権、社債の優先的な割当て又は繰上引受契約を含む。）を提供するなど利益供与をした場合。

(4) 甲若しくは乙、又はこれらの代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が反社会的勢力と密接に交際するなど社会的に非難されるべき関係がある場合。

(5) 甲若しくは乙、又はこれらの代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が暴力的ないし威迫的な犯罪行為を行ったとして公に認識され、若しくは報道その他により一般に認識された者である場合、又はこの者とかかわり、つながりのある者である場合。

3 甲及び乙は、現時点及び将来にわたって、自らが前項の各号のいずれにも該当しないことを表明し確約する。

4 甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当した場合には、相手方は何らの催告を要しないで、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 前項の表明、確約に違反することが判明した場合。

(2) 反社会的勢力に該当するに至った場合。

(3) 契約の履行のために契約する者または使用する者（累次の再請負人の他、生産材料（無体物を含む。）及び設備並びに機材等の仕入先又は提供者等を含む、また、個人が法人かかわらず、数次の取引先など第三者を介して用いる者を含む。以下「履行補助者」という。）が反社会的勢力に該当することが判明した場合。ただし、当該履行補助者が反社会的勢力であることについて、当該履行補助者と契約又は使用した者が善意であり且つ重大な過失がなく、その判明後当該契約者若しくは使用者又はその累次の注文者が直ちにかかる状況を排除する措置をとった場合を除く。

(4) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対して、自身が反社会的勢力である旨を伝え、又は自己の関係者が反社会的勢力である旨を伝えた場合。

(5) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対して、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辭を用いた場合。

(6) 自ら又は第三者を利用して、風説を流布し、偽計又は威力を用いて、相手方の名誉や信用等を毀損し、又は毀損するおそれのある行為をした場合。

(7) 自ら又は第三者を利用して、風説を流布し、偽計又は威力を用いて、相手方の業務を妨害し、又は妨害するおそれのある行為をした場合。

(8) 自ら又は第三者を利用して、明らかに法的な責任を超えた不当な要求行為をした場合。

(9) 第4号から前号に準ずる行為をした場合。

5 甲又は乙が前項の規定により契約の全部又は一部を解除した場合には、相手方に損害が生じても解除を行った者はこれを一切賠償することを要せず、また、当該解除により解除を行った者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上、各自その1通を保有する。

令和4年3月23日

(甲) 所在地 門真市中町1番1号  
名称 門真市  
代表者職氏名 門真市長 宮本 一孝

(乙) 所在地 大阪府大東市新田北町5番25号  
名称 日立建機日本株式会社 関西支社  
近畿中央支店 大阪東営業所  
代表者職氏名 営業所長 川上 明

## 22 災害時における無人航空機による協力（飯尾電設株式会社）

災害時における無人航空機による協力に関する協定書

門真市（以下「甲」という。）と飯尾電設株式会社（以下「乙」という。）は、地震・風水害等（以下「災害」という。）が発生した場合、甲の要請に基づき、乙が所有する無人航空機による、甲の区域内における被災状況の撮影協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の区域内で災害が発生した場合において、市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合、無人航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。）による協力の要請に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請の内容）

第2条 協力要請の内容は、無人航空機を活用して、甲の区域内における被災状況の情報収集を行うこと（以下「協力活動」という。）とする。

（協力活動の要請手続）

第3条 甲は、災害発生時において必要があると認めるときは、乙に対して協力活動を要請し、乙は、可能な範囲で協力要請に応じるものとする。

2 甲の前項の要請は、協力活動要請書（様式第1号）の提出により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。

3 甲は、前項の要請について、重要な変更が生じたときは、その都度、乙に連絡するものとし、協力の必要がなくなったときは、速やかに乙に連絡するものとする。

（協力活動等の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により甲から協力の要請を受けたときは、やむを得ない事由がある場合を除き、速やかに甲の指定する場所に無人航空機及び操縦士等を派遣する。

2 乙は、甲の指揮監督に従い、協力活動を実施する。

3 乙は、航空法、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守の上、二次災害の防止に努める。

4 乙は、協力活動に当たり事故があった時は、口頭若しくは文書で速やかに甲に報告するものとする。

（活動報告等）

第5条 乙は、協力活動が完了した場合、協力活動等完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

2 災害時におけるこの協力活動により撮影した成果品の所有権は、前項の規定による報告の際に甲に帰属する。

（著作権の譲渡）

第6条 乙は、甲に対し前条第2項の成果品に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第17条第1項に規定する著作権をいう。）を譲渡する。

2 前項の著作権は、前条第1項の規定による報告の際に乙から甲に移転するものとする。

3 乙は、甲又は甲が指定する第三者に対し、著作者人格権（著作権法第17条第1項に規定する著作者人格権をいう。）を行使しないものとする。

（費用の負担）

第7条 協力活動に要した経費は全て乙の負担とする。

（損害補償）

第8条 協力活動に伴い乙が生じた損害（第三者に対する損害を含む。）の補償の取扱は、次のとおりとする。

(1) 乙の協力活動中に乙が、自ら被り、又は第三者に与えた損害については、乙が補償する。ただし、明らかに甲の責めに帰する原因により乙が協力活動中に死亡もしくは負傷し、又は協力活動に起因した疾病により死亡し、もしくは障害の状態となった場合は、甲が必要と認める範囲でその障害を補償する。

(2) 乙が出勤時の往復途上における交通事故等により、自ら被り、又は第三者に与えた損害については、乙が補償する。

(3) 乙は、協力活動にあたり、必要な損害賠償保険等に加入している無人航空機を使用するものとする。

(4) 乙の保有する無人航空機が協力活動中に破損、紛失した等の損害が生じた場合、乙の加入する機体保険等により対応することとする。ただし、当該無人航空機について機体保険等に加入していないことについてやむを得ない事情があると認められ、かつ、損害の生じた原因が甲の故意又は重大な過失によるものであることが明らかである場合は、この限りではない。  
(連絡先等の報告)

第9条 甲及び乙は、あらかじめ連絡担当者を定め、相互に連絡体制を確認するものとし、当該担当者に変更が生じたときは、相手方に対して速やかにそ

の旨を連絡するものとする。

(訓練の参加)

第10条 乙は、この協定による協力活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練に必要に応じて参加するものとする。

(個人情報の保護)

第11条 甲乙両者は、この協定の実施にあたり、個人情報の保護に配慮する。

(秘密の保持)

第12条 乙は、本協定に関して知り得た、甲の業務上の秘密及びデータを外部に漏らしてはならない。本協定が終了した後においても同様とする。

(協定の効力)

第13条 この協定の効力は、この協定の締結の日から生じるものとし、甲又は乙が書面をもってこの協定の終了を相手方に通知しない限り、継続するものとする。

(規定外事項)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲、乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上、各自その1通を保有する。

令和4年7月11日

(甲) 所在地 門真市中町1番1号  
名称 門真市  
代表者職氏名 宮本 一孝

(乙) 所在地 大阪市鶴見区横堤4丁目5番5号  
名称 飯尾電設株式会社  
代表者職氏名 代表取締役社長 飯尾 誠司

## 23 災害時等における燃料供給等（門真親油会）

### 災害時等における燃料供給等に関する協定書

門真市（以下「甲」という。）と門真親油会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、門真市内に災害（地震、風水害および大規模な火災等）が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）において、市民等の生命、財産を守る責務を果たすため、甲と乙が協力し、災害時等の燃料等の優先供給及び運搬を円滑に行うことを目的とする。

#### （協力）

第2条 甲は、災害時等において、甲の指定する施設・車両等のうち特に必要であると認められた時は、乙に対し、燃料等の供給及び運搬協力を要請するものとする。

2 甲は、乙に燃料等の供給及び運搬を要請する場合は、文書（様式第1号）をもって行うものとするが、文書をもって要請する時間がないときは、口頭で要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

3 乙は、甲からの燃料等の供給の要請があったときは、可能な範囲で燃料等の優先供給に努めるものとする。

4 甲の指定する施設・車両等とは次の各号をいう。

- (1) 災害応急対策を行うために必要な行政機関の施設・車両等
- (2) 災害拠点病院など医療・福祉関係施設のうち特に緊急度の高いもの
- (3) ライフラインの維持に重要な施設・車両等
- (4) 市内に設置された避難所
- (5) その他、市民等の生命と財産を守るために特に必要な重要施設等

#### （燃料の種類）

第3条 甲が乙に優先供給を要請する燃料は、重油、軽油、ガソリン、灯油とする。

2 その他緊急に必要なものについても、乙は支障のない範囲で、優先供給に努めるものとする。

#### （費用負担）

第4条 甲は、第2条によるこの供給及び納入した燃料等の代金を負担するものとする。軽油、ガソリン、灯油については、燃料供給開始後最初に発表される資源エネルギー庁の供給所小売価格調査の大阪府の価格を基準とし、重油については

同じく産業用価格の大阪府の価格を基準とする。

2 前項の価格と燃料供給時の価格に著しく差がある場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

#### （協力体制の整備）

第5条 甲及び乙は、災害時等における協力体制を円滑に行うため、相互の防災対策の整備状況等について、必要に応じて情報の交換を行う。

#### （補償）

第6条 乙は、この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

#### （協定の有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の前3カ月の間に甲乙いずれからも特段の申出がないときは、有効期間満了の日の翌日から1年間本協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。

#### （協議）

第8条 本協定に定めのない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和4年12月22日

甲	門真市中町1番1号 門真市長 宮本 一 孝
乙	門真市大橋町23番13号 門真親油会 会長 今西 武 治

## 24 災害時等における支援協力（三井不動産）

### 災害時における支援協力に関する協定書

門真市（以下「甲」という。）と三井不動産株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関して、大阪府門真市松生町1番11号において乙が所管する「三井ショッピングセンターららぽーと門真・三井アウトレットパーク 大阪門真」（以下「当該施設」という。）を対象とした協定（以下「本協定」という。）を次のとおり締結する。

#### （目的）

第1条 本協定は、門真市内において、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）時において、甲が乙の協力を得て被災者に対し、適正かつ円滑に支援活動を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

#### （支援協力の内容）

第2条 甲は、乙に対し、次の各号に掲げる事項の全部又は一部について支援協力を要請することができる。

- (1) 甲が災害時の対応が必要と認める場合かつ乙による安全の確認が取れた場合に、乙の指定する場所を一時避難場所及び洪水時避難施設として甲が無償で提供すること。
- (2) 一時避難場所および洪水時避難場所として乙が提供する場所で甲が行う支援活動は、甲の管理下にて行うこととする。
- (3) 乙は、災害発生後乙による安全の確認が取れた場合に、施設内に滞在している者に対し、当該施設内フードコートを一時的避難場所として提供すること。
- (4) 甲と当該施設店舗（以下「店舗」という。）が災害時における物資協定を締結することに向けて協力をすること。

#### （支援協力要請の手続）

第3条 甲は、前条第1号に掲げる支援協力を要請する場合は、乙に対し、次の各号に掲げる事項を記載した要請書（第1号様式）により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等により要請するとともに、後日要請書を提出するものとする。

#### （1）支援協力要請する理由

#### （2）活動内容

#### （3）実施期間

#### （4）実施場所

#### （5）前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 乙は、前項の規定による支援協力の要請を受けたときは、可能な範囲内で支援協力を行うものとし、乙が罹災する等の特別な理由により支援協力をできない場合は、その旨を甲へ通知するものとする。

#### （連絡窓口）

第4条 第2条に掲げる支援協力を円滑に実施するため、甲乙間の連絡は原則として別紙「災害時における連絡体制」に記載されている連絡先を窓口として行うものとする。甲及び乙は連絡先に変更があった場合、速やかに相手方に通知する。

#### （事故等に係る責任）

第5条 乙は、第2条第1号に掲げる支援協力として乙の指定する場所を使用した際に発生した事故等に対する一切の責任を負わない。乙と一時避難場所利用者の間に紛争が発生した場合には、甲が主体となり紛争解決にあたる。

#### （費用負担）

第6条 乙は、第2条各号に掲げる支援協力として使用する際の施設等は、無償で提供するものとする。

#### （報告）

第7条 甲は、第2条第1号に掲げる支援協力が完了したときは、文書により速やかに乙に報告するものとする。

#### （災害時の情報共有）

第8条 甲及び乙は、第3条の規定による支援協力実施期間中に得た情報を相互に提供し合い、情報の共有化に努めるものとする。なお、乙は、甲が関係行政機関に対し防災に関する必要な情報提供を行うことに同意するものとする。

#### （守秘義務）

第9条 乙は、第2条に掲げる支援協力実施中に知り得た個人情報、甲以外の者に知らせてはならない。

#### （訓練）

第10条 乙は、甲から要請があったときは、可能な範囲内で甲が実施する訓練に参加するものとする。

#### （協定期間）

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の3カ月前までに甲及び乙のいずれからも何らの申出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

#### （協議）

第12条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年1月17日

(甲) 門真市中町1番1号

門真市長

宮本 一孝

(乙) 東京都中央区日本橋室町3丁目2番1号

三井不動産株式会社 商業施設本部

リージョナル事業部長 肥田 雅和

## 25 災害時における行政告知放送の再送信（ジェイコムウエスト北河内局）

災害時における行政告知放送の再送信に関する協定書

門真市（以下「甲」という。）と株式会社ジェイコムウエスト北河内局（以下「乙」という。）とは、地震・風水害等（以下「災害」という。）が発生し、甲が防災行政用無線により市民向けに実施している行政告知放送を乙の設備を利用し再送信を行うことに関して合意したので本協定書を締結する。

（再送信の同意）

第1条 甲及び乙は、防災行政用無線により市民向けに実施している行政告知放送を乙の設備（第6条に定義する）を利用し、乙の緊急地震速報サービスに加入している者に貸与している専用端末を通して、再送信を行うことに同意する。

2 乙は、甲が提供する行政告知放送の内容について、変更を加えないものとす。

（有効期限）

第2条 本協定書の有効期間は、令和5年2月10日から令和6年2月9日までとする。ただし、甲・乙双方から期間満了1ヶ月前までに書面による申し出がない場合は、有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（提供エリア）

第3条 本協定書で合意した再送信の提供エリアは、門真市域の乙が運営するサービス提供エリアとする。これ以外の地域に関しては再送信を行わないものとする。

（費用）

第4条 本協定書による再送信の情報提供の対価は無償とする。

2 乙は、再送信を行うにあたり、乙の緊急地震速報サービス加入者に対して、無償での再送信とするものとする。ただし、乙が提供している緊急地震速報サービスに関しては、利用料金を含め乙所定の契約条件によるものとし、甲は乙に対して制限をかけないものとする。

3 甲及び乙は、再送信を実施するに当り必要な甲の設備及び乙の設備の改修等の費用に関して、自らの責任と負担において実施し、相手方に請求しないものとする。

（免責事項）

第5条 乙は、乙の設備の維持管理を乙の責任において実施するが、天変地災その他事故等により、再送信が実施できなかった場合でも、なんら責任を負わないものとする。

2 甲が実施する再送信の内容に関しては、甲の責任とし、乙は責任を負わないものとする。乙は、乙の緊急地震速報サービス加入者から再送信の内容に関する質疑、異議、請求等があるときは、これを甲に引き継ぐ。

（設備の維持管理）

第6条 甲の設備及び乙の設備は、別紙1に規定する。

2 本協定書で合意した再送信のため、甲及び乙は、各々の設備について各々の責任と負担において、維持管理を行うものとする。なお、甲が所有又は管理する施設内の乙の設備にかかる電気料金等は甲が負担するものとする。

3 乙は、再送信のために、甲の設備の点検が必要と判断した場合、甲の設備に立ち入り点検を実施することができるものとする。この場合、事後速やかに甲に点検の結果を報告するものとする。

（守秘義務）

第7条 甲及び乙は、本協定書に規定する業務の遂行にあたり知りえた相手方の事業上、技術上の事項について、第三者に開示してはならない。ただし、事前に甲・乙合意した事項に関してはこの限りではない。

（解除）

第8条 甲又は乙が、第2条の有効期間中に本協定書を解除しようとする場合には、1ヶ月前に相手方に書面にて通知することにより、本協定書を将来に向かって解除することができる。

（権利義務）

第9条 甲及び乙は、相手方の事前の承諾なく、本協定書上の地位、及び権利義務を第三者に譲渡し、引き受けさせ、その他処分しないものとする。

（協議事項）

第10条 協定書に定めのない事項については、誠意を持って甲及び乙協議の上定めるものとする。

本協定書合意の証として、本書を2通作成し甲・乙それぞれ各1通を保有する。  
令和5年2月10日

（甲）所在地 門真市中町1番1号  
名称 門真市  
代表者職氏名 市長 宮本 一孝

（乙）所在地 門真市末広町 28 番 27 号  
名称 株式会社ジェイコムウエスト北河内局  
代表者職氏名 局長 高雄 勝徳

## 26 災害時における生活物資の供給等（パナソニックホールディングス）

災害時における生活物資の供給等に関する協定書

門真市（以下「甲」という。）とパナソニックホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における生活物資の供給等に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、門真市域で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲及び乙が相互に協力し、被災者に迅速かつ円滑に生活物資（以下「物資」という。）を供給及び運搬できるよう必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、物資の確保を図る必要があると認めるときは、乙に対してその保有する物資の供給について物資供給要請書（別記様式第1号）により要請することができる。

ただし、緊急を要する場合には電話またはメール等で要請し、後日速やかに通知するものとする。

（物資の供給等）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、甲に物資を供給するものとする。

2 乙が甲に提供する物資の範囲は下記に掲げる物資とし、備蓄量について別記様式第2号の通りとする。

- (1) 乾電池（単一・単三・単四）
- (2) 乾電池式モバイルバッテリー
- (3) LEDランタン

3 前項に掲げる物資について、一定の保存期間が過ぎ老朽化が認められる場合は、乙が物資の入れ替えを行うものとする。

（物資の保管場所）

第4条 物資の保管場所及び受け渡し場所（別記様式第3号）は乙が指定する場所とする。

（物資の受渡し及び運搬）

第5条 物資の受渡し場所は乙が指定する場所とし、受渡し場所から物資を被災

者に届けるまでの運搬については甲が行うものとする。

（費用の負担）

第6条 物資の供給に要する運搬費用は、甲が負担するものとする。

2 第3条第2項に掲げる物資は、乙が負担するものとする。

（受け渡し連絡先等）

第7条 この協定を円滑に運用するために、甲乙双方の連絡先（別記様式第4号）及び備蓄先事業会社の連絡先（別記様式第5号）を定めるものとする。ただし、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（訓練の参加）

第8条 乙は、この協定による協力活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練に必要な応じて参加するものとする。

（協定の効力）

第9条 この協定の効力は、この協定の締結の日から生じるものとし、甲又は乙が書面をもってこの協定の終了を相手方に通知しない限り、継続するものとする。

（規定外事項）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲、乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上、各自その1通を保有する。

令和5年5月18日

（甲）	所在地	門真市中町1番1号
	名称	門真市
	代表者職氏名	門真市長 宮本 一孝

（乙）	所在地	大阪府門真市大字門真1006番地
	名称	パナソニックホールディングス株式会社
	代表者職氏名	執行役員 CSR・企業市民活動担当 三島 茂樹

## 27 災害時における被災者相談業務（大阪司法書士会）

### 災害時における被災者相談業務の実施に関する協定書

門真市（以下「甲」という。）と大阪司法書士会（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者支援のための相談業務に関して、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害及びこれに類する大規模な被害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に基づき、乙が実施する司法書士による被災者支援のための相談業務（以下「被災者相談業務」という。）について必要な事項を定めることにより、被災者相談業務を円滑かつ適切に実施し、もって災害時における市民の不安解消と生活の復興を図ることを目的とする。

#### （要請）

第2条 甲は、災害時において被災者相談の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができる。

2 前項のほか、乙が災害時において特に必要と認めるときは、乙は甲に対して被災者相談業務の実施を求めることができる。この場合において、甲が必要と認めるときは、乙に対して協力を要請する。

3 乙は、前2項の要請を受けた場合には、速やかに乙の会員の中から相談員を選出し、甲が指定する相談窓口相談員を派遣するものとする。

#### （要請手続）

第3条 前条第1項及び第2項に規定する要請は、甲が乙に対して、被災者相談業務を実施する日時、場所、期間その他の必要事項を明らかにした書面（別記様式第1号・2号）を交付して行うものとする。ただし、書面交付が困難な場合には、口頭、電話、電子メール等により要請し、追って書面を交付するものとする。

#### （被災者相談業務の範囲）

第4条 この協定により実施する被災者相談業務は、第1条の目的に鑑み、広く市民生活の復興に資する法制度等の情報の提供及び司法書士が取り扱うことができる業務に関し、次に掲げる相談を行うものとする。

- (1) 相談に関する相談
- (2) 不動産登記及び商業・法人登記に関する相談

- (3) 不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談
- (4) 成年後見制度に関する相談
- (5) その他、司法書士法に定める業務に関する相談

#### （被災者相談業務の実施）

第5条 甲は、被災者相談業務の実施にあたり、以下の業務を行うものとする。

- (1) 相談会の広報
  - (2) 相談会場の確保
  - (3) 関係機関、派遣先相談窓口、他の専門機関等との連絡調整
- 2 乙は、被災者相談の実施にあたり、以下の事項についての業務を行うものとする。
- (1) 相談員の派遣
  - (2) 相談の実施

#### （体制整備）

第6条 乙は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、必要と認められるときは、甲の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

2 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者（別記様式第3号）を置き、当該連絡責任者を変更したときは、速やかに相手方に通知するものとする。

3 甲及び乙は、平常時において、被災者相談業務を円滑かつ適切に実施するための情報交換を行うものとする。

#### （費用負担）

第7条 被災者相談業務における会場費及び広報費については、甲の負担とする。

2 被災者相談業務に従事する相談員の人件費その他の費用は、乙の負担とする。

#### （相談料）

第8条 この協定により実施する被災者相談業務における相談料は無償とし、相談者に負担を求めないものとする。

#### （損害の補償）

第9条 この協定に基づく被災者相談業務の実施において、乙が派遣した者に損害が生じた場合であって、甲の責めに帰すべき事由によらないものについての損害補償は、乙の責任において行う。ただし、明らかに甲の責めに帰する原因により乙が協力活動中に死亡もしくは負傷し、又は協力活動中に起因した疾病により死亡し、もしくは障害の状態となった場合は、甲が必要と認める範囲でその障害を補償する。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第10条 乙は、被災者相談業務を行うにあたり、業務上知りえた秘密を他人に漏らし  
てはならない。

2 乙は、この協定による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、門真  
市個人情報保護条例（平成11年門真市条例第14号）及び門真市個人情報保護条例施  
行規則（平成12年門真市規則第36号）を遵守しなければならない。

3 乙は、相談員に対し、前項の義務を遵守させるものとする。

4 乙は、第2項の個人情報について、万一、遺漏、盗難又は毀損等の事故が生じた  
場合には、直ちに甲に報告するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。  
ただし有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙の一方から相手方に対し、文  
書による異議の申出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延  
長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、  
その都度、甲乙双方が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を  
保有する。

令和5年7月3日

(甲) 所在地 門真市中町1番1号  
名称 門真市  
代表者職氏名 門真市長 宮本 一孝

(乙) 所在地 大阪府中央区和泉町一丁目1番6号  
名称 大阪司法書士会  
代表者職氏名 会長 谷 嘉浩

## 28 災害時における物資調達（コストコホールセール）

### 災害時における物資調達に関する協定書 AGREEMENT CONCERNING THE PROCUREMENT OF SUPPLIES AT THE TIME OF DISASTER

門真市（以下「甲」という。）とコストコホールセールジャパン株式会社（以下「乙」という。）とは、門真倉庫店における災害救助に必要な食糧、生活必需品等（以下「物資」という。）の調達協力について、次のとおり協定を締結する。

Kadoma city (hereinafter referred to as "the City") and Costco Wholesale Japan, LTD (hereinafter referred to as "Costco") have concluded an Agreement for cooperation in the procurement of food and necessities of life for disaster relief (hereinafter referred to as "Supplies") at Kadoma Warehouse as follows:

#### (趣旨)

#### 第 1 条

この協定は、門真市に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

#### (Objective)

#### Article 1

This Agreement shall provide the necessary matters for smooth implementation of the procurement of Supplies that the City performs in cooperation with Costco in the case that a large scale disaster has occurred or is likely to occur in Kadoma city.

#### (協力要請)

#### 第 2 条

甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資の調達について協力を要請することができる。

#### (Request for Cooperation)

#### Article 2

The City may request cooperation from Costco for the procurement of Supplies which Costco has and holds when the City needs supplies due to disasters.

#### (調達物資の範囲)

#### 第 3 条

甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるものうち、乙が保有する物資とする。

- ・別表に掲げる物資
- ・その他甲が指定する物資

#### (Scope of Procurement of Supplies)

#### Article 3

Supplies that the City requests from Costco are those that Costco has and holds from the following:

- ・ Supplies set forth in the Appendix
- ・ Any other Supplies designated by the City

#### (要請手続)

#### 第 4 条

甲は、出荷要請書（様式第 1 号）により、乙に対して要請手続を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに出荷要請書を提出するものとする。

#### (Request Procedure)

#### Article 4

The City shall request cooperation from Costco by submitting the Shipping Request Form (Form No.1). However, in case of extreme emergency, the City shall make a request to Costco orally and submit the Shipping Request Form soon after.

#### (協力の実施)

#### 第 5 条

乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、要請理由の内容及びその重大性並びに乙の状況に鑑みて、可能な限り協力するとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。ただし、次の事項に該当する場合は、この限りではない。

- ・ 災害により供給能力が低減した場合
- ・ 災害により他の優先義務が発生した場合
- ・ 乙が被災した場合
- ・ 乙が既存会員を優先すべきと判断した場合

Supplies. This Payment, etc. will be settled upon based on a reasonable price by consultation between both parties at the time just before the disaster.

(協議)

第 8 条

この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合については、その都度、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(Consultation)

Article 8

Any question arising out of, or in connection with, this Agreement or any matter not stipulated herein shall be settled in each time upon consultation between both parties.

(有効期間)

第 9 条

この協定の有効期間は、締結の日から 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の 1 ヶ月前までに、甲、乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から 1 年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

(Term of Agreement)

Article 9

This Agreement shall be effective for 1 year from the day of conclusion. This Agreement shall, however, be automatically renewed and continued from year to year unless either party gives to the other an expression of their intentions a month before the end of the term then in effect.

(その他)

第 10 条

甲及び乙は、本協定の締結にあたっては日本語を正とし、英語の記載は参照の都合上に限るものであることに合意し、日本語と英語に齟齬がある場合には、日本語を優先するものとする。

(Implementation of Cooperation)

Article 5

Costco, upon receiving a request from the City in pursuant to the provisions of the previous clause, shall endeavor to cooperate actively in preferential supplying and transporting of sales items; provided, however, that the City understands that Costco may not be able to satisfy the City's request due to Costco's reduced supply capacity, damage to Costco, supplying its members, or other additional duties resulting from the disaster.

(運搬)

第 6 条

運搬は、乙又は乙の指定する者が行う。ただし、必要に応じて、乙は甲に対して運搬の協力を求めることができる。

(Transportation)

Article 6

Costco or any person designated by Costco shall transport. Costco may, however, request the City's cooperation with regards to transportation as needed.

(支払)

第 7 条

甲は、乙が提供した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）については、乙からの請求書に基づき、遅滞なくその支払を行うものとする。

(Payment)

Article 7

The City must pay the cost of Supplies provided by Costco and cost of transportation (hereinafter referred to as "Payment, etc.") in accordance with the invoice from Costco without delay.

・ 甲が支払うべき代金等は、物資の供給及び搬出後、乙の提出する出荷確認書（様式第 2 号）等に基づき、甲、乙協議の上、運搬に要した経費は乙が負担した額を基準とし、また乙が提供した物資の代金は災害時直前における適正価格をもって決定するものとする。

・ The Payment, etc. that the City should pay shall be in accordance with the Shipment Confirmation (Form No.2) submitted by Costco after providing and transporting the

(other)

Article 10

The City and Costco agree that this Agreement shall be signed in Japanese and the text in English is for convenience of reference only, and in case there is an inconsistency in the two languages, the Japanese language shall prevail.

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

In witness whereof, the parties hereto have executed this Agreement in duplicate by placing their signatures and seals hereon, and each party shall keep one of the originals.

2023年8月23日

甲 (門真市)

大阪府門真市中町1番1号

門真市長 宮本 一孝

乙 (Costco)

千葉県木更津市瓜倉361番

コストコホールセールジャパン株式会社

代表取締役 ケン・テリオ

## 29 災害時における相互応援協定（兵庫県香美町）

### 災害時等における相互応援協定

大阪府門真市と兵庫県香美町（以下「協定市町」という。）は、相互扶助の精神に基づき、協定市町の区域内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、被災者救護等の実施が十分でない場合において、当該被災者救護等を実施するための応援体制に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （相互連絡体制の整備）

第1条 協定市町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局（以下「担当部局」という。）を定めるとともに、通信手段の多ループ化を図るなど、相互の迅速かつ円滑な情報伝達及び連絡系統の確立に努め、災害時等の場合には、連絡責任者名簿（別記様式第1号）により速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

#### （応援体制）

第2条 応援体制は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、水、毛布及び生活必需品などの避難者救護のための物資の提供
- (2) 職員の応援派遣
- (3) 前各号に定める応援体制以外において、協定市町が特に必要と認める応援については、双方、協議のうえ決定する

#### （応援要請の手続）

第3条 応援の要請をする場合は、電話等で連絡するとともに、速やかに応援要請書（別記様式第2号）により要請をするものとする。

#### （応援の実施）

第4条 応援の要請を受けた協定市町は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

2 協定市町は、応援の要請がない場合であっても、収集した情報等から緊急に応援出動することが必要であると認めるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を実施することができる。

3 自主的な応援を開始した場合は、応援の内容等について応援を受ける協定市町に連絡するものとする。

4 応援の要請を受けた協定市町が応援を実施できない場合には、当該要請をした協定市町に速やかにその旨を連絡しなければならぬ。

5 応援要請等により応援出動した協定市町は、応援を受けた協定市町に対し、応援活動終了後、速やかに実績報告書（別記様式第3号）により報告するものとする。

#### （指揮権）

第5条 応援を行う協定市町の職員が応援に従事するときは、応援を受ける協定市町の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

#### （応援経費の負担）

第6条 応援に要する経費は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、原則として応援を受ける協定市町の負担とする。

2 自主的な判断に基づいて行われた応援に係る経費については、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、応援を行う協定市町が負担するものとする。

3 前2項の規定によりがらぐときは、その都度協定市町が協議の上定めるものとする。

#### （災害補償等）

第7条 応援に派遣した職員が、業務執行中に負傷し、疾病にかかり若しくは死亡した場合は、業務執行中に負傷し、疾病にかかり障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する賠償の責務は、応援を行う協定市町が負うものとする。

2 応援に派遣した職員が、業務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援を受ける協定市町との往復途中において生じたものを除き、応援を受ける協定市町がその損害の責務を負うものとする。

#### （平常時における活動等）

第8条 協定市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、相互に地域防災計画その他必要な資料を交換するとともに、災害対策について研究するものとする。

(その他)

第9条 この協定による応援の実施については、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、協定市町が協議の上定めるものとする。

(本協定の効力)

第10条 この協定は、協定を締結した日からその効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定市町それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年11月28日

大阪府門真市  
門真市長 宮本 一 孝

兵庫県香美町  
香美町長 浜上 勇 人

### 30 災害時におけるキャンピングカーの提供（CAR SHOP ASSIST）

災害時におけるキャンピングカーの提供に関する協定書

門真市（以下「甲」という。）と有限会社CAR SHOP ASSIST（以下「乙」という。）とは、地震・風水害等（以下「災害」という。）が発生し又は発生するおそれがある場合に、甲の要請に基づき乙が取り扱うキャンピングカーの提供（以下「車両提供」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、甲及び乙が相互に協力し、被災者に対し迅速かつ円滑に生活環境を確保することができよう、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的な車両提供に係る必要な事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害（以下「対象災害」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第1項の規定により本市災害対策本部が設置された災害
- (2) 前号に掲げるもののほか、同号に規定する災害と同程度の緊急性を有する災害で、人命及び住家等に被害を及ぼし又は市民の日常生活に著しく支障をきたすおそれがある災害

（車両提供の要請）

第3条 甲は、対象災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、車両提供の実施が必要と認めるときは、乙に対し、メール又はFAXにて車両提供要請書（別記様式第1号）を送り、車両提供の実施の要請を行うものとする。

ただし、当該要請書により要請するいとまがない場合は、口頭で次に掲げる事項を通知することにより当該要請を行うことができる。その際には後日、速やかに当該要請書を作成し、乙に提出するものとする。

- (1) 災害が発生した日時
- (2) 災害の状況及び提供を必要とする理由
- (3) 必要とする車両の台数
- (4) 車両使用場所

- (5) 前各号に掲げるもののほか、車両提供に関する事項

（車両提供の報告）

第4条 乙は、車両提供を実施したときは、遅滞なく車両提供報告書（別記様式第2号）を甲に提出するものとする

- (1) 提供した車両台数
- (2) 提供先
- (3) 提供できる期間
- (4) 前2号に掲げるもののほか、車両提供に関する事項

（経費の負担）

第5条 提供車両の運用に必要な経費は甲が負担するものとする。

- 2 前項に定める以外の必要な経費が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする

（経費の支払い）

第6条 甲は、前条の規定により乙から経費の支払請求があった場合は、請求書を收受した日から30日以内に支払うものとする。

（提供車両の保管場所及び搬送）

第7条 提供車両の受渡し場所は乙が指定する場所とし、受渡し場所から被災地等に届けられるまでの搬送については甲が行うものとする。

（車両提供の期間）

第8条 車両提供の期間については7日間以内とし、甲は提供期間終了後、速やかに乙に返却するものとする。

ただし、災害状況等により期間を延長する必要があると甲が判断した場合は、甲乙協議の上、乙の営業に支障のない範囲で、甲は乙に対して提供車両延長要請書（別記様式第3号）を提出し、提供期間の延長を要請するものとする。

（協力体制の相互連携）

第9条 甲及び乙は、災害時における協力体制を円滑に行うため、定期的に防災対策について相互に連携を図り情報の交換を行う。

(連絡体制)

第10条 甲及び乙は、この協定を円滑に運用するために、甲乙双方の連絡先(別記様式第4号)を定めるものとする。ただし、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(協定の効力)

第11条 この協定の効力は、この協定の締結の日から生じるものとし、甲又は乙が書面をもってこの協定の終了を相手方に通知しない限り、継続するものとする。

(規定外事項)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上、各自その1通を保有する。

令和5年12月21日

(甲) 所在地 門真市中町1番1号  
名称 門真市  
代表者職氏名 門真市長 宮本 一孝

(乙) 所在地 門真市脇田町30番4号  
名称 有限会社 CAR SHOP ASSIST  
代表者職氏名 代表取締役 藤原 栄二

## 31 災害時における生活物資の供給等に関する協定（スギホールディングス）

災害時における生活物資の供給等に関する協定書

門真市（以下「甲」という。）とスギホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における生活物資の供給等の協力に関し、次のとおり協定の調達協力について、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、門真市において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し物資調達に関する物資要請書（別記様式第1号）により要請することができる。ただし、緊急を要するときは、口頭をもって申し出を行い、後日速やかに通知するものとする。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に要請する物資は、次の各号に掲げるもののうち、乙が可能な限り協力するものとする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が必要とし、乙が調達可能な物資

（協力の実施）

第4条 乙は、甲から協力要請を受けたときは、特別の理由がない限り、その要請事項を速やかに実施するとともに、その実施の状況を甲に連絡するものとする。

ただし、乙が被災した場合はこの限りではない。

2 乙は、前項の要請に応じることが困難な場合は、その旨を甲に連絡するとともに、今後の調達見通しを連絡するものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、次の2号または3号によるものとし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

2 物資の引渡し場所は、甲乙協議のうえ決定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、これを引取るものとする。

3 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は職員を派遣し、これを引き取るものとする。

4 乙は、物資を引渡す際に、納品書等を甲に提出し、甲は、納品書等に基づき数量等の確認を行うものとする。

（費用の負担）

第6条 物資の調達に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 物資の価格は、災害発生前の価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（代金等の請求及び支払）

第7条 乙は、物資の提供後、前条第2項で決定した価格に基づき、納品書及び請求書により代金を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の請求があった場合には、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を支払うものとする。

（連絡体制）

第8条 この協定を円滑に運用するために、甲乙双方の連絡先（別記様式第2号）を定めるものとする。ただし、期間の途中において内容の変更が生じた場合は速やかに報告するものとする。

（情報交換）

第9条 この協定の運用が円滑に行われるよう、適宜甲及び乙が相互に情報交換するとともに、必要に応じ資料の提供を行うものとする。

（訓練の参加）

第10条 乙は、この協定による協力活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練に必要に応じて参加するものとする。

（協定期間）

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を発するものとし、甲又は乙のいずれかが文書をもって協定の終了の通知を相手方に行わない限り、その効力が継続するものとする。

（事業所運営）

第12条 この協定に基づく甲の物資調達の要請に関しては、いかなる場合でも乙の事業所運営を妨げるものではない。

（協議事項）

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ決定する。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保管するものとする。

令和 6 年 8 月 21 日

甲 大阪府門真市中町1番1号  
門真市

門真市長 宮本 一孝

㊤

乙 愛知県大府市横根町新江62番地1  
スギホールディングス株式会社  
代表取締役社長 杉浦 克典

㊤

## 32 災害時における生活物資の供給等に関する協定（イオンリテール株式会社近畿カンパニー）

災害時における生活物資の供給等に関する協定書

門真市（以下「甲」という。）とイオンリテール株式会社近畿カンパニー（以下「乙」という。）は、災害時における生活物資の供給等の協力に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等による大規模な災害が発生し、または発生する恐れがある場合（以下「災害」という。）に、甲及び乙が相互に協力し、被災者に迅速かつ円滑に生活物資（以下「物資」という。）を供給及び運搬できるよう必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は災害時における応急処置のため、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し物資の供給を出荷要請書（別記様式第1号）により要請することができる。ただし、緊急を要するときは、口頭でもって申し出を行い、後日速やかに通知するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、物資の供給について可能な限り協力するものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資は、次の各号に掲げるものうち、乙が保有または調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他、甲が指定する物資  
(物資の引渡し)

第5条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、乙は出荷確認書（別記様式第2号）を甲に提出するものとする。甲は職員を派遣し、調達物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。

2 甲は、物資を確認後、速やかに受領確認書（別記様式第3号）を乙に提出するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が、供給した物資の価格及び物資の運搬を行ったときに要する費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、乙から前項の請求があった場合には、災害発生による混乱が沈静化した後速やかに代金を支払うものとする。

（物資の価格）

第7条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。  
(平常時の防災活動への協力)

第8条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進に対し、次の各号に掲げる事項について、可能な限り協力するものとする。

- (1) 甲と乙の店舗が共同で実施する防災啓発事業及び防災訓練
- (2) 甲が実施する防災啓発事業
- (3) 甲が実施する防災訓練への参加  
(連絡体制)

第9条 この協定を円滑に運用するために、甲乙双方の連絡先（別記様式第4号）を定めるものとする。ただし、期間の途中において内容の変更が生じた場合は速やかに報告するものとする。

（改正又は廃止）

第10条 この協定の改正又は廃止は、甲又は乙が文書をもって1ヶ月前以前に相手側に通知をしない限り、その効力を継続するものとする。  
(協議)

第11条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙、協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保管するものとする。

令和 6 年 9 月 30 日

甲 大阪府門真市中町1番1号  
門真市  
門真市長 宮本 一孝 ㊞

乙 大阪府福島区海老江1丁目1番23号  
イオンリテール株式会社  
執行役員近畿カンパニー支社長 川本 昌彦 ㊞

# 33 災害時における要配慮者等の避難行動支援及び避難スペースに関する協定（公益社団法人門真市シルバークンセンター）

## 災害時における要配慮者等の避難行動支援及び避難スペースの提供に関する協定書

門真市（以下「甲」という。）と公益社団法人門真市シルバークンセンター（以下「乙」という。）とは、大規模な災害（以下「災害等」という。）が発生した場合、甲が指定する特段の配慮が必要な要配慮者及びその家族等（以下「要配慮者等」という。）の避難行動支援及び避難スペースの提供に関し、次の通り協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害等が発生した場合、要配慮者等の避難行動支援を実施すると共に、乙の施設内に避難スペースを提供する等、乙が甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする

2 この協定で「要配慮者等」とは、次に掲げる者をいう。

- 1) 高齢者（65歳以上の者をいう。）のうち、介護保険法（平成9年法律第123号）第19条に規定する要介護認定又は要支援認定を受けており、避難所生活において特に配慮が必要な者
- 2) 障がい者（身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）のうち避難所生活において特に配慮が必要な者
- 3) 難病患者等（障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条に該当する者）のうち避難所生活において特に配慮が必要な者
- 4) 妊産婦及び乳幼児で、避難生活において特に配慮が必要な者
- 5) 前各号に掲げる者のうち、甲が介護、介助の配慮が特に必要と認める者の家族又は介護、介助者

（協力の範囲）

第2条 乙が協力する範囲は、概ね次に掲げるものとする。

- 1) 甲が調達する車両を運用し、要配慮者等の移転・移送業務（以下「避難行動支援」という。）を行う。ここにいう移転業務とは、門真市内指定避難所から門真市内福祉避難所等への移動をいし、移送業務とは、甲が指定した場所から門真市内福祉避難所等への移動をいう。

2) 乙の施設内において避難スペースの提供（避難行動支援要請）

第3条 乙は、甲から避難行動支援要請があった場合は可能な範囲において、協力するものとする。

2 甲の要請方法は、避難行動支援要請書（様式第1号）及び避難スペース提供要請書（様式第2号）の書面をもって手続きを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はメール等により要請し、事後速やかに要請書を送付するものとする。

（受話報告）

第4条 乙は、甲から第3条の規定による要請事項を受諾した場合は、甲に対し、避難行動支援受話書（様式第3号）及び避難スペース提供受話書（様式第4号）により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話、又はメール等により報告し、事後速やかに報告書を提出するものとする。

（避難スペースへの受入れ期間）

第5条 避難スペースへの受入れ期間は、原則として第3条に基づく要請から概ね2週間程度とする。なお、災害状況及び要配慮者等の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙に対して避難スペース利用延長申請書（様式第5号）により、期間の延長を申請するものとする。

2 要配慮者等の名簿について甲が作成する。（様式第6号）

（避難者に対する管理等）

第6条 甲は定期的に職員を派遣し、乙と連携しながら要配慮者等に対する健康状態のモニタリング、体調管理等について対応するものとする。

また、食料、飲料水及び生活物資については、甲が調達し、要配慮者等に配給を行うものとする。

（避難行動支援実績の報告）

第7条 乙は、避難行動支援が完了すれば、避難行動支援実績報告書（様式第7号）を甲に提出するものとする。

（経費）

第8条 第3条第1号の規定により乙が要した経費は、全て甲が負担するものとする。ただし、避難行動支援の範囲により難い必要な経費が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（経費の支払い）

第9条 乙は、前条の規定により避難行動支援において要した経費は請求書により甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の請求があった場合には、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を支払うものとする。

（損害補償）

第10条 避難行動支援時に生じた損害（第三者に対する損害も含む）の補償の取り扱いは、次のとおりとする。

1) 乙の避難行動支援活動中に乙が、自ら被り、又は第三者に与えた損害については、乙が補償する。ただし、明らかに甲の責めに帰する原因により乙が避難行動支援活動中に死亡もしくは負傷し、又は避難行動支援活動中に起因した疾病により死亡し、もしくは麻痺の状態となった場合は、甲が必要と認める範囲でその損害を補償する。

2) 甲が調達した車両を、乙が避難行動支援活動中に破損、盗難等の損害を生じさせた場合は甲が対応することとする。ただし、損害の生じた原因が乙の故意又は重大

な過失によるものであることが明らかである場合は、この限りではない。

(3) 乙より避難スペースとして提供を受けたスペースにおいて、要配慮者等が汚破損等の損害を与えた場合は、甲が補償する。

(訓練の参加)

第11条 乙は、この協定による協力活動が円滑に行われるように、甲が行う訓練に必要な応じて参加するものとする。

(個人情報の保護)

第12条 甲及び乙は、業務上知り得た要配慮者等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義や変更が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定の有効期間)

第14条 この協定の効力は、この協定の締結の日から生じるものとし、甲又は乙が書面をもってこの協定の終了を相手方に通知しない限り、継続するものとする。

上記、協定書を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年4月25日

(甲) 所在地 門真市中町1番1号  
名称 門真市  
代表者職氏名 門真市長 宮本 一孝

(乙) 所在地 門真市柳町11番2号  
名称 公益社団法人 門真市シルバークリニクスセンター  
代表者職氏名 理事長 北口 政昭

## 34 門真市災害医療センターにおける医療救護活動等に関する協定（社会医療法人弘道会 萱島生野病院）

門真市災害医療センターにおける医療救護活動等に関する協定書

門真市（以下「甲」という。）と社会医療法人弘道会 萱島生野病院（以下「乙」という。）とは、門真市災害医療センター（以下「市災害医療センター」という。）における運営、医療救護活動等に関し、次のとおり協定を締結する。

（基本方針）

第1条 甲は、門真市地域防災計画（以下「市防災計画」という。）に基づき、乙を市災害医療センターに指定するものとする。

2 乙は、市防災計画及び大阪府災害時医療救護活動マニュアルに基づき、甲及び府保健所等との密接な連携、協力のもと、医療救護活動等を実施するものとする。

（趣旨）

第2条 この協定は、市内において大規模災害が発生した場合、甲が乙の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護活動の要請等）

第3条 甲は災害が発生し、市防災計画の定めにより、門真市災害対策本部（以下「市災害対策本部」という。）が設置されたときは、門真市医療対策本部（以下「市医療対策本部」という。）を設置し、速やかに市内における医療機関の状況を把握するとともに、必要に応じて乙に市災害医療センターの設置を要請する。

2 乙は、前項の規定により設置された市災害医療センターにおいて傷病者に対する医療・救護の提供を行うものとする。

3 市医療対策本部が立ち上がっていない時点において、災害により負傷した者が多数いる又は早急に医療体制を整備する必要がある等、災害時における医療の提供の緊急性が高い場合は、乙は第1項の規定による要請の有無にかかわらず、市災害医療センターを設置できるものとする。

4 乙は前項の規定により諸活動を実施したときには、遅滞なく甲に報告するものとする。

5 乙が第3項の規定により諸活動を実施した後に、甲が第1項の規定に基づき諸活動の実施が必要と認めるときは、乙が諸活動を実施した時に要請があったものとみなす。

（活動内容）

第4条 市災害医療センターは、次の各号に掲げる活動を行う。

(1) 入院を必要とする中等症患者の受け入れ

(2) 受け入れ患者に対する診察もしくは二次トリージ及び必要最低限の応急処置

(3) 応急救護所と連携した患者受け入れに係る地域の医療機関の調整

(4) 受け入れ能力を超えた傷病者が来院した場合における、市外の医療機関への患者転送調整

(5) 医療救護班の受け入れ

(6) 市内の災害発生時における感染症対策支援

(7) 前各号に規定する活動に係る請求等の関連事務

(8) その他甲及び乙の協議により必要と認めるもの（情報の収集、伝達、共有）

第5条 甲及び乙は、被災負傷者、医療機関もしくは市災害医療センターの被災状況及び稼働状況等について、公衆回線網、衛星回線網、マルチチャネルアクセス（MCA）無線網、人的伝達方法等多様な伝達手段を用い、迅速かつ的確な把握に努め共有を図るものとする。

（医薬品等の供給）

第6条 甲は医療救護活動に必要な医薬品、医療・衛生材料その他の医療関係物品（以下「医薬品等」という。）の補給等、救護活動が円滑にできるよう必要な措置をとるものとする。

2 乙は平時から発災直後の医療救護活動において必要となる医薬品等の在庫管理又は供給元の確保に努めるものとする。

（医療費）

第7条 市災害医療センターにおける医療救護活動にかかる医療費については、患者等にその負担を求めない。ただし、保険診療が可能な場合にそれを妨げるものではない。

（費用弁償費）

第8条 甲の要請に基づき、もしくは甲の事後の承認を受けて、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は甲が負担するものとする。

(1) 市災害医療センターにかかる人件費

(2) 乙が調達・供給した医薬品等の費用

2 甲が負担する費用は、災害救助法（昭和22年法律第118号）及び災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）、災害救助法施行規則（昭和22年/総理府令、厚生省令、内務省令、/大蔵省令、/運輸省令/第1号）、大阪府災害救助法施行細則（昭和44年大阪府規則第48号）の規定に基づく額とする。

（扶助費）

第9条 甲の要請により医療救護活動に従事した者が負傷し、もしくは疾病にかかり又は死亡したときは、災害救助法の規定に基づき支給される扶助金の例により扶助費を支給するものとする。  
(医事紛争の措置)

第10条 甲の要請による医療救護活動に起因する医事紛争が生じた場合は、速やかに甲に報告するとともに、甲乙協議の上適切な措置を講ずるものとする。

(報告)

第11条 甲は、乙に市災害医療センターの諸活動の状況について随時報告を求めることができる。

(訓練)

第12条 乙は、市域で実施される医療救護に関する訓練に参加するものとする。

(個人情報の保護)

第13条 乙は、この協定に基づき市災害医療センターとして実施する諸活動において発生する個人情報の取り扱いについては、個人情報保護関連法規並びに医師法等の医療関連法規及び施設内の個人情報保護に関する内規に基づき適切に管理するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも何らの意思表示がないときは期間満了の日の翌日から1年間継続するものとし、以後同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年11月10日

甲 門真市中町1番1号

門真市

門真市長 宮本 一孝

乙 門真市上島町22番11号

社会医療法人 弘道会 萱島生野病院

院長 仲谷 信治

## 35 災害時における物資の供給に関する協定（コーナン商事）

災害時における物資の供給に関する協定書

門真市（以下「甲」という。）とコーナン商事株式会社（以下「乙」という。）との間において、災害時等における応急物資（以下「物資」という。）の確保・供給に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、門真市内に災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）、甲乙が相互に協力して、災害時の住民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（物資の要請等）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙に対して物資の供給を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたとき、速やかに物資を調達し適切な措置をとるとともに優先的供給に努めるものとする。ただし、乙が被災したときはこの限りではない。

3 乙は、要請による物資と数量について、応じ難いときは可能な範囲内で供給するものとする。

（供給物資）

第3条 甲が乙に要請する災害時の物資は、別表1「災害時における供給物資（基準）」の品目を基準とする。ただし、甲と乙が協議し、乙は可能な範囲で甲に対して災害時に必要な物資の供給に協力するものとする。

（要請方法）

第4条 甲は、乙に協力を要請する場合は、原則として書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後において書面を提出するものとする。

（物資の引取り）

第5条 物資の引取り場所は、門真市内の乙の店舗とし、甲は乙の提出する納品書等により確認のうえ物資を引き取るものとする。

2 甲は、必要に応じて乙に物資の運搬の協力を求めることができるものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が、甲に供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費（以下「物資の代金」という。）は、甲が負担するものとする。

2 物資の代金等の額は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（経費の請求及び支払）

第7条 乙は、物資の納入が完了したときは、物資の代金等について、請求書をもって甲

に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに支払うものとする。  
（情報交換及び提供）

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう必要に応じ相互に情報交換を行うものとし、平素から災害発生時に備えるものとする。

2 甲及び乙は、諸活動中に覚知した災害に関する情報について、必要に応じ相互に提供し合うものとする。

（連絡窓口）

第9条 この協定の窓口は、別紙「連絡体制表」のとおりとする。

（協定の期間及び更新）

第10条 この協定は、締結の日から適用し、甲乙いずれかから協定の解消の申し出がない限り、同一内容でもって継続するものとする。

（要請の優先順位）

第11条 この協定は甲と乙が締結するものであるが、甲からの要請が大阪府からの要請と重複した場合は、乙は大阪府からの要請を優先するものとする。

2 甲からの要請が、同様の協定を締結している地方公共団体の要請と重複した場合は、個別に協議するものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年1月29日

「甲」 大阪府門真市中町1番1号  
門真市長 宮本 一孝 ㊟

「乙」 大阪府堺市西区鳳東町4丁401番地1  
コーナン商事株式会社  
代表取締役社長 疋田直太郎 ㊟

## 36 災害時における避難スペースの提供に関する協定 (社会医療法人弘道会 門真介護医療院)

### 災害時における避難スペースの提供に関する

#### 協定書

#### 災害時における避難スペースの提供に関する協定書

門真市 (以下「甲」という。)と社会医療法人弘道会門真介護医療院 (以下「乙」という。)とは、大規模な災害 (以下「災害等」という。)発生時に乙の施設内に避難スペースを設け提供することに関し、次のとおり協定を締結する。

#### (趣旨)

第1条 この協定は、災害等が発生した場合、最も優先度が高い要配慮者及びその者を介護、介助する者 (以下「要配慮者等」という。)の避難スペースの提供、避難スペース利用者の建物内での上下移動に関し、必要な事項を定めるものとする。尚、乙の建物内昇降機 (エレベーター) が動作を停止している状態においては、避難スペース利用者の建物内での上下移動に関しては、甲が行うものとする。

2 この協定で「要配慮者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 高齢者 (65歳以上の者をいう。)のうち、介護保険法 (平成9年法律第123号) 第19条に規定する要介護認定又は要支援認定を受けており、避難所生活において特に配慮が必要な者
- (2) 障がい者 (身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。)のうち、避難所生活において特に配慮が必要な者
- (3) 難病患者等 (障がいの日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第4条及び児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第4条に該当する者)のうち、避難所生活において特に配慮が必要な者
- (4) 妊産婦及び乳幼児で、避難生活において特に配慮が必要な者
- (5) 前各号に掲げる者のうち、甲が介護、介助の配慮が特に必要と認める者の家族又は介護、介助者

#### (避難スペース提供要請及び受諾)

第2条 甲は、災害等発生時に避難スペースの提供について、乙に対し協力を要請することができる。

2 甲の要請方法は、避難スペース提供要請書 (様式第1号) の書面をもって受入れ手続きを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はメール等により要請し、事後速やかに要請書を送付するものとする。

3 甲は、当該要配慮者を介護、介助する家族等がいる場合は、受け入れ手続きを行い、乙はその者も併せて受け入れるものとする。ただし、介護、介助が必要であるが介護、介助する家族等がいない場合は、甲乙協議の上、受け入れの可否について決定するものとする。

門 真 市  
社会医療法人 弘道会  
門 真 介 護 医 療 院

4 乙は、前項の規定により甲から要請があったときは、事態の重要性を考慮の上、乙の運営している施設の状態に応じて、可能な範囲で受諾できるよう努めるものとする。

(受諾報告)

第3条 乙は、甲から第2条の規定による要請事項を受諾した場合は、甲に対し避難スペース提供要請受諾書(様式第2号)により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、又はメール等により報告し、事後速やかに報告書を提出するものとする。

(受入れ期間)

第4条 避難スペース提供期間は、原則として第2条に基づく避難スペースの提供開始日から2週間とする。なお、災害状況及び要配慮者等の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は、乙に対して避難スペース利用期間延長要請書(様式第3号)により期間の延長を要請するものとし、乙は、受諾した場合は、甲に対し避難スペース利用期間延長受諾書(様式第4号)により報告するものとする。ただし、これにより難い場合は甲乙協議の上、決定するものとする。

(要配慮者等に対する管理等)

第5条 甲は、乙の避難スペースへ定期的に職員を派遣し、要配慮者等の健康状態のモニタリング、体調管理等について対応するものとする。また、食料、飲料水及び生活物資(以下「生活物資等」という。)については、甲が調達し、要配慮者等に配給を行うものとする。

(経費)

第6条 前条の規定において、甲が生活物資等の配給を滞った場合、乙が甲に代わって要配慮者等に生活物資等の提供を行った場合は、その要した経費は、全て甲が負担するものとする。

(経費の支払い)

第7条 乙は、前条の規定により要した経費及び避難スペース利用者に対して医療・看護・介護等に要した経費は全て請求書により甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の請求があった場合には、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を支払うものとする。

(燃料の調達)

第8条 災害発生時、甲が乙に避難スペース提供を要請した場合、乙が継続して避難スペースにおいて電源の使用が可能となるように、甲は乙に優先的に非常用発電機(燃料(軽油)を調達し、提供するものとする。ただし、非常用発電機が諸条件による問題が生じることにより、機能しない場合は、乙が避難スペース利用者に提供できる便宜はなくなるため、原則、避難スペース利用者は、

すみやかに退出しななければならない。

(訓練の参加)

第9条 乙は、この協定による協力活動が円滑に行われるように、甲が行う訓練に必要に応じて参加するものとする。

(個人情報保護)

第10条 甲及び乙は、避難スペースの提供にあたり業務上知り得た要配慮者等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(連絡調整体制の整備)

第11条 この規定を円滑に運用するために、甲乙双方の連絡先(様式第5号)を定めるものとする。ただし、期間の途中において内容の変更が生じた場合は速やかに報告するものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義や変更が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定の有効期間)

第13条 この協定の効力は、この協定の締結の日から生じるものとし、この協定の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。なお、更新にあたっては、その都度必要に応じて甲乙協議し、協定内容を見直すものとする。

上記協定書を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年2月2日

(甲) 所在地	門真市中町1番1号
名称	門真市
代表者 職氏名	門真市長 宮本 一孝
(乙) 所在地	門真市新橋町33番12号
名称	社会医療法人 弘道会
代表者 職氏名	門真介護医療院 院長 村上 達也

## 【資料13－1 災害救助法の対象項目と程度、方法及び期間並びに実費弁償の額】

(大阪府災害救助法施行細則、令和4年11月1日)

救助の程度、方法及び期間 別表第1 (第3条関係)

救助の種類		救助の程度及び方法	救助の期間
避難所 及び応 急仮設 住宅の 供与	避難所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。</li> <li>2 学校、公民館等既存建物を利用するのを原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。</li> <li>3 設置のため支出することができる費用は、設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第4条第2項の避難所については、建物の使用謝金及び光熱水費）とし、1人1日につき330円以内とする。</li> <li>4 福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。)を設置した場合は、3の金額に、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。</li> <li>5 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。</li> </ol>	<p>法第4条第1項第1号の避難所については災害発生の日から7日以内、同条第2項の避難所については法第2条第2項の規定による救助を開始した日から災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日又は災害が発生し同条第1項の規定による救助を行う旨を同条第3項の規定により公示した日までの期間以内</p>

救助の種類		救助の程度及び方法	救助の期間
応急仮設住宅		<p>住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者で、かつ、自らの資力では住宅を得ることができないものに、次に掲げる住宅を供与する。</p> <p>1 建設型応急住宅(次に掲げる方法により建設して供与するものをいう。以下同じ。)</p> <p>イ 設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。</p> <p>ロ 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、知事が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出することができる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,285,000円以内とする。</p> <p>ハ 同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置することができる。</p> <p>ニ 福祉仮設住宅(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設置を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する2人以上のものに供与する施設をいう。)を建設型応急住宅として設置することができる。</p> <p>ホ 災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置する。</p> <p>ヘ 供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出することができる費用は、当該地域における実費とする。</p> <p>2 賃貸型仮設住宅(次に掲げる方法により民間賃貸住宅を借上げて供与するものをいう。)</p> <p>イ 一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて1口に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出することができる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の借主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。</p> <p>ロ 災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。</p>	完成の日から2年以内
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	炊き出しその他による食品の給与	<p>1 避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者(以下この項において「被災者」という。)に対して行う。</p> <p>2 被災者が直ちに食することができる現物による。</p> <p>3 支出することができる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日につき1,180円以内とする。</p>	災害発生の日から7日以内
	飲料水の供給	<p>1 災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。</p> <p>2 支出することができる費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	災害発生の日から7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		<p>1 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)又は全島避難等(一定の地域の全ての居住者等が避難等することをいう。)により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又は損傷したこと等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。</p> <p>2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。</p> <p>イ 被服、寝具及び身の回り品</p> <p>ロ 日用品</p> <p>ハ 炊事用具及び食器</p> <p>ニ 光熱材料</p> <p>3 支出することができる費用は、季別及び世帯区分により、1世帯につき次の表</p>	災害発生の日から10日以内

救助の種類		救助の程度及び方法						救助の期間
		に掲げる額の範囲内とする。						
		世帯区分						
区分		季別	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上増す 毎1人増す 額の算定額
住家の全壊、全焼又は 流失により被害を受け た世帯		夏季	円 18,700	円 24,000	円 35,600	円 42,500	円 53,900	円 7,800
		冬季	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300
住家の半壊、半焼又は 床上浸水により被害を 受けた世帯		夏季	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600
		冬季	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600
備考 「夏季」とは4月1日から9月30日までに災害が発生した場合をいい、「冬季」とは10月1日から翌年3月31日までに災害が発生した場合をいう。								
医療及び助産	医療	<p>1 災害のため医療のみちを失った者に対して応急的に処置する。</p> <p>2 救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、医師、薬剤師等の医療関係者又は施術者(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゅう師又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定する柔道整復師をいう。以下同じ。)が、病院若しくは診療所又は施術所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律又は柔道整復師法に規定する施術所をいう。以下同じ。)において行うことができる。</p> <p>3 次の範囲内において行う。</p> <p>イ 診療</p> <p>ロ 薬剤又は治療材料の支給</p> <p>ハ 処置、手術その他の治療及び施術</p> <p>ニ 病院若しくは診療所又は施術所への収容</p> <p>ホ 看護</p> <p>4 支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>イ 救護班による場合 使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費</p> <p>ロ 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬の額以内</p> <p>ハ 施術所による場合 協定料金の額以内</p>						災害発生の日から14日以内
	助産	<p>1 災害発生の日以前7日以内又は当該日以後7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産のみちを失ったものに対して行う。</p> <p>2 次の範囲内において行う。</p> <p>イ 分べんの介助</p> <p>ロ 分べん前及び分べん後の処置</p> <p>ハ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p> <p>3 支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>イ 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費</p> <p>ロ 助産師による場合 慣行料金の100分の80以内の額</p>						分べんした日から7日以内
被災者の救出		<p>1 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出する。</p> <p>2 支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。</p>						災害発生の日から3日以内

救助の種類	救助の程度及び方法	救助の期間
被災した住宅の応急修理	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害のため住家が半壊し、半焼し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。</li> <li>2 居室、炊事場、便所等の日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行う。</li> <li>3 支出することができる費用は、1世帯につき次に掲げる額以内とする。 イ ロに掲げる世帯以外の世帯 5,195,000円 ロ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円</li> </ol>	災害発生の日から3月以内(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6月以内)
生業に必要な資金の貸与	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。</li> <li>2 生業を営むために必要な機械、器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。</li> <li>3 貸与することができる金額は、次の額以内とする。 イ 生業費 1件につき30,000円 ロ 就職支度費 1件につき15,000円</li> <li>4 貸付期間は2年以内で、利子は無利子とする。</li> </ol>	災害発生の日から1月以内
学用品の給与	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失、損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校の児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校の生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等の生徒等(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、専修学校及び各種学校の生徒並びに高等専門学校の学生をいう。以下同じ。)に対して行う。</li> <li>2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。 イ 教科書 ロ 文房具 ハ 通学用品</li> <li>3 支出することができる費用は、次の額以内とする。 イ 教科書代 (1) 小学校の児童及び中学生の生徒 教科書の発行に関する臨時措置法</li> </ol>	災害発生の日から、教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内

救助の種類	救助の程度及び方法	救助の期間
	<p>(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び当該教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費</p> <p>(2) 高等学校等の生徒等 正規の授業で使用する教材を給与するための実費</p> <p>ロ 文房具及び通学用品費</p> <p>(1) 小学校の児童 1人につき 4,700円</p> <p>(2) 中学校の生徒 1人につき 5,000円</p> <p>(3) 高等学校等の生徒等 1人につき 5,500円</p>	
埋葬	<p>1 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。</p> <p>2 次の範囲内において、原則として棺又は棺材等の現物をもって行う。</p> <p>イ 棺(附属品を含む。)</p> <p>ロ 埋葬及び火葬(賃金職員等雇上費を含む。)</p> <p>ハ 骨つぼ及び骨箱</p> <p>3 支出することができる費用は、1体につき、大人213,800円以内、小人170,900円以内とする。</p>	災害発生の日から10日以内
死体の搜索	<p>1 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。</p> <p>2 支出することができる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	災害発生の日から10日以内
死体の処理	<p>1 災害の際死亡した者について、死体に関する処理を行う。</p> <p>2 次の範囲内において行う。</p> <p>イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置</p> <p>ロ 検案</p> <p>ハ 死体の一時保存</p> <p>3 検案は、原則として救護班によって行う。</p> <p>4 支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用</p> <p>1体につき 3,500円以内</p> <p>ロ 死体の一時保存のための費用</p> <p>(1) 既存建物を利用する場合 当該施設の借上費について通常の実費</p> <p>(2) 既存建物を利用することができない場合 1体につき5,400円以内</p> <p>(3) ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合 当該地域における通常の実費を加算することができる。</p> <p>ハ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内</p>	災害発生の日から10日以内
災害によって住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去	<p>1 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。</p> <p>2 支出することができる費用は、各市町村の区域において要したロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、障害物の除去を行った当該市町村の区域内の1世帯につき平均が138,300円以内とする。</p>	災害発生の日から10日以内

救助の種類	救助の程度及び方法	救助の期間
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	1 次の範囲内において行う。 イ 被災者の避難に係る支援 ロ 医療及び助産 ハ 被災者の救出 ニ 飲料水の供給 ホ 死体の搜索 ヘ 死体の処理 ト 救助用物資の整理配分 2 支出することができる費用は、当該地域における通常の実費とする。	当該救助の実施が認められる期間以内

備考：救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、延長することがある。

実費弁償の額 別表第2（第4条関係）

救助業務従事者の区分		実費弁償の額		
		日当	時間外勤務手当	旅費
政令第4条第1号から第4号までに掲げる者	医師及び歯科医師	22,300円	日当の額を7.75で除して得た額を勤務時間1時間当たりの給与額として職員の給与に関する条例（昭和40年大阪府条例第35号）第21条第2項の規定により算定した額以内	職員の旅費に関する条例（昭和40年大阪府条例第37号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額以内
	薬剤師	16,900円		
	保健師、助産師、看護師及び准看護師	17,900円		
	診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士	16,900円		
	救急救命士	14,200円		
	土木技術者及び建築技術者	15,100円		
	大工	22,800円		
	左官	23,700円		
	とび職	24,900円		
政令第4条第5号から第10号までに掲げる者		業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内		

扶助金の支給基礎額 別表第3（第6条関係）

対象者	支給基礎額
政令第8条第2項第2号に規定する労働基準法（昭和22年法律第49号）に規定する労働者でない者	事故発生の日前1年間におけるその者の所得（通常得ている所得以外の所得を除く。以下同じ。）の額を365で除して得た額に相当する額とする。ただし、その者の所得額が、その地方で同様の事業を営み、又は同様の業務に従事する者の事故発生の日から1年間の所得の平均額を365で除して得た額（以下「標準収入額」という。）を超えるときは、原則として標準収入額に相当する額とする。
政令第8条第2項第3号に規定する救助に関する業務に協力した者	<p>1 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和27年政令第429号。以下「警察協力者令」という。）第5条第2項に規定する額に相当する額とする。</p> <p>2 事故の発生した日において他に生計のみちがなく、主として政令第8条第2項第3号に規定する協力者（以下「協力者」という。）の扶助を受けていた者を扶養親族とし、扶養親族のある協力者については、1の金額に警察協力者令第5条第3項に定める額を加算する。</p>

## 【資料14－1 門真市災害弔慰金の支給等に関する条例】

### 門真市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年6月20日

門真市条例第37号

改正 昭和50年3月24日 門真市条例第8号  
昭和52年3月30日 門真市条例第13号  
昭和53年6月26日 門真市条例第16号  
昭和56年10月1日 門真市条例第15号  
昭和57年12月20日 門真市条例第17号  
昭和62年3月30日 門真市条例第5号  
平成3年12月25日 門真市条例第18号  
平成23年9月29日 門真市条例第19号  
令和元年9月24日 門真市条例第27号  
令和元年12月18日 門真市条例第34号

(目的)

**第1条** この条例は、自然災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給し、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた住民に災害障害見舞金の支給を行い、及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し災害援護資金を貸し付け、もって住民の福祉に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

2 この条例において「住民」とは、災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有していた者をいう。

(災害弔慰金の支給)

**第3条** 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）第1条に規定する災害（次項及び第5条から第7条までにおいて単に「災害」という。）により死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

2 災害弔慰金の額は、死亡者1人当たり、死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては5,000,000円とし、その他の場合にあっては2,500,000円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に第6条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(遺族の範囲等)

**第4条** 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する遺族の範囲とし、その順位は、次の各号に掲げる順序とする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫及び祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくして同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち市長が適当と認める者に災害弔慰金を支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

（死亡の推定及び支給の制限）

**第5条** 災害による死亡の推定及び災害弔慰金の支給の制限については、法第4条及び第5条の規定によるものとする。

（災害障害見舞金の支給）

**第6条** 災害により住民が負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（次条において「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（災害障害見舞金の額）

**第7条** 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては2,500,000円とし、その他の場合にあっては1,250,000円とする。

（準用）

**第8条** 災害障害見舞金の支給の制限については、法第5条の規定を準用するものとする。

（災害援護資金の貸付け）

**第9条** 法第10条第1項に規定する災害により同項に規定する被害を受けた世帯で令第4条の定めるところにより算定したこれに属する者の所得の合計額が令第5条で定める額に満たないものの世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行う。

2 災害援護資金の貸付額は、1世帯当たり3,500,000円以内において市長が定める。

（保証人及び貸付利率）

**第10条** 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期

間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセント以内で規則で定める率とする。

- 3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還期間)

**第11条** 災害援護資金の償還期間は、10年以内とする。

(償還方法等)

**第12条** 災害援護資金の貸付けに係る支払猶予、報告等、償還方法、一時償還、違約金については、法第13条及び令第7条第3項、第4項、第8条、第9条、第12条の規定によるものとする。

(償還金の減免)

**第13条** 市長は、特別の理由があると認めるときは、災害援護資金の償還金を減額し、又は免除することができる。

(市長への委任)

**第14条** この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(門真市災害見舞金等支給条例の一部改正)
- 2 門真市災害見舞金等支給条例（昭和43年条例第17号）の一部を次のように改正する。  
第4条に次の1項を加える。  
2 その他の災害による死亡の場合において、門真市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（昭和49年門真市条例第37号）第3条第1項に規定する災害により死亡した場合には、前条第1項第2号に規定する災害弔慰見舞金は支給しない。

**附 則**（昭和50年3月24日門真市条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和52年3月30日門真市条例第13号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の門真市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例第3条第2項及び第6条第2項の規定は、昭和51年9月7日以後に生じた災害から適用する。

**附 則**（昭和53年6月26日門真市条例第16号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の門真市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例第3条第2項及び第6条第2項の規定は、昭和53年1月14日以後に生じた災害から適用する。

**附 則**（昭和56年10月1日門真市条例第15号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(適用区分)
- 2 この条例による改正後の門真市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例第3条第2項及び第6条第2項の規定は、昭和55年12月14日以後に生じた災害から適用する。

**附 則**（昭和57年12月20日門真市条例第17号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の門真市災害弔慰金の支給等に関する条例第6条、第7条及び第8条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

（門真市災害見舞金等支給条例の一部改正）

- 3 門真市災害見舞金等支給条例（昭和43年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「門真市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例」を「門真市災害弔慰金の支給等に関する条例」に改める。

**附 則**（昭和62年3月30日門真市条例第5号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の門真市災害弔慰金の支給等に関する条例第9条第2項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

**附 則**（平成3年12月25日門真市条例第18号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の門真市災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「新条例」という。）第3条第2項の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、新条例第7条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、それぞれ適用する。

- 3 新条例第9条第2項の規定は、平成3年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

**附 則**（平成23年9月29日門真市条例第19号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例による改正後の門真市災害弔慰金の支給等に関する条例第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について適用する。

**附 則**（令和元年9月24日門真市条例第27号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の門真市災害弔慰金の支給等に関する条例第10条及び第12条の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対

する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

**附 則**（令和元年12月18日門真市条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 【資料14－2 門真市災害見舞金等支給条例】

### 門真市災害見舞金等支給条例

昭和43年3月28日

条例第17号

改正 昭和49年3月30日 門真市条例第25号  
昭和49年6月20日 門真市条例第37号  
昭和57年3月31日 門真市条例第4号  
昭和57年12月20日 門真市条例第17号  
平成12年3月29日 門真市条例第6号  
平成24年9月28日 門真市条例第26号  
令和3年3月22日 門真市条例第5号

(目的)

**第1条** この条例は、本市に居住する者が交通災害及びその他の災害により被害を受けた場合において支給する災害見舞金等に関し必要な事項を定め、もつて市民の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 交通災害 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第8号に規定する車両その他による事故により人身に受ける災害（過失に基づく自損行為を含む。）をいう。
- (2) その他の災害 火災、風水害、震災又は犯罪行為（交通災害の要因となるものを除く。）による災害をいう。
- (3) 犯罪行為 人の生命を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為及び過失による行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為を除く。）をいう。

一部改正〔平成12年門真市条例6号〕

(支給要件)

**第3条** 次の各号のいずれかに該当する場合においては、それぞれ当該各号に掲げる見舞金等を支給するものとする。

- (1) 本市内において発生した交通災害により死亡した場合 交通災害弔慰見舞金
- (2) 本市内においてその他の災害に罹り死亡した場合 災害弔慰見舞金
- (3) 本市内においてその他の災害に罹り現に居住している家屋が被害を受けた場合  
災害見舞金
- (4) 前号の被害を受けた場合において市長が必要と認めた場合 市長が認めた金品

2 前項の災害見舞金等の額は、別表のとおりとする。

(支給制限)

**第4条** 交通災害による死亡の場合において、当該交通災害がその者の故意又は重大な過失により生じたものであるときには、前条第1項第1号に規定する交通災害弔慰見舞金は支給しない。

2 その他の災害による死亡の場合において、当該その他の災害がその者の故意若しくは重大な過失により生じた犯罪行為であるとき又は門真市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年門真市条例第37号）第3条第1項に規定する災害により死亡したときには、前条第1項第2号に規定する災害弔慰見舞金は支給しない。

一部改正〔平成12年門真市条例6号〕

（請求期間）

**第5条** 災害見舞金等の請求は、交通災害又はその他の災害により被害を受けた時から2年以内になければならない。

（見舞金等の返還）

**第6条** 前条に規定するもののほか、虚偽その他不正な手段により第3条第1項に規定する見舞金等を受けた者があるときは、それらを返還させることができる。

（委任）

**第7条** この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和49年3月30日門真市条例第25号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和49年6月20日門真市条例第37号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和57年3月31日門真市条例第4号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和57年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の門真市災害見舞金等支給条例別表の規定は、施行日以後に発生した災害から適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。

**附 則**（昭和57年12月20日門真市条例第17号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成12年3月29日門真市条例第6号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**（平成24年9月28日門真市条例第26号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の門真市災害見舞金等支給条例別表の規定は、平成24年8月14日以後に発生した災害から適用する。

**附 則**（令和3年3月22日門真市条例第5号）

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の門真市災害見舞金等支給条例第2条第2号及び第3号並びに第4

条第2項の規定は、この条例の施行の日以降に発生する災害について適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

種類	区分	金額	
		交通災害弔慰見舞金	交通災害による死亡の場合
災害弔慰見舞金	その他災害による死亡の場合	1人につき	50,000円
災害見舞金	全焼、全壊の場合	複数世帯 30,000円	単身世帯 20,000円
	半焼、半壊、床上浸水の場合	複数世帯 20,000円	単身世帯 10,000円
その他市長が必要と認めた場合	その他の災害による死亡以外の場合において市長が必要と認めた場合	炊き出し、その他食品の支給、その他	

備考

- (1) 全焼、全壊とは、本市内に居住する者の家屋の火災、風水害及び震災による被害面積がその家屋の延床面積のおおむね7割以上の場合をいう。
- (2) 半焼、半壊とは、本市内に居住する者の家屋の火災、風水害及び震災による被害面積がその家屋延面積のおおむね5割以上7割未満の場合をいう。
- (3) 床上浸水とは、本市内に居住する者の家屋が風水害等により床上以上に浸水し一時的に居住できないもの及び土砂等のたい積物のため床上浸水と同様の状態の場合をいう。

## 【資料14-3 災害による被害者に対する門真市税の減免に関する条例】

災害による被害者に対する門真市税の減免に関する条例

昭和59年12月26日

門真市条例第24号

改正 平成7年3月31日 門真市条例第9号

平成30年9月25日門真市条例第17号

令和2年6月22日門真市条例第29号

(目的)

**第1条** 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害（以下「災害」という。）による被害者の納付すべき市民税及び固定資産税（以下「市税」という。）の減免及びその申請については、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）その他の法令に別に定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(市民税の減免)

**第2条** 市民税の納税義務者（個人に限る。以下同じ。）が災害により次の表に掲げる事由に該当することとなつた場合においては、当該納税義務者が納付すべき被災年度（当該災害により同表に掲げる事由に該当することとなつた日（以下本項において「被災日」という。）の属する年度をいう。）分の市民税額のうち、被災日以後に納期の末日が到来する納期分に係る税額（特別徴収の方法により徴収する市民税にあつては、被災日の属する月の翌月以後において徴収すべき月割税額。以下同じ。）について、同表に掲げる軽減率により軽減し、又は免除する。

事由	軽減率
1 死亡したとき	10割
2 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助又は生活扶助以外の扶助を受けることとなつたとき	10割
3 障害者（法第292条第1項第10号に規定する障害者をいう。以下同じ。）となつたとき	9割
4 重傷（治療に2月以上を要し、障害者となるに至らない程度の負傷をいう。）を負うこととなつたとき。	6割

2 市民税の納税義務者（納税義務者の法第292条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は同項第9号に規定する扶養親族を含む。）の所有に係る住宅（自己が居住する場合に限る。）又は家財（主として趣味又は娯楽のために使用するものを除く。）につき、災害により受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補填される金額を除く。）がその住宅又は家財の価格の10分の3以上であるもので、前年中の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、附則第34条第4項に規定する課税長期譲渡所得金額（法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、附則第35条第5項に規定する課税短期譲渡所得金額（法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、当該金額を含む。）が10,000,000円以下である者であつて、当該納税義務者が納付すべき被災年度（当該年度により損害を受けた日（以下本項において「被災日」という。）の属する年度をいう。）分の市民税額のうち、被災日以後に納期の末日が到来する納期分の税額について、次の表に掲げる区分により軽減し、又は免除する。

損害の程度		合計所得金額		
		5,000,000円以下のとき	5,000,000円を超え7,500,000円以下のとき	7,500,000円を超え10,000,000円以下のとき
軽減率	10分の5以上のとき	10割	5割	2割5分
	10分の3以上10分の5未満のとき	5割	2割5分	1割2分5厘

3 前2項の規定にかかわらず、被災日（前2項にそれぞれ規定する被災日をいう。）が1月1日から3月31日までの間である場合には、被災年度（前2項にそれぞれ規定する被災年度をいう。）の翌年度分の市民税についても前2項において規定するそれぞれの軽減率により軽減し、又は免除することができる。

4 第1項及び第2項の規定に基づき、市民税について重複して軽減することとなる場合には、それぞれに規定する軽減率を加えて得た率（その率が10割を超える場合は、10割とする。）を適用する。

（土地に対する固定資産税の減免）

**第3条** 災害により農地又は宅地が流失、水没、崩壊その他の損害を受け、作付不能又は使用不能となつた場合には、当該農地又は宅地に係る被災年度（当該損害を受けることとなつた日（以下

本項において「被災日」という。)の属する年度をいう。)分の固定資産税額のうち、被災日以後に納期の末日が到来する納期分に係る税額について、次の表に掲げる区分により軽減し、又は免除する。

損害の程度	軽減率
1 被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるとき	10割
2 被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき	8割
3 被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき	6割
4 被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき	4割

2 災害により損害を受けた農地又は宅地以外の土地に係る固定資産税については、前項の規定の例によりその税額を軽減し、又は免除する。

(家屋に対する固定資産税の減免)

**第4条** 災害により家屋が損害を受けた場合には、当該家屋に係る被災年度（当該災害を受けることとなった日（以下本条において「被災日」という。）の属する年度をいう。）分の固定資産税額のうち、被災日以後に納期の末日が到来する納期分に係る税額について、次の表に掲げる区分により軽減し、又は免除する。

損害の程度	軽減率
1 家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき	10割
2 主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	8割
3 屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	6割
4 畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	4割

(償却資産に対する固定資産税の減免)

**第5条** 災害により損害を受けた償却資産に係る固定資産税については、前条の規定の例により軽減し、又は免除する。

(被災日が1月2日から3月31日の場合における固定資産税の減免の特例)

**第6条** 前3条の規定において、被災日（第3条第1項及び第4条にそれぞれ規定する被災日をいう。）が1月2日から3月31日の間である場合には、被災年度（第3条第1項及び第4条にそれぞれ規定する被災年度をいう。）の翌年度分の固定資産税についても、前3条において規定する

それぞれの軽減率により軽減し、又は免除することができる。

(減免の申請)

**第7条** 前5条の規定により市税の減免を受けようとする者は、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(委任)

**第8条** この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行し、昭和59年4月1日（以下「適用日」という。）以後に生じた災害に係る市税の減免から適用する。

(経過措置)

2 改正前の災害による被災者に対する門真市税の減免に関する条例（以下「旧条例」という。）第2条第2項の規定は、適用日から施行日の前日までの間において生じた災害に係る市税の減免に限り、なおその効力を有する。

(減免額の調整)

3 前項に規定する場合を除き、適用日から施行日の前日までの間に生じた災害により旧条例の規定に基づき市税の減免を受けた者の減免額は、この条例の規定による減免額の全部又は一部とみなす。

**附 則**（平成7年3月31日門真市条例第9号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の災害による被害者に対する門真市税の減免に関する条例第2条第2項の規定は、平成7年1月17日以後に生じた災害に係る市税の減免から適用し、同日前に生じた災害に係る市税の減免については、なお従前の例による。

**附 則**（平成30年9月25日門真市条例第17号）

(施行期日)

1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定（「控除対象配偶者又は同項第8号」を「同一生計配偶者又は同項第9号」に改める部分に限る。）以外の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の災害による被害者に対する門真市税の減免に関する条例第2条第2項の規定は、平成31年度以後の年度分の市民税についての適用し、平成30年度分までの市民税については、なお従前の例による。

**附 則** (令和2年6月22日門真市条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

【資料14-4 応急仮設住宅建設候補地】

(まちづくり部調べ、令和7年3月現在)

	候補地名称	住 所	整備面積 (㎡)
1	新橋公園	新橋町5	1,191.18
2	中町公園	中町1	1,602.00
3	東打越公園	打越町12	2,700.44
4	幸福町公園	幸福町28	2,654.12
5	北打越公園	打越町30	8,478.67
6	下三ツ島公園	三ツ島2丁目11	2,633.70
7	若葉公園	深田町1	1,735.79
8	下馬伏南公園	脇田町15	2,208.80
9	四宮公園	四宮4丁目4	12,848.55
10	弁天池公園	岸和田1丁目8	34,777.78
11	速見町公園	速見町10	2,288.20
12	一番柳田町北1号公園	一番町10	1,000.00
13	大橋町公園	大橋町10	1,821.40
14	東江端町3号公園	東江端町8	3,054.40
15	岸和田1号公園	岸和田3丁目22	1,720.30
16	四宮1号公園	四宮2丁目9	2,070.90
17	四宮3号公園	四宮6丁目9	3,795.26
18	元町中央公園	元町14	1,097.35
19	門真南公園	三ツ島3丁目3	1,936.01
20	東江端町2号公園	東江端町4	1,362.91
合 計			90,977.76

※ 1,000㎡以上の都市公園及びその他の都市公園から、公園内の状況及び公園までの進入路等を勘案し抽出

※ 1戸当たり50㎡を想定（「大阪府地震被害想定に基づく備蓄等の考え方」より）

## 【資料 15－1 防災機能を有する施設一覧表】

防災機能	施設名称	備考
災害対策本部	市役所別館 3階 第三会議室	中町 1-1
災害対策本部事務局	市役所別館 3階 厚生会会議室	中町 1-1
災害対策本部 代替地	第 1 位 市役所本館 大会議室	中町 1-1
	第 2 位 総合体育館 2階 武道室	中町 11-70
	第 3 位 南部市民センター	島頭 4-4-1
災害対策本部事務局 代替地	第 1 位 総合体育館 2階 研修室	中町 11-70
記者発表会場	市役所本館 2階 入札室	中町 1-1
医療対策本部	保健福祉センター	御堂町 14-1
市災害医療センター	萱島生野病院	上島町 22-11
ボランティア活動拠点	門真市社会福祉協議会	御堂町 14-1
災害医療協力病院	摂南総合病院	柳町 1-10
	蒼生病院	北島 288
	萱島生野病院	上島町 22-11
備蓄場所	【資料 7－3】参照	
ヘリポート候補地	【資料 10－3】参照	
救援物資一時集積場	総合体育館 メインアリーナ (物資管理：同施設 1階 会議室 1)	中町 11-70
	市立公民館	新橋町 34-24
遺体安置所	総合体育館 サブアリーナ (検案/検視：同施設 1階 多目的スタジオ)	中町 11-70
応急危険度判定作業場候補地	総合体育館 2階 武道室 (災害対策本部として未利用時)	中町 11-70
	総合体育館 1階 会議室 2	

【様式 1 職員動員報告書】

職員動員報告書

(部局名)

(災害名)

(課名)

(年月日)

年

月

日～

日

(警報、注意報発令時間)

日

時

分

所属長

印

(配備体制)

	部局長・次長級以上	課長～課長補佐級	主任級	主査級～係員	従事時間
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

【様式2 非常無線通信用紙】

非常無線通信用紙

No.

種 類			
発信局名		受信番号	
受付日		受付時分	
名 宛			
指 定		局内心得	
本 文			
発 信 人	住 所 氏 名		
	受 発 状 況		
	受 信		発 信
相 手 局		相 手 局	
受 付 時 分		発 信 時 分	
相 手 局 担 当 者		相 手 局 担 当 者	
受 信 者		発 信 者	

## 【様式3 防疫活動完了報告書】

### 防疫活動完了報告書

1. 災害発生年月日
2. 災害の原因
3. 災害の概要
4. 府または市のとった措置の概要
  - (1) 災害対策本部の活動（防疫実施の方針及び主要作業日程を含む）
  - (2) 災害救助活動
    - (ア) 医療救護
    - (イ) 給水作業（災害救助としての給水の他、防疫としての給水作業も一括すること）
  - (3) 災害防疫活動
    - (ア) 予防宣伝
    - (イ) 調査指導
    - (ウ) 検病調査
    - (エ) 患者処理
    - (オ) 飲料水の確保および井戸の消毒
    - (カ) 家具の消毒および消毒薬の使用法
    - (キ) そ族昆虫駆除の実施方法
    - (ク) 避難所の防疫指導
    - (ケ) し尿処理の指導
    - (コ) 泥土、堆積物の処理および清潔方法
    - (サ) その他特記すべき事項
5. 感染症の発生状況
6. 予防接種
7. 感染症指定医療機関の被害状況
8. 予算の概要

【様式4 遺体対策票】

遺 体 対 策 票

災害遺体番号		第	号
死亡者	氏名		
	住所		
	遺骨処理番号	第	号
	焼骨日時場所		
引取人	氏名		
	住所		
	死亡者との関係		
	引取年月日	年	月 日
遺留品	処理番号	第	号
	保管所		
備考			
納骨場所			

【様式5 遺留品処理票】

遺留品処理票

災害遺体番号		第	号
死亡者	氏名		
	住所		
	主な遺留品		
引取人	氏名		
	住所		
	死亡者との関係		
	引取年月日	年	月 日
遺留品	処理番号	第	号
	保管所		
備考			
遺留品保管場所			

【様式6 遺体対策台帳】

遺 体 対 策 台 帳

対 策 年 月 日	遺 体 発 見 の 日 時 所 及 び 場 所	死 亡 者 氏 名	遺 族		洗 浄 等 の 処 置 費			遺 体 の 一 時 保 存	検 案 料	実 支 出 額	備 考
			氏 名	死 亡 者 と の 関 係	品 名	数 量	金 額				
							円	円	円	円	
計	—	人	—	—	—						



## 【様式9 緊急通行車両確認申出書、確認証明書及び標章】

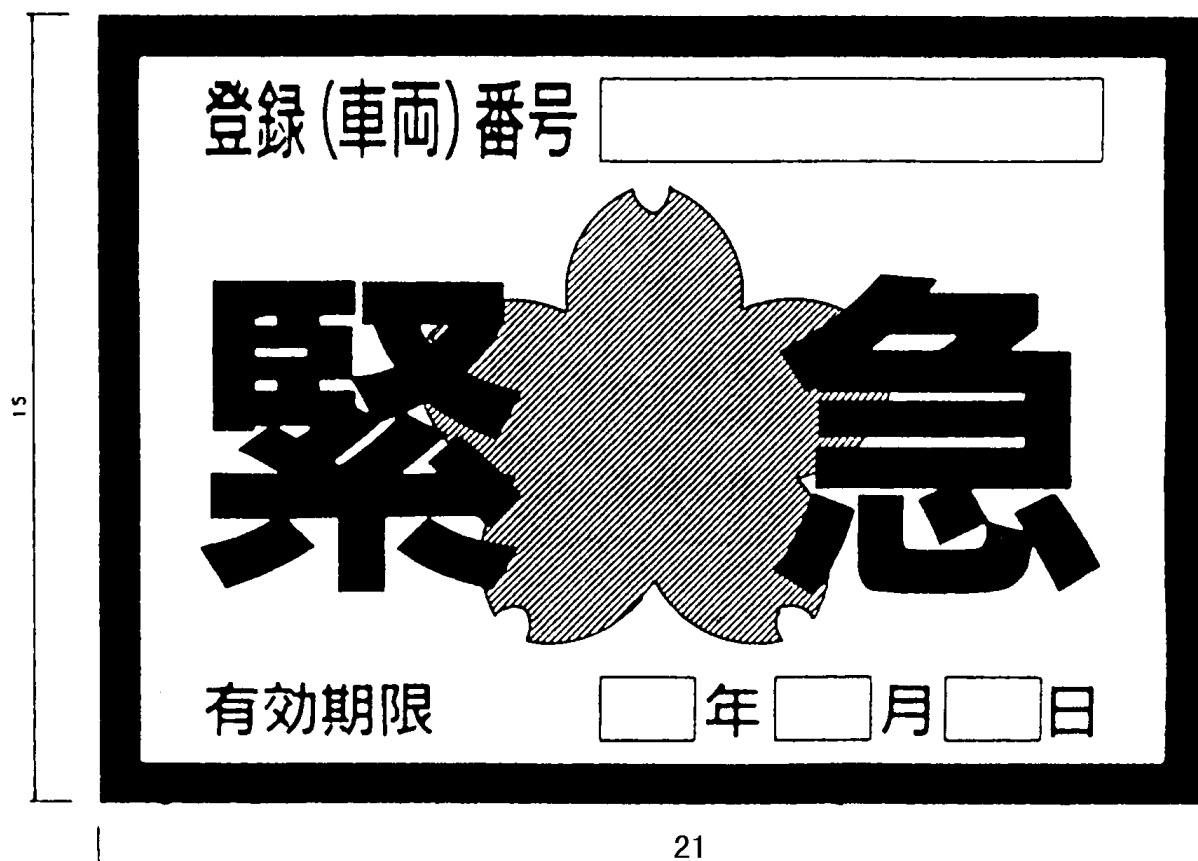
別記様式第3(第6条関係)

		年 月 日
大阪府知事 殿 大阪府公安委員会 殿		
緊急通行車両確認申出書		
申出者 住 所		
氏 名		
番号標に表示されている番号		
車両の使用用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)		
活 動 地 域		
車 両 の 使 用 者	住 所	( ) 局 番
	氏 名 又 は 名 称	
緊 急 連 絡 先	住 所	( ) 局 番
	氏 名 又 は 名 称	
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。



◎標章



備考

1. 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、「登録(車両)番号」並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
2. 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

## 【様式 10 避難所状況報告書】

※ 第1報においては、分かるものだけで報告してもかまいません。

避難所名		災害対策本部報告先
開設日時	月 日 ( ) 時 分	FAX
報告日時	月 日 ( ) 時 分	電話
報告者		災害対策本部 受信者名

避難者数	約 人	男女比	男：女 = :
要配慮者	負傷者 人	障がい者・児 人	要介護(3-5) 人
	乳児 人	外国人 人	車イス利用者 人
			妊婦 人

稼働状況 ○×記入	水道	電気	ガス	電話
	防災無線	FAX	インターネット	

周辺の状況	建物安全確認	未実施 ・ 安全 ・ 要注意箇所 ( )
	人命救助	不要 ・ 必要 (約 人) ・ 不明
	延焼	なし ・ 延焼中 (約 件) ・ 大火の危険
	道路状況	通行可 ・ 渋滞 ・ 片道通行 ・ 通行不可
	建物倒壊	ほとんどなし ・ あり (約 件) ・ 不明

緊急を要する事項	(負傷者の状況・程度、歩行の不可等の詳細を箇条書き)			
参集者 氏名 (学校管理者・市職員)	人			

## 【様式 11 避難者名簿】

避難所名 \_\_\_\_\_

No \_\_\_\_\_

	ふりがな 氏 名	年齢	性別	住所	入所 日時	退所 日時	特別な配慮	公表の 可否※
1	( )		男・ 女				障がい( ) 要介護( ) 乳児,妊婦,外国( ) その他( )	
2	( )		男・ 女				障がい( ) 要介護( ) 乳児,妊婦,外国( ) その他( )	
3	( )		男・ 女				障がい( ) 要介護( ) 乳児,妊婦,外国( ) その他( )	
4	( )		男・ 女				障がい( ) 要介護( ) 乳児,妊婦,外国( ) その他( )	
5	( )		男・ 女				障がい( ) 要介護( ) 乳児,妊婦,外国( ) その他( )	
6	( )		男・ 女				障がい( ) 要介護( ) 乳児,妊婦,外国( ) その他( )	
7	( )		男・ 女				障がい( ) 要介護( ) 乳児,妊婦,外国( ) その他( )	
8	( )		男・ 女				障がい( ) 要介護( ) 乳児,妊婦,外国( ) その他( )	
9	( )		男・ 女				障がい( ) 要介護( ) 乳児,妊婦,外国( ) その他( )	
10	( )		男・ 女				障がい( ) 要介護( ) 乳児,妊婦,外国( ) その他( )	
11	( )		男・ 女				障がい( ) 要介護( ) 乳児,妊婦,外国( ) その他( )	
12	( )		男・ 女				障がい( ) 要介護( ) 乳児,妊婦,外国( ) その他( )	
13	( )		男・ 女				障がい( ) 要介護( ) 乳児,妊婦,外国( ) その他( )	
14	( )		男・ 女				障がい( ) 要介護( ) 乳児,妊婦,外国( ) その他( )	
15	( )		男・ 女				障がい( ) 要介護( ) 乳児,妊婦,外国( ) その他( )	

## 【様式 12 避難者カード】

避難所名 \_\_\_\_\_

No \_\_\_\_\_

①入所年月日		年 月 日		②住 所 電話番号	〒  ( ) -
③あなたの家族で「ここに避難した人だけ」記入してください。					
ふりがな 氏 名		年齢	性別		
世帯主	( )		男・女		
	( )		男・女		
ご家族	( )		男・女	⑤親族など 連絡先	氏名 住所 ( ) -
	( )		男・女		氏名 住所 ( ) -
	( )		男・女	⑥避難情報	あなたの家族は全員避難していますか。 イ. 全員避難した                   ハ. 不明 ロ. まだ残っている。⇒どなたですか。 ( ) ( ) ( ) ( )
	( )		男・女	⑦安否情報	あなたの家族は全員連絡が取れましたか。 イ. 全員連絡が取れた。 ロ. まだ取れていない。⇒どなたですか。 ( ) ( ) ( ) ( )
	( )		男・女		
	( )		男・女		
⑧特別な配慮				⑨ペットの状況等	
家族の中に、病気、食事制限、アレルギーなどの特別な配慮や、車イス利用者、障がい者・児、要介護(3~5)、妊婦などの方がいるなど、避難所生活での注意点があつたらお書きください。				ペットの種類 ( ) 計 頭( ) 同行・置き去り・行方不明 ペットの種類 ( ) 計 頭( ) 同行・置き去り・行方不明 【備考】	
⑩家族をはじめ関係機関等から安否確認があつた際、様式に記載の情報を使用しますので正確に記入ください。 ※情報の提供に関し相談が必要な方は、本様式を提出の際に申し出てください。					
退出年月日		年 月 日			
転出先		〒 電話番号( ) -			
備考(この欄には記入しないでください。)					登録
					在宅
					退所

【様式 13 食料依頼伝票】

食料依頼伝票

避難所名

No

避難所	依頼日時		月 日 ( ) 時 分	依頼No		
	ふりがな 担当者名		( )	電話		
	依頼数	避難者用	食 (うち やわらかい食事 食)			
		在宅避難者用	食 (うち やわらかい食事 食)			
合計		食 (うち やわらかい食事 食)				
その他の依頼内容						
災害対策本部	受信日時		月 日 ( ) 時 分	受付No		
	処理時刻		月 日 ( ) 時 分	受付者		
	配 送 数	内 訳	避難者用	食 (うち やわらかい食事 食)		
			品名		数量	
			品名		数量	
	配 送 数	内 訳	在宅避難者用	食 (うち やわらかい食事 食)		
			品名		数量	
			品名		数量	
	合計		食 (うち やわらかい食事 食)			
	発注業者		( )			
配送業者			車両ナンバー			
配送確認日時		年 月 日 ( ) 時 分				

【様式 14 物資管理伝票】

物資管理伝票

避難所名

依頼時	避難所 ⇒ 災害対策本部			
	品名	サイズ等	利用者数	必要数
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

No

受取時		災害対策本部が発注した業者 ⇒ 避難所			
日時	搬入者 車両No	搬送元	受取数	備考	受取 確認者
/ : /					
/ : /					
/ : /					
/ : /					
/ : /					
/ : /					
/ : /					
/ : /					
/ : /					
/ : /					

利用時	避難所内	
	日付 数量	日付 数量
/	/	/
/	/	/
/	/	/
/	/	/
/	/	/
/	/	/
/	/	/
/	/	/
/	/	/
/	/	/

「サイズ等」欄には、利用者の用途にあった物資を依頼するために、要望や緊急度を記載します

【様式 15 物資受渡簿】

物資受渡簿

避難所名		No									
受取		配布									
日時	品名・内容	受取数	搬送者 /業者	提供者 ・発送元	記入者	備考	日付 数量	日付 数量	日付 数量	備考	
1 / ..							/	/	/		
2 / ..							/	/	/		
3 / ..							/	/	/		
4 / ..							/	/	/		
5 / ..							/	/	/		
6 / ..							/	/	/		
7 / ..							/	/	/		
8 / ..							/	/	/		
9 / ..							/	/	/		
10 / ..							/	/	/		

- 物資等の受領時に、記載します。
- この用紙は、避難所で保管します。
- 受取数は、品名の個数であり、搬送用に詰めたダンボールの個数ではありません。

## 【様式16 自衛隊の災害派遣及び撤収要請書】

	文書番号
	年 月 日
大阪府知事様	
	市町村長
自衛隊の災害派遣要請について	
災害対策基本法68条の2の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼します。	
記	
1. 災害の状況及び派遣を必要とする事由	
2. 派遣を希望する期間	
3. 派遣を希望する区域及び活動内容	
4. その他参考となるべき事項	

	文書番号
	年 月 日
大阪府知事様	
	市町村長
自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について	
年 月 日付第 号により依頼した自衛隊の災害派遣要請について、下記のとおり撤収要請を依頼します。	
記	
1. 撤収要請日時	
2. 派遣された部隊	
3. 派遣人員及び従事作業の内容	
4. その他参考となるべき事項	

## 【様式17 公用令書】

従事第	号	公 用 令 書		
		住 所 氏 名		
		災害対策基本法第71条の規定に基づき次のとおり <span style="font-size: 2em;">[</span> 従事 <span style="font-size: 2em;">]</span> を命ずる。 協力		
		処分権者氏名		(印)
従事すべき業務				
従事すべき場所				
従事すべき期間				
出頭すべき日時				
出頭すべき場所				
備 考				

備考：用紙は日本工業規格A4とする。

保管第	号	公 用 令 書		
		住 所 氏 名		
		災害対策基本法 <span style="font-size: 2em;">[</span> 第 71 条 <span style="font-size: 2em;">]</span> の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。 第78条第1		
		年 月 日		(印)
保管すべき 物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

備考：用紙は日本工業規格A4とする。

管理第 号

## 公 用 令 書

住 所  
氏 名

災害対策基本法〔第 71 条  
第78条第1〕の規定に基づき、次のとおり管理・使用・収用する。

年 月 日

処分権者 氏名 (印)

名称	数量	所在場所	範囲	期間	引渡 月日	引渡場所	備 考

備考：用紙は日本工業規格A4とする。

変更第 号

## 公 用 変 更 令 書

住 所  
氏 名

災害対策基本法〔第 71 条  
第78条第1項〕の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）  
にかかる処分を次のとおり変更したので同法施行令第34条第1項の規定によりこれを交付する。

年 月 日

処分権者氏名 (印)

変 更 し た 処 分 の 内 容

備考：用紙は日本工業規格A4とする。

取消第 号

## 公 用 取 消 令 書

住 所  
氏 名

災害対策基本法 [ 第 71 条 ] の規定に基づく公用令書 ( 年 月 日第 号 )  
第78条第1項  
にかかると処分を取消したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。

年 月 日

処分権者氏名

(印)

備考：用紙は日本工業規格A4とする。

【様式18 応援等要請のための連絡事項】

応援等要請のための連絡事項

※いずれかに●

送信時間

応援等の要請

増隊要請 (第 報)

〇〇 年 月 日 時 分

(消防庁長官又は都道府県知事) 殿

(被災地の市町村長)

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援等に関する事項を連絡します。

災害発生日時	〇〇 年 月 日 時 分頃
災害発生場所	都道府県 市区町村
応援等要請日時	〇〇 年 月 日 時 分
災害の状況	
活動を要望する地域	
要望する活動	

・必要な都道府県大隊

対象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊 ※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項		
必要な隊、資機材		

・必要な部隊 ※必要な隊(部隊)に●を付ける。必要(部)隊数が分かる場合は、隊数を記入。

部隊名		連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊	
	指揮支援隊	
	航空指揮支援隊	
航空部隊	航空小隊	
	航空後方支援小隊	
エネルギー・産業基盤災害即応部隊		
NBC災害即応部隊		
土砂・風水害機動支援部隊		

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

【様式 19 参集途上被災状況報告書】

整理番号	参集途上被災状況報告書	年	月	日
			時	分
報告者名	所 属			
住 所	TEL ( )			
報告要旨	私見等			
概要図				
<input type="checkbox"/> <b>情報</b> : 人的被害(死者、負傷者、行方不明)、建築物被害(流失、床上浸水、床下浸水、全焼、半焼、全壊、半壊)の場所、被害の状況、数量の推定等、参集途上において情報の収集を行う。				

【様式 20 災害連絡票】

災 害 連 絡 票		整理番号
受付日時	年 月 日 午前・午後	時 分 受付者
<b>■通報者</b>		
氏名		
連絡先	住所 門真市	付 近
電話 (        ) (        ) (        )		
<b>■通報内容</b>		
いつ	年 月 日 午前・午後	時 分
どこで	連絡先と同じ	
住所	町	番 号
目標物		
なにが		
どうした		
<b>▼指示内容</b> (指示・報告・確認)		※担当者が記入
日時	月 日 午前・午後	時 分
内容		
<b>◆処理内容</b>		
担当部	担当者	
処理日時	時 月 日 午前・午後	時 分
処理内容		
処理済み後は、災害対策本部へ連絡		

【様式 21 各種被害状況報告書】

災 害 概 況 即 報

災害名

(第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
市 町 村	
報告者名	
電話番号	

災 害 の 概 況	災害種別					発生日時	年 月 日 時 分			
被 害 の 状 況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況										

【様式22 相談対応票】

相 談 対 応 票

整理番号 ー

□ (受付日時) 年 月 日 午前・午後 時 分 (受付者)	
■ 相談者 (□ 来庁 □ 電話 □ その他)	
氏 名	
連 絡 先	1 住 所 内・付近
	2 電 話
■ 相談内容	
い つ	月 日 午前・午後 時 分
ど こ で	1 連絡先と同じ
	2 住 所 丁目 番 号 内・付近
	3 目 標 物
な に が ど う し た	<input type="checkbox"/> 救命・救助 <input type="checkbox"/> ライフライン (配電、電気、ガス) <input type="checkbox"/> 給付・貸付
	<input type="checkbox"/> 被災建築物応急危険度判定 <input type="checkbox"/> 避難場所 <input type="checkbox"/> 住宅
	<input type="checkbox"/> 住家等被災判定調査 <input type="checkbox"/> ごみ・し尿・がれき・消毒 <input type="checkbox"/> その他
▼ 引継事項 *担当者が記入	
(内 容)	
● 処理内容 *処理担当部局が記	
(担当部局)	(担当者)
(処理日時) 月 日 午前・午後 時 分頃	
(処理内容)	
*処理済み後は災害対策本部へ連絡	

【様式23 義援金・救援物資受付記録簿】

義援金受付記録簿

作成者
部局名：
氏名：

受付番号	受入日	金額 (円)	寄贈者氏名・住所	指定配付先	受入区分
					振込 郵送等 直接 現金 小切手
					振込 郵送等 直接 現金 小切手
					振込 郵送等 直接 現金 小切手
					振込 郵送等 直接 現金 小切手
					振込 郵送等 直接 現金 小切手
					振込 郵送等 直接 現金 小切手
					振込 郵送等 直接 現金 小切手
					振込 郵送等 直接 現金 小切手

## 救援物資受付記録簿

作成者
部局名：
氏 名：

受付番号	受入日	物資名	寄贈者氏名・住所	指定配付先	受入区分
					郵送等 直接
					郵送等 直接
					郵送等 直接
					郵送等 直接
					郵送等 直接
					郵送等 直接
					郵送等 直接
					郵送等 直接
					郵送等 直接
					郵送等 直接

---

# 門真市地域防災計画

## 【資料編】

---

令和8年3月

門真市総務部危機管理課  
〒571-8585 門真市中町1番1号  
電話 06(6902)1231(大代表)  
072(885)1231(代表)

---